

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第31号
2007.6

目次

巻頭言

法整備支援の進展と法整備支援連絡会への期待
駿河台大学総長 竹下 守夫…………… 1

特集1

第8回法整備支援連絡会 国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 3
基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」
カンボジア王国司法大臣 アン・ヴォンワッタナ…………… 9
基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」
駿河台大学総長 竹下 守夫…………… 14
基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫…………… 26
報告「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」
独立行政法人国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ長
桑島 京子…………… 31
報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組、基本方針について」
日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏…………… 37
報告「法務省の法整備支援に関する取組、基本方針について」
法務総合研究所国際協力部長 稲葉 一生…………… 41
報告「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」
一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 布井 千博…………… 45
報告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について(調査・研究)」
アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ長
小林 昌之…………… 50
報告「各機関の法整備支援活動の現状等に関するアンケート結果報告」
国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 54
資料…………… 82

特集2

カンボジア王国司法大臣招へい 国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 153

国際研修

第2回カンボジア法曹養成支援研修
東京地方裁判所判事 関根 澄子…………… 158

国際協力の現場から

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して
日本国際協力センター研修監理員 岡林 直子…………… 171
拝啓、N先輩 国際協力専門官 九鬼 隆史…………… 178

E-MAIL

…………… 157, 170, 177, 181

国際協力部からのお知らせ

…………… 182

ICD NEWS 記事索引

…………… 183

～ 巻頭言 ～

「法整備支援の進展と法整備支援連絡会への期待」



駿河台大学総長
竹下守夫

法整備支援に関わる者にとって喜ばしいことに、法整備支援の社会的認知度も、最近、徐々に高まりつつあるように見える。本年4月11日に、ロザリン・ヒギンス国際司法裁判所所長を迎えて開催された記念講演会「国際社会と法の支配」（外務省・国連大学・国連大学協力会主催）の折、外務省国際法局長の開会の挨拶で、国際社会における法の支配に対する我が国の貢献の一つとして法整備支援が挙げられた。また聞くところによると、麻生外務大臣も、再三、カンボジアの司法官職養成校の教官として現地で活躍している日本の裁判官、検察官に言及されているとのことである。

このように法整備支援の社会的認知度が、徐々にではあれ高まってきたのは、JICA、法務総合研究所国際協力部などの関係諸機関・関係各位の広報活動に負うところが少なくないが、それとともに我が国の法整備支援がその広がりや深まりの両面で進展してきたことに、その主な理由があると思われる。ここで、法整備支援の広がりとは、支援対象国および我が国で法整備支援に関わる機関・組織・人の広がりを指す。対象国でいえば、先行したベトナム、カンボジアから、現在では、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、ミャンマー、モンゴル、フィリピンなどに拡大している。また、支援機関・組織は、政府諸機関、日本弁護士連合会、国際民商事法センターはもとより、日本貿易振興会、名古屋大学、神戸大学、慶応義塾大学などにも及んでいる。一方、法整備支援の深まりとは、法整備支援の実践に加えて、その理論的研究による理解の深化、また実践面での、相手国に対する支援の高度化を指す。法整備支援の実践も、現在では、基本法典の起草支援、相手国の法律家を我が国に招いて行う本邦研修などから、起草された法典の相手国における普及の支援、附属法令の整備、相手国法律家による自国の法曹養成の支援などと次第に高度化している（法務省法務総合研究所国際協力部『法整備支援に学ぶ』（平成19年1月）所収の諸論考、国際協力機構カンボジア法制度整備プロジェクト・カンボジア民事訴訟法作業部会編著『カンボジア王国民事訴訟法・同附属法案集・民事訴訟法要説』（平成19年1月）参照）。

法整備支援のこのような進展は、近時における政府の法整備支援ないしODAに関わる一連の政策的動向を、その背景ないし基盤とするものといえる。政府は、「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日）の提言に基づき、司法制度改革推進計画の一環として法整備支援の推進を図ったのをはじめ、新ODA大綱（平成15年8月29日閣議決定）において、開発途上国の「発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。」と述べて、法整備支援に従来より一層積極的

位置付けを与えた。さらに、国際的政策金融の在り方を直接の課題とするものであったとはいえ、有識者検討会の報告書（座長・原田明夫国際民商事法センター理事長「海外経済協力に関する検討会報告書」平成18年2月28日）の示す海外経済協力に係る基本的視点を踏まえて、その提言に従い、内閣に海外経済協力政策全体の「司令塔」としての海外経済協力会議を設置し、また、ODA実施機関をJICAに一元化して、ODAを中心とする海外経済協力をより戦略的、効果的に実行する体制を整えたことも、間接的ながら法整備支援を推進する方向に作用するものと思われる。

法整備支援の広がりや深まりの両面での進展は、もちろん、政府の政策的動向のみで実現されたわけではなく、JICA、法務省法務総合研究所、国際民商事法センターなど直接・間接にODAと関わる諸機関や、そのプロジェクトに参加する個人、また、各大学等の研究機関など、全国に所在する多くの機関・組織・個人のイニシアティブ・活動に負うところが大きい。また、日本弁護士連合会国際交流委員会のように、ODAとは関わりなく、民の立場で法整備支援に取り組んでいる組織・団体も、その数を増しているものと思う。

その中であって、平成12年1月に法務省の提唱によって開始された「法整備支援連絡会」が果たしてきた役割も大きく、高く評価されてしかるべきである。当初から深く関わってこられた三ヶ月元法務省特別顧問及び山下輝年元国際協力部教官によれば、第1回会議は、とりあえず関係各機関の情報交換・情報共有を目的として、法務省内の会議室で開催されたが、その折には今後継続的に開催されるとは考えていなかったとのことである（三ヶ月『司法評論Ⅲ』103頁以下、山下「第5回法整備支援連絡会」ICD NEWS 第14号13頁以下）。しかし、その後、回を重ねるごとに内容が充実し、情報交換を中心としつつも、法整備支援の意義・目的、法整備支援の実践の在り方、その当面する課題、国内体制の在り方などについて議論を深める場へと変遷してきた。会議の場も、第1回は法務省大会議室、第2回は国際協力総合研修所、第3回は法務省浦安総合センターと転々としたが、第4回以降は、大阪中之島合同庁舎の国際会議場に定着した。また、会議への参加者も、必ずしも法整備支援関係者に限らず、特に大阪中之島合同庁舎の国際会議場となつてからは、関西方面を中心に有力な研究者・法律実務家の出席も少なくない。

このように、法整備支援連絡会は、これまで法整備支援に対する一般の関心を高め、また、関係諸機関相互の連携と情報交換・情報の共有化に寄与してきたが、法整備支援とりわけ人材養成が大学などの研究機関にまで広がり、また、その実践に加えて理論的研究にまで深められるに至った現在（最近の成果として、香川孝三・金子由芳『法整備支援論』2007年）、その役割もまた従来の枠から少し踏み出すことがあってもよいように思う。法整備支援の性質上、今後もその実践が中心となることには変わりはないと思うが、海外経済協力あるいは開発援助の中における法整備支援の位置付け、アジア法研究の視点から見た法整備支援、比較法的に見た我が国の法整備支援の特色と課題などの諸問題も、時には取り上げて、この分野での「実践と理論との架橋」と人的交流の輪の拡大に資することも、その本来の趣旨を逸脱することにはならないと思う。

法整備支援連絡会が、今後も法整備支援の進展に有意義な役割を果たすことを期待する。

～ 特 集 ～

第8回法整備支援連絡会

国際協力部教官

田中 嘉寿子

第1 開催状況

- 1 日 時 平成19年1月18日（金）午前11時から午後6時
- 2 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室
- 3 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- 4 出席者 100名（後掲資料の「第8回法整備支援連絡会参加者名簿」参照）

第2 本連絡会の概要

平成19年1月18日、法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構(JICA)との共催により、最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て、第8回法整備支援連絡会を開催し、合計100名の方々の御出席をいただきました。

我が国の法整備支援活動が始まって約10年余が経過し、政府開発援助(ODA)の中で新規分野として認知され、重要性を増しつつある中、関係各機関がそれぞれの活動の在り方と基本方針に関する情報を共有し、相互の連携・協調を図っていくことが重要となってくるものと思われまふ。本連絡会は、そのような情報共有の場を提供し、我が国の法整備支援の在り方と基本方針について考える契機となることを目的として開催したものです。

今回の連絡会では、午前をカンボジア編として支援の実例を採り上げ、午後を関係各機関からの発表に当てました。

カンボジア編では、カンボジア民事訴訟法の起草支援活動を採り上げました。カンボジア民事訴訟法は、我が国とカンボジア王国司法省との間の合意に基づき、同国に対するODAの一環である法制度整備プロジェクトにおいて、平成11年3月から行った民法・民事訴訟法の起草支援により完成した草案が、平成18年6月、カンボジア王国上院で可決され、同年7月に公布されたものです。カンボジア民事訴訟法は、我が国が他国の基本法をほぼ白紙の状態から相手側との協議を重ねながら全面的に起草支援した初めての類例のない支援活動の結果、成立した法律であり、民事訴訟法が成立したことは、我が国の法整備支援の大きな節目となるものです。そこで、我が国の支援手法について、支援を受ける側とする側をそれぞれ代表し、法務総合研究所が招へいしたアン・ヴォンワッタナ司法大臣と、カンボジア民事訴訟法作業部会長である竹下守夫駿河台大学学長・一橋大学名誉教授に講演をお願いしました。

午後は、我が国の法整備支援の在り方について、内閣官房長官の下に設置された「海外経済協力に関する検討会」座長を務められた原田明夫氏（財団法人国際民商事法センター理事長）に基調講演をお願いし、関係各機関を代表して独立行政法人国際協力機構（JICA）社会開発部第1グループ長桑島京子氏、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長矢吹公敏氏、当部部長稲葉一生、アジア経済研究所開発研究センター・法・制度研究グループ長小林昌之氏に各機関の法整備支援事業の取組・基本方針について報告していただき、また、その一例として、一橋大学大学院教授布井千博氏に中国経済法・企業法整備プロジェクトを実施した経験に基づき、問題点と課題について紹介していただきました。

質疑応答や自由討論においても、活発な議論が繰り広げられ、盛況でした。

本稿におきましては、以上のような第8回法整備支援連絡会における御講演及び質疑応答や自由討論を御紹介します。

我が国の法整備支援についての基本方針は、各機関内部においても、いまだ確固たる要綱としてまとまったものではありませんが、今回の報告から、大まかな方向性が見出されるようにも思われます。

皆様がより一層法整備支援活動を実施・研究等される上で、御参考に供していただければ幸いです。

第8回法整備支援連絡会

平成19年1月19日（金）

午前11時～午後6時

開 会

【司会（田中）】 皆様，大変長らくお待たせいたしました。ただ今から第8回法整備支援連絡会を始めさせていただきます。

私は，本日の司会進行を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに，主催者であります法務総合研究所及び独立行政法人国際協力機構の各代表から開会のごあいさつをさせていただきます。まず，法務総合研究所，松永榮治よりごあいさつを申し上げます。松永所長，よろしくお願いいたします。

法務総合研究所長あいさつ

松永榮治



【松永】 法務総合研究所長の松永でございます。

皆さんにはお忙しい中，多数の方々にお集まりいただき，誠にありがとうございます。また，本日は遠路カンボジアのアン・ヴォンワッタナ司法大臣及びヒー・ソピア司法省次官の御出席を賜りました。深く感謝申し上げますと共に，心から歓迎申し上げます。

法務省では，これまで独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，財団法人国際民商事法センターなどの御厚意において法整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただき本連絡会を開催してまいりました。その目的は，法整備支援に関する情報や意見の交換等，関係機関，関係者間の連携の促進であり，皆様方の御協力を得て一定の成果を上げてきたものと考えております。

法務省の民商事法分野における国際協力は，平成6年（1994年）にJICAによる技術協力の枠組みの下，ベトナムの法律専門家を日本にお招きして研修を実施したことに始まり，法務総合研究所がその実施を担当してまいりました。それから現在までの間，法整備支援活動は主としてJICAの技術協力の枠組みにより法務省，関係省庁，最高裁，日弁連，学界，財団法人国際民商事法センター及び財界などの方々の御協力と連携の下，カンボジア，ベトナム，ラオス，ウズベキスタン，インドネシアなどの国々に広まっております。また，支援の内容も民法や民事訴訟法等の法律の起草支援，司法制度の整備，法曹の人材育成など，対象国のニーズに合わせた多様な活動を行っております。我が国による法整備支援活動の最大の特徴は，対象国の法律家と日本人の専門家との相互対話に基づくきめ細かで息の長い助言活

動にあります。

昨年は、我が国にとりまして新JICA法が制定されるなど、ODA改革が一層促進される中、ガバナンス改善のための法整備支援の重要性が内外に改めて認識されると同時に、支援を進めるについては関係機関相互が情報意見交換を十分に行い、連携を更に高める必要性が指摘されております。

このような観点から、本日は午前の部では、昨年、民事訴訟法が国会において可決・成立し、国王の審署を得て公布・施行されたカンボジア民事訴訟法起草支援における成果について、アン・ヴォンワッタナ司法大臣、カンボジア民事訴訟法作業部会長である竹下守夫先生から、それぞれ御講演を頂き、また、午後の部では原田明夫国際民商事法センター理事長による基調講演を頂き、更に法整備支援活動を活発に行っておられる関係各機関から、それぞれの現在の取組状況や基本方針などについて御報告いただき、お互いに法整備支援に関する情報と意見を交換する機会になればと考えております。

会場の皆様にも議論に積極的に御参加いただき、本日の会議が活発で実り多いものになることを期待しております。

最後に、本連絡会を御支援いただきました最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始め、御協力いただいている方々に対して深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が我が国関係者による法整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 続きまして、独立行政法人国際協力機構(JICA)大阪国際センター所長、高橋嘉行様からごあいさつを頂きます。高橋様、お願いいたします。

独立行政法人国際協力機構(JICA)大阪国際センター所長あいさつ

高橋嘉行



【高橋】 皆さん、おはようございます。ただ今御紹介いただきました国際協力機構(JICA)大阪国際センターの高橋と申します。

このたびは、最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターの御後援により、カンボジア、アン・ヴォンワッタナ司法大臣を始め、多数の専門家の参加を得て、法務省法務総合研究所との共催により第8回法整備支援連絡会を開催することができましたことを大変にうれしく思っております。開会に当たりJICAを代表して一言ごあいさつを申し上げます。

JICAの法整備支援プロジェクトは、東京の本部において社会開発部及び経済開発部が担当をしておりますが、私が所属する大阪国際センターでは、法務省法務総合研究所国際協力部の御支援を得てカンボジア等、協力対象国の司法関係者に対する研修事業を担当しておりま

す。研修事業による日本国内での活動は、法整備支援プロジェクトの中でも重要な役割を果たしていると認識しており、今後とも法務総合研究所国際協力部など関係機関との連携を密にしながら積極的に取り組んでいく所存でございます。

皆さんご存じのとおり、JICAによる民商事法分野の法整備支援は平成6年にベトナム政府の要請を受けて日本での研修員受入れ、更に短期専門家の派遣を行ったことに端を発しております。その後、大学の関係者、研究者、法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会等関係機関の御協力を得て、現在では対象国がカンボジア、ラオス、ウズベキスタンなどの国々に拡大し、また、内容も立法だけではなく法曹養成や法務実務の改善等、多岐にわたっております。こうした支援活動の結果、ベトナムにおいては2005年に改正民法が成立し、一方、カンボジアにおいては2006年に民事訴訟法が施行されました。また、カンボジアの民法についても、2007年中の成立の見込みであると伺っております。

このように、カンボジアにおいては法整備支援プロジェクトが着実に成果を上げておりますが、アン・ヴォンワッタナ司法大臣の強いリーダーシップに加え、ヒー・ソピア司法省次官を中心とするカンボジア側ワーキンググループのたゆまぬ努力があって初めて結実したのだと思います。心からの敬意と祝意を表したいと思います。アン・ヴォンワッタナ司法大臣には後ほどカンボジアの司法整備の現状についてお話しいただくことになっております。

また、本日は竹下守夫先生に基調講演をお願いしております。竹下先生が部会長を務めておられる民事訴訟法部会と森嶋先生が部会長を務めておられる民法部会の先生方には、長期間にわたり多くの御支援を頂きました。この場をお借りして、心から感謝の気持ちを表したいと思います。言うまでもなく、現地においてカンボジア側との共同作業を通じて信頼関係を築き上げられてきた専門家の皆さんの地道な御尽力を忘れるものではありません。本当にありがとうございました。

このように、日本の法整備支援は、関係者の皆さんの御協力を得て本格的に展開し、約10年を経過いたしました。その中で、開発途上国の持続的な発展に向け、法整備支援の在り方を振り返る時期に入っているものと認識しております。JICAとしても法整備支援の在り方を法整備支援分野に関する今後の支援の方向について議論を始めているところですが、この観点から、この連絡会のように法整備支援にかかわる関係機関及び有識者が一堂に会しそれぞれの立場から経験や教訓を共有し、率直な意見交換を行う機会を持つということは、極めて貴重なことであると考えております。JICAとしては、開発途上国に対する法整備支援の重要性にかんがみ、今後とも関係各方面の協力を頂きながら、より一層効果的な支援を目指して取り組んでいく所存でございます。

本日の御出席の皆様に変わらぬ御理解と御指導を賜うことを念願し、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 ありがとうございました。

それでは、御講演をいただきます前に席上に配付しております資料について、簡単に御説明いたします。

まず、本日のプログラムを書いております「第8回法整備支援連絡会」というものがござ

います。これには、プログラムと講演者の方のお写真が載っております。次に、アン・ヴォンワッタナ大臣の特別講演の仮訳が配付されてございます。この仮訳につきましては、JICAカンボジア長期派遣専門家の坂野一生氏の御協力を得ております。

少し分厚い「第8回法整備支援連絡会資料」と題する束の書類がございます。こちらは、本日の講演者の方の御略歴及び講演レジュメをまとめましたもので、末尾に法整備支援活動の年表として、当部が把握しておりますものだけですが、簡単な年表をつけております。あと、JICAの桑島グループ長のレジュメだけ別になっておりますので、後で御覧ください。また、質問用紙がございますが、これは午後にしか使いませんので、午後の部でまた御説明いたします。

黄色い冊子がございますが、「法整備支援に学ぶ」と題する冊子ですが、これは財団法人法曹会が発行しております『法曹』という冊子に当部の教官が平成18年度に連載させていただきました法整備支援に関する原稿をまとめたものでございます。御笑納ください。

次に、白い表紙の冊子で、「カンボジア王国民事訴訟法、同附属法案集、民事訴訟法要説」と題するものがございます。これは、カンボジアに対する民事訴訟法起草支援の成果としてカンボジア民事訴訟法作業部会が作成されたものをまとめたものです。なお、後方にこれを英訳しました青い分厚い冊子を置いております。こちらの方は部数に限りがございますので、御希望の方は昼食の休憩が終わるころまでに、会議室入り口受付の係員までお申し付けください。主として現地での広報活動や、ドナー間調整等や広報に重点を当てたものでございますので、現地にたくさん送るというコンセプトでございますので、日本の国内でも必要な方はいらっしゃると思うのですが、最小限の配付とさせていただきます。

それでは、早速御講演をいただきたいと存じます。

まず初めに、カンボジア王国司法大臣のアン・ヴォンワッタナ氏を御紹介いたします。

アン・ヴォンワッタナ司法大臣は、2001年から2004年までカンボジア司法省次官を務められた後、2004年から現在までカンボジア司法大臣をしておられます。その間、カンボジア民事訴訟法制定の指揮をとってこられました。

本日は、「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」という演題で御講演をいただきます。通訳は先ほど御紹介した坂野一生さんです。あわせて御紹介させていただきます。

なお、あらかじめお知らせいたしますが、アン・ヴォンワッタナ大臣の御講演に関する皆様からの御質問は、お配りしておりますプログラムの12時25分から予定しております質疑応答の時間をお願いいたします。

それでは、アン・ヴォンワッタナ大臣、よろしく願いいたします。

基調講演

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

アン・ヴォンワッタナ カンボジア王国司法大臣



【アン・ヴォンワッタナ】 まず最初に、本日の主催者であります法務総合研究所・松永所長，JICA大阪国際センター・高橋所長，そしてカンボジアの民事訴訟法起草のために長年にわたりまして御尽力いただきました民事訴訟法作業部会長・竹下駿河台大学学長，そして御臨席の皆様は私の心からの感謝の意と敬意を表します。昨年カンボジアにおいて

民事訴訟法が成立したという機会に、本日、この法整備支援連絡会でカンボジア民事訴訟法についての講演の機会を与えられたこと、そしてここに私が出席できることを大変名誉に思っております。日本において、このように多くの方々が、カンボジアのみならず多くの国々におきまして法制度・司法制度整備支援にかかわっておられるということは大変うれしく思うと同時に、皆様方のこれまでの御努力、御支援に関しまして心より敬意を申し上げる次第でございます。

また、本日は、御参加いただいている皆様方の中に、私がカンボジア又は日本で何度もお会いしたこともある古くからの友人の方々のお顔を多数拝見し、心よりうれしく思っております。

皆様も既にご存じかと思いますが、カンボジアは、1993年に再び王国として新たな国づくりを始めました。1953年にカンボジア王国として独立して以来、政治体制が王国となったのは二度目になります。しかしながら、その間には長い間の内戦、そして政治的に不安定な状態を経験してまいりましたので、その影響を受け人材不足が非常に深刻な状態にあります。そのような中、法制度と司法制度の改革というものが、カンボジアにおきましては最重要の課題であり、政府の政策の中でも極めて高い優先順位が与えられております。

その証左といたしまして、法制度の整備と信頼に足る司法制度の構築が、国家レベルの政策的課題として位置付けられています。それは、2004年6月にカンボジア王国政府が発表したRectangular Strategy，四辺形戦略と訳すことができますけれども、そういった政策ペーパー、そしてまた2006年の国家戦略開発計画の中でも高い優先順位が置かれていることから明らかです。したがって、民事紛争を公正かつ迅速に解決するための裁判手続及び裁判所の組織の構築、そのブラッシュアップも、国家レベルの課題であります。それは、カンボジア王国憲法の要請でもあり、更にはカンボジアが法制度・司法制度改革という最重要の課題でもある政策を実施する中で法治国家への道を歩んでいくための要請、加えて、カンボジアが先に世界貿易機関(WTO)に加盟したことによる要請でもあります。

こうした法制度・司法制度改革の優先課題の中で、基本的かつ最重要の課題と位置付けられているのが、次に述べる八つの法律であります。それは、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、裁判所の組織を定める法律である裁判所構成法、裁判官・検察官の地位に関する法律、また、カンボジアにおきましては司法の最高機関として司法官職高等評議会というもの

が設置されているわけですが、その司法官職高等評議会設置及び活動に関する法律を改正する法律、そして汚職防止法、この八つの法律が政府の中でも優先度の非常に高い法律だと位置付けられています。

今申しあげました八つの法律の中で、昨年、民事訴訟法典が、他の七つの法律に先駆けて最初に成立し、そして今年の7月に適用を待っているばかりとなっていることは、我々カンボジア王国政府、そしてまたカンボジア国民全体にとりまして非常に喜ばしいことであり、各界から歓迎されています。従前、カンボジアの民事訴訟に関する法律、またその法律等に従った手続につきましては、統一的な法律や法典が存在しておりませんでした。そのような中、一部は単行法や様々な行政令等で補っていたわけですが、やはりそのような中、包括的な手続を定める法律が必要だという認識が高まっておりました。そういった中で、今回、民事訴訟法が、統一的な民事手続全般を定める包括的な法典として成立したことは、非常に意義深いことであると考えます。この民事訴訟法は、第一義的には裁判手続に直接に関係する裁判官、検察官あるいは弁護士といった法曹実務家のためのものでありますが、それだけにとどまらず、広く国民一般が裁判を受ける権利を保障するための法律として、一般の国民のためになるものでもあります。

民事訴訟法の起草は、これまでの司法省の立法計画の中でも常に最優先の順位が与えられておりました。また、先に述べましたように、カンボジア王国政府全体の政策の中、特に司法制度・法制度改革の政策の中でも優先度の高いものとして位置付けられてきました。というのも、民事訴訟法は、カンボジアが民主主義に基づく人権を尊重する法治国家になっていくために不可欠な基本法中の基本法であり、そしてまた、カンボジアの法体系の中核として位置付けられるものであるからです。

このような民事訴訟法の重要性を我々も深く認識し、透明性ある自由市場経済を実現させるために、包括的な民事訴訟法典の起草を計画し、このために、日本政府、そして日本政府の援助の実施機関である国際協力機構、当時は国際協力事業団でございましたけども、民事訴訟法の起草支援を要請したわけであります。

現在、カンボジアは民事訴訟法典の成立を歓迎し、そしてまた、今年の7月に適用を控えている状況でございますが、このような状況は、日本の関係者の方々、とりわけ8年にもわたりまして地道な起草作業に御努力いただきました民事訴訟法作業部会の先生方の御協力をなくしては考えられるものではありません。そういった意味で、改めてこの場をお借りして民事訴訟法作業部会の先生方、そして関係者の皆様に深く感謝を申し上げる次第でございます。

カンボジアの法制度整備支援という日本の協力プロジェクトは、1998年に正式に始まりました。日本側では、このプロジェクトの実施、そして法案の起草に当たりまして、経験豊富で著名な学者、裁判官、法務省の法務総合研究所の教官の方々、あるいは法務本省の方々等からなる十数名の作業部会が組織され、カンボジアにおきまして司法省の中に大臣を長として民事訴訟法及び民法の起草を担当するグループが作られました。

日本の支援のスタイルは、1998年にカンボジアでの法制度整備が始まってから一貫し

ており、そのスタイルは、他の二国間のドナーや国際機関とはかなり異なる性格をもっております。カンボジアに対する日本以外の国や国際機関の起草支援というものは、おおむねその多くが一人又は数名の外国人の法律の専門家が短期間カンボジアにやってきて、カンボジア側と意見を交換し、あるいは状況を調べた後、その専門家が本国に帰って、自分の本国の言葉で法案を起草し、それをカンボジア側に渡して翻訳させるという形のものが大部分です。

これに対しまして、民事訴訟法の起草に当たっての日本の支援においては、先ほど申し上げましたように、まず日本側では竹下教授を部会長としまして十数名からなる民事訴訟法作業部会が設置され、同じくカンボジア側におきましても起草のためのワーキンググループが設置され、この二者の間で緊密な意見交換が行われる形でプロジェクトが進んでまいりました。その中におきましては、プノンペンにおける13回にもわたるワークショップ、そしてまた2002年に行われた法案の普及のための大規模なセミナー、そしてまたJICAの研修制度を利用した日本における集中的な協議も毎年1回行われております。そしてまたカンボジア側におきましては、立法過程、つまり民事訴訟法草案が司法省から閣僚評議会、そして国会へと至る過程におきまして、カンボジア側のワーキンググループにおいて、それらの立法過程に対処するため、逐条の検討作業を最盛期では週3回のペースで行い、様々な疑問点や修正提案というものを出してまいりました。それに対しては、日本側作業部会の方が真摯に御対応いただき、そういった修正提案や疑問点に対するお答えがカンボジア側になされたわけでありまして、非常に特筆すべきことは、このような作業を通じてカンボジア側メンバーの条文に対する理解度、そして法案の基礎となる原則に対する理解度が深まり、それがカンボジアの民事訴訟法案が成立するための大きな原動力となったということでもあります。

このような日本とカンボジアの民事訴訟法典の起草支援のスタイルに関しましては、起草を始めた当初はカンボジアの政府の内部、そればかりか我々司法省の内部におきましても起草のスピードが遅く、現在の要請にタイムリーにこたえられないのではないかと批判が多くありました。カンボジアの起草担当者は、その対応に非常に苦労したわけですが、結果として非常にいい法典が出来上がり、そしてカンボジア側の理解度も深まるという状況を見た現在では、カンボジアが他の国や国際機関から立法支援を受けるときには、カンボジア側にまず受皿となるワーキンググループを組織し、その中で外国人の専門家グループと協議をして起草・立法していくというスタイルこそが、起草支援、立法支援を受ける形として理想的なものであるという認識が、司法省のみならずカンボジア政府及び関係機関の中で広まってきております。このことは、民事訴訟法の立法、そして適用を待つばかりとなったという成果と並んで、日本の起草支援のもう一つの大きな成果であると考えます。

日本における起草作業の中心的な役割を果たされたのは、もちろん民事訴訟法作業部会ですが、我々が忘れてはならないのは、日本とカンボジアとの間の緊密な協力関係、様々な国や国際機関よりも日本が秀でていくという広い認識がカンボジアでなされるようになったことへの大きな役割を果たしたのが、財団法人国際民商事法センターであるということです。財団法人国際民商事法センターにおかれましては、カンボジアへの法整備支援に関する事務局を設置していただき、その中で日本側のプロジェクト事務局としての機能を果たす中で、

日本側の作業部会の関係者、あるいは他の関係者と司法省に常駐するJICA専門家との間の意思疎通を図り、そしてまた、カンボジア側が必要な情報や様々な資料を集め、それをカンボジア側に提供するという役目を担っていただきました。カンボジアの法整備支援事務局が国際民商事法センターに設置され、その中に事務局員として常駐する委員が置かれたのは、プロジェクトが始まってから2年目に当たる2000年のことだったのですが、それ以降、民事訴訟法案の起草作業の管理、そしてまた、プロジェクトの運営が、この事務局の設置によって効果的に行われるようになり、それがカンボジアにおいて行われたワークショップ、非常に頻繁な回数、そして定期的に行われたワークショップでありますけども、それを可能にしたのが、この事務局であったのだというふうに考えております。この点に関して、財団の皆様には深く御礼を申し上げます。

このようにして様々な方々の御協力のお陰で成立した民事訴訟法は、カンボジアにおける従前の民事訴訟手続をドラスティックに変えるものであります。

まず民事訴訟法におきましては、民事訴訟法が採るべき原則というものを明確に示しております。まず第1条の第1項は、民事訴訟の目的は私人の権利を保護することであり、そして、そのために民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することと定めております。また、裁判を受ける権利、審問請求権の保障、そして対審審理の原則といった非常に重要で基本的な民事訴訟法の原則を、それぞれ第2条第2項、第3条第1項、そして第3条第2項において規定しております。これらの規定は、カンボジアの王国憲法38条に定める「市民は、裁判において自己を防御する権利を有する」という規定、そしてまた、同憲法第128条第2項に定める「司法は、不偏不党であって市民の権利及び自由を保障する」という規定を民事訴訟手続の中で具現化するものであります。

新しい民事訴訟法において大きく変わるのは、以下の点です。

従来の民事訴訟におきましては、手続が調査手続と本審という手続に大きく分かれておりました。その中で請求や事実を厳然と区別することなく、そしてまた当事者の申出がなくても職権証拠調べができるということを大前提とした中で、かなり職権主義的な請求の特定や事実の発見を通じて裁判官が心証を形成するという手続になっておりました。この従前の民事手続、民事訴訟のシステムは、社会主義の影響を強く受けたものであり、国家が人々に対する後見的な役割を担い、また、裁判というのは行政作用の一種であるというような考え方に基づいております。そういった社会主義の影響を受けているということは、1979年から89年までカンボジアが社会主義体制をとっていたという歴史的な背景を考えれば致し方ないことだと思われれます。

しかしながら、新しい民事訴訟法におきましては、裁判所が審理、判断すべき請求の範囲については処分権主義という大原則が、そしてまた事実については弁論主義の原則が貫かれております。弁論主義に関しましては、証拠について、職権証拠調べの余地が認められているということで、若干修正がされているものの、原則は当事者が申し出た証拠を取り調べなければならないということになっております。いずれにしても、このように従前の手続とは大きく異なり、また、その基礎となる原則も異なる手続が新しく導入されることになるわけ

ですので、法曹の実務に携わる者、とりわけ訴訟を指揮しなければならない裁判官にとって、この新しい民事訴訟法を理解し、それに基づいて実務を行うという責務は非常に大きなものです。

カンボジアにおきましては、国王によって公布された法律は憲法の規定により、一定期間後、自動的に施行されるということになっています。民事訴訟法もその例外ではなく、既に昨年7月に公布され、そして施行されておりますが、民事訴訟法におきましては、1年のモラトリアムを設けておりますので、今年の7月から実際に適用されるということになっています。適用まで残された時間は、今から6か月しかございません。司法省におきましては、今後7月までに継続的にワークショップやセミナーを実施していくことによって適用に備えると同時に、7月以降も、更に継続的にセミナーやワークショップ等を実施して法曹実務家の民事訴訟法に対する理解を高めようという計画を立てています。この民事訴訟法の普及活動につきましても、これまでと同じように日本の関係者の方々、とりわけ具体的には司法省に派遣されているJICA専門家の方々との協力の上で進めてまいりたいと考えております。既に民事訴訟法の条文につきましては、出版、印刷を終え、各裁判所の裁判官、検察官、裁判所書記官、弁護士、その他法律扶助を行う団体、関係各省庁、そしてまた法学教育を行っている大学等に広く配布をしております。それに加えて、民事訴訟法作業部会におきまして、既に条文解説はお作りいただき、教科書も作成いただいております。こういった民事訴訟法の適用に当たって必要な資料を、これから出版し、そして関係者に広く配る中で適切な適用を図りたいと考えております。

このほか実務におきましては、新しい民事訴訟法に基づいた手続の中で使われる各種の書面、例えば、当事者が準備しなければならない訴状や準備書面、そしてまた裁判所が作成しなければならない調書や判決書等のモデルを作ることが必要であります。この作業につきましましては、司法省との協力プロジェクトとは別に行われているJICAのプロジェクト、具体的には王立司法学院の下にある王立裁判官・検察官養成校における民事教育の改善プロジェクトとも連携をとりながら模擬記録作成という活動を進めてまいりたいと思っております。なお、司法省における法制度整備プロジェクトは、今申し上げました王立裁判官・検察官養成校における民事教育改善プロジェクトと共同で、「民事訴訟第一審手続の解説」を既に作っております。これにつきましても、更なる改訂を重ねながら法律の実務家に配るよう努力してまいりたいと思います。

こうした人材の育成や教材の開発ということと並んで重要なのが、民事訴訟法を適用するために必要な様々な関連法令及びそれに基づく制度の整備です。民事訴訟法作業部会におかれましては、既に執行官法の草案を御起草いただき、現在、司法省の中で翻訳を進めております。またその中で法案を閣僚評議会に提出すべく準備中であります。

ただ、現在、執行官の制度がカンボジアにないということ、また、執行官法を急いで作ったとしても民事訴訟法の適用までに執行官制度が整備されるとは期待できないことから、やはり民事訴訟法の適用におきましては、暫定的に執行官の事務を取り扱う者を定めておく必要があります。これにつきましては、司法省令等の行政令の形で何とかカバーするように考

えているところでございます。また、カンボジアにおきましては、供託の制度が今のところないために、民事訴訟法の裁判上の担保等の規定を使うためには、この供託に代わる制度をつくらなければいけません。このため、裁判上の寄託の制度というものを裁判寄託法という形で、現在、民事訴訟法部会で準備中であると聞いております。

さらに、民法草案が日本側の民法作業部会との協力で既に草案として完成しており、現在、国会に提出されて、近く成立するという見込みになっております。この民法では、人事訴訟や非訟事件といった事件の類型が予定されています。これに対応するために、民事訴訟法作業部会におかれましては、人事訴訟法案そして民事非訴訟手続草案を既に御起草いただきました。これらの草案を閣僚評議会に提出し、法律として成立させるという点においても、我々司法省としては努力しなければなりません。

このように、民事訴訟法が成立したという一つの大きな成果を挙げたわけではございませんけれども、なお我々の行く手には多くの課題が待ち受けております。これらの課題を整理し、一つ一つの優先順位をつけながら実際の活動計画として落とし込んでいくといったような作業がこれから必要になります。カンボジア司法省が行っているJICAとの技術協力プロジェクトであります法制度整備プロジェクトは、現在、第2フェーズに入っており、この第2フェーズは今年の3月までの予定でございましたが、これら残っている課題に対処するために、既に我々とJICAとの間で1年間の延長の合意がなされております。この延長期間にどのような具体的な活動を行っていくのか、そして延長期間が終了した後どのような見通しを持って活動を続けていくのかということに関しましては、JICAとの間で協議を早急に行う必要があると考えております。

カンボジア王国の司法省は、今後の民事訴訟法の関係者への普及、また、適切な民事訴訟法の適用につきまして、最大限の努力を払っていくつもりにしておりますが、日本の関係者の皆様にも引き続き、これまでと変わらない御支援をお願い申し上げたいと思っております。

最後になりますが、本日このような機会を設けてくださった主催者の皆様に感謝申し上げますと同時に、今回このように私のスピーチを皆様の前で披露できたことに感謝申し上げます。

御静聴ありがとうございました。(拍手)

【司会（田中）】 アン・ヴォンワッタナ司法大臣、どうもありがとうございました。

基調講演

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

竹下守夫 駿河台大学学長

【司会（田中）】 それでは、次に竹下守夫先生から「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」という演題で御講演をいただきます。

皆様、既にご存じのことと思いますが、竹下先生は現在、駿河台大学学長、一橋大学名誉教授であり、またカンボジア民事訴訟法作業部会長としてカンボジア民事訴訟法の起草支援におきまして日本側のリーダーを務めておられます。

それでは、竹下先生、よろしくお願いいたします。



【竹下】 ただ今、御紹介していただきました竹下でございます。

本日第8回法整備支援連絡会において、講演をする機会を与えていただき、大変うれしく、かつ光栄に存じます。

まず初めに、ただ今、御講演をなさいましたカンボジア王国アン・ヴォンワッタナ司法大臣、また、同ヒー・ソピア司法省次官に心から敬意と歓迎の意を申し上げたいと思います。

皆様のお手元にレジメ¹を配付していただいておりますが、少し詳しくなり過ぎておりますので、本日は、その中から重点的に幾つかの問題に絞って話をさせていただきたいと思っております。

1. 私の話は、大きく分けると、(1) JICAのプロジェクトとしての「カンボジア重要政策中枢支援『法整備』」の枠組みの中で、カンボジア民事訴訟法起草支援として日本側が何をしてきたのか、どういう成果を挙げたのかということ、(2) 次に、それがカンボジア及び我が国にとってどういう意味を持つのかということ、そして、(3) 最後に、それらを通じて見えてきた今後の我が国の法整備支援の課題は何かという、三つの部分からなり、これをこの順序で述べさせていただきたいと思っております。もっとも、その前提として、このプロジェクト全体がどのように進行したのかが問題になりますが、ただ今のアン・ヴォンワッタナ司法大臣のお話の中にも既にそれは出ておりますし、以前に、この法整備支援連絡会の場で私自身からも話をしたことがありますので、その点はごく簡単に幾つかの点を押さえておくにとどめることにしたいと思います。

民事訴訟法起草支援のプロジェクトが始まりましたのは、1998年に、JICAが「カンボジア重要政策中枢支援『法整備』」というプロジェクトを立ち上げ、その中心課題として、民法案・民事訴訟法案の起草支援をすることを決定し、カンボジア側と合意文書を取り交わしたことに端を発します。具体的には、1999年3月、プノンペンで第1回ワークショップを開催し、このプロジェクトのフェーズ1（第1期）が始まりました。フェーズ1は、当初2002年3月までという予定でしたが、後に1年延長になり2003年3月4日までになりました。この期間中に一応、民法も民事訴訟法も草案が出来上がりました、カンボジア側に引き渡したのですが、その草案のブラッシュアップ及び附属法令の制定等の作業が残りましたので、その後、フェーズ2（第2期）が2004年4月から本年4月までと期間を定めて設定をされました。フェーズ2も、ただ今アン・ヴォンワッタナ司法大臣が言われましたように、更に1年延長の予定という進行になっております。

2. それでは、以上を前提として、これだけの期間の間に私ども民事訴訟法起草支援のための作業部会が、どういうことをやってきたのか、その成果は何かの話に入りたいと思っております。このプロジェクトの中心的課題は民事訴訟法案及びその附属法令案の起草ですが、それとあわせて法の運用に当たる人材の育成も、その課題の中に含まれておりますので、その

¹ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

二つを分けて申し上げます。

(1) まず、民事訴訟法案及びその附属法令案の起草支援ですが、この作業は、レジюмеにありますように、主なものとして、①から⑧の八つものを挙げることができます。このうち、①から⑥までは、本日配付していただいた、法務省法務総合研究所国際協力部が刊行して下さった「カンボジア王国民事訴訟法同附属法案集」に含まれています。

第一は、民事訴訟法典の起草であり、カンボジア司法省のワーキンググループと協同して起草した民事訴訟法案は、先に司法大臣も言われましたとおり、昨年6月にカンボジアの国会を通過して法律として成立し、同年7月に公布され、国王の審署も済んでおります。カンボジアの法制によりますと、一般には、その後、憲法院で合憲性の審査をすることになっているのですが、民事訴訟法については、その内容に対する信頼性の高さから、憲法院の合憲性審査は要らないことになり、1年間の準備・周知期間において、本年の7月17日からいよいよ適用を開始することとされております²。

第二に、カンボジアの民事訴訟法は、強制執行に関する規定を含んでおり、執行機関として執行官を予定しておりますので、民事訴訟法の附属法令として、当然、執行官法というものが必要になります。そこで、私どもは、次に全4章29か条からなる執行官法を、逐条解説付きで起草しました。これは既にカンボジア側ワーキンググループと内容についての協議を完了しており、いつでも閣僚評議会に提出し、立法手続を開始できる状態になっております³。

第三は、人事訴訟法案です。申すまでもなく、人事訴訟法は、民法の家族法、つまり親族・相続法と密接不可分の関係にあります。日本の民法作業部会で民法の起草作業を進めているのと並行して、民事訴訟法の起草をするわけですから、民法の家族法に関する諸規定が確定しないうちに、民事訴訟法の中に人事訴訟に関する規定を取り込んで起草することは困難でありました。そこで、人事訴訟に関する規定は、民事訴訟法とは別建てとして、民法の内容がほぼ固まった段階で、それを前提にした人事訴訟法案を独立の法案として起草しました。これについても、カンボジア側と既に内容については十分議論をして詰めたものであります。

それから、第4に、民事非訴訟事件手続法案というものがああります。これは、全10章54か条で、更にこの法律が適用になる事件を列挙した別表が付いており、かなり大きな法律案になりました。これは、民法作業部会で起草支援をしておりますカンボジア民法では、日本の民法と同じように、親族・相続の部分を中心として、例えば、事理を弁識する能力の不十分な者を成年後見に付するには、裁判所がその旨の決定を行

² その後、カンボジア王国民事訴訟法は、7月17日からプノンペン市内で、その10日後の7月27日からその他の地域で適用開始となった。

³ カンボジア王国執行官法草案は、費用の規定についてさらに検討が必要であり、また、執行官制度の構築にもある程度の時間を要することから、当面は検察官を「執行官事務取扱者」とする司法省令で対応することとなった。

うとか、あるいは、養子縁組について一定の場合には裁判所の許可を要するというような、私人間の法律関係の形成に裁判所が関与することを定める規定を相当数置いていますが、そうしますと、日本で言えば家事審判法や非訟事件手続法のような、本来の民事訴訟手続とは違った民事裁判手続を定める法律が必要になります。このような法律がないと民法ができて、実際に運用できないことになってしまうので、そのようなことにならぬように民事非訟事件手続法案を起草したのであります。そこで、この法律は民法の附属法令という性格を持ち、その意味では、その起草は民法部会の所管になるのかもしれませんが、手続法でありますし、同じく日本が起草支援をしているところでもありますから、民事訴訟法作業部会で起草支援作業を引き受けたものであります。この法律案についても、カンボジア側と十分に協議し、その必要性及び個々の規定の意義について理解を得ているところでもあります。

さらに、民事訴訟法や民事非訟事件手続法上、例えば、裁判所に呼び出されても出頭しない証人に過料を課する場合のように、一定の場合に過料を課することが予定されております。そこで、これらの民事裁判手続に関連して過料を課する場合に、裁判所が準拠すべき手続を定める法律が必要になるというので、条文数の少ないものですが、民事過料手続法案を、独立の法律案として起草しました。これが第5になります。

最後に、これまでの民事訴訟法起草の作業では、個別の規定について、その趣旨を説明し、カンボジア側と意見交換をしてきましたが、体系的な理解を得るには、それだけでは欠けるところがあり、どうしても体系的なテキストブックが必要だと感じられます。そこで、第6として、強制執行の部分を除いた、いわゆる判決手続に関する部分について、「カンボジア民事訴訟法要説」という名前でテキストブックを作りました。普通の日本の法律書にしますと200ページぐらいのものですが、これも民事訴訟法作業部会のメンバーが分担執筆をいたしまして、最終的には私の責任で取りまとめたものであります。

以上が、民事訴訟法作業部会の本来的任務の遂行としての成果物であります。実はそのほかに、二つの作業をいたしました。

一つは、この7月から民事訴訟法が適用になりますが、民法の方は、まだ成立しておりません。これまで、カンボジアには、家族法の分野について、実体規定と手続規定とを一体として含む「婚姻・家族法」と日本側で仮に呼んでいる法律が施行されています。そこで、このまま民事訴訟法が適用開始となりますと、家族法関係の訴訟については、手続規定としては民事訴訟法が適用になって、実体規定としては婚姻・家族法が適用になるのか、それで不都合は生じないかという問題が出てきます。例えば、婚姻・家族法の中には、離婚訴訟の判決は対世的効力を持つ、つまり第三者に対しても効力を有すると定めたものと理解できる規定がありますが、民事訴訟法上は判決の効力は相対的だというのが原則になっております。民事訴訟法と同時に日本側の支援でできた人事訴訟法が適用開始となれば問題がないのですが、人事訴訟法は、他方では、民法と同時に適用開始となるべきものですし、そもそも人事訴訟法案は、まだ法

律になっていませんから、このままでは、カンボジアの裁判官としては、どう解釈をしていいのかわからないということになります。そこで、私どもは、民法、人事訴訟手続法が適用開始となるまでの暫定的な必要にこたえるために、民事訴訟法の適用が開始された後の、「婚姻・家族法」解釈の指針、つまりガイドラインを作成して、カンボジア側に提示するのが良いのではないかと、また、それが必要なのではないかと考えました。その結果できたのが、「民事訴訟法適用開始後、民法・人事訴訟法の適用開始に至る期間における『婚姻・家族法』の解釈・運用に関する指針案」であります⁴。

いま一つは、これも先ほどの司法大臣のお話に出てまいりましたが、供託法に関することでもあります。日本でも民法の附属法令の一つとして供託法があり、その供託制度の存在を前提として強制執行手続上も様々な場面で供託を利用していることはご存じのとおりであります。そこで、カンボジア側との合意の上では、供託法も日本側で支援して起草することになっているのですが、実際には民法作業部会の方では、供託法の起草を始めておりませんので、強制執行手続を動かしていくためには、これに代わる手続を用意しておかなければなりません。このことは、あらかじめ分かっていたので、カンボジア民事訴訟法を起草するときには、裁判所への寄託という制度を別に設けて、例えば、強制執行法の中で第三債務者による供託が問題となるような場合には、供託又は裁判所への寄託ができるという規定にしてありました。ところが、いよいよ民事訴訟法が適用開始ということになって、カンボジア側としては、裁判所への寄託とはどういうものか、そのイメージがわからないという話になりましたので、私どもでモデル法を作って参考にしてもらうことにしました。今からでは、先方のワーキンググループと協議をしている時間的余裕がありませんので、一方的にこちらで起草して参考にしてもらうことにしたわけです。それが、「裁判寄託法モデル法試案」というものです⁵。

このように民事訴訟法部会の成果物を並べ立てましたのは、もちろん、自分たちがよくやったと自画自賛する趣旨ではありません。そうではなくて、実は民事訴訟法のような基本法典を一から起草する形の法整備支援をしようと思うと、このぐらいの作業が必要になる、そうでないと基本法典はできても実際には運用できない結果になってしまう、ということが分かった。それを皆さんに伝えて、法整備支援にかかわる者の共通認識にしたいという趣旨であります。

- (2) 次に、人材の育成の点であります。司法省のワーキンググループに属しているメンバーについては、私どもが当初予想した以上の成果があったと思います。当初は、ワーキンググループの皆さんも、民事訴訟法案が作成されても、閣僚評議会あるいは国会の審議の過程でいろいろ質問が出たときには、自分たちだけで的確に回答できる

⁴ 民事訴訟法適用開始後の「婚姻・家族法」運用のガイドラインも、その後カンボジア司法省で決定された。

⁵ 日本側で提示した「裁判寄託法モデル法試案」に基づいて、カンボジア司法省は、近く、裁判上の寄託に関する司法省令を制定する予定である。

か不安がある。だから日本側の作業部会委員に、場合によってはカンボジアまで来てもらえないかというような話もありました。しかし、実際には、各関係省庁との折衝を始め国会での審議でも、全部カンボジアのワーキンググループのメンバーが対応して乗り切ったのであります。もちろん、これは、現地におられる坂野さん、神木さんという優れたJICA長期専門家の助力があつてのことですが、とにかくカンボジアのメンバーが自分たちで乗り切ったということでありますので、この意味では、人材育成の面でも大きな成果があつたと言えると考えているところであります。ただ、問題は、人材の育成の面で具体的な成果があつたのは、ワーキンググループのメンバーとせいぜいその周辺の人たちに限られ、一般的な法曹養成システムを確立するには至っていないということであります。これは、今後の最重要課題の一つであります。

3. そこで、このような成果は、一体カンボジア側、日本側にとっていかなる意味を持っていると考えられるかが、次の問題であります。

(1) カンボジア側にとってどういう意味があるかについては、既に司法大臣が言われましたので、深くは立ち入らないことにいたします。私どもの立場から見ると、カンボジアでは、司法については憲法に規定がありますし、裁判所は実際にありますが、裁判所構成法はまだ制定されていない。したがって、いわば憲法で予定されている司法の内実は、まだ充足されていないわけであります。民事訴訟法は、本来は手続法であつて裁判所構成法に代わるものではありませんが、実質的には司法の中身をなすものですので、民事訴訟法が制定されたことによって司法制度の中核的な中身が出来上がったという意味を持つのではないかと思います。そして、それが、カンボジアが国際社会の信頼を得るのに役立つと考えるのであります。

同時に、このことは国際化した市場社会にカンボジアという国が参入するための法的インフラが、その重要な一部において整備されたという意味を持つであろうと思います。もちろん、残された課題もまだいろいろあります。執行官法の迅速な制定、あるいは執行官制度の整備という課題もありますし、民事訴訟法の一般法曹、更には一般国民への普及という課題もあります。とりわけ、新しい民事訴訟法の定める手続は、従来の裁判手続とかなり基本的な考え方を異にしますから、これを運用する法曹には、意識改革が求められることとなります。こう見てきますと、カンボジアの法律家の皆さんにとっては、まだまだ困難な作業が残っていると云わざるを得ません。

さらに、法曹養成システムの確立ということも法典の整備とあわせて重要な課題であります。その法曹養成につきましては、フランス政府の援助で設立された王立司法官職養成校があり、日本も法務省法務総合研究所国際協力部から教官を一名派遣して協力しているところですが、軌道に乗るにはなお時間が掛かりそうであります。また、私は詳細を承知しておりませんが、大学における法学教育についても、なお支援が必要などころが多いと考えられるところであります。

(2) 少し先を急ぎますが、では、今回の私どもの活動の成果は、日本の法整備支援にとってどういう意味があるかを考えてみることにいたします。

私は、常々、法整備支援の意味は、国際社会の文脈の中で考える必要があるのではないかと考えています。そうしますと、ごく最近フィリピンで開催された東アジアサミットにも現れていますように、今後ますますアメリカ、EUに対する第三の極としてのアジアが国際社会の中で重要性を高めてくることは疑いを入れません。このアジアが発展していくには、それぞれのアジアの国々の国内的安定性、またグローバル化した市場経済に参加して、その恩典にあずかり、これを享受できる体制を確立することが必要になってくる。そのアジアの中で、現在既に中国の存在を無視してアジアの将来を語ることはできませんが、我が国としては中国と対立するのではなくて、むしろ中国と協力をして、アジアの発展を推進していかなければならないということに、多く異論はないと思われまゝ。その場合に、アジア諸国に対する法整備支援のような分野では、これを中国に期待をするのは無理であって、まさに日本が引き受けるべき重要な役割、責務ではないかと考えております。

このような視点から、今回の作業の成果を見てみますと、大きく言えば、東南アジアの地域的安定へ、小さな一歩ではあるかもしれないが、とにかく寄与することができたのではないかと、そしてグローバル経済の下での東南アジア市場拡大のための基盤整備という面でも、ある程度の貢献ができたと言えるのではないかと考えております。

しかし、それ以上に、今日この場で皆さん方に申し上げたいと思いますのは、法整備支援を遂行していく過程で生じてくる様々な問題をトータルに経験できたということでもあります。法典起草支援という類型の法整備支援が今後どの程度あるのか、人材養成支援に比べれば、相対的に多くはないのではないかとと思われまゝですが、今回、私どもが経験したことは、今後の日本の法整備支援に役立てることができるのではないかと考えております。

具体的に申しますと、まず、法整備支援を実行するために必要とされる作業の質と量、どのような作業が必要で、それはどの程度の質を求められるかを経験することができました。先ほども話が出ておりましたが、このプロジェクト全体はJICAのプロジェクトですけれども、実際にこれを実行するときには、JICAの現地事務所、JICAの長期派遣専門家のほか、法務省法務総合研究所国際協力部のスタッフ、財団法人国際民商事法センターのスタッフが関与し、更に私ども民事訴訟法作業部会のメンバーが具体的な起草作業を実行します。このように場所的にも、プノンペンにJICA現地事務所・長期派遣専門家、大阪の国際協力部、東京のJICA本部・国際民商事法センター事務局・民事訴訟法作業部会と各地に散在し、様々な立場の人的スタッフの間のネットワークを築き上げて、これを迅速に機能するように動かしていくことによって、初めて法整備支援プロジェクトが実行されていくのであり、このことを十分に認識する必要があります。

先ほども話に出ましたように、例えば、カンボジアで、司法省のやっている法典起草作業に対して、他の省庁から様々な疑義が出されたとします。カンボジア司法省のスタッフだけでは、十分に対応できないときには、まず現地の専門家に相談を持ち込

まれる。ところが、現地の専門家としても自分たちだけで確定的回答を出して良いか判断に迷い、日本の私ども民事訴訟法作業部会の意見を聞きたいと考えられることもある。そうすると、国際民商事法センター事務局に連絡のメールが入り、国際民商事法センターの事務局スタッフは、すぐに民事訴訟法作業部会全員に現地の専門家からこういう照会が来たが、民訴法作業部会の意見はどうかという問い合わせのメールを送ります。これを受けて、私どもは、できるだけ早く回答をする。特に支障がなければ、そのメールを見たらすぐに回答を書くというやり方をしてきました。民訴法作業部会のメンバーは大勢いますが、通常は、まず問題と関連する条文の起案を担当した委員が回答案を国際民商事法センター事務局に送りますが、それ以外の委員がまず回答案を送ることも珍しくありません。私も自分限りの判断で適切な回答ができると思う問題については、自分で回答案を書いて送ります。これらの回答案を受け取った国際民商事法センター事務局は、その日のうちに、その回答案をまた全員に流してくれますので、他の委員がそれに賛成とか、修正意見を送って、最終的には部会長である私が判断をして確定的回答を決定し、それが民商事法センター経由で現地に送られるということになります。通常、2日か3日あれば、ほぼ全員から返事が集まります。

このようなネットワークが成立しているからこそ、今回の作業はスムーズに進行したと言えるのであり、法整備支援の作業を遂行するには、このようなネットワークが必要なのだということが身にしみて分かりました。それと合わせて、整備する法令の範囲についても、先ほど触れたように、基本法典さえ起草できれば、それで終わりというわけではなく、無論、相手国の状況にもよりますが、附属法令、関連法令も、先ほど挙げたようなレベルまで目配りをしなければ、基本法典が動かないことになってしまうわけであります。そして、法整備支援というプロジェクトを実行するには、このようなネットワークを構築し、これだけの作業を遂行することが求められるということになると、これに関与する人の面では、やはり、志の高い、そして責任感のある人材が必要だと思えます。このようなことが分かったということは、我が国の今後の法整備支援にとって非常に貴重な経験であったと思います。恐らくベトナムに対する法整備支援でも、これに関与された方々は同様の経験をされたのだと思います。是非これらの経験を蓄積して行って今後引き継いでいくことが望まれます。

4. 最後に、結語としまして、今回の経験から見えてきた今後の課題につき、簡単に触れたいと思います。

まず第一は、法整備支援に携わる日本側人材の組織的確保であります。今言いましたように、今後我が国が政府開発援助の重点の一つとして法整備支援を展開していくには、志の高い責任感のある人材が必要ですが、それをプロジェクトごとに、何かの偶然で集めてくるのでは限界があります。このような人材を組織的に糾合できる仕組みを構築することが、今後の課題であると思えます。

第二に、法整備支援の成果を相手国に定着させるためには、法案を起草し、法律を制定するだけでは済まないもので、その後も、継続的に支援を続けていくことが求められま

す。直接的には、制定された法令を相手国の法律家一般、更には国民一般にまで普及させる活動を支援する必要がある、これも、今後の課題となります。この課題は、成立した法律を運用する法曹の養成を支援することを含み、更に長期的に見れば、相手国が自ら大学レベルの法学教育システムを確立することの支援にまで及ぶこととなります。更に第三の課題として、日本が法典整備支援をする以上、相手国に日本語を理解できる法曹、法学研究者の育成を求め、同時に日本がそれを支援する必要があると思います。日本が支援して起草・制定された法典の背後には、明治以来蓄積された日本的法思想ないし法的思考があるのであって、それを理解することなしには成立した法律の真の理解は困難であると言わなければなりません。別の言い方をすれば、日本の法文化を理解することなしに、日本の支援によって制定された法律の真の意味の理解は困難であるということです。これは、日本が明治のころに、欧米諸国の支援を受けて近代法典を整備しましたが、その後、ドイツ、フランス、アメリカなどの法や法学の研究にどのぐらいのエネルギーを使ったかを考えてみれば、改めて言うまでもないことであります。そこで、今日本がアジアの諸国に法令の整備を支援する場合に、やはり相手国の側に日本語を理解し、日本の文献・判例等を日本語で理解できる法曹、法学研究者が育成されなければ、日本が支援して制定された法令を真に理解し、相手国の国民のために生かすこともできないことになりかねません。ただ、しかし、それを直ちに被支援国に期待しても実際には不可能でありますから、それをもやはり日本側が支援をしないと、実現できないであろうと思われます。そのための支援方法にはいろいろなものがあり得ると思いますが、例えば、相手国の留学生に日本の法律学を学んでもらおうというだけでなく、既に出来上がった法律実務家、あるいは研究者にも日本に長期滞在して、日本の法律学を学ぶ機会を日本が用意するということが考えられるのではないかと思います。

そのほか、先ほど触れたとおり、法整備支援の実践的ノウハウを蓄積し、これを次に同様のプロジェクトに関与する人々に引き継いでいくシステムをつくることも、今後の課題であると思います。

最後に、法整備支援についても、名古屋大学の方々を中心に、既に理論的研究が進められております。私どもが行いましたのは、いわば法整備支援の実務・実践であったわけですが、法整備支援の分野でも、これからは実践と理論的研究との交流とが必要ではないかを感じているところであり、今後の課題として挙げたいと思います。

少し予定の時間を過ぎてしまいました。以上が、今回の法整備支援作業を通じて私が考えたところであります。ただ今申し上げた課題について、この法整備支援連絡会が、重要な役割を果たすことができるのではないかと期待を述べて、私の話を終えることにいたします。

御静聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 竹下先生、どうもありがとうございました。

質疑応答

【司会（田中）】 それでは、引き続き質疑応答に入らせていただきますが、竹下先生は午後の部も御参加いただきますけれども、アン・ヴォンワッタナ大臣は午前の部だけで御退出されますので、まず、アン・ヴォンワッタナ大臣の方への御質問がおありの方を優先させていただきます。御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたら、お手をお挙げいただければと思います。

【山下】 司法制度改革推進室の山下輝年と申します。

質問は、竹下先生の話に関連します。その中で、カンボジア側から閣僚評議会あるいは議会からいろんな質問があるときに、日本の専門家に直接発言して、説得というか対応をしてもらいたいという依頼があったけれども、実際にはそういうことはなくて済んだというお話がありました。そこで、大臣にお伺いしたいのですが、他国の支援でできた法律に関して、立法手続において外国の専門家が直接カンボジアの国会や、そういう法案審議の過程で答えるというのは、よくあることでしょうか。それとも、やはり何とかカンボジアの専門家が対応しているのでしょうか。その点を、ちょっとお伺いしたくて質問いたします。

【アン・ヴォンワッタナ】 まず、行政府の中における立法過程というものを申し上げたいと思うのですが、例えば、司法省や、あるいは他の省庁が法案を閣議に提出する場合、まず省内での起草作業が行われます。この省から閣僚評議会に法案が提出されるわけですが、提出された法案は、まず閣僚評議会の中の法律家委員会にかけられ、そしてその後に各省の立法担当者が集まる各省会議というものが開かれ、それを経て閣議にかけられることとなります。この法律家委員会、各省会議、そして閣議といった流れの中で、外国人の専門家が直接答弁を行うということは、カンボジアの中では実務としては行われておりません。

しかしながら、法律家委員会におきましては、例外的に、例えば、各省の立法担当者の説明が不十分であるときに、参考人的・補充的に、外国人の専門家を呼んで、その専門家に対して質問を行うということは、たまにはございます。

司法省の場合、各省会議そして閣議、国会も含めまして答弁を担当するのは、私大臣あるいはヒー・ソピア次官又は省の中で立法を担当しているカンボジア人の担当者であります。そして実際、閣議、国会における民事訴訟法の審議に当たりまして答弁を担当してきましたのは私とヒー・ソピア次官、そしてその他の司法省の職員でありました。

このように立法過程が行われているわけでございますけれども、国民議会及び上院における審議は、本会議の審議の前に様々な国と同じように委員会審議というものもございます。そして、民事訴訟法の審議過程におきましては、国会における立法委員会が細かい審議を担当しておりまして、その中で質問が出されたときには、私又はヒー・ソピア次官が答弁に当たるということもやっております。

そのような中で出てきた疑問点や、様々な修正提案の中で、我々だけで答えられない部分というものにつきましては、その時点で日本の専門家や日本の方々への協力を仰ぐということになります。そして、その答弁を持って、また次の機会に我々の方で委員会や国会での審

議に備えるということになります。

そして、民事訴訟法に関しましては、私のスピーチの中でも申し上げましたように、日本側との緊密な連携関係があったということ、この成果によりましてカンボジア側の起草担当者の能力と民事訴訟法草案に対する理解が深まったということがありますので、この民事訴訟法の立法過程におきましては、カンボジア側のワーキンググループの中ですべて対応することができたわけでございます。

【山下】 ありがとうございます。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。では、戒能先生、お願いします。

【戒能】 早稲田大学の比較法研究所の所長をしております戒能と申します。

私、名古屋大学に所属していたころですので随分前になりますが、カンボジア、特に司法省あるいはプノンペン大学等に行ったことがございます。そのときには法律家が極めて少ないとか、もうほとんど絶無に近いという状況の中で、これからプノンペン大学等々も頑張って法律家をつくっていくのだというお話を聞いて非常に感動したことを記憶しております。今日の大臣のお話で、裁判官の研修を裁判官がやるということ、御報告の中にございまして、非常に短期間にそれだけの裁判官が育ったのかということを知って非常に驚くとともに感動いたしました。

そこで伺いたいのは、どのようにしてそのような急速な裁判官あるいは法曹をつくることのできたかということと、今日のお話にはございませんでしたが、弁護士と検察官、裁判官との協働関係はどのようになっているのでしょうか。特に、職権主義的なものから、非常に当事者主義的な方向に変わるといえるときに、やはり弁護士の役割が極めて重要だと思うのですが、その弁護士の研修といいますか、そのあたりはどのようにしておられるのかということをお伺いします。

第2点は、大学の法学教育との関係でございます。特に、大学における法学教育の中で、次々と出てくる新しい法律、竹下先生も大変努力された民事訴訟法、これらも、できてからではなくて、できる過程を含めてそういう教育がなされているのかどうかということをお伺いします。

それから、第3点は、ちょっと非常に伺いにくいことなのですが、第2の御報告の中で判決書のモデルについて検討しているという御言及がございました。ベトナムでも判決書なるものがないという、それを最近作るという方向になったということをお伺いして、特に外国から研究する者にしますと、判決集がないというのは非常に研究がしにくいので、判決集というのはどういうものが今、作られつつあるのか、いわゆる第一審から含めてすべての裁判上の記録が、そういう形で記録がされるというシステムができていくのかどうか、3点目はそういうことをお伺いいたします。

まず大臣のお話非常に感動したということから、このように御質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

【アン・ヴォンワッタナ】 まず、法曹養成、特に実務家の養成についての最初の質問に

についてお答えしたいと思います。カンボジアにおきましては王立司法学院の下にある王立裁判官・検察官養成校におきまして裁判官及び検察官の養成が、そして弁護士会の下にあります弁護士養成校におきまして弁護士の養成が行われています。裁判官と検察官の養成と弁護士の養成とを別々に行うという制度は、フランスの制度をまねたものであり、王立裁判官・検察官養成校は、フランスのボルドーにある国立司法官学校 (École Nationale de la Magistrature, ENM) の組織をまねたものであります。しかしながら、組織としてはフランスのシステムを取り入れたものではありませんけれども、教育の中身に関しましては、フランスのみならず日本にも多大な御支援をいただいておりますし、オーストラリア等にも支援をいただいております。つまりは、カンボジアの要請に合った形での法曹の教育というものを心掛けております。

この王立司法裁判官・検察官養成校における教育のカリキュラムにつきましては、ヒー・ソピア次官も含まれているカリキュラムの検討委員会という組織の中で決められています。そして、その際に一番大きなクライテリアとなるのは、カンボジアにおいてどのような法曹教育が必要であるかという点でございます。

このように、カンボジアにおきましては組織的に人材養成に力を入れているわけではございますが、幾らそのように努力をしても、やはり限界があり、例えば、裁判官・検察官養成校は2年のコースで養成されますが、一期当たり50人ほどの教育ができるのみであります。ですので、カンボジア全土で今、直面している法曹の人材不足に、直ちにこたえるというわけではないんですけれども、我々としましては、ここ5年間ぐらいのうちに裁判官や検察官の不足という状況が打開できるのではないかとというふうに期待しております。

ですので、今の御質問の中では、法曹人材が非常に少なかったところから、かなり多くなってきているというような趣旨の御発言がございましたけれども、我々としては、やはりまだ不足の状態であるということで、その不足の解消に向けて努力をしてみたいと考えております。

我々にとって幸運なのは、この王立裁判官・検察官養成校の方にも日本の支援が入っておりまして、とりわけ法務総合研究所国際協力部にも多大な御支援をいただいているということです。また、カンボジア王国弁護士会の下にある弁護士養成校につきましても日弁連の御協力を得まして、弁護士養成のための支援プロジェクトが行われております。そういった意味でも、カンボジアの法曹養成に対する日本の御支援というものは非常に大きな役割を占めているものだと考えます。

それから、カンボジアにおいて、特に大学教育において、これから出来上がっていく新しい法律をどのように教えていくかということは、非常に大きな課題であると認識しております。と言いますのも、カンボジアにおける大学での法学教育というものについては、まだまだ質の高いものだと言いきれない部分がございますし、これらについては、どのように教える側の人材を確保していくか、そしてそれを育てていくかという問題があります。しかしながら、将来の法曹を育てていくためには、大学教育の拡充をするということは非常に大切であると思っておりますし、我々の方でも真剣に考えていきたいと思っております。

それから、三番目の御質問であります。判決や裁判所の裁判の公開、そして判例集の出版でございますけれども、我々の方でもこれには対処しております。カンボジアの中に法制度・司法制度改革評議会というものが設置されており、その中におきまして最近、裁判所の裁判を公開していこう、それを出版していこうという動きがあります。その第1弾といたしまして、まず昨年いつだったか忘れてしまったのですが、最高裁の判決集というものを改めて公刊し、今後、また各審級の裁判所の裁判例につきましても公刊を徐々に進めていきたいと考えております。現在公刊されました最高裁の判決集というものは、判決について広く公開するということと同時に、判例として裁判官、検察官たちが今後の裁判の参考にするという役割も担っています。

なお、法制度・司法制度改革評議会という組織は、この判例集の公開のほかに様々な活動を短期、中期、長期の行動計画としてまとめております。この行動計画につきましては、様々な現在行われている法整備支援、各国のプロジェクトや活動というものをリストアップすると同時に、課題となっている、まだ例えば、支援がついていないような活動もリストアップしています。この行動計画の策定に当たりまして、日本からも多くのインプットをいただいたことにつきまして感謝申し上げますと同時に、今後ともこの司法制度・法制度改革におけるカンボジアの取組に対しまして、日本からも御支援をお願いしたいと考えております。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、外務省の国際協力局の鬼頭様、お願いいたします。

【鬼頭】 先ほどの質疑応答の中で答えていただいておりますので、大丈夫です。ありがとうございます。

【司会（田中）】 そうですね、ありがとうございます。

それでは、午前の部はこれで終了とさせていただきます。午後の部は午後2時から開催いたしますので、よろしく申し上げます。

では、アン・ヴォンワッタナ大臣は午前の部で退出されますので、最後に皆様、ワッタナ大臣を拍手でお送りください。（拍手）

ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

【司会（田中）】 それでは、これより午後のプログラムを開始いたします。

では、まず午後の御講演を始めさせていただきます。

基調講演

「我が国の法整備支援の在り方について」

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

【司会（田中）】 最初の講演者は原田明夫先生で、演題は「我が国の法整備支援の在り方について」でございます。

原田明夫先生は、財団法人国際民商事法センター理事長でおられ、また海外経済協力に関

する検討会の座長も務められました。

それでは原田先生、よろしくお願いいたします。



【原田】 ただ今御紹介いただきました原田でございます。

今回このような形で法整備支援に様々な角度から関与されている皆様方に集まってお話をいただき、このような会議が開かれることを私も大変うれしく思いますし、この場でお話しさせていただくことに心から感謝いたしております。実は、私は一昨年、検察庁を退官いたしまして、40年間政府の法律家という立場で法務行政また検察の現場その他でいろいろ仕事をさせていただきましたが、現在、国際民商事法センターの理事長ということで、主としてアジア諸国に対する法整備その他、民商事法に関する相互の研究、相互の研さんというようなことでお手伝いをさせていただいている者でございます。

実は、ちょうど1年前ですか、今ごろになるのですが、私は政府、特に内閣から依頼を受けまして、海外経済協力に関する検討会というのが設けられまして、その座長を務めろということになって、約2か月ぐらいでしょうか、大変勉強させられておりました。これは、2月の末には報告書を出せということになっていまして、限られた時期だったのですが、お引受けして、今から考えますと大変四苦八苦したことを今更ながら思い出す次第でございます。

今日は、その検討会で語られたこと、私として考えてみたこと、そして最終的にこの検討会で皆様方と相談の上作った報告書の概要と申しますか、法整備支援に関することを含めまして、その要点を御紹介するとともに、その延長線上として私が法整備支援ということはどういう観点で考えているかということについて御紹介し、御参考にいただければと存ずる次第でございます。

この海外経済協力に関する検討会というのは、実は日本の対外的な協力の中で、いわゆるODAと言われている海外への援助の形態と、それからその他の資金をどう使っていくかということが背景にあるわけですが、実際は政府の資金で運用する金融機関をどうするかということが当面の問題でございまして、なかなか国際協力銀行、JBICと呼ばれておりますが、この銀行をどうするかということについて、なかなか政府全体として意見が一致できない面があったわけです。そして、その方向性を出すために参考となるべき、意見を出せというのが命題でございました。しかし、国内の数ある政府関係の金融機関を一つにするということは、ある程度一致していたのですが、どうして国際的な金融あるいは経済援助に関する仕組みがそのようになっていたかという点については、いろいろ考え方があったわけです。日本の政府の中にある在り方と同時に、国際的に日本がかかわり合っていく際にどういう視点が必要なのかということについて、様々な観点で問題点が指摘されていて、具体的に政府関係機関とそういう金融機関をどうしていくかということにつきまして、なかなか結論が出なかったわけです。そこに私のような者が座長を務め、意見を出すということについて、私も大変ちゅうちょしたのでございますけれども、とにかくいろいろ考え方があつた中で、公平な立場から、とにかく一つにまとめるように努力してほしいということだったので、お引受

けしたわけでございます。

そして、私どもの検討会では、具体的にどういう制度、どういう組織をつくっていくかということ以前に、我が国がアジアその他の国々とのような関係を持つていくのが一番いいのかという基本的な点、特にODAの在り方もそうですが、対外経済協力その他の技術協力というものをどういう仕組みで、またどういう観点で取り組んでいったらいいのかということ、いろいろ議論しないと結論は出ないということにだんだん気がついてまいりました。私どもに与えられた課題はそういうことで、極めて組織論についての検討ということだったわけです。すなわち、基本的に日本がどういう立場で国際的に関与していったらいいのか、しかもそれについてはODAというものの考え方がありますが、それにとどまらず、その他の金融の在り方や技術協力の在り方を含め、安全保障的な軍事力といったものとは別の、もう少しソフトな日本の持てる力を最大限使って、そして国際的に協力していくということについて、どういう考え方で、どういうふうに取り組んでいったらいいのかということについて議論をしないと結論は出ないということになり、様々な観点から議論をいたしました。結論として申し上げますと、海外経済協力という言葉についてどう考えるかということにだんだん収れんしてまいりまして、一口で言うと、いわば日本の持っている様々なソフトな力、経済力、金融力、その他の調整力、技術力を含めて、いわばソフトパワーの一環として海外的な協力をしていき、それによって日本が国際的な問題について貢献していける枠組みを作る、そういう観点からどうしたらいいかということに議論が向かっていったわけでございます。そして、最終的には組織論については、まず内閣に海外経済協力会議という、いわば閣僚レベルの少数での会議を作ってください、安全保障会議と同じような形で経済的な、そしてソフトな力で国際貢献していくための司令塔的な役割を果たしてもらいたいということをご答申で申し上げたのでございます。

これは、常設メンバーとしては、最終的には総理大臣、官房長官、外務大臣、それから財務大臣、経済産業大臣が加わるということになったのですが、必要に応じて関係の大臣にも加わっていただき、そこでは日本の持っているあらゆるソフトな力を総合的に適用していった、海外的な協力をしていくための組織と考えられたわけです。そして、内閣官房の中にそれを支える、いわば事務局として、各省庁からできるだけ優秀な方々に集まってもらって、日本として、全体として、そういう政策を作り上げていく、あるいは考えていくための組織を作ってもらいたいということで答申をいたしました。実際、それに応じて、間もなく内閣の中に海外経済協力会が設けられて、また事務組織が作られたのでございますけれども、この答申で申し上げたそのような組織が、本当にうまく動いているのかという点については、私はまだ検証できておりません。実際はこれからだろうと考えているわけでございます。

ここで、私どもが提言いたしましたのは、オールジャパン、すなわち様々な組織、政府間、政府の各省庁のいろいろな立場がございませうけれども、オールジャパンの原則に立って、我が国の産業、官庁、学界の皆様方、その他、民間あるいは中間的なNGO、NPOと呼ばれるような組織も含めて、すべてのそのような組織を相互に連携した上で、技術であるとかノウハウであるとか、人材等を最大限に生かせるような海外経済協力を進めるべきだという結論に至

ったわけです。そして、それは我が国が得意とする分野で相手国との共同で具体的なプログラムを作り上げ、そしてNGOその他援助の専門家の方々、個人、民間企業を含めて協力を得ながら具体的なあらゆるツールを動員して、効果的な協力をしていくということが、これからの日本にとって必要じゃないかということを提言したわけです。そして、その際には、企画、立案に携わる関係省庁も含めて実施機関の皆様方との間でお互いに情報を共有し、人事交流等も通じながら連携を図っていくことが必要だということを提言させていただいたのでございます。

現実には、その検討会でも紹介されて、私どもも感銘を受けたのですが、日本は縦割りだというような形で言われることもございますけども、具体的には東南アジアの国々、ベトナム、カンボジアもそうですけども、現地では様々なタスクフォースが作られて、そこには親元は違っても大使館レベルでお互いに協力して個別の案件についてどういう立場で協力していったらいいかということを提言して、それぞれの官庁の立場で具体化していくということが現に行われているということも知りました。私は、そういうことが今後必要でないだろうかと、強く思ったのでございます。

そういう観点から、私としては法整備支援も、これは我が国が果たしている大変重要な役割だと思えますけれども、先ほど申し上げました海外経済協力の総体をいわば基礎として支えるものとして、その重要な一部としてとらえていくということが必要じゃないかと考えるようになりました。もう皆さん御承知のとおり、現在ODAを直接担当するJICAの皆様方の事業として、様々な法整備支援が展開されておりますし、その他各省庁の独自の取組として、それぞれの所管法令に関する整備支援という形で行われているものもございます。また、この会議にも御参加いただいておりますが、様々な大学でも国際化に対応する、いわゆる学術交流という観点から法整備支援を行っているというプログラムもございます。そして、場合によっては、そういう動きを統合したような形で国際的に取り組むべき課題あるいは分野というものについて法整備をする、そして、それを実際に動かしていく運用についても支援していくというような試みもなされております。例えば、環境保全、省エネルギー対策、人間の安全保障、あるいはその他疫病対策等々、世界的に問題とされている、あるいは地域的に問題とされている様々な問題に対して、日本としてできる最大限の協力を持てる総合力を使って援助していく、協力していくということが現に行われつつあるわけでございますし、これからも我が国のいわば対外的なプレゼンスを示すためにも大変重要なものではないかと、私は考えるようになったのでございます。

現に、例えば、2004年の暮れに、国連は今のグローバルな世界で抱えている問題についての、「より安全な世界のために～我々が分担すべき諸責務」と題する報告書を出しました。ここでは、例えば、貧困の問題、地域間格差の問題、疫病の問題、環境対策の問題、あるいは地域・国内における民族間あるいは宗教間の対立の問題、あるいはテロというような問題が分析されたのですが、その国連の報告では、特に貧困の問題あるいは開発の格差の問題を原因として、様々な問題が起こっているけれども、それらは相互に関連していて、総合的に取り扱わなければ解決できないのだという視点が示されております。私は、そういう中

で、これからも様々な形で、いわば日本は武力で解決するというのを放棄した国でございますから、そういうソフトの力を総合的に活用して、対外的な関係を作っていく、それは単に今、申し上げたように、相手の国を助ける、援助するというだけでなく、同じレベルに立ってグローバルな問題を解決していくということまで含めた、いわばODAから資金援助あるいはその他の民間の力を動員するようなことまで含めた、一体化した総合力による対外的な相互協力関係を念頭に置いたものが、これからは考えられていかなければならないのではないかと思います。

そういう観点からいたしますと、私はこの法整備支援につきましても関係省庁間、実施機関、大学等の研究機関、民間団体、これはもちろん法律家の団体としての日弁連等々の関係団体があるわけですが、それらの組織間、あるいは団体間を含めて互いに情報を共有し、交換し、そして連携を強化していく必要があるのだらうかと思うわけです。これは、現にこの会議でも皆様方からの御意見の中で、これまでも日本として、もう少し総体的に方向を定めて、そういうことを相互に認識し合いながら相手国の実情に応じた本当にそれぞれの国において必要な法を整備し、その運用の在り方について協力していくということにまで及ばないと、意味のある効果的な事業はできないのではないだらうかという指摘がなされておまして、私はまさにそれこそがこれからの私どもの抱える大きな問題ではないだらうかと思うわけです。

このことは現在、世界的に抱えている様々な困難な問題の中で、もう一度制度としての法の支配と申しますか、共通の法原則を探し出して、それを運用する手続を相互に研究しながら協力し合っていくという関係が国際間に作られなければならないと思うわけで、法整備支援はそのための重要な役割を果たしていくものだと考えるわけでございます。日本は、かつて、私も記憶しているのでは今から20年前ぐらい、あるいは30年前ぐらいまで、よく法による世界平和ということが言われました。ワールド・ピース・スルー・ローということで、様々な団体、様々な方々が協力して、武力でなくて、法により、共通の法原則をお互いに確立することによって、紛争の種を取り除き、紛争を解決するというような、いわばソフトパワーの一つの在り方ですけども、そういうものを相互に大事にしていこうという試みが考えられていたわけですが、最近ふと気がつきますと、法による世界平和というようなことも、余り語られなくなってまいりました。これは、人によっては東西対立がなくなったときに、新たな複雑な問題が起こってしまって、そういうものの言い方では解決できないものが生まれつつあるのだということを言われることもあるのですが、私は今一度、原則をもう一度確認し合いながら、いわば武力でない日本の在り方として、法によって法を運用するという形によって紛争の種を取り除く、そして解決していくということについて、共に協力しながら世界平和あるいは地域の安定のために取り組んでいくということが考えられていいのではないだらうか、その意義をもう一度確認したいと思っております。

私は、この会議にお集まりになった皆様方は、恐らく私と同じような気持ちをお持ちの方がおられると思いますし、こういう一つ一つの試みを取り上げて、これからも様々な形で協力していくことによって、私は日本政府だけでなく日本人の姿が世界のいろんなところで

出てくる、そして、それが実際にはそれぞれの国との間の人間的な相互理解につながっていくと思うわけでございまして、それこそが平和の礎になると考える次第でございます。

早口でしゃべってしまいました、意のあるところを酌んでいただければと思います。御静聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 原田先生、ありがとうございました。

報 告

「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」 桑島京子 独立行政法人国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ長

【司会（田中）】 それでは、次に独立行政法人国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ長、桑島京子様から、「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」という演題で御報告をいただきます。

それでは桑島様、よろしくお願いいたします。



【桑島】 御紹介賜りましたJICAの社会開発部で法整備支援を担当しております桑島と申します。

法整備支援に限らず、JICA事業をいろいろな形で御支援くださっている皆様のお顔が見えます。この場をお借りして深く感謝を申し上げたいと思います。そして今日、法整備支援連絡会という場で議論させていただく機会を頂きましたことについてもありがたく思っております。

本日いただいたテーマは、「法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」ということですが、私どもは協力事業の実施部門です。実践的な技術協力の指針については、内部的に検討したり、あるいは研究会で議論をいただいた経緯はありますが、世に出せるような形での指針づくりは、今検討しているところです。本日は、まず、実施機関の方針を形づくっている、もう少し上位の部分でのODAの政策枠組みを御紹介させていただいて、そして十数年にわたり御協力いただいて事業が展開してきている法整備支援事業の経験を少し振り返りながら、私どもの問題意識として、どういうふうな技術協力の指針を作りたいと思っているかを申し上げたいと思います。

まず、ODAの全体の基本方針、その中のJICAの事業の位置付け、そして法整備支援の経験を振り返りながら、課題別指針という形で検討中の構想を紹介させていただきたいと思います。

この絵の内容はもうご存じの方も多くていらっしゃるかと存じます⁶。日本のODAの政策枠組みということで言いますと、単独の援助国だけの考え方ではなくて、国際社会として途上国にどういうふうに協働して取り組むかということが、かなり議論されています。一つの事例として、左の上にあるミレニアム開発目標のように、貧困削減に向けてドナーの間の協調を進めながら、いかに効果的、効率的に援助を進めていくかという、国際社会全体としての

⁶ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

方策があります。そして、途上国それぞれは、国家開発戦略や貧困削減戦略などによって、それぞれの国としての開発のプライオリティーを決めているわけです。そういうものをもとにしながら、日本のODAの全体方針としては、「ODA大綱」という、援助の理念、哲学をまとめたものがあり、そして政策として3年から5年にわたりどういう援助重点を置いていくかという中期政策があり、そして外務省を中心とした日本政府としては、途上国の国別の援助計画を作っています。

国別援助計画は、現在20か国ほど出来上がっておりまして、それ以外の国については、もう少し簡略な文書としての援助方針があります。こういう政府の援助計画の下に、実施機関といたしましては、融資をやっている国際協力銀行には、事業実施指針という途上国別の方針がありまして、JICAも国別事業実施計画という形で、国別にどういう重点を置いて、どういうやり方で援助をするかという方針を、途上国別に作っているわけです。各省におかれても、それぞれに方針を作っておられるかと存じます。

これらは、ある意味では、途上国一つ一つについての縦の流れでの援助方針です。同じだいたい色になってしまいましたが、JICAの下に「課題別指針」というのを入れました。これが、今私どもの方で検討しつつある実践的な分野別の方針であり、これは後から述べさせていただきますと思います。

ODA大綱は、1994年に最初に作られ、2003年8月に改訂されておりますが、これは日本のODAとしての全体理念、基本方針を整理したものです。援助の目的としては、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資するということを前提に置き、そして基本方針として途上国の自助努力を支援すること、そして人間の安全保障という一人一人の生活に視点をおいて支援をすること、そして公平性の確保、すなわち不平等を生むような支援はしないこと、そして我が国の経験や知見を活用した支援をすること、そして国際社会で協調と連携を進めるということをうたっています。援助の重点課題のほか、重点地域としてはアジアが挙げられています。

法整備支援に関する基本方針としては、自助努力支援の中に記載があります。良い統治、つまりグッド・ガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、そして法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは我が国のODAの最も重要な考え方であると書かれており、このため、途上国の自主性を尊重し、開発戦略を重視するとあります。この後に続きがあり、したがって、平和あるいは民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に進めている国に対しては、これを重点的に支援するとあります。法整備支援についても、こういった意味で重点国が選ばれていると理解しております。中期政策の中にも、貧困削減、持続的成長、平和構築などの分野が挙げられていますが、いずれもこの中に法整備の要素が入っているわけです。

次に、JICAの国別事業実施計画がどんな成り立ちになっているのかを、少し紹介させていただきます。

これらの縦の流れの中で、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタンと、いずれも法整備支援事業が展開していますが、これはこれらの国の開発の重点項目として、ベトナムの場合で

すと市場経済化を促進するための法整備人材育成のプライオリティーが高いということであり、これに対する法整備支援が、最初は研修員に来ていただくところから、あるいは専門家の方に短期で行っていただくところから始まりまして、今年で12年目に入っているというところ。カンボジアの事例ですと、こちらの方は内戦もございましたので、国家機能あるいは国家機構そのものが、かなり崩壊しておりましたので、むしろグッド・ガバナンスそのもの、法による統治を強化するというのが大きな国別の重点課題になっており、これに対する支援という意味では、法による統治だけではなく、行政機能そのものを強化する支援もあり、治安維持と民生の安定を図ること、あるいは政府の財政管理能力を上げるなどの要素を含めて、グッド・ガバナンスを推進することに重点を置いています。

この法による統治の強化のために、基本法整備が必要であり、これが法整備支援プログラムとなっています。本日、アン・ヴォンワッタナ大臣からもお話しいただきましたように、法制度整備プロジェクトは今、フェーズ2の段階にあり、さらに、裁判官・検察官の人材養成プロジェクトと、そして日弁連の支援をいただいている弁護士会に対する司法支援プロジェクト、この三つがプログラムの形で動いているわけです。

ウズベキスタンの場合は、国の重点としては経済産業振興のための人材育成制度構築支援という文脈で、倒産法の注釈書のプロジェクトや、企業活動発展のための民事法令・行政法令の改善プロジェクトが動いています。

このように、JICAの行っている整備支援の位置付けは、それぞれの途上国にとって開発課題としてより重点の高いものに対する支援という流れで行われています。

以上が全体の大きな政策枠組みです。

さて、この十数年にわたり、皆様の支援をいただいて、法整備支援を本格的に進めてきましたので、その経験と教訓を集約しつつ課題別指針という実践的な指針をまとめたいと思っています。本日は、午前中の竹下先生の御講演からも重要な御指摘をたくさんちょうだいし、ワッタナ大臣からも、日本の援助の特長についてお話がありました。日本の法整備支援の特色として、他のドナーと異なる点は、内発的な変革のプロセスを支援するという姿勢です。これはODA大綱の言葉で言えば自助努力支援につながるもので、共同研究型あるいは共同作業型のアプローチを採る点で、他の二国間ドナーや国際機関とはかなり異なるというふうに意識しております。

法整備支援は、相手国の文化、風習、制度に配慮して、長い期間をかけて対話を重ねないとできないところに、日本の援助の大きな強みがあるとともに、難しさがあると思っております。そして、日本という途上国から発展してきた国の経験と知識を生かした支援ということも、もう一つの非常に大きな特長です。日本以外の国の法体系あるいは法制を紹介あるいは検討した上で、相手国としてどういう法体系あるいは法制を選択していくかについて、先方の選択を尊重する形の支援であるということも大きな特長だと思っております。ワッタナ大臣がまさにお話しくださいましたように、共同研究、共同作業プロセスを通じて、相手国のカウンターパート、そしてカウンターパートの所属する組織の能力の向上を図るというアプローチは特徴的なものでありますし、相手国の法制度全体の中の整合性を配慮するという

意味でも、日本の援助は群を抜いていると思っております。

そして、三つ目に、例えば、カンボジアも起草支援から立法化プロセスに入ってまいりました。例えば、ベトナムですと、立法化プロセスから、今度は法をいかに適正に運用していくかというプロセスに入ってまいりました。今朝も竹下先生から、理論と実践をどう結びつけるかというお話がございましたけれども、作業部会の先生方に御支援を頂くのに加え、法務省、そして最高裁、日弁連、そして関連する公的な機関の組織的なバックアップを頂きながら、法を実践していく上での制度面の支援を頂いているというところも非常に大きな特長でありますし、大きな強みです。これについても、今後どういうふうに展開していくかという意味で、私どもにとっても強みであるとともに、やはりいろいろな課題があると思っております。

法制度整備という支援は、竹下先生からも御指摘がありました。一過性のものでなく、相手側の制度をつくり、人材をつくるという非常に長期のものです。でも、支援を永劫に続けるわけにはいきませんので、プロジェクトの期間ごとに時限を切らざるを得ないというところがあります。常に課題となりますのは、プロジェクト目標をどこに設定するのか、そしてターゲットなり活動の内容をどう明確化するかということですし、またこれにかかわる日本側の皆様との間で、また、先方とももちろん合意しながら協力を実施するわけですが、日本側の皆様とも、いかに認識を一にしながらやるかというところに、いつも難しさを感じるところです。法整備支援の成果をどう測るかということ自体に難しさがあると思っております。また、「退出戦略」、つまり、プロジェクトとして、どこまでの成果を出すところで終わるかということでも課題です。JICA自体のカンボジアとの協力関係は、まだ数十年続くとは思いますが、そういう意味で、貧困国とは当分のところ共にあるわけですが、特定の分野、例えば、法整備支援の中で、どこまでは基礎をつくるどころと考え、どこからは相手側の自助努力を促していけばよいのか、こういった援助戦略も整理していかなければいけないと思っております。相手側をよく知らなければ、援助の入り口も分かりませんし、方法論が分からないという意味で、試行錯誤も多く、私どもではなくて、多分、現地の専門家の方々、そして支援くださっている日本側の皆様が一番苦勞なやり、JICAのプロジェクトマネジメントがなっていないとお感じになったところでもあると思えます。

カンボジアという国は特にそうだと思いますが、非常に人材層の薄いところで、そして人材をつくるのに本当は何十年かかるというところを、5年間の支援を通じて、持続的に続けていけるような体制やメカニズムをどう残すかというところは大きな課題です。そして、御指摘があった日本側の支援体制をどう改善するか、そして法整備支援では、法体系間で抵触する部分もありますため、ドナー間の援助の調整に手間がかかります。こういった点を加味しながら、課題別指針という形で、皆様にも公表できるものをまとめたいと思っているところであります。

JICAは23の開発課題について、課題別指針というのを作ることにしております。これはどういうものかと申しますと、貧困、教育、保健などに並べて、法整備の領域も一つの課題と呼んでいますが、そういった開発課題ごとに、その主な概況、援助動向、そして援助のアプリ

ローチや手法について整理をした上で、JICAの事業実施上の留意点、協力の方向性など、事業の中で蓄積した経験・知見を体系的に取りまとめるもので、事業計画の企画・立案、案件の審査において使う目的のものです。どういう内容を含んでいるかという点、まず、日本以外のドナーも含めて現状や援助動向をまとめます。そして二つ目に重要なところとして、法整備支援の主要なコンポーネントは何かということにして、対象領域と、そしてそれに即した援助のメニューをまとめたいということでもあります。そして、協力の基本的方向性、これは意義とアプローチを整理し、そして特長、留意点をまとめていきます。

課題ごとに、支援の主要なコンポーネントを体系的に整理することが重要だと思っております。まだ試行錯誤ですが、法整備支援の対象領域を大きく分ければ、次の四つがあるのではないかということで、議論を始めたところです。

法整備支援ということであれば、ルールを整備するというのは、まず大きなコンポーネントです。具体的な支援としては、アフガニスタンを始めとして、憲法の起草に対して助言する事例も、平和構築支援の中で出てきております。カンボジアやベトナムでは、個別法案の起草支援から立法プロセスに入っているところです。そして、二つ目のコンポーネントは、ルールを適切に運用する組織の整備です。運用する組織の整備支援、中でも、代替紛争解決機関の整備支援については、今、インドネシアの最高裁とADRへの支援を一緒に始めたところです。法を運用する組織、制度の整備というコンポーネントに続き、三つ目のコンポーネントは、人材の育成です。人材の育成対象は非常に幅広く、法曹関係者もありますし、竹下先生から法学教育の重要性の御指摘も頂きましたとおり、若い世代の育成ということもあっております。そして、四つ目のコンポーネントは、法を社会に浸透させるということでありまして、社会において実際に法を用いて、自分たちの裁量の幅を増やしていけるようにすること、すなわち、リーガル・エンパワーメントというふうに英語では使うようです。「社会の法的知識・能力の向上」という日本語で書いてみました。これには、司法へのアクセスを保障する、あるいは法意識の向上を支援するというような活動があるかと思っております。

これらのルールの整備、そして運用にかかわる組織・制度の強化、人材の育成、法的知識・能力の向上の四つは、いずれもつながっております。どこから、援助の入り口として始めるか、それぞれつながっている中で、どういう形で展開していくのかということ、もう少し事例に即して整理をしていきたいと考えているところです。

一言でルールの整備と申しまして、まさにカンボジア、ベトナムでやりましたように、非常に大きな基本法を整備するというものもありますし、もう少し個別法のレベルで整備することもありますし、それから実践のための様々な具体的システム、制度づくりもあると思っております。どこから入るかというのは、やはりその国のどこにニーズがあるか、どこが脆弱であるかということから見ていかなければいけないということです。そして、多分、ルールの整備にしても、運用組織・制度の強化にしましても、リーガル・エンパワーメントにしても、人材の育成をあわせて進めるということは常に考えなければいけない要素ではないかと思っております。また、人材の育成も、継続教育であるとか、法学教育であるとか、どういう層

を重点的に育成するかということを考えなければいけないと思っております。

JICAの協力の方向性を、諸点を検討した上でまとめていきたいと思っております。一つの要素は法整備支援の意義です。これは今日、竹下先生がお話しになった法整備支援の現代的意義というところでまとめくださったとおりでありますが、市場経済化を目指した法整備、あるいはガバナンスの改善、法の支配を確立するためというのが、いずれもスーパーゴールと申しますか目指すところです。ただし、ガバナンスにしても、法の支配にしても、非常に幅広い抽象的な概念であります。これを、国々のニーズに即して、どういうふうにブレークダウンするかが課題でありまして、法の支配も、法がなかったので法律として整備するというだけでなく、実際に、その法を整備した結果、社会がどう変わることを目指すのか、それとも、例えば、法の成立によって政府の恣意的な裁量が減るとか、あるいは個人個人の裁量の幅が増えるとか、そういう具体的な設定をしながら、どのような意義を目指すのかを整理することが必要だと思っております。

先ほどの法整備支援の主要なコンポーネントのうち、どこから入っていくか、どのメニューから選んでいくかということところは、日本の比較優位性を、もう少し吟味しなければいけないと思っております。退出戦略については、JICAのプロジェクトが日本からの唯一の支援ではございませんので、先ほど原田理事長からもオールジャパンという言葉をちょうだいしたように、例えば、法学教育であれば、大学間協力という形での留学生の受入れ、私どものODAベースにももちろんありますけれども、そういった長期的な人材育成戦略の中にJICAのプロジェクトによる大きな仕掛けづくりをどういうふうに組み入れるのか、あるいはJICAで長期的な人材育成支援を戦略的に始め、後は大学間交流の方につないでいくとか、そういう意味での様々な機関間の協力関係ということも重要だと思っております。

そして、実施上の留意点としては、先ほどの竹下先生からの御指摘の裏返しですけれども、作業の質と量を考えるべきである、そして、基本法の附属法令でありますとか、そういったものの整備まで十分に考えるべきである、そして、どういう種類と規模のリソースが必要であるかを考えるべきである、まさにこれらの教訓を踏まえてプロジェクトの計画を作り、運営するということだと思っております。この部分は、今後私どもも、もう少し皆様のお知恵を借りながら整理しなければいけないと思っておりますし、最高裁、法務省、あるいは日弁連、あるいは各大学からの組織的なバックアップを頂きながら実施するという方法と、それから普通、他のドナーですと、リーガルプロフェッショナルは、契約ベースで入ってこられますので、そういう契約ベースでの協力にかかわっていただくという方法と、どういうふうによく仕分けるかということも、私どもの課題でございます。

以上、簡単でございますが、今、私どもがどういう枠組みの中で動いているか、そしてこれまでの経験と教訓を踏まえて、課題別指針をどのような問題意識でまとめつつあるということを紹介させていただきました。また、皆様の御意見をいただきましたらありがたいと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 桑島様、どうもありがとうございました。

報 告

「日弁連の国際司法支援活動に関する取組，基本方針について」

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

【司会（田中）】 では，続きまして，日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏先生から，「日弁連の国際司法支援活動に関する取組，基本方針について」という演題で御報告を頂きます。

それでは，矢吹先生，よろしくお願いいたします。



【矢吹】 今，御紹介にあずかりました日本弁護士連合会の国際交流委員会の矢吹です。よろしくお願いいたします。

今日はこのような機会を与えていただきまして，大変光栄であると同時に，日弁連がこれまでしてきたことを皆さんに御説明したいと思えます。

私，この法整備支援でお話するのも3回か4回目なので，この前も名古屋大学でお話したのですが，いかに日弁連が進化していないかということの証左にならないように，いつも日弁連は，この分野でもいろいろ考えて取り組んでいるということを何とかお話ししたいと思えます。

個人的には，先ほどのワッタナ大臣が最初に1996年に日本に来られて，私たち日弁連も御協力して，本邦研修をされたのですが，そのときに5，6人の方が日本に来られて，ワッタナさんは弁護士会からの推薦で，弁護士として来られました。そのワッタナさんが今は大臣になりまして，大変私もうれしいわけですが，もとに戻りますが，私自身はまだそのまま弁護士をしまして，この法整備支援を相変わらずやっていることにじくじたる思いもあります。しかし，それはそれとして，日弁連はそこに書きました国際司法支援と実は日弁連内では呼んでおりまして，法整備支援というよりは，インターナショナル・リーガル・アシスタンスか，コーポレーションか，アクティビティーズをそのまま訳しまして，国際司法支援活動というふうに呼んでいるわけです。たまたま用語が違うだけではなくて，今からお話するように，独自の手法そしてポリシーでやるということに心掛けているということでもあると思えます。

最初の枠で書いてありますように，私も学問と実践と，法整備支援はいずれかというところからいつも考えているわけですが，これはいずれでもなくて，開発と法という学問領域と，途上国の現場で支援活動を実施するという実践的な側面，この二つが相互に融合的に機能するということが必要であって，どちらが欠けてもいけないと思っております。大学の先生方には，是非この分野でも法の実体法，法社会学，そして地域法学といった分野から，是非熱い研究，そして御協力を頂きたいといつも思っているところです。日弁連はその中で実践の主体ということになるわけですが，その活動は先ほど申し上げたように，いかに進化するかということを考えていく中で，この進歩する進化の中には二つありまして，一つは深化，それから多様化，多様性を持った国際司法支援，法整備支援という，この二つを考え

てまいったわけです。

まず、多様化の方にいきますと、幾つかのコンポーネントがありまして、ここには書いてないのですが、まず主体の多様化であります。そろそろこの法整備支援の戦略論といったことも、より分析的に考える必要があると思っております、国家戦略として考えるのか、民間のそれぞれのポリシーで戦略を考えるのか、これをやはり個々の主体が主体的に考えなければいけないと思います。先般、自民党の司法制度調査会の国際小委員会でも2回この法整備支援が取り上げられて、日弁連も発表したわけですけども、自民党の先生方、それから各官庁、やはり国家の予算を使いますので、国家戦略としてお考えですし、それでいいと私は思います。その中で、いかに国際社会の中で、競争の中で、この法整備支援を国のためにどう活用するかという側面を、やはりそこにフォーカスして、より精度を高めて考えていただきたいと思います。その中には、日本企業が海外で事業展開をする、それをいかにサポートできる主体づくりをするかということも、これに入るわけです。

それから他方、民間の方は、日弁連もNGOの一つですけども、このNGOの活動が、様々にその考え方で分かれています。従来、NGO性悪説というものが若干あった雰囲気も日本ではありますが、これからはNGOの協働型、共に働く型の支援方法を取るべきではないかと思っていますところでは。

主体の次は、多様化ではファンドの多様化ということで、やはりODAのファンドの中にも、実際に政府の直の政策ポリシーで使うファンドのほかに、NGOに対する前の開発パートナーですとか、草の根無償ですとか、そういったNGOに対するファンドを充実していただきたいという点と、やはりトヨタ財団ですとか、他の民間ファンドを育成する機運と、それから税制上の優遇措置というのが必要じゃないかと思っています。

それから、人材もやはり官の方と民の方と、これをどう多様化するかということも、一つの課題です。三つ目は人材ですね。

四つ目は、これもすべて連動しますけれども、目的の多様化ということで、国家で言えば外交、それから企業で言えば企業の事業展開、それから日弁連で言えば、後で言う基本的人権といったものが多様化すると。いずれも、この四つのコンポーネンツは相互関連するわけですけども、こういった多様化をそろそろ日本も進めるべきではないかと思うわけです。

それから、もう一つの進化のうちの深めるという深化については、もう何回も桑島さんからお話のあったように、だんだんと深化しつつあって大変うれしいわけですけども、コンテツ、支援活動の内容の充実ということで、まさに皆さんおっしゃるように、立法支援なのか、法曹養成なのか、はたまた司法システムそのものの構築支援なのかというところを個々に深めた手法を考えていくということでもあります。手法を深めるについては、やはり多くの法律家が支援の専門家として参加する仕組みづくり、そのためには多くの専門家が参加しやすい、例えば、登録ですとか、世界銀行でもみんな登録しています、専門家の。JICAでも登録制度があると思いますけれども、そういった登録ですね。それからトレーニング、養成をするといったことがこれに入ります。それから、ロジスティックス機能の充実、やはりロジがないとすべてがいかないということで、いかに法整備支援に即したロジの構築ということが必要かというふう

に思います。あとは、調和した長期的に同一のポリシーで支援をするというためには、法整備支援の実践上のマニュアル化、これが必要だというふうに思います。

こうした意味で、日弁連が何をしているかということを中心に申し上げますと、NGOとしてその使命に基づいて国際司法支援に従事するという点でありまして、国家のODAについては可能な限り協力して、効率的な支援活動ができるように活動するという点になるわけです。では、法整備支援の目的とは何ということになりますと、日弁連としては、やはり日本国の憲法前文と。改正問題が上がっても、この条文、前文だけは絶対変えていただきたいと思うような非常に名文でありまして、やはりこの平和を維持する、専従と隷属、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとするという国際社会において名誉ある地位を占めるために、私たちは法整備支援をやっているのだということを銘記すべきだというふうに思うわけでありまして。あと、桑島さんがおっしゃったように、ODA大綱、それから司法制度改革審議会の意見書、こういったものに既に法整備支援が載ってまして、ODA大綱の中のグッド・ガバナンス、それから人間の安全保障、平和構築といった問題も、目的として考えなければいけないと思います。そのほか、ODA大綱には、先ほどおっしゃったように、発展途上国、主権、平等、内政不干涉といった国連の憲章も載っております。また民主化促進、市場経済導入の努力、基本的人権の自由の保障、こういったことも、様々にいい言葉が散らばっているわけです。

しかし、例えば、法の支配、ルールオブローといった問題も今、世界の法整備の分野では、ブッシュ大統領ですらルールオブローだというぐらい、ルールオブローというのは、いろいろと違いがありまして、ルールオブローを言えばすべてがいいというわけではなくて、一体ルールオブローをどう根付かせるのか、まさに桑島さんがおっしゃったように、その具体的な手法が、そして実績が問われるということになるわけです。日弁連は、もうこれは簡単でして、やはり弁護士法1条、社会正義の実現と基本的人権の尊重、これを普遍的なテーゼに考えていて、これを世界に、この普遍的なテーゼを世界に広める、一緒に協働するということに視点を据えているわけです。相手国の、まず市民に中心を据えて、安心して市民社会づくりができるということに貢献をするということでありまして。

また、国際社会での人権の尊重を実現して、平和をつくりあげるという活動に貢献をするということでありまして。これは、一つの普遍的テーゼとして、最近出たジョージ・ソロスの、彼はこの支援でも有名な方ですが、彼はオープンソサイエティーという概念を普遍的なテーゼとして提示しておられますけれども、私たちは、この憲法前文と弁護士法1条というところに重きを置いているわけです。

活動については、もうそこに列挙して、いちいち述べませんが、深化の一つの現れとしてお話ししたいのは、最近、日弁連の国際交流委員会の中に国際司法支援センターというものを作りまして、今まで委員会というところだと2か月に1回とか、そういう頻度で、あとは一部の人が動いているというような活動でしたが、これからは継続した活動をしようということで、事務局体制を充実して、あとは内に深めるということで、研究活動、研修活動、それからこれまでの活動のアーカイブ化ということを考えているところであります。また、これまでも

う5, 6年, 国際司法支援の活動に興味のある方を登録するというデータベース化をしております, 約140名ぐらいの弁護士が登録しています。JICAから長期専門家のオファーがありますと, この140名と委員会関係者で200名ぐらいに情報を提供すると。すると, 最近は複数名が応募してくれるという状況になっています。それから, 人とお金とが重要ですので, ここの国際協力活動基金というものをNGOとしては持たなきゃいけないということで持っているところです。そして, これから研究会, それからその研究会の成果でハンドブックというものを作る予定でありまして, このハンドブックで長期専門家は, 面接は一緒にJICAとしますけれども, 実は法整備支援に特化した研修というものはないので, このハンドブックを作って, 日弁連独自でも弁護士で行かれる方は研修をしようと考えているところです。

活動については, そこに幾つも書いていますが, 最近の活動では, カンボジアの弁護士養成校, これは先ほどワッタナ大臣も桑島さんもおっしゃっていただきましたが, 三年間で180人の弁護士を養成し, 倍増したわけですね。大変若い方, 意欲を持って各地方に行っている方もいます。ところが, 2年前8月に終わったのですが, 後継のプロジェクトが予定されていたわけですが, 外部的要因で, 弁護士会長の選挙問題で裁判沙汰になりまして, これが2年間, 弁護士会の会長が決まらなかったということでストップしたわけです。JICAは協力していただいて, ファンドはそのまま継続していただいたのですが, 今度また6月から継続するのですが, 終わってみて一番強く思ったのは, やはりおれがいなければできないのだということとは違うのだということですね。私たち, ずっと横についてやっていたけれども, 実はやらせてみると, 何もなくても彼らはちゃんとやれるようになっていたわけです。特に法律家は, おれがいなければものが動かないと考えがちなのですが, 実は随分人が育って, いなくても期待している何割か, 8割ぐらいはやってくれると。これは日本では例えば6割かもしれないけれども, それをまたブラッシュアップしていくというようなことをすればいいという, このenabling型, 彼らにやることのできるようにするenablingするような, そういった活動をすべきだと強く思いました。

あと, インドネシアのアチェの津波被害後の復興支援, これで勉強になったのは, 当時JICAの長期専門家で行かれていた河田さん, 今日来てらっしゃいますが, 地域の専門家でインドネシア語がペラペラで, この実態調査に私たちが行ったところ, 短期間で非常にいい調査ができました。やはり地域研究をしている, そして地域の言語のできる方と一緒に協働することは, いかにか大切かということがよく分かりました。

最後に法整備の今後の在り方というところですが, これは自民党の朝会向けに書いたもので, ちょっとそういった方向けになるかもしれませんが, これはでも通じることで, 法整備支援に関する情報の強化, 縦割りのものを, 是非省庁間で, もっと情報交換してくださいということ, それから情報の蓄積を十分していくということです。この中では, 国際会議にはもっと出て行って, こういうところで日本人だけで集まるのではなくて, 世界の法整備支援の活動のコンファレンスに行って, 日本の活動をPRするという含みます。それから人材登用, これは是非これから弁護士をもっと有効活用していただいて, 多くの方

がこの活動に参加し、そしてできれば国連ですとか、その他の国際機関にも会したいと思えます。財政的援助については、是非ファンドの多様化をしていただきたいと思いますし、私たちもそのために活動していきたいと思えます。それから最後に、日本法の国際化というところで、今、日本法の英語化プロジェクトが政府を中心に動いておりまして、辞書ができて、それをブラッシュアップしているところです。日本法の英語訳化だけではなくて、大学における日本語での教授コースといったものの充実ということも必要で、これはもう各大学、非常に私、感銘を受けているところでもあります。

以上ですけれども、一番最後に、これまで10年間、この支援活動をしていまして、日本の法整備支援の手法は、やはり聞く文化に根差していると。話す文化の西欧の法整備支援に対すると、聞く文化、私たちはしゃべるのは下手ですけれども、人の話をよく聞くのは、非常にうまいと思えます。相手方の話をよく聞いて、そして相手型と協働するという点では、先ほど桑島さんがおっしゃったように、大変ペキュリアな、いい支援をしていると思えますので、是非このまま進化していただき、私たち日弁連も御協力をしたいと思えます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 矢吹先生、どうもありがとうございました。

報 告

「法務省の法整備支援に関する取組、基本方針について」

稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長

【司会（田中）】 それでは、次に法務総合研究所国際協力部長の稲葉一生から、「法務省の法整備支援に関する取組、基本方針について」という演題で御報告をさせていただきます。

【稲葉】 法務総合研究所国際協力部長の稲葉でございます。



本日、このような機会に、法務総合研究所の取組につきまして、若干話させていただきたいと思えます。

当法務総合研究所の国際協力部は、平成13年に、この法整備支援業務を扱う部署として法務総合研究所内に設置されました。当時、中央省庁につきましては、再編、省庁の統合など、組織の合理化を推進している時期に、新しい部をつくるというのは、ある意味大変なことではございまして、それが設置されたというのは、それだけ国際協力、法整備支援の必要性が拡大するという流れの中であったと考えます。

それでは、法務省法務総合研究所が取り組んでおります法整備支援に関しまして若干説明させていただきますが、何ゆえ法整備支援が必要なのかということにつきまして、既に先ほどJICAの桑島グループ長からODA大綱の御説明がございました。法務省が取り組んでおります法整備支援と申しましても、法務省独自に取り組んでいるものというのは、それほど多くはございません。法整備支援と表現されるものの多くは、JICAさんの技術援助のプロジェクトの中に一緒になって協力していくという枠組みで実施させていただいております。したが

いまして、一応この法整備支援の必要性ということで、このODA大綱のことなども用意したのですけれども、先ほど御説明がありましたものですから、これは省略させていただきます。ODA大綱の中に、この必要性がうたわれておりますし、司法制度改革推進計画の中にも、法整備支援の推進ということが規定されているわけございまして、このような政府の基本方針の下、これまでの実績を踏まえつつ、ODAが我が国の外交政策の重要なツールであることを留意しながら法整備支援を更に推進していかなければいけないということで、法務省としても取り組んできているところでございます。

法務省による法整備支援とはという、大々的な肩書を出させていただきましたけれども、今言いましたように、また今会議の最初、当所の松永所長からのあいさつにもありましたように、その多くは、このJICAの技術協力の枠組みの中で、学界の先生方、最高裁・日弁連の方々、あるいはその他関係機関等の方々との協力、連携の中で取り組んでいるものでございます。したがって、当然JICAさんの枠組みの中でやっているわけございまして、考え方といたしましては、先ほどJICAの桑島グループ長から発表いただきましたような仕組みというもの、先ほどの発表とかなり重なってくるところが多いかと思えます。

法整備支援というと、一般的には法律の案、法案を起案する、法律をつくると、そして開発途上国にそれを渡すといえますか、そういう支援をすることのように観念されやすいわけございまして、この基本法令の起草支援はもちろんのこと、制定された法令を運用する制度の整備、そして法曹実務家の人材育成を含む活動であると法務省としてもとらえております。

法整備支援の目的として、先ほど日弁連の矢吹先生から、日弁連のお考えの御発表がありました。法務省といたしましては、この法整備支援の目的、いろいろなとらえ方があるかと思えますけれども、やはり人による統治、これはどういうことを意味しているかといえますと、権限者の恣意的な判断に左右される、法的な予測が不可能、結論はどうなるか、それはそのときの支配者による、その人の胸三寸ということでは法的な予測が不可能であります。そのような人による統治から法の支配が何なのかという問題がございまして、やはりこれは法的な予測可能性があって、法律に基づいて行政が運営され、裁判が運用・執行されるということ、人の支配から脱して、いかなる権力も法に従わなければならない、法の支配を確立することを目的といたしております。法の支配が確立するということは、法的な予測可能性が確保されるということございまして、法律に基づいて行政が運営され、紛争になった場合には、法律に従って裁判が行われるということでもあります。そのような状態がODA大綱でも求められている、いわゆる良い統治、グッド・ガバナンスにほかならないと考えます。

法整備支援には、先ほど言いましたように基本法の整備が必要であります。しかし、法律が制定されただけでは十分ではありません。その法律が適正に運用され、紛争になった場合も、その法律に従って判断され、今言いましたように、結論の予測可能性を保障しなければなりません。そのためには、法執行を担保する司法制度の整備というものが重要であります。さらに、制度が整備されましても、それを扱う人、法律実務家、法曹実務家が存在しなければ運用がされません。したがって、法律家の人材育成が必要となります。

法の支配が確立し、信頼に足る司法制度が完備されることによりまして、その国の政治

経済社会が安定するとともに持続的な発展が期待できるようになります。そうすることにより外国からの円滑な投資や、企業進出も促進し、交流を活発にして、その地域の発展や安定をもたらす、それはひいては我が国の安全や繁栄にもつながるものであると、そのような考え方で臨んでおります。そして、これらの基本法の整備、司法制度の整備、法律家の人材育成というものは、いろいろな社会発展の基礎インフラあるいはODA関連省庁さんがそれぞれ実施されております各種支援の基礎、基盤となるものと考えております。

それでは、法務省が関与いたしております支援活動でございますけれども、これまで取り組んでおります活動について、対象国で申しますとベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、韓国がございます。ただ、この中で韓国とは、登記、執行、戸籍、供託等に関しまして、日韓パートナーシップ研修という形で相互の実務家レベルでの相互研究を行っております。これは、いわゆるODAの枠組み、JICAさんのプロジェクトとは全く別に、韓国と日本の法務省と、財団法人国際民商事法センターの御協力を得て、いわゆる対等の立場で共同研究をしているというものでございまして、支援という表現からは少し概念的には異なるものでございますが、それ以外のものにつきましては、いずれもいわゆるODAの枠組み、JICAさんのプロジェクトで実施されているもので、これに協力していくというものでございます。

一番古くからかかわってまいりましたのは、ベトナムの関係でございまして、ベトナムにつきましては、民事訴訟法の起草支援、破産法の改正支援、これにつきましては平成16年にそれぞれ成立し、公布されておりますし、民法改正支援を行っております。また、法曹養成支援の関係では、司法省の下にあります国家司法学院のカリキュラムや教材の作成、検察官マニュアルの作成等にも関与し、携わってまいりました。また現在も作業中でございますが、判決書標準化・判例整備支援というプロジェクトがございます。ベトナムでは従来、欧米の各ドナーから判決の公開を迫られ、アメリカの支援で判決の公開を一部始めたようでございますが、アメリカは単に公開しろということを言うだけでございまして、どういようにすればいいのか、そのあたりの支援、指導等はどうもなかったようでございます。そこで現在、今日御出席いただいております井関先生に中心になっていただきまして判決書の書き方や内容を改善する支援を行い、そして判例制度の導入に向けまして、その提言を取りまとめるよう、ベトナム側の担当者と日本側の研究会のメンバーとで協議を進めているところでございます。

カンボジアの支援につきましては、本日、民事訴訟法の関係で詳しく報告がございましたし、民法につきましても、間もなく成立する見込みとなっております。また、カンボジアでは法曹養成のことも午前のお話になりましたけれども、司法官職養成校、裁判官・検察官の養成校に法務総合研究所国際協力部の教官を長期専門家として派遣いたしまして、現在カリキュラムや教材の作成、また、模擬記録の作成等の支援を行っているところでございます。

また、ウズベキスタンにつきましては、先ほどJICAの方からも御説明がありましたけれども、本日御出席いただいております池田先生を中心にウズベキスタンの倒産法の注釈書の作成のプロジェクトを行っております。また、ラオスにつきましては、民法、商法の教科書支援、判決書のマニュアルや検察官マニュアルの作成等の支援を今日御出席の松尾先生にも御

協力いただきまして支援をしてまいったところでございます。また、インドネシアにつきましては、これまで和解調停に関しての研修を行ってきたわけですが、これまでの研修成果を踏まえまして、今年の3月から和解・調停制度強化支援のJICAプロジェクトが新たに開始される予定でございます。これは、日本の和解・調停制度をモデルに、裁判官のみならず信頼し得る民間人が調停人資格を取得できるようにいたしまして、これまで国の裁判所が独占してきた司法サービスを一部民営化する調停制度を整備しまして、紛争を簡易迅速に、かつ費用を余りかけずに解決しようとする試みでございます。インドネシアには日本企業の進出も多いわけですが、司法の不安によって裁判が有効な解決手段としてどうも十分機能していないようございまして、未済となっている訴訟事件も多い状態でございます。このプロジェクトが成功すれば、インドネシアの国民の皆さんにも、また日本の進出している企業にも非常に有益であろうと期待しておりまして、法務総合研究所といたしましても、このプロジェクトに協力し、国内研修等を実施していく予定にいたしております。

これまでの、この法整備支援の手法につきまして、これは既にJICAさんの方からも触れられておりますし、午前の発表でもございましたけれども、法務省といたしましても、対象国の主体性、自主性を尊重し、中長期的視点に立つて行うことを基本方針としてまいりました。すなわち、日本の国の制度を押しつけるのではないと。その国、相手国の担当者等と研修における協議などを通じて信頼関係を構築しながら相手国のニーズを十分踏まえ、真実、実務が機能する司法制度の整備を支援していくのだということと皆様方と協力して臨んでいるつもりでございます。特に法務省が所管する民法、民事訴訟法という基本的な法律は、それぞれの国の風習や習慣等とも密接に関連しております。技術的な法分野でございますと、ある意味グローバル的に同等の規則でやるということも可能かも知れませんが、民法や民事訴訟法というものは、やはりそれぞれの国の文化、伝統などを無視しては根付きません。根付かない法律を押しつけても、結局その国で使われなければ何もならないわけでございます。そういうことから、この手法につきましては、午前のワッタナ大臣からも評価していただいているところかと思っております。

そして、これまでの法整備支援のかかわりを踏まえまして、今後の課題といたしまして、これは既に幾つか御指摘をされているところでございますが、一つは関係省庁の連携強化ということを図っていく必要があると考えております。

今後、法整備支援をより効率的かつ効果的に進めていくに当たりましては、例えば、同じ国に対しまして、異なる省庁がよく似た分野の技術協力の支援を実施するような場合、この相互の事業に重複や矛盾がないように、全体として調和を保てるように、相互の連絡、連携は不可欠であると思っております。残念ながら、これまでそのあたりのことが十分でなかったように思われます。例えば、民商事法の基本法制に関する支援事業、これは法務省がかかわった場合に経済法分野とまた密接にかかわっているところでございます。そのような分野を含めまして、今後、関係省庁との連携をより強化していきたいと考えておりまして、互いに情報を共有することによりまして支援内容の調整を図るなど、より一層効果的な支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、法整備支援体制の強化という面でございます。法整備支援事業というのは、対象国の司法制度の根幹にかかわる重要な事業でありますことから、他の先進国や国際機関が実施している同種の支援と適切な調整を図る必要がございます。対象国全体の法体系の中で整合性がとられ、かつ、その国の実情に合った支援を実施していかなければなりません。カンボジアに対しましても、多くの支援国なり国際機関が支援いたしておりまして、それぞれ日本が支援している法律との調整が現地におきましても非常に大きな問題になってきております。しかしながら、これまでの実情を見ますと、対象国からの個別の要請を、その都度個別に検討し、個々の関係省庁により区々行われてきているような印象がございます。関係省庁の連携強化の必要性につきましては、既に原田理事長の基調講演でも御指摘もございましたし、今後、関係省庁の連携強化はもちろんのこと、我が国政府全体として法整備支援における基本方針が検討、策定され、その方針に基づいて、外務省を始めとします関係省庁やJICAの関係機関を含め、協力、連携して統一的に推進するというような、政府全体としての実施体制を強化していく必要があるのではないかと、まだ抽象的な考え方ではございますが、考えているところでございます。もちろん、そのためには、法務省の内部におきましても、その体制というものを考え直していかなければいけないと思っておりますし、いろいろ検討し、体制の強化を図っていききたいとは考えているところでございまして、今後このような政府全体としての統一的な推進というものを提案させていただきまして、私の発表とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

報 告

「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」 布井千博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

【司会（田中）】 次に布井教授に「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」という演題で御報告いただきます。これはJICAの経済開発部で所管しておられたプロジェクトで、普通の法整備支援活動は社会開発部で所管しておられまして、JICAの方におかれましては、今後、いろいろな意味で体制の構築とか情報共有について改善していらっしゃると思うと。数年前に布井先生には、このプロジェクトが開始される前にお話していただきましたが、もうかなり進行しておられますので、この興味深いプロジェクトにつきまして御報告していただきたいと思っております。

どうぞ、布井先生、よろしく願いいたします。



【布井】 今、御紹介いただきましたように、確か3年ほど前になりますでしょうか、スタート直前の中国経済法・企業法プロジェクトについてお話をさせていただきました。このプロジェクトも、スタートしてから2年以上が経過しておりまして、今年の11月に終了する予定になっております。しかし、まだ終了しておりませんので、総括的なことは

言えないわけでありませけれども、ここでは中間的な総括と同時に、民事訴訟法などの他の法律分野における次期プロジェクトのためにも、私どもが経験してきたことを多少御紹介するのは、何らかのお役に立つのではないかと考えた次第でございます。

最初にお断りしておかなければならないのは、午前中のカンボジアでの民事訴訟法の整備、あるいはベトナムなど各国で繰り広げられている法整備活動と比べますと、私どもの経験が極めて初歩的なものであるということです。本日の私の報告内容につきましては、その点をお含み置きいただければと存じます。

そこで、早速報告の方に入らせていただきます。まずは、JICA中国経済法・企業法プロジェクトがスタートした時点の状況です。

プロジェクト開始の当初から、中国では、既に市場経済化もかなり進んでおり、市場経済化のための法整備もかなり進んでいるような状態でございます。1992年の鄧小平の南方巡話におきまして、中国は社会主義的市場経済の道を歩み始めたわけございまして、会社法は1993年に既に制定されているような状況下でプロジェクトがスタートしたわけでございます。したがいまして、本プロジェクトの方向といたしましては、相手の立場を尊重する相互理解から始まり、法制度の相互承認、更には法制度の調和というような過程を経るであろうことを前提として、法整備が行われるということを明確にしております。つまり、カンボジア等で行われているような、新たに法律をつくるということは、我々はもうできないような状況からスタートしておりますので、そのような状況下で相互理解、相互承認というようなレベルのところ、これをスタートラインにしましょう、そして、これを我々の法整備の目標といたしましよということございまして。

そのような形で法整備をしようとしたときに最初に苦労したのは、どこの省庁と組んで法整備を進めていくかということございまして。様々な省庁を回ったわけですが、最終的に商務部を窓口にするということになりました。商務部を窓口にして、他の省庁間の調整をしてもらうということになったわけございまして。全人代や最高人民法院にもまいりましたが、なかなか相手にもしてもらえない、JICAという言葉すら聞いたことがないというような状況ございまして。当時のJICAの中国側窓口は、科学技術部でありましたが、この科学技術部との話し合いの中で商務部を窓口にすることが決まったわけですが、商務部は本プロジェクトの調整窓口ということでは適切であったと考えております。

次に支援対象機関については、一つの機関に絞らず、立法段階と執行段階あるいは運用段階に分けて、最も適切な機関と協力・支援関係が構築されることを意図して、特定の機関とは組まないということにいたしました。これに対しまして、ドイツのGTZは全人代の財政経済委員会と長年にわたり一対一のパートナー関係で協力を進めていたわけございまして。これには利点と欠点があります。利点といたしましては、GTZは、パートナーの全人代財政経済委員会から、立法に関する様々な情報を得ることができますし、人間関係も高レベルのところでき形成できます。しかし、欠点としては、特定の機関に囲い込まれてしまい、ある意味で忠誠を尽くさないといけないというようなことになってしまいます。結局GTZは、ちょうど2004年、我々のプロジェクトが開始したのと同じ年からパートナーの多角化を始めて

おりまして、財經委員会との一対一の関係というのは、既に放棄しております。しかし、これにも一長一短ございまして、多様な機関を対象とするということは、それだけ信頼関係の醸成というのは難しい、情報を得るのは極めて難しいということでございます。これは後で法案の入手について改めてお話ししたいと思っております。

三番は対象法規でございます。本プロジェクトは、独禁法、会社法、市場流通法という三つの法分野を対象としております。私が担当しているのは企業法、つまり会社法の分野でございます。もともと、会社法だけではなく、会社法の周辺分野も協力の対象といたしました。具体的には、外資法と言われております外国企業に関する法律、あるいはM&Aに関する法律、証券法、破産法、国有資産法という周辺分野も対象としようということにしたわけです。そもそも、プロジェクトがスタートした当初には、会社法改正が実現するかどうか不確実な状況でございました。そこで、会社法を支援対象としたとしても、果たして立法や執行というところまで到達するかかどうかわからない。そうだとすれば、多様な法律を対象とすることによって、リスクを回避しようとしたのであります。また、会社法の立法・施行支援というのは、外資系企業も恩恵を受けるという両面性があり、外資系企業の関心の高い破産法やM&A法制、あるいは外資法という分野の立法支援も対象にする方が、このプロジェクト全体の趣旨に合致するのではないかと。特に、我々のプロジェクトは経済開発部の主管でございまして、かなり経済オリエンティドということでございますので、そのような経済的な観点からも、より広い法規を対象としていこうということでございました。結果的に、多くの法律を対象としたことは、メリットがあったと感じております。特に、中国側から様々な要望が出てきたときに、柔軟に応じることができたということでございます。逆に、主たる対象法令に関して進捗が見られないときに、周辺法に逃げることもできるというようなメリットもあるわけでございます。結果的には、破産法が昨年8月に成立いたしまして、その前後に研究会やセミナーが開催できたということでございます。

続きまして、第2の会社法プロジェクトの内容でございます。

本プロジェクトの内容は、中国での研究会とセミナーの開催、本邦研修、情報収集・分析が中心であります。会社法プロジェクト実施状況につきましては、別添の資料にありますとおり⁷、かなりの回数の研究会、本邦研修を実施しております。国务院法制弁公室が会社法立法に関連して出版した新会社法改正研究報告にも、訪日調査の実情についてという報告が掲載されておまして、JICAが実施しました訪日研修の紹介及び日本法制に関する具体的な考察が掲載されております。法制弁公室に対する本邦研修は本プロジェクトの最初の取組であったわけですが、このように権威のある報告書にも取り上げられたところを見ると、非常にいい出だしを切ることができたのかなと考えております。

しかし、全体的に我々のプロジェクトがどこまで成功したのか、これはなかなか難しく、かつ悩ましいところございまして、法整備の評価は一体何を指標にすればいいのか、我々は現在、非常に悩んでいるところでございます。

⁷ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

(1)の草案作成段階、これは国務院法制弁公室が担当しました。実は、本プロジェクトの開始は、会社法の草案段階では間に合わなかったのです。私が法務総合研究所で3年前に報告したときは、すぐにでもプロジェクトがスタートすると思っていたのですが、実際には10か月も待たされてようやくスタートいたしました。それがために、プロジェクト開始が決まった時点(2004年1月前後)では、会社法の草案作成段階と重なり合っていたのですが、実際にプロジェクトが開始した時点はその10か月後(2004年11月)で、草案作成はほぼ完了しておりました。2004年12月には国務院から全人代に草案が提出されたので、本プロジェクトは草案作成の最終段階でようやくスタートしたということでございました。それでは遅いだろうということで、我々は2004年9月に本邦研修を前倒して実施したのですが、それが草案に関して唯一できた支援です。

また、草案の審議段階、これは全人代でございました。全人代とのアプローチは、先に申し述べましたとおり商務部を介して行いました。この点につきまして、商務部は非常に努力をしてくれたのですが、間に他の機関が入ったことから、直接全人代の担当官と接触できないもどかしさは残りました。日本側の対応も問題だったのかもしれませんが、さあ行こうと思ったところでスタートを切れないという感じで、常に後手に回るといような状況でございました。結局は、全人代とのパイプを十分に形成することができないままに草案審議が始まってしまうという、歯がゆい思いをしたわけでございます。

また、執行段階、これは最高人民法院でございました。これもまた接触が非常に難しく、最初は木で鼻をくくったような対応をされたわけでございます。もともと、最高人民法院の態度も、訪日調査の成果が上がったことから、大分改善されてきております。ただ、そのためには日本側もかなりの努力を要しまして、専門知識の提供のみならず、旅行のアテンドのようなことも行っているのが実情でございます。訪日調査には、最高裁判所や日弁連を初めとして様々な機関の協力を頂いたわけですが、このような協力が個人の努力によるものではなく、組織的に行われるようになることを希望する次第です。

さて、全体的な評価ということでございますけれども、まずは、法整備支援という技術協力にあっても、信頼関係の醸成が必要であるということです。人と人との交流、更には信頼関係の醸成によって、法整備支援の成果が上がるということです。次に、法整備を行うに際しては、相手国の実情及び法整備の状況に関する情報収集が重要であるということです。情報収集のためには大学等の研究機関の協力が重要です。大学等の研究機関と、立法者や裁判所をうまく結びつけて、情報収集や継続的なプロジェクトの運用が可能になると思います。本プロジェクトにおける最大の課題は、日本側の実施体制にありました。つまり、本プロジェクトの実施主体というのが不明確だったのです。担当としては、JICAの中国事務所が挙げられます。現在の新体制のもとでは、JICAの経済開発部や社会開発部は直接関与しておりません。それと、国内支援委員会、そしてコンサルタントのJDSのところが担当いたしております。この三者の役割分担というのが、必ずしも明確ではなく、だれが司令塔の役割を果たすのか、これが不明確でありました。ですから、当方がいくら先を急いでも、なかなか先に進まないという思いを相当いたしました。最近では、JICA中国事務所が積極的な役割を

果たし始めておりますので、相当改善されてきました。

次に、相手方の国の問題でありますけれども、プロジェクトの窓口が商務部であったことは非常に良かったと思います。商務部は外国の機関との連携も経験がありますし、国内においても様々な国家機関との連絡を非常にうまくやっていただきました。ですから、商務部の協力がなければ、このプロジェクトは進捗しなかったと思います。ただし、全人代にしろ、他の機関にしろ、もう少しJICAの側で直接ルートがあって、直接交渉ができれば、より良い協力関係を築けたとは思いますが。いずれにせよ、それらの機関との直接的な関係の構築はできていなかったのですから、商務部を窓口としたのは成功でした。複数の国家機関を支援対象とするとき、本プロジェクトは一つのモデルを提供したと考えています。

プロジェクトを実施してみますと、中国の国家機関は、日本の知見や経験に対して非常に関心がございました。ですから、非常に熱心にプロジェクトに参加してもらったのではないかと思います。また、中国の大学教授にも関与していただきました。実際も、中国側のアレンジメントの一部は中国の大学の教授の何人かにお問い合わせいたしました。大学の教授が参加することによって、研究会などでの討論が活発になり、深みを増してきたということが指摘できるのではないかと思います。

しかし、問題点もあるわけがございます。最初に、プロジェクト開始に当たり、幾ら金を出すのかということが大きな問題になります。ODAというのは、常に金の問題が伴いますが、どこの国がどの程度の拠出をしたというような、支援金額を比較する話がよく出てまいります。この点については、相手方とよく相談した上で、金額の多寡ではなく、支援の質と内容が重要だということを理解してもらわなければいけないと考えます。

次に、中国においては立法段階における秘密主義が問題となります。我々の支援は法整備ですので、支援なり協力なりをするに際しては、相手国がどのような立法を計画しているのかを知る必要があります。立法担当者が準備草案なり草案なりを作成したときには、その内容について我々も知りたいわけです。法整備支援を効率的に行うためには、草案の入手は不可欠なことも言えます。しかし、中国では、草案を見せてもらえません。例え草案を入手できたとしても、非公式のルートによるものが多いのです。そのように非公式に入手した草案について我々は公式にコメントできるのか、あるいはそれはしてはならないのか、非常に悩ましい問題がございます。

先ほど、GTZのお話を出しました。プロジェクト開始時にGTZを調査した時点では、秘密草案の件について尋ねたところ、「全人代の財經委から提供されており、問題はない」との回答でした。ところが、2004年以降、多様な国家機関との提携を開始したところ、秘密草案の問題に直面しているようです。

秘密草案と同様の問題は、最高人民法院が出す司法解釈についても当てはまります。最高人民法院は、法律の抽象的な解釈にかかわる司法解釈を発出する際に、草案を作成し、大学などの機関に対してオピニオンを求めます。この草案も厳格に秘密が守られており、一般には入手が困難です。我々が現在行っている最高人民法院との協力関係においても、秘密草案の問題に直面しております。

思いますに、中国との法整備においては、草案が公開されないということを前提に、支援の内容を決定する必要があります。あるいは、支援を開始するときに、草案の提供を条件につけるなどの交渉も必要でしょう。そのためには、草案の作成機関を見極め、直接交渉することも必要でしょう。新たなプロジェクトでは、この点についても御留意いただければと存じます。

最後に一点提言させていただきます。APECには、SELIという組織がございます。これは、Strengthening Economic Legal Infrastructureの省略です。この組織は、経済法制度の強化グループであり、会社法と独占禁止法を中心にAPEC内での法制調和を行おうとしております。日本では経済産業省が担当しておりますので、経済法制の整備であれば、そのような機関の連携も、今後、考えられるのではないかと思います。SELIは日本のイニシアティブで始まったプロジェクトでございますので、このような組織を交えて一体となって国家戦略として法整備をしていただきたい、そしてグローバル化する市場に対応して、特にアジアにおける市場経済を促進するために、日本の発言力を増すような方向で、法整備に取り組んでいただきたいと愚考いたします。

つたない報告でございますが、以上とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 布井先生、どうもありがとうございました。

報 告

「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について（調査・研究）」

小林昌之 アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ長

【司会（田中）】 それでは次に、アジア経済研究所開発研究センター、法・制度研究グループ長の小林昌之先生から、「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について（調査・研究）」という演題で御報告いただきます。



それでは、小林先生、よろしくお願いたします。

【小林】 ただ今御紹介いただきましたアジア経済研究所の小林と申します。

このたびは研究所の活動の報告をさせていただき貴重な機会を頂きまして、どうもありがとうございます。

まず始めにお断りしなければいけないのは、当研究所は研究所という性格から法整備支援を含めた開発援助の実施というよりは、調査・研究をメインにしておりますので、過去には経済産業省の受託で実施の面でも担当しておりましたけれども、本日は調査・研究について御報告させていただきたいと思っております。

まず始めに、アジア経済研究所の理念ですけれども、日本における開発途上国の拠点といたしまして世界へ知的貢献をするということを目指して研究をしております。そのために、地域に密着した知識を収集する、あるいは蓄積する、又は開発途上国の実態と課題の解明、

及び開発途上国に対する深い理解を広く国内外に提供するという活動をしております。そうした活動を通じまして、国際理解を深めまして、日本と国際社会との望ましい連携を促進するというための知的基盤となることを理念として掲げております。

調査・研究には三つのミッションがありまして、一つは持続的な成長と発展、二つ目が貧困削減、あともう一つが平和と安全ということで、これらに関します研究を行っております。

まず初めに、持続的な成長と発展に対する研究ですけれども、開発途上国あるいはその地域が貧困あるいは失業を解決するためには、援助に過度に依存することなく長期にわたってバランスのとれた成長を続けていくことが不可欠であると思っておりますけれども、あるいは更に成長を地球環境の保全と両立させて経済社会を質的に向上させる必要性が高まっておりますので、そうしたことから、経済活動、法制度、人的資源、環境などをめぐる諸問題についての研究に取り組んでおります。

二つ目に、貧困削減に対する研究があります。これは、先ほども少し出しましたが、ミレニウム開発目標に代表されるように、貧困と飢餓、あるいは教育、ジェンダー、保健、環境など、これらの貧困削減に対する取組というのが現在の世界にとって緊急の課題であるわけです。そうですので、国際社会と協力しまして、世界の貧困削減を推進するために開発途上国地域のこれらの貧困問題の研究に取り組むことを第二に研究しております。

三番目に、平和と安全に資する研究というものを行っています。開発途上国では、平和と安全を確立するためには、発生した紛争処理はもとより、政治の在り方を改善するなど、紛争につながる様々な脅威を取り除くことが必要であると思われまますので、そうした紛争の問題、あるいは民族・宗教の問題、あるいは国家の統治をめぐる諸問題、人間の安全保障などの研究にも取り組んでおります。

法制度研究につきましても、これらのミッションの達成に向けまして、調査研究課題を設定いたしまして、大体1年から2年の研究会を実施しております。現地主義ということで、現地に滞在しながら、現地の資料を使って、現地語に基づく、そして現地に根差した基礎的、総合的な研究を行うということの方針としております。

実際の研究では、関連の法令ですとか判例の収集と分析、それらに基づく当該国の法規範の意味内容の解明ですとか、あるいは法が社会でどのように存在し運用されているのか、そうした司法制度あるいは個別法分野などの法制度の解明、また、法規範、法制度と法意識あるいは実態との乖離の究明ですとか、法制度をめぐる問題点の摘出と、その解決の方向を探索するというをしております。

歴史的に見ますと、当研究所では、1965年から途上国に対する投資環境の調査の一環としまして、投資法の調査、主として法律の条文など、そういう法規範の研究を進めてまいりました。その後、1979年から個別法による調査ではなくて、一国の法の全体的な構造の研究及び実際の運用面の問題を研究する法制度研究ということで進めてまいりまして、現在では制定法の法規範の研究を基礎としながら、運用の実態、あるいはそれを支えるための制度ですとか文化を踏まえた研究を行うようになっております。

研究課題の選定についてでございますが、開発途上国の法制度研究を進める上では、次の

ような文脈に留意又は焦点を当てて研究することが重要かと思われま

す。一つは、法制度の発展の基底には、当該国の経済発展の状況ですとか固有の社会、文化の在り方など、そういう内的な要因があるわけです。もう一つは、現在行われている法改革そのものが、グローバル化ですとか、国際動向などの影響というのを受けておりますので、そういった外的要因も見ていく必要があります。ですので、こうした文脈に留意しながら、我々のミッションと、年度ごとの関心ですとかニーズに合わせてテーマを選定しまして、例えば、表記のような研究課題を行っております⁸。特に、開発過程におけます法の役割の解明ですとかは、途上国が自ら行う法改革ですとか、あるいは今ここで議論をしています外部の法整備支援を効果的に実施するために重要でありますので、一層の研究あるいは理論化が期待されている課題であると認識しております。

次に、今までの研究会の成果につきましては、配付資料の最後につけてありますので、これを御覧いただきたいと思っておりますけれども、ここでは簡単に、最近の研究について四点ほど御紹介をしたいと思います。

まず始めに、開発途上国における経済法制改革とグローバル化という研究会です。これは、16年、17年度で現在、研究双書として、報告書を作成している最中です。この課題としては、開発途上国の経済法制に対する影響力を強めている国際的なルールあるいは規範形成の特徴とその変化を分析するということを目的としております。ここで立てた仮説といたしましては、開発途上国の経済法制改革に対する国際的なルールや規範の影響というものが1990年代以降により顕著であるということ、その背景といたしましては、国際的なルール、規範の形成が開発途上国をより広く包摂するような方向で進んでいること、そして開発途上国側からも、かかるルール、規範に対して、より積極的な対応を取る傾向が強まっているということなどがあり、これを検証するために、経済活動にかかわる法分野を選びまして、その分野における国際ルールあるいは規範形成の特徴とその変化、そして、それらの開発途上国の経済法制に対する影響について分析をいたしました。知的財産権や競争法など幾つかの分野を選んで行いました。あわせてWTOですとか、あるいはワシントン・コンセンサスなどの影響についても検討をいたしました。その結果、各分野で形成されました国際的、地域的なフォーラムへの開発途上国の参加が進みつつあること、そして開発途上国の制度の脆弱性は是正がルール形成における重要な課題となっていること、そして条約のほか、非拘束的な文書が各国の法制に影響を与えていることなどが明確になりました。

2番目に御紹介いたしますのは、これは環境関係なのですけれども、アジア諸国の環境アセスメント制度とその課題という研究課題でございます。これは、アジア諸国で導入されつつある環境アセスメント制度の実態を明らかにしまして、直面している問題の分析を通して制度構築に貢献したいということを目指して研究をしております。これは、国別調査と課題の2編に分けて研究がなされておまして、一つ目の国別の調査では、環境アセスメントの基本的枠組みについて10か国・地域の調査をいたしました。第2編の課題別では、国際社

⁸ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

会における環境アセスメントの実施、展開と、アジア諸国への影響ですとか、あるいはアジア諸国における環境アセスメントの状況とその課題、そして日本とアジア諸国の開発援助と環境社会配慮について検討をいたしました。

ここでは、その結果、まとめとしましては、先進国では環境アセスメントということを考える場合に、民主性、科学性について重点を置いて理解しておりますけども、途上国ではこの二つの条件だけでは機能しないということです。環境アセスメントに求められているのは、こうした断片的な機能だけではなくて、総合的な環境管理の機能が必要であるということで、そうした環境アセスメントを実質化するためには、途上国の行政能力ですとか、あるいは法制度の執行能力の向上を加えて検討する必要があるだろうということです。したがって、民主性、科学性、そしてガバナンス能力の三つの条件というものが途上国における環境アセスメントの制度的な発展を支える上での重要な要素であります。したがって、これらの有効な組合せの下に、効率的かつ効果的な環境管理が実施できるという結論をここでは示しております。

三つ目に御紹介いたしますのが、今年度実施している研究会ですけれども、これは通常の研究会とは異なりまして、将来、研究会を立ち上げるための基本的なサーベイですとか、調査研究課題を探るための研究会となっております。「法と開発」基礎研究というタイトルです。この「法と開発」と呼ばれる学問領域は多様であると思われ、比較法学からのアプローチですとか、開発途上国の法制度研究、社会学や経済学などとの学際的な研究、そして法政策研究など多岐にわたるわけですが、「法と開発」という意味において、共通することは法学者が開発という分野におきまして何ができるかを問うているということです。ただし、ここでも先ほども議論があったと思っておりますけども、開発過程における法の役割という解明が、途上国が自ら行う法改革と、外部の法整備支援を効果的に実施するために重要ではありますけども、いまだ十分に理論化されていないので、現在行われている援助ですとか、あるいは諸外国で理論化されているものを改めてサーベイをして、今後どういう研究課題があるのかを現在探っているところです。

最後に、四つ目といたしましては、これも17年、18年度と、今年度で終わるのですけれども、開発問題と福祉問題の相互接近という研究会があります。私たち研究所の特徴といたしましては、今話しました前の三つの研究会というのは主に法律を専門とする研究者あるいは外の大学の先生方と一緒に共同研究を行っているわけなのですけれども、それとは別に、所内の開発研究者あるいは地域研究者が主催する研究会に加わりまして、その中で法学からのアプローチで研究に貢献するという形を多くとっております。例えば、この研究会は「開発と障害」に関するものですが、開発と貧困、あるいは開発とジェンダーなどと同じように開発と障害というのは現在、徐々にクローズアップされていますので、その中で法や司法の役割を検討するということを担当しております。この中では、具体的には、開発と障害の中で、障害者の司法へのアクセスという問題を扱っております。

このほかに、研究会とは別に、当研究所では、これらの研究をベースにいたしまして、開発途上国の若手官僚を日本に招へいをして、あるいは開発専門家を目指している日本人を対

象にアイデアスという開発スクールを開講しておりまして、そこで大学院レベルの教育を行っております。その中で、法と開発あるいはガバナンスの授業を取り入れまして、開発過程における法の重要性について学んでいただいているという状況でございます。

以上、簡単ですけれども、当研究所の取組について、御紹介いたしました。

どうもありがとうございます。(拍手)

【司会（田中）】 小林先生、どうもありがとうございました。

報 告

各機関の法整備支援活動の現状等に関するアンケート結果報告

田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官

【司会（田中）】 それでは、国際協力部で今回の法整備支援連絡会の御案内状を差し上げましたときに添付しましたアンケートの回収結果について、簡単に取りまとめの報告をさせていただきます。

まず、現状について御質問させていただきました。今回のアンケートの回収総数が約20でございます。そのうち政府関係省庁からの御回答は少なかったのですが、こちらに挙げましたように、基本的な支援の現状につきましては、主にJICAの技術協力プロジェクトの枠組みでの各種の法整備支援や人材育成をやっておられますほか、先ほど御報告のありましたアジア経済研究所の調査研究や、部分的には各省庁の中での研修などがございました。

また、法曹関係者の中では、最高裁判所の裁判官の専門家としての派遣や、国内での各種共同研究会への委員の参加、裁判所の見学の受入れなどがございます。また、日弁連の方からは、本日詳細な御報告があったとおりでございます。また、日本カンボジア法律家の会では、日弁連と連携した御活動のほか、カンボジア弁護士会や王立法経大学などに対する法学教育支援をしておられました。

各大学については、非常に多岐にわたってそれぞれの大学で活発な活動をしておられます。こちらのパワーポイント資料⁹に挙げましたように、東京大学におきまして、「人間の安全保障」プログラムが開講されております。また、慶應大学でも開発法学のワークショップ・プロジェクトが開講されたり、また個別の教員の方々が各種のプロジェクトに参加されたりしておられます。早稲田大学の比較法研究所では、基礎理論の継続的な研究や講演会をしておられました。また、名古屋大学の、通称CALEでの活発な御研究や、「ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト」への協力が紹介されておりました。神戸大学では、国際協力研究科で国際法・開発法学プログラムを開講しておられますし、山口大学でも、留学生の受入れ事業を受け入れておられます。九州大学も同様に留学生の受入れや研修をしておられました。

また、個別のコンサルタント会社など、民間企業におきましても、徐々に法整備支援分野

⁹ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

への参画が増えておりまして、いろいろな形で民間でのコンサルティング活動が増えていました。

各機関の支援方針につきましては今回御報告のあったところが主ですが、それ以外としましては、日本カンボジア法律家の会の御紹介しておられたNGOでできる範囲や市民感覚を大事にするというような会ならではの方針や、各大学におかれましては、それぞれの研究ポリシーなどの点からの方針が報告されておられました。

やはり、諸外国のドナーに比べまして、日本の場合は、早稲田大学がおっしゃっておられるような双方向主義と、日本法の紹介ではなくて、相手の国の研究や、また支援を通じて日本法自体を見直すというような形の相互のフィードバックがあるような形の研究が大事であるというような貴重な御指摘がありました。また、CDCインターナショナルからの御回答に、相手の法制度や文化に関する理解を有しながら業務調整や評価分析などの側面支援をしていくとありますように、今日の御報告や御講演に顕著に現れておりました相互主義的な支援活動の重要性が特に強調されていたように思われました。

また、コンサルティング会社独自の、政府職員や学者では提供し難い、より独自の模擬審査や市場調査指導方法などの履行を確保する支援を提供していくということや、東大、慶應大学のような理念を明確に打ち出した方針を御回答いただいたところもございます。

やはり、問題点もいろいろ指摘されておられました。今日の御報告にも種々ございましたけれども、まず、日本側の法整備支援に携わる人材が不足しているということと、人材供給が極めて不安定であるということです。人材バンクとして、もっと弁護士の活用が必要だという御指摘がございましたが、弁護士だけではなく、いろいろな意味で、供給側の人材は不足していると思います。

予算も、やはり、矢吹先生の御報告などでは、余り明確な言い方はされませんでしたけれども、弁護士や学者の先生方に対して研修の講師をお願いしたり、研究会への参加をお願いしたりする立場から申し上げますと、余りにも報酬が低過ぎて、これでは全くボランティアではないかと思われるような状態も多々ございます。やはりきちんとした方々に参加していただくための財政的援助体制構築は非常に重要ではないかと思えます。

この点については、日本カンボジア法律家の会の方からも、「個人の善意に頼り過ぎているのか」という御指摘がございました。

成果の方につきましては、費やしているのが国税なのだから、費用や労力に見合う成果をきちんと出しているのかという評価やコストパフォーマンスの面についての疑問も指摘されておりました。これは法整備支援活動の評価がいかに難しいかという問題ともリンクしていると思います。

また、言語の面の指摘も強く、法律が言葉を道具としているものであります以上、今後とも言語面での英訳化ですとか、日本法による教育の充実がより一層必要と思われれます。

情報の連携や相互交流の必要性につきましては、多くのところから御指摘がございました。省庁間の連携、特に経済分野の支援要請が非常に多いですので、経済産業省との横断的な連携が必要ではないかという御指摘がございました。また、法分野も多岐にわたりますが、経

済開発に関する法分野のみならず、労働とか教育とか、もっと幅広い社会開発分野への拡大が必要ではないかという御指摘もございました。さらに、相手国の社会経済文化調査を踏まえたテーラーメイドの支援が必要であるという、現地の調査を非常に活発に行っておられますアジア経済研究所ならではの御指摘もございました。

また、相手国の市民や、他のドナーへの広報が不足しているという御指摘もありまして、今回、そのような関係から、カンボジアの民事訴訟法につきましては、青い英訳の冊子を発行しましたが、もちろん、これだけでは不足でございまして、今後とも更に一段と広報をしていく必要はあると思います。

法整備支援活動につきましては、出口戦略も必要ですけれども、今後どのような展開をするのかというふうな、非常に長い長期的な展望も必要であろうと思います。その点も、御指摘がございました。

実施の機会という意味では、特定のところに偏重していないかという御指摘もありまして、どうしても情報共有が不十分であると、特定のプロジェクトに関与する方が集中してしまう懸念というのはあり得ると思います。

このような御指摘につきましては、今日の議論でもいろいろ御紹介されておりましたので、また、それぞれの機関でも御検討されると思いますし、省庁間の連携につきましても、今後ともますます活発な連携に向けた活動が行われるのではないかと思います。

最後に、主な関係機関一覧を添付しておきました。

来年度は、御出席の際には、是非もう少しアンケート回答も増やしていただければ、より深い御報告ができるのではないかと思います。

これまで、来年度の御予定というものを報告しておりませんでした。今後、法整備支援関係者の中での連携や情報共有の活動はますます重要になると思いますので、この法整備支援連絡会も毎年開催するという前提で、来年度の予定も御報告させていただくことにいたしました。是非、来年（平成20年1月18日（金））も万障お繰り合わせの上御出席賜りますようお願いいたします。

それでは、終わらせていただきます。

質疑応答・自由討論

【司会（田中）】 それでは、たくさん質問が提出されましたので、質疑応答に移らせていただきたいと思います。

まず、皆様からお出しいただいた御質問につきまして、各先生方から御回答をいただいた後、自由討論に移り、会場の皆様からも御発言を頂きたいと思います。

御質問の一つ目ですが、財団法人国際民商事法センターの学術評議員をしていただいております星野英一先生からですが、民法学や民法の教育、私法の再認識の2点についてということで、これは特定の方ではなくて、全員に対する問題提起という形での御質問ですが、日本のこれまでの法整備支援の中で、良かったことは何でしょうか、また今後の問題として、

法学教育や一般人の法の啓蒙において、どこに注意すべきであると思うか、また自由人権との関係で民商法などの私法を再認識してもらいたいという御指摘でございます。特に、日本のこれまでの法整備支援について、良かったことという点で、もし御紹介していただける方がありましたら、お答え願いたいと思います。

【星野】 私のは質問ではなくて、むしろ感想です。今日言われたことは、全くもっともだということをお話そうと考えていました。そして、いつも同じことになるのですが、法整備支援を機縁に感じた日本の法学への反省があります。つまり、一種のコメントをさせていただければありがたいと思いますので、後からで結構です。司会者にお任せいたします。

【司会（田中）】 では、星野先生から、もう少し、詳しいコメントをお願いいたします。

【星野】 それでは、今日の発言者をサポートする趣旨で一言します。今日は素晴らしい報告を伺い、大変勉強になりました。私は午後からしか出られなかったのですが、原田さんの格調高いお話に続き、他の方々からは、非常に細かく法整備支援につき伺いました。しかも、具体的な内容とともに多くの問題点を指摘されたことは、重要であったと思います。何回か講義を聞いたような感じでした。

まず、法整備支援の良かった点について申します。稲葉さんも他の方も言うておられた、「協働作業的アプローチ」は、とても良いと思います。これは、私も若干心配しなかったことではなかったことです。私も時々中国に行きますが、日本人の話し方の中には教えてやるという態度が見えないでもないということ、そっと私に言われる方がおります。しかし、今日のお話では、そうでないことが通常だと分かりました。この協働作業型のアプローチで、相手方の文化、風習、制度などに配慮して、長い時間を掛けた対話に基づく支援であるのは、大変好ましいやり方だと思います。次に、日本の法体系・法制も紹介・検討した上で、相手の自発的な選択を尊重する姿勢も非常に結構なことです。

また、相手方への法制度全体との整合性を配慮することとか、立法のプロセスや法令の運用面への支援を含めた総合的なニーズへの対応なども全く賛成です。小林さんでしたか、「現地主義」と言われたのは、誠にそのとおりです。

ところで、日本がそのようなやり方をするのは何に由来するかを考えると、これも先ほど矢吹さんが言われた、「聞く文化」が日本にあるというのも良い説明になりそうです。日本人の良いメンタリティーということでしょう。

また、相手方に対する基礎調査の重要性を言われ、今までも随分やってきたけれどもなお必要だと言っておられますが、これも一つの大きな理由でしょう。

さらに、我田引水のようなようですが、これらの理由の一つとして、日本の法学において、法律の立法過程を含む歴史的、社会学的、比較法的考察が豊富であり、それが法学教育に幾らかは反映しているのではないかと考えるに至りました。日本の法学教育については、いろいろ批判もあり、私自身長い間いつも反省しながらやってきたのですが、今のお話を聞いて、結構良いところがあったかなと思っております。つまり、基礎法学の成果をかなり取り入れようとしていることです。それで、幾らか安心したところがあります。

これら法整備支援の経験を日本に活かしていくとすれば、具体的には、日本における法学

教育のやり方と一般の人々の法意識を高めることとに存在すると思います。

法意識を高めることは、日本について川島先生が言われたことです。しかし、高い低いの問題ではなくて、法律に対する正しい関心を持ってもらうことの重要性でしょう。今日、法教育と呼んで、高校以下の過程における法の教育を問題にしていますが、そこで何を教えるかは、かなり難しいことなのです。

先ほど、日本の法学教育が法整備支援における良いやり方の部分に影響しているようで安心したと申しましたが、更にこの点の反省を進めるべきだと考えています。

そもそも、法律がどのくらい日本で生きて動いているかということも、私自身十分に知っていません。日本の民法典の一つの条文をとっても、それが何を意味しているかが分からないことが随分あるのです。法整備支援を通して逆にそれが分かることがあります。私自身、中国などへ行ったときに、自分の日本法に対する無知に気付くことがあります。

つまり、これまで日本では、条文や判例がこうなっているということを中心に研究し、教えることが多過ぎたのではないかということです。法学教育において、結論だけを教えてそれを覚え込ませるのはよくないということは、かねてから言われていたのに。

さらに、我々が当然の前提としていることを十分に説明することの法学教育や法学自体における重要性を強調したいと思います。日本法の種々の制度や規定について、その暗黙の前提に立って説明するだけでは足りないということです。例えば、公信力と呼ばれる制度があります。前にお話したこともあります。外国の方が、権利のない者から権利を取得するというのはおかしくないかと聞いたと言って笑っている何人かの人に会いました。これに対して私は、むしろそう言って笑う方が問題だと答えました。普通に考えれば、権利のない人から権利を取得するという方が不思議なのですね。本来は、権利は権利者から取得するものなのですね。公信力の方が例外なのです。しかし、社会的必要、いわゆる取引安全の要請があって、そうなっているので、幸いドイツの古い法だと言われていますが、それを認めているものがあつたので、それを利用して、フランスでもドイツでも一定の範囲でこのことを認めているのです。こういう説明なしに、例えば権利の取得は契約による場合と公信力による場合があるなどと教えるのは適当ではありません。また、概念の例としては、法律行為なども、いきなり定義をしても分かるはずがありません。何を指している概念なのか、どういう考えの下に、どういう経過を経てこのような概念が生まれたのか、世界のどこでも普遍的に用いられているのか、といった説明なしには、砂を噛むような話になり、ただの丸暗記を強いることになります。

以上を要するに、法律制度・法律概念や規定を教える場合には、その歴史、比較法、社会的な説明が必要であり、法律制度・概念の説明としても、原則と例外などをきちんと教えるべきだということです。

さらに、法律の解釈だけを教えるのは十分でないでしょう。法制審議会で民法関係の法案の要綱作りに長年関係してきましたが、一方で、確かに解釈論の強い人は立法論も強いのが通常です。法律技術的な部分については、解釈論の強い人は立法論にも強い。しかし、解釈論が強ければ立法論ができるかというと、そうではありません。今申し上げたようなことを

勉強していないと駄目なのです。

こういった意味で、法整備支援事業の進行は法学教育や法学の再検討を促し、また、法学教育や法学の再検討が更になされないと法整備支援事業も十分にはいかないと感じております。

最後に申したいのは、法整備支援においても、人権や自由の価値の強調が必要だと言われたことに関係します。このこと自体は誠にもっともです。ただ、若干気になったのは、自由や人権と言った場合に、憲法のことだけを考慮しておられるように感じられたことです。しかし、人権や自由は、憲法だけが規定していることではありません。このことは、日本でも最近ようやく気付かれるようになっていますが、それらは、他の種々の法律の中にも規定されており、戦後立法されたもののように、憲法を基にして規定されている場合もありますが、全部がそうとは言えません。例えば、契約の自由、より広く私的自治の原則は、既に民法に存在したものです。これらの原則は、我妻栄、田中耕太郎などの先生方によって、昭和の初期から説かれていました。

別の面からいうと、憲法は、少なくとも第一次的には国や公共団体と私人との関係を規律するものであり、私法つまり民法や商法は第一次的には私人間の関係を規律するものだということです。私人間にも人権や自由の関係があります。それらを憲法の私人間効力の問題として議論する必要もないくらいです。先ほどお話のあった「平和な社会」を規定しているのは、まさに民法であり、商法なのですね。これは事実でしょう。民法は法律技術的な制度、規定を多く含み、他の法律の基礎になっている面があります。しかし、そこには、日常生活関係を規定しているばかりか、社会の基礎になる制度も含まれているのです。フランスの何人かの有力な学者は、「憲法は国家のコンスティテューションであり、民法は社会のコンスティテューションである。」と言っています。コンスティテューションとは、ある社会の基本原則、基本制度といった意味です。現在では、市場経済やいわゆる市民社会のことです。法整備支援の相手となることの多い社会主義国が市場経済を導入するときに、まず、民法、民事訴訟法、商法の整備が取り上げられるのは、これらの法律が社会の基本制度を定めるものであることを示しています。そういう意味で、民法もまた人権や自由を定める法律だということを理解して、法整備支援にも生かしていただきたいと思います。これが一つのお願いです。

毎年繰り返しの部分のあって恐縮ですが、今日は、素晴らしい御報告が続き、大いに勉強させていただいたので、それを更に法学教育や法学の問題につなげていけないかと考えて、あえて一言いたしました。(拍手)

【司会(田中)】 ありがとうございます。

では次は、日本ローエイシア友好協会の鈴木先生から竹下先生への御質問がございます。鈴木先生、どうぞ直接御質問ください。

【鈴木】 ただ今紹介いただいた弁護士の鈴木正貢です。先ほど竹下先生が、レジュメの一番最後のところの結語のところで述べておられるように、法整備支援を成功させるためには、これにかかわる人材の組織的確保が必要であると。これは、法整備支援をする側とそれから支援を受ける側と両方の人材の確保が必要であると思うのですが、特にこれまでの支援活動の結果、カンボジア側の人材はどの程度確保されたか、あるいは育成されたか、具体的

には、どれだけといっても、特に先ほど受入れ側である現地側の自助努力といいたいでしょうか、その観点から、例えば、日本語ができるカンボジア側のスタッフというのは、どのぐらい得られたのでしょうか。この辺を、ちょっと伺いたいと思います。

【竹下】 御質問を頂きどうもありがとうございます。御指摘のように、人材を組織的に確保することが必要であるということは、日本側だけではなくて、被支援国側といえますか、相手国側といえますか、そちらについても同じように当てはまると思います。ただ、私が関与をしましたカンボジアの民事訴訟法起草支援との関係で申しますと、もともとこのプロジェクトは、カンボジア司法省とJICAとの協定に基づいて発足しておりますので、どのような人材をこのプロジェクトに参加させるかについては、カンボジア司法省に一任してあるといえますか、カンボジア司法省が選任したわけです。当初JICAの方で、どういう経歴の人材が望ましいというアドバイスをするということはあったかも知れませんが、基本的にはカンボジア側で決めたものです。ただ、プロジェクトがある程度進行しましてからは、例えば、本邦研修として何人かの人材を日本に招へいするときに、こちらからカンボジア側のワーキンググループのメンバーのうち何人かの人たちを本邦研修の対象者の中に入れて、日本でも起草作業を実施できるようにしてほしいというような形で、こちらのイニシアティブで人材を選んだという例はございます。

御指摘の日本語のできるカンボジア側のスタッフをどのぐらい確保できたのかという点については、甚だ残念ですが、私が知る限りでは全くおられません。これが一つの大きな問題だと考えているわけで、本日午前中の私の報告の中でも、今後の課題の一つに挙げさせていただいたところです。私が、カンボジアの留学生だけではなく、既成の法律実務家あるいは研究者に対しても日本法を学び、あるいは日本の法学教育を受ける機会を持ち得るように支援をするべきではないかと申したのは、まさしく御指摘のような問題意識からでございます。そう申しますと、それでは、これまでカンボジアの留学生で日本で日本語による法学教育を受けた者がいないのかという疑問が生ずるのですが、私は詳細な事情を承知していませんけれども、例えば、名古屋大学の大学院などには、かなりのカンボジアの留学生がおられ、基本的には、日本語で法学教育を受けて帰られているのだと思うのです。しかし、そういう人材を法整備支援のプロジェクトの中へ取り込んでくるシステムができていないのです。どこに原因があるのか分からないのですが、私どもとしては大変残念だと考えているわけです。恐らく、名古屋大学ではなく、他の大学でもカンボジアの留学生を受け入れて日本語で日本法の教育をしておられるところはあると思うので、そういう人たちの全員である必要はありませんが、何人かを法整備支援のプロジェクトに取り込むシステムを、今後、日本側として考えていくべきだと考えているところです。

【鈴木】 ありがとうございます。私も横浜国立大学でカンボジアの学生を教えているものですから、そういうものを取り組む何か公的な働きかけがあつていいのではないかと、こういう下心があつてこういう質問をしたのです。どうもありがとうございました。

【竹下】 それから、発言のついでと申しては恐縮ですが、先ほど星野先生から御指摘をいただいた点についてお答えさせていただきたいと思います。これは、私どもが重々考えな

ければいけない点だと思いますし、また先生の御懸念がどの程度のところまで深みがあるのか分かりませんが、私どももカンボジアの人たちに日本側が作った原案の説明をして理解してもらおうときに、日本の法学教育上の既存の概念だけを前提として、それを覚え込ませるというような考え方でやっているわけではない、と少なくとも自分たちでは、そう思っております。

やや具体的な例になりますけれども、例えば、民事訴訟法では講学上弁論主義と呼ばれる審理の原則がありまして、日本やドイツでは最も基本的な法原則だということになっております。しかし、これをカンボジアの人たちに理解してもらおうというのは非常に難しいことです。なぜ当事者が主張しなかった事実は、証人の証言の中に出てきていても、判決の際に考慮していけないのかというのは、これは弁論主義というのはそういうものだという説明では、説明になっておりません。どういう弊害があるのか、もし当事者が主張していない事実が、たまたま証拠に出てきたからといって、判決で考慮して権利の存否を判断することにしたなら、どういう弊害が生ずるのか、実質的にどこがおかしいのかということまで説明をしなければ、弁論主義を説明したことにならない、私どもは考えております。先生がおっしゃっていることと、どこまでかみ合っているか分かりませんが、先生が御懸念なさっておられるほど、法整備支援の実際の作業にかかわっている者の配慮が足りないわけではないと、大変口幅ったい言い方ですけれども、私としてはそう考えております。

せっかく星野先生から問題の御指摘を頂きましたので、法整備支援の実践に関与している者として、実際の実情を理解していただきたいと思って申し上げさせていただきました。

【星野】 すみません、私、法整備支援のことを言ったのではなくて、法学教育が、あるいは法学そのものが、余りにも、まだ概念的なところが強いと、それを申し上げたので、これからの法学教育あるいは法学への反省を申した次第です。法整備支援は、むしろここでやられていらっしゃるように、非常によくやっていると私は思っております。

【竹下】 そうですか。それでは、誤解で失礼いたしました。

【司会（田中）】 竹下先生、どうもありがとうございます。

次に、名古屋大の杉浦先生から布井先生あてに御質問が出ておりますので、杉浦先生、御質問お願いいたします。

【杉浦】 杉浦でございます。布井先生に、二つ御質問があります。

一つは、法整備支援の進め方についてでございます。今日先生の御報告をお聞きいたしまして、いろいろ考えさせられたわけですが、私たちは、この法整備支援を進めていく場合、とりわけアジアの国の法制度整備に対して協力する場合には、やはりその国の法の専門家と、それから実定法学者が協働していくことによって、より成果が上がる、そういうふうに私たちは考えております。現実にウズベキスタンについても、そのような取組を進めてきました。したがって、今日御報告を聞きまして、中国の場合には、例えば、中国法の専門家、日本でもかなりいらっしゃいますが、そういう方たちと共同で進めていくことについて、先生はどう思われますでしょうか。それが第1点です。

それから、第2点目は、今回のプロジェクト、いろいろ御苦勞があったかと思っておりますけれども、

ども、その案件形成についてでございます。私たちのこれまで経験してきました案件形成と、かなり異なっているように思われます。したがって、今回のこのプロジェクトにつきまして、どういう経緯で始まったのか、簡単で結構ですので、この点をお聞きしたいと思います。

以上です。

【布井】 御質問ありがとうございます。

まず第1点目の実務家との協力ということでございます。この点につきましては、具体的にお名前を出して差し支えなければ言いますけれども、射手矢好雄弁護士という中国法の専門家の弁護士の方がいらっしゃるしまして、その射手矢弁護士と、そしてあと留学生、ちょうど私のところに一人留学生がおりまして、その留学生、そして私の、その三人が一つの研究会、日中企業法制研究会というのを立ち上げました。この研究会をベースに今回のこの法整備支援の作業を行っていったということでございまして、私自身、中国語ができるわけではございませんけれども、弁護士の射手矢先生と、そして私の方の学生の中国人、この両者の協力を得て実質的にこれが進んでいったということでございまして、特に会社法分野という極めて実務的な観点の強いところは、やっぱり実務的な部分は知らなきゃお話にならないのかなと思います。御指摘のとおりだと思います。

第2点のプロジェクト形成でございますけれども、これも苦労したというのが実際のところでございます。スタートがJICAの方の提案でまいりました。経緯はいろいろあるのでございますけれども、JICAの今の中国にいらっしゃる次長の方が案件形成をしたいという提案をしまして、それが回り回って私の方に来まして、この案件形成を始めて、とにかくJICAの人を中国に連れて行って、全人代とかいろいろな国家機関を回って、まずそここのところから始めたということでございます。ちょうど、始めたのが2003年の1月か2月に始めて、結局1年ぐらいかけて、ようやく何とかめどが立ったときに、ここで御報告して、実際に始まったのが2004年の11月ということでございますので、1年半以上かけて苦労しながらスタートしたということでございました。ですから、最初のところで、どこを窓口にして、それでどこの機関と組んでということまで考えなきゃいけなかったのは、そういう事情で、日本側のイニシアティブで始めたということからでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

【司会（田中）】 いいですか。どうもありがとうございました。

では、次に神戸大の香川先生から、原田先生に御質問が出ておりますので、香川先生、お願いします。

【香川】 私の質問は、法整備の一部を円借款で賄えることができないだろうかという質問でございまして、これまで法整備支援事業は、すべて技術協力という形で、全部日本側の負担で実施をされてきているわけなのですが、それは一部円借款もあり得るのではないかというのは、私の考えで、是非実現できたらなと思っているのですが、その根拠は、既に日本が大学で留学生教育をしておりますけれども、その教育に既に円借款を利用するフレームワークができておりまして、これはJBICが相手国にお金を提供し、それを使って相手国が日本に留学生を送り込んでくるというシステムです。そのとき、円借款を利用するという

システムをとっているケースが出始めてきております。そこで、この法整備支援事業の中の人材育成の中で、法曹教育あるいは法学教育に拡大をするということが考え方としてあり得るのではないかとということでございまして、原田さんからお聞きしたときに、JICA及びJBICが将来一体化されるようになってくれば、両者が管轄争いをするというようなこともなくなるであろうし、そういう意味では技術協力及び円借款、両方利用して法整備支援ができないかというふうなことを考えたわけでございます。

以上です。

【原田】 香川先生から大変いい御質問を頂きました。最初のプレゼンテーションで申し上げられなかったのですが、私どもの検討会で答申したことも、実はそういうことも背景にございまして、ODAという範疇に入るものは、技術協力も無償援助も円借款も、これからはJICAでやっていただきますということで、実施機関を統一したのですね。それは、従来まさにJICAとJBICで分かれていて、実施機関が違うというようなことがあって、プロジェクトによってどちらを使うかということが現地側の問題、それからドナー側の問題と、いろいろあって難しいことが生じていたわけです。

これはまだ最終的にJICAの組織変更ができたのか分かりませんが、いずれそれははっきりしていただいて、むしろ今、香川先生がおっしゃられたような相手国の実情によって技術協力、すなわち無償のものでいくのか、あるいは円借款という、いわば助成の意味合いの高い融資、そういうものを使っていたかということにするのか、場合によっては、そういうものをシームレスにといいますか、つなげるやり方もあるのではないかと思いますし、相手国によって、いわば無償でやる場合と、それから段階によっては今度は円借款が出ていくということだってあっていいと思います。そういうことのトータルとしての海外経済援助を日本が持ついろんな仕組みを総合的に使えるようにしてもらいたいというのが検討会の結論で、制度的には、そういうふうに私はなってくれると思います。組織的な垣根のことを心配する人は、JICA一つになっても、技術援助をやっていたグループと、それからJBICから今度は円借款をしょっていくグループの間がうまくいくのかというような疑念が示されるのですが、私はかなり日本の状況も変わってきており、そういうことのために、先ほど申し上げました、内閣の中に作られる海外経済援助のための事務局的なところで、そのあたりを調整してもらって、国によって日本が持っているツールをいろんな組合せで使えるようにしていただきたいと思っております。私は、新生JICAは、必ずそのようにやってくれると期待しております。

それから、例えば、中国については、円借款は新規にやらないというふうに政府は決めています。しかし私は、このこと自体のいろいろな問題を、もう一度やり直してもらって、中国につきましても、例えば、口幅ったいことを言うようですけど、環境保全のためのプログラムとか、あるいは省エネのためのプログラムというようなものは、単なる融資という形でやるだけでなく、もう少し円借款的なものを伸ばして行って、それで賄えるというようなことが、私はあるのではないだろうかということを、ひそかに期待しています。つまり無償援助、技術協力、円借款、それからJBICがこれからやろうとする政府の旗の立った日本の融

資、それからもっと言えば民間、国際銀行、国際的な機関というものが、様々な形でシームレスに協力していくような、いわば道具立てができたというふうに私は希望しているのです。ですから、香川先生がおっしゃったようなことは、私は十分これから可能ではないだろうかと期待している次第です。

【司会（田中）】 それでは次に、山口大学の土生先生から桑島様あての御質問がございますので、土生先生の方から御説明願います。

【土生】 ありがとうございます。山口大学の土生です。2点御質問と、あと1点ちょっと依頼がございます。

まず第1点目なのですが、私、布井先生の中国の法整備案件、初めの段階で若干お手伝いさせていただいたことがありまして、このプロジェクトをJICAとしてのプロジェクトの形にまとめ上げるという、プロジェクトドキュメントの作成をさせていただいたことがあります。そのときに強く感じたのですが、このプロジェクトドキュメントを作成する際に、PCM手法に基づくPDMの作成、それから評価5項目についても、やはり法整備支援案件になかなか適合させられないということを感じてきております。JICAとしては、法整備支援案件の特異性を考慮して、新たな評価フレームについて検討する予定があれば教えていただきたいということと、英国とかUSAIDではリーガル・インパクト・アセスメントという手法開発と適用に入っているのですけれども、これをJICAが今後導入する検討をする御予定があるかどうかという質問が第1点目です。

2点目が、これはまたちょっと昨年の頭ぐらいいまでベトナムの競争法施行支援案件、公正取引委員会と実施しておりまして、その際にベトナムの競争法の草案策定支援をするに当たって、既存の社会開発部が行っている基本法の整備支援がどうなっているかということ、なかなか分かりづらかったということで、結構、経済開発部と社会開発部がそれぞれ主管している法整備案件の連携が密ではないように感じております。今後、両部の連携の方向性を少し教えていただきたいということが2点目です。

第3点目は、こちらの山口大学では、大学院の公共管理コースでJICAのJDS留学生を受け入れております。途上国の中堅官僚を対象として、2年間のマスターコースに受け入れているということなのですが、コース留学生が本国で所属している省における困難の一つとして、政策の確実な実施を担保する立法作業、すなわち法案基礎プロセスのコーディネーション、それから既存法との整合性確保が最も難しいと訴えているのですね。異なる法文化圏からも、日本からだけではなく、英米法圏からも支援がある場合に、法体系の相違から来る法律間の有機的な関連づけ、これをどうしたらいいかが分からないと、こちらの方も強く言っておりまして、このように具体的なニーズが上げられる中で、コース内ではカリキュラムの工夫をすることで対応しているのですけれども、できればこのようなニーズをJICAにフィードバックしていけるようなパイプを作っていただきたいということと、これはJICAだけではないのですが、今後、大学間で、こういう受入れをやっているところで情報交換の場が作れないかということを検討していただければと思います。

以上です。

【桑島】 どうも貴重な御質問とコメントを、誠にありがとうございます。

まず1点目のプロジェクト管理、計画管理手法ですが、JICA自身は今、PCM手法しか使っていないのですけれども、これだけではすべてに当てはまらないと思っております。法整備支援だけではなく、援助を始めた平和構築の分野でもそうですが、エンジニアリング的なプロジェクトではないので、まさに社会に中長期的にどういうインパクトを与えるか、あるいはガバナンスというのは、もう少し政府サイドの問題もあると思っておりますけれども、そういうものの改善度合いをどう測っていくか、あるいはコミュニティーの中での、態度変容や行動変容などをどう測るのかということには、問題意識を持っております。実際にマネジメント手法を改善するために内部で検討会などをやっているところです。

プレゼンテーションの中で、国別の援助の重点について、プロジェクトの上にプログラムがあるというのを三角形の絵で御紹介いたしました¹⁰、プロジェクトで終わらずに、もう少し上位のプログラムの目標達成を目指すためには、どういった経路で考えなければならぬかということも、もう一つの問題意識でありまして、プログラムのレベルで、どういうインパクトをねらい、そして実際にインパクトが出たかという点が、まさにインパクトアセスメントをどうするかということでもあると思っておりますので、ちょっと今すぐ、このように変えるというようなことは、まだ結論は出ておりませんが、そういう問題意識を持っているところです。ありがとうございます。

それから、二つ目の経済開発部と連携が密でないというのは、そのとおりだと思います。私は、布井先生の今日の御発表をお聞きして、勉強させていただいたというところでありました。なお、先ほどの報告のときに申し上げるのを忘れさせていただきましたが、課題別指針を作る際には経済開発部と一緒に議論する予定です。そういう意味では、中国の案件の教訓についても盛り込みたいと思っておりますので、そういう形で関係は強化したいと思います。ただ、どんな分野でも法制度との関係がありまして、例えば、電気通信関係でも電気通信法をどうするかというのは結構大きいです。すべての開発部の事業において、法制度の要素がありまして、こういうのを横断的に横ぐして、どう共有していくかということも懸案だと思っております。思っているだけでは駄目なのですけれども、そういう意識で取り組みたいと思っております。

それから、3点目の件は、JICAもそういう問題提起をちょうだいして、例えばJICA自身の研修コースをどういうふうに変えていくかということにも、もちろんフィードバックさせていただきたいと思っておりますが、何かむしろこういう法整備支援連絡会の場でそういうものを問題提起いただいて、皆様全員で今後どのようにそういった支援に取り組むかというような議論ができると意義が大きいかと思います。是非そのような形に持っていけるとありがたいと思っております。

土生先生へのお答えは以上でございますが、先ほどJBICあるいは無償資金協力との統合に関しての御質問を香川先生からいただいた点でございますが、JICA事業は、2008年の10月

¹⁰ 後掲「第8回法整備支援連絡会資料」参照

から資金協力と統合することになっております。円借款と私どもの事業とつながることによって、どのようなシナジーを生んでいけるかというのは、まさにいろいろモデル研究をしているところなのですけれども、多分、留学生借款という形で法整備分野の人材育成支援を今後も続けていくことによって、JICAの案件、今の私どもの技術協力の案件とのつながりを強化するということが可能だと思っております。ただ、なかなか有償で留学生を出したいという国は出てまいりませんので、産業人材育成など、その後には何かリターンが出てくるということでない、やはりかなり対象国としては限られるところはあると思っております。でも、私たちが統合によって制度の壁を乗り越えられるというふうに非常に期待して取り組んでいるところであります。ありがとうございます。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

それでは次に、東大の佐藤先生と関東学院大学の足立先生から原田理事長あてに供給側の人材についての御質問がありますので、まず佐藤先生の方から御質問をお願いいたします。

【佐藤】 佐藤です。どうも大変、原田先生には大卒の素晴らしいお話を頂きまして、私も常日ごろ考えていることでしたので、大変うれしく伺いましたが、まず私自身が提起したい問題というのは、法整備支援は日本の中では特に市場経済への移行を促進するというような枠組みで始まったかと思いますが、私自身がカンボジアのPKOのUNTACにかかわって、法整備支援に若干当初かかわった部分がございますので、今回特にカンボジアからのお話でしたので、そういった平和構築という観点、これは市場経済以上に、またこれからニーズが高い課題でもあり、難しいと思いますが、ある種の応用としても、法律家がかかわることがいろんな意味で期待されております。特にドイツでは、戦後、日本と同じようにPKOにもなかなか出さなかったわけですが、最近聞いた話では、コンボ紛争のために裁判官を含む2000名からの法曹を司法支援ということのための登録をしていて、定期的にいろいろ軍との協力も含めて訓練をしたりするような、そういう取組をしているというふうなことを聞いております。そういった意味で最近、外務省が、ごく最近ですけれども、平和構築のための人材育成というプロジェクトを始めるというふうなお話もありまして、こういったところに法務省、弁護士会、裁判所としてどのようにかかわっていけるのか、先ほどの政府部外のいろいろな連携、調整のお話がありましたが、特に人材育成ということになりますと、もちろん文科省もかかわってきますし、いろいろそういう省庁間の縦割りの問題があると思うのですが、こういったものを含めまして、新しい平和構築というふうな、オールジャパン的なかかわりに対して、どのように法曹がキャリアパスとして実際にそういうことができる人材として組織的に支援できるかという、この点の御意見を、もしいただければと思いました。

よろしくお願いいたします。

【司会（田中）】 原田先生、お答えをお願いします。

【原田】 佐藤先生より、私が今日はそこまで述べられなかった点について御質問いただいてありがとうございます。

私は、法整備支援というのも一つの在り方ですが、基本的には日本が様々な道具立てを使って国際協力していくということが主眼であって、そして、それによって日本が地域あるい

は世界的に平和のために役立ち、そして共に共生していける、もちろん同一ということではないわけで、多様性を認め合いながら、それぞれの国づくりをし、助け合っていく、そこで日本も役割を果たしていく、そういう国際協力の中で、その道具立てとしての海外経済協力という幅広い概念を、これからは大事にしていっていただきたいというのが私の夢であったわけです。今御指摘の平和構築というのは、安全保障との関係が一つ、私はあると思いますが、安全保障も、いわば警察活動的な軍備といいますか、武力でもって治安を守るということも、もちろん私は必要だと思うし、それに対する加わり方も検討されるべきだと思いますが、それ以外に平和をつくり上げるために法律を作り、それを守っていく制度をつくり、そして、それを実際に動かす人をつくっていくという、そういう点での包括的な協力ということも、これからの日本の協力の在り方としては、十分考えられると思うわけでございます。

それにつきましては、私は新しく2008年からできる新生JICAは、いわゆるODAという形で、先ほどの無償の援助、技術協力、そして円借款を含めたトータルとしてのODAを持って、全体を統合しながら、私は垣根を取り払ってプログラムを作っていくという期待をしておりますが、もっと言えば、それ以外の例えば民間NGO、NPOも含めた、あるいは国際機関を含めた協働によるシナジーを図っていけると。つまり、平和的なソフトパワー、パワーと言うとそれ自体が力になってしまうのですが、日本社会が持つソフトな知恵、総合調整力を世界の平和、そして人間の安全のために役立てていくということが、これからの日本のあるべき姿として考えられるのではないかとというのが、私どもの検討会の結論の中に入っているのです。それを作るために、先ほど申しましたように、内閣に閣僚レベルで海外経済協力会議というのを作っていただき、それを支える意味での事務局を作ってもらいたいということを申し上げて、その芽は私はできていると思っています。それをこれから生かしていくために、この連絡会もそうですが、あらゆるところでそういう国際的な面での様々な活動をしておられる公私の団体、NGO、NPOを含め、また場合によっては個人も含めたそういう協力体制でもって、その芽を育てていくように努力していただけないだろうかと思うわけです。ですから、佐藤先生がおっしゃることも、取上げ方によって、これは無償、これは技術援助、これはODAと分けて、それぞれのセクションがそれだけでやるということではなくて、そういう道具立てを使う組織、あるいは関係者が相互に協力して、それを実現に移すということであってほしいと思っています。現実には、例えばカンボジアにおける発電所ですが、当初は技術協力から始まり、円借款になり、それが更に広がって通常のJBIC等も含めた国際的なコンソーシアムによる融資になり、そしてその過程で現地の人たちの能力を高めつつ、そしてそれを技術移転していくというようなことにつながっていったという例もあるわけです。それは、まさにちょっと先ほども触れましたが、各大使館レベルで、これはもちろん外務省を含めて、あらゆるJICA、JETRO、それから先ほどの世界経済センターもそうですけども、各省庁の垣根を取り払った現地のタスクフォースが作られて、現地でのニーズを拾い出して、それをプログラムに反映させていくというようなことを、私は長い将来としては日本の在り方を考えて、それを一つ一つ実現していただければと思うわけです。

ですから、是非そういう形で生かしていただきたいと思っています。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

では、同じくオールジャパンの意義について、関東学院大学の足立昌勝先生から原田理事長に御質問がありましたので、足立先生の方から御質問をお願いします。

【足立】 今日は貴重なお話、いろいろありがとうございました。あんまり時間ありませんので、私は端的に質問したいと思います。

私はしばしばカンボジアへ行ってきました。そして私の専門が刑法ですから、刑務所見学とか、あるいは青少年のリハビリセンター等々、見学してきました。その中で、いかに青少年が劣悪な環境に置かれているかということを知りました。そこで、司法省に対して、早く少年法を作らなきゃいけないという働きかけをしていました。そして、それに基づいて、1回JICAにはそれを提案いたしました。しかし、JICAからは、私たちには、そのプロジェクトはありませんのでと支援は断られてしまいました。そこで、今日講演されたワッタナさんがまだ次官をされていたときに司法省と個別に契約いたしました。そこからスタートいたしました。私は少年法制定をしております。

今日原田理事長のお話は、ODA大綱に基づく大きな組織の法整備支援という観点ではよく分かります。しかし、これは小回りのきかない、そして組織に縛られたものではないかという気がするのです。そうではない、もっと小回りのきく法整備支援が個別立法の中であり得るのじゃないだろうか。私の知っている話では、カンボジアでは人身取引法の制定作業をしている人もいます。私がいろいろ、本当は当初、私が大綱はつくるから、カンボジアで司法省のワーキンググループで条文化してくださいという提案をしました。しかし、向こうは、それはできないから、こちらで全部条文化もしてくれということになりまして、条文化を仕方なくやりました。そして、クメール訳をして、向こうに提案したのです。そうしますと、イ・ダン次官以下、皆さんクメール語で読んで、クメール語で反応していただきます。今、一条一条クメール語の条文確定作業をしております。多分、今年の9月ごろには、ワッタナ大臣に答申できると思います。

さて、そこで先生が提起されたオールジャパンという意味でお尋ねしたいのです。私も日本人です。一人の日本人として法整備支援、個人としてかかわっております。このような場合、オールジャパンの精神と、どうかかわるのでしょうか。その意味を教えていただければ幸いです。お願いします。

【原田】 足立先生、御経験に基づく中での御質問をありがとうございます。

ちょっと言葉が足りなくて申し訳なかったのですが、私が申し上げたオールジャパンという趣旨は、むしろ国家としてということよりも、今余りにも縦割りの的になり過ぎていて、それぞれのところがばらばらにやる可能性があり、しかもそれが協力しながらやるということがなかなか難しいのが実情であり、これが海外経済援助といえますか、そういう海外とのかかわり方で多く見られたものですから、そうではなくて私の使ったオールジャパンという意味は、個別にそれぞれ競うのはいいのですけれども、ばらばらにやらないで全体の中を眺めた上で、それぞれの相手国のニーズに応じた道具立てを使って協力していくということを日本全体で考えるという、日本全体でという趣旨は垣根を取り外して考えてほしいということ

で申し上げたのです。ですから、今まさに足立先生が言われたような個別にそういう委託を受ける、あるいは協力を求められた際に、それに対して応ずるということは、私は素晴らしいことだと思うのです。

しかし、その際に、それを例えば、ODAの中に含めてやるのか、そうでないのかというのは、別途いろいろ判断があるのですが、もしそれをODAという形でやるならば、それはある種の国と国との関係という形になってくるわけですから、それはそういう一つの制度の中でお図りいただくという必要はあると思います。先ほど、プログラムがないからお断りしたという点は、そういう点があったかもしれませんが、プログラムは現地のニーズに応じて、それを消化して、従来は要請主義という形を採っていましたので、現地の国から日本政府のある種のルートを通じて要請していただかないと働かなかったという面があったのだと思います。しかし、私が先ほど現地のニーズをタスクフォース的に吸い上げていくということを上げたのは、まさにその点で、現地の大使館レベルで協議する場合には、いろんな立場の人がいます。相手国のいろんなニーズがあります。それを、そこで吸い上げて、本国へ送っていただいて、日本ではどこをやるかということを決めさえすればできるということになりますし、その際に、個人的な、あるいは非常に技術的に知識に優れた方がやろうとなれば、その方に委託してやることもできるのだらうと思います。

しかし、そういう国のレベルの事業とは別に、個人として頼まれて、あるいは委託されてやるということも、私は否定するものではないと思います。私がオールジャパンと言いますのは、もっと言えば、従来はすべて公といいますか、そういう対外的なものは、公的なものしかできないような認識が一部にあったと思いますが、私は民間でも、個人でも、まさにNGOでも、NPOでも、やるべきことはやれるし、そしてそれをやっていくことをいろんな仕組みを動かす中で助けていっていただきたい、そのための仕組みをトータルとして、国レベルでは内閣レベルに、そういう司令塔的なものをつくってほしいということでやってもらったわけで、すべてのプログラムを、それを通じてしかできないということには、私はならないし、またそうなるべきではないと考えております。

以上です。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、次に慶應大学の松尾先生から竹下先生に御質問がありますので、御質問の方をよろしくお願いします。

【松尾】 ありがとうございます。松尾でございます。今日は大変貴重なお話を、どうもありがとうございました。

とりわけ、本日は法整備支援の方法がいかにかに多様であるかということ、各報告の中から伺って、大変勉強になりました。それは、ルールづくり、人づくり、普及活動、調査というように手法として多様なだけではなくて、スタンスとしても、竹下先生が御紹介くださった日本側とカンボジア側とのネットワークづくりや関係構築という要素がありますし、布井先生がおっしゃったような比較的対等な立場での意見交換というようなものもあり、法整備「支援」的な面だけでなく、法整備「協力」的な面を含めての多様性が出てきているように

も伺いました。そのような観点から、先ほど、田中教官が御紹介くださった法整備支援の方針の中で、早稲田大学の戒能先生から双方向主義という指針が打ち出されておりますが、これは非常に素晴らしい理念だと思っております。私も法整備支援が真の意味での「法整備協力」の関係へと昇華していくことが理想だと思っておりますが、そうした視点から日本によるプロジェクトを見た場合に、日本側へのフィードバックが具体的にどのような形で生じているかを是非伺いたいと考えております。そこで、例えば、カンボジアの民事訴訟法や附属法令の整備支援のプロセスで得られた教訓が、日本の民事訴訟法学会等に何らかの形でフィードバックされるような側面が見いだされるかどうか、見られるとすればどのような点があるかを是非伺いたいと思っております。

司法制度改革審議会意見書の中でも、法整備支援を推進するということが書かれているわけですが、それは日本にとっての国際化の文脈であるとか、アジア諸国における市場の共通ルール形成等による投資環境整備、地域統合への基盤づくりというような観点が考えられますが、日本国内で現在進行中の法制度改革に対してもよりストレートに日本の法整備支援が何らかの示唆を与えるという意味での関連性といえますか、そういうものが実際どのような形で生じているかを、具体的に伺いたいかねがね思っております。本来ならば、これはじっくり時間を掛けて、これから成果として抽出・検証すべき点かもしれませんけれども、もし竹下先生が特に強く感じておられる起草支援の成果として、日本の民事訴訟法学会にフィードバックできるような発見等々について、何か御感想をお持ちでしたら、伺いたいというのが第1点であります。

それから、第2点目は、やはり同じような話ですが、民事訴訟法及び関連法令の起草支援のプロセスで、カンボジア側との文化とか思想とか慣習といったインフォーマルな制度の違いのゆえに、意見の一致が最終的に難しかったというような問題点について、竹下先生が特に現段階でお感じになっておられることがありましたら伺いたいというのが第2点目であります。

この点は、2年前の法整備支援連絡会で、竹下先生と井関先生の御報告だったと思うのですが、記憶が正確ではないかもしれませんが、確かベトナムの民事訴訟法における監督審の制度に対し、どのように対応すべきかということについてお考えを伺ったことにも関連する問題であります。例えば、そのような問題にぶつかった御経験、そして、それをどういうふう乗り越えていったかということについて、今の段階でもしお感じになっておられることがございましたら、伺えればと思います。

どうもありがとうございます。

【竹下】 御質問をいただいて、ありがとうございました。

まず第1点でございますが、何らかまとまった形で、日本の民事訴訟法学界なり、あるいは日本の司法制度改革にフィードバックできるような成果ないしは示唆が得られたかという御質問であったかと思えます。端的に申して、日本の民事訴訟法学界にフィードバックできるような成果と申しますと、なかなか難しく、残念ながら私自身は経験しておりません。ただ、先ほどちょっと誤解の上で星野先生の御発言に余計なことを申し上げましたが、その

ときにお話したことと関連しまして、私どもがカンボジアのために、まず原案を起草するわけですから、どうしても日本の法典が下敷きになるわけです。そのときに、日本人ならばこういう表現で、こういう限度で法律の規定に書けば十分だと思われても、いろいろな前提の異なる、他の国の人に理解をしてもらうためには、一体、当該問題に関する普遍的な原則は何かを考え、どこから説き起こして書かなければならないかを、常に考えておりました。その意味で、個々の規定の基本に立ち返って、自分たち自身の法律をもう一度見直すという姿勢が涵養されたという面はありました。また我々の作業部会のメンバーで比較的若い方、平成8年にできました日本の民事訴訟法の制定作業には関与しなかった方々などが、日本の民事訴訟法の立法の経緯などが非常によく分かったというようなことを言っていますので、日本側にとってもメリットになる面があったことは確かです。ただ、日本の学界全体とか、日本の司法制度改革全体にフィードバックできる成果となると、具体的に挙げるのはちょっと難しいと思います。

それから、第2点であります。確かに御指摘になったベトナムの場合に、井関先生の御報告の中で、監督審ということが問題になって、基本的な考え方の違いを克服するのはなかなか難しいという話がありました。カンボジアの場合には、もともとそういう制度はなかったようです。そこで、監督審と同じような問題はありませんでした。

ただ、法あるいは司法についての基本的な考え方の違いから、私どもが非常に苦労した例はあります。それは、やはりカンボジアでも、私人間の争いを解決する、あるいは私人の権利の救済を目的とする民事訴訟なのだけれども、それに国が関与するという考え方が非常に根強いという点です。具体的には、民事訴訟でも常に検察官が法廷に立ち会うことを前提に、訴えの提起があったら裁判所は必ず検察官に通知をするという規定を設けたいという意向が示されました。我々の感覚では、人事訴訟とか、あるいは何か非常に公益がかかわる事件であれば、検察官が関与することも考えられるけれども、普通の私人間の争いに検察官が出廷するということは、近代的な民事訴訟制度の原則から考えるとおかしいのではないかとということで、大分議論を重ねましたが、結局、妥協するほかありませんでした。妥協の結果できましたのは、裁判官は、当該事件について公益上必要があると認めるときには、検察官に通知をしなければならないと定める一方、検察官は、裁判所からの通知がなくても、自ら公益上必要だと思ったときには、民事訴訟に立ち合い、意見を述べることができるという規定を設けるということでした。カンボジア側は、常に裁判所は検察官を関与させなければならないという考え方で起草してほしいということでしたが、今のような妥協的な形に落ちついたというわけです。そういうところが、他の点でもありまして、証拠調べなども、私どもの考え方ですと、裁判所は当事者が提出した証拠だけを調べるのが原則だということになります。ところが、カンボジア側は、裁判官が自ら証拠調べをして真相を究明する、真実を発見する、その上で判決をするのが正しい裁判だという観念があるものですから、そこもなかなか理解をしてもらえず、結局、どのような訴訟でも、補充的に職権証拠調べができるという形で落ちつかせたという例もございます。そういう具合に、一般的に言うと、私人間の訴訟であっても国が関与するのが、むしろ原則であるような観念が、根強く残っているというこ

とになります。これらの問題については、ただ今申し上げたような妥協の産物としての規定ができましたけれども、この趣旨がワーキンググループ以外の一般の裁判官にどこまで理解してもらえるかは、なかなか難しいかもしれないと思っています。

以上です。

【松尾】 どうもありがとうございました。

【司会（田中）】 ありがとうございました。

では、桑島グループ長あてに4人の方から御質問が出ておりますので、こちらに移りますが、あと時間が少ないようですので、簡潔に御質問をお願いいたします。また、ドナー間調整についての御質問を数人の方がしておられるのですけれども、その点に関しましては、前々回の法整備支援連絡会で詳細な御報告を竹下先生と森島先生からしていただいておりますので、大変申し訳ありませんが、前々回の法整備支援連絡会に関するICD NEWSの講演録を御覧いただければと思います。

それでは、日本国際協力センターの西山様から桑島さんあての御質問をお願いいたします。

【西山】 日本国際協力センターの西山です。

東アジアの法整備支援の意義として、世界の第三の極となる地域の安定に寄与することなどが上げられていましたけれども、近々JICAがアフリカ・フランス語圏地域対象の司法法制度セミナーを開催する予定です。それに関してですけれども、法整備など旧宗主国のカラーが強いこういったアフリカ・フランス語圏地域に特化した法制度分野の日本の協力のねらいと意義は何かということ、それに関するドナー間の連携については資料があるということですから、それを読ませていただきたいと思います。

【桑島】 西山様、ありがとうございます。私、この件を存じません。というのは多分、本格的なアフリカ仏語圏に対する法整備支援を今始めるという方針がないからであります。今、実際にはアフリカ仏語圏は、紛争終結国が非常に多いので、ブルンジとカルワンダとかコンゴも含めて、やっぱり法制度が失われたので、そういう意味で研修を求めたいという声は非常に大きいです。ですので、多分セミナーをやるということであると思いますので、本格的に何か支援をするということではないと思います。ただ、ちょっと私は詳細を知らないもので、申し訳ありません。担当は知っているのかもしれないのですが、この場でちょっとどういう仕組みで、どういう考え方かというのは、具体的にはお伝えできないのですけれども、特に今、アフリカの仏語圏で本格的に何か方針を持ってやろうというのは今の段階ではございません。

【司会（田中）】 ありがとうございました。

それでは次に、アジア経済研究所の山田様から御質問が出ておりますので、お願いいたします。

【山田】 引き続き桑島様に質問なのですけれども、今日御説明いただいた中で、課題別指針を策定予定ということなのですけれども、ごめんなさい、私の聞き方が悪かったのか、貧困とか、保健とか、開発課題の並列の並びとして法整備支援があるというふうに、私はそういうふうに聞こえたのですけれども、開発課題というものと、法整備支援というものの関

係をどういうふうに位置付けていらっしゃるのかということがお聞きしたいことです。また、この課題別指針と呼ばれるものの策定に当たって、どのように広く意見を集められるのか、情報の共有が重要だというお話がたくさん出ていましたけれども、この策定に当たっては、この会議出席者のアイデアや意見を、是非生かしていただきたいなと思っております。

【桑島】 山田様、ありがとうございます。

別に分野ではないですし、多分、開発課題ではないと思うのですが、ほかにちょっと言い方がないので、課題別指針の課題を使っているというだけであると言ったらお答えにならないのですが、そういうちょっと言葉のまず問題ではあります。多分、実はアジア経済研究所の小林様からも非常に関連した御質問を私、ちょうだいしたと思っているのですが、例えば、貧困削減などの中にも法整備的要素があるというふうなことを御指摘いただいております。まさにそのとおりだと思っております。いわゆる例えば、保健とか、教育とかという特定の分野領域で法整備支援をするというのは、実務的なノウハウとしてはあるのかなと思うのですが、ただ、社会の発展、あるいはその国自身の発展の中に横断的にかかわる制度あるいは人材の問題でありますので、横断的な 이슈の要素と両方あると思っております。ですので、ちょっとお答えにはなりませんけれども、ガバナンスの 이슈全般がそうだと思うのですが、何か身につけてもらう知識としての領域というところと、それから発展そのものに横断的にかかわる 이슈というところと、両面あると思っておりますので、そのような位置付けであるということでもあります。ですので、あわせて小林さんの御質問にもお答えしますと、貧困削減の中にも、やっぱり法の支配の中でどう考えるという部分が必ずあると思っております。

それから、情報の共有ということで、課題別指針の策定の仕方ということではありますが、広く御意見を集めるほど、政策方針を決めるわけではないので、まずはJICAの中で、今日申し上げたような考え方を整理してまいりたいと思っております。これは公表いたしますし、また、必要があれば、法整備支援連絡会の場で、また共有させていただきたいと思いますが、動かしながら、御意見を頂きながら、更に拡充するというような位置付けであると思っておりますので、何かODA大綱をつくるとか、そういうふうなものではございませんので、作り次第、来年度中には完成したいと思っておりますし、ドラフトも多分、ホームページなどに載せていくと思っておりますので、随時御意見をいただければという位置付けであります。ありがとうございます。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

それでは、前インドネシア企画調査員であり、インドネシアのプロジェクト立ち上げに関与されました河田宗三郎さんから桑島さんへの御質問をお願いします。

【河田】 内部同士なので、質問できないかと思いましたが、最後に来て良かったです。インドネシア司法改革支援を担当しております河田と申します。

稲葉部長とか田中教官が御指摘のとおり、インドネシアは司法部における汚職が多いわけですが、在任中はインドネシアの裁判官に対しても、嫌なことをちくちく言っておりましたが、今日は桑島さんに言いたいことを、いろいろ聞かなきゃいけないです。

桑島さんのレジュメにも、留意点として人材の確保が示されており、竹下先生や矢吹先生のお話でも人材確保の強化が示されているわけですが、これを具体的に考えなきゃいけないわけです。一方、日本にとっては、法律家は裁判官が憲法で身分保障されておったり、検察官、弁護士は法令等によって強い身分保障がされているほど日本の国にとっても貴重なリソースだと宣言されているわけです。JICAでは、医師については医療従事者として格別厚い報酬体系が構築されておりますが、法律家である長期専門家についても、徐々に医療号が準用されているところでありますけれど、まだまだ待遇は十分でないと思います。

そこで質問ですけど、3点ありまして、1点目は弁護士資格を有するJICA専門家に医療号が現在適用されておりませんが、それには理由があるのかどうか。

二つ目は、JICAでは一般に書籍を長期専門家が機材として持っていくことを、余り認めませんけれど、本分野では更に広く例外を認めるべきではないのか。

3点目は、JICAでは一般に翻訳の費用をけちりますけれど、本分野におきましては、特に更に厚く予算を確保するべきではないかと。

要するに、報酬を多くするという部分と、あと本人の負担を減らすという部分で、本事業に対する魅力を上げて、人材確保強化につなげていただけたらという提案でございます。

以上です。

【桑島】 誠にたくさんコメントを、本当にありがとうございます。

私、もっとJICAって柔軟な組織だと思っているのですが、いろいろ御指摘をいただくと非常に官僚的だったり、けちったりしているようであります。専門員の医療号のことは私、今はお答えできません。私もなぜかと思えます。

それから、書籍を機材で買えないというのは、私はちょっと信じられないのですが。

【河田】 買えないのではなくて、携行機材として持っていくことを認めたがらないということ。既に持っている本を持っていくということも認めたがらないということで、機材として、公費として送るということさせないというわけです。だから、自分のお金でスーツケースに入れて持っていけと言われるわけです。

【桑島】 何か専門家御経験者の方に、そんなことはないと言っただけるとうれしいのですが。

【司会（田中）】 それ、すごく大きな問題です。

【桑島】 あ、そうなのですか。

【司会（田中）】 私もラオスに行くときに、もう大変な目に遭いました。

【佐藤直史】 それは確かに、私もベトナムで大変な思いをさせていただきました。

【桑島】 と、何人もおっしゃるということは、事実なのかもしれません。ありがとうございます。私も知らなくて、非常に硬直的な制度というのは、きっとあると思いますので、いただいたコメントは持って帰りたいと思います。ありがとうございます。翻訳も同じだと思います。

【司会（田中）】 ちなみに、本日配付させていただきました青いカンボジアの民事訴訟法の本の英訳版につきましては、本体の一番重要な民事訴訟法の部分の英訳は、業者ではな

くてJICAの長期専門家がお書きになったものでございます。大変な労力をかけていただきました。残りの短い方の法案集に関しましては、法務省がつたない予算で発注させていただきましたが、最終的には、やはり現地の専門家の目でチェックしていただかないといけないものだと思っております。翻訳の費用の重要性というのは、非常に何度指摘しても指摘し切れないというほど、この分野に関しましては重要だということを、是非御理解いただきたいと思えます。

では次に、もうほとんど時間がないのですが、あと1点、日本司法書士会連合会の方から布井先生あてに登記に関する御質問が出ておりますので、お願いいたします。

【俣野】 お時間ないところを恐縮です。日本司法書士会連合会理事の俣野と申します。恐れ入ります。

日本司法書士会連合会では、10年前からモンゴルの登記制度支援をしておりますし、台湾とか韓国の登記制度につきましては協力体制にあるという状況の中で、本日拝見いたしました布井先生のレジユメの資料の記載の中で、今回、中国が会社につきましての会社登記、これを導入するということでの記載がありまして、その会社登記の管理条例にて規定するような記載がありますけれども、この辺の法制定の進行状況をお聞きしたいということと、もう1点は、この会社登記だけではなくて、中国は民事訴訟法の導入とともに不動産登記制度につきましても導入するというのを聞いておりますのですが、もしその辺の情報、実施時期等をお聞きできればということでございます。

質問でございます。よろしく申し上げます。

【布井】 まず会社登記管理条例ですが、これはもう会社法の施行と同時に改正がされておりますので、それはもう施行されているということになります。このところ、我々は国家工商管理総局と共同で会社登記条例について研究会を開くということでございますけれども、残念ながら、先方の方からの要望がないために、これはちょっと現在、研究会等が履行できないということございまして、残念ながら私ども、ちょっと情報はこの点については、まだ十分把握していないというのが実情でございます。

次に、不動産登記手続でございます。これは私のちょっと管轄外でございまして、むしろ民法の物権法の成立とともに、こういうものが、また更に整備されていくのではないかと思いますけれども、まだ民法の物権は制定されていないということでございますので、ちょっとここは、私の情報は不正確でございますので、ここではこの程度ということとさせていただきますと思います。

【俣野】 ありがとうございます。

【戒能】 竹下先生に私自身のコメントと言うとちょっと僭越ですが、先生が最初の会議で、10年先、20年先にも耐える近代民訴法を作るのだという、大変理念を掲げてこの事業を開始されたというふうに言われたことに感銘しました。ただし、そこですぐ思うのは、多分、その理念が理念どおりいかないという場面に何回も遭遇されておられるのではないかと思います。そういうときに、どういうようにそれを乗り切られたか。それからカンボジアに行きましたときに、やはり大学の先生の地位が非常に低いということに気付いたのですね。

もちろん、それは法理論なるものがまだないという状況の中でのことだと思うのですが、政治家なり官僚がそこでリーダーシップをとってしまうので、既存の統治システムを維持しようとする傾向になってしまう。ですから、そのあたりで理念とのぶつかり合いが生まれると思うのですが、それをどう乗り切るかというのは非常に難しい話だと思うのです。それを是非伺いたい。

それから、もう1点、さっき星野先生がおっしゃったことにも関連するのですが、日本は戦前あるいは戦中に、今、法整備支援をやっている国について、ものすごい研究をしているわけですね。もちろん、全然別な意味で研究しているわけですが、最近、星野先生のお弟子さんの大村さんとか、瀬川さんが、特に末弘巖太郎理論について新たな評価をしておられるのですが、星野先生がおっしゃった社会の基本法としての民法というような観点で、もしかしたら末弘は考えていたかどうか重要です。日本は民商法を中心に法整備支援をやっているというのは、さっきいみじくも星野先生がおっしゃいましたように社会の根幹にかかわる支援をやっていることになると思うのですが、例えば、森脇先生などは、民商法中心でやるということが社会の人々の基本的な関係を近代化していくという意味で正しい道だとおっしゃるのですが、それならば人権とか自由というものについても支援をするというのが含まれることになると思うのですが、それを支援しようとする、ネガティブなことを森脇先生はおっしゃる。これは政府間援助だからという割り切りをなさるのだと思うのですが、ちょっとそれは違うと思っています。

英米の「法の支配」型の法整備支援となると、プロパティに対する侵害保護というシステムが、まさに人権ということになっていくわけですから私法上の利益保護は人権や自由と一体的です。そういう意味で考えていきますと、日本が民商法を中心に支援をしたというのは、ある意味では達見だと思うのです。そして特に、先ほど竹下先生が実体法の民法のないところに手続法を先に作ると言われたことにかかわるのですが、権利侵害あれば救済方法ありということしていくということだと、これはすごいことだと思ったのです。なぜなら、手続法の中から、いわば訴訟を通じて実体的権利をつくっていくのだという理念をお持ちだったとすると、これは非常にコモンロー的なやり方だと思うのですが、果たしてそれができるのかということも、伺いたいと思うのです。

【司会（田中）】 竹下先生、お願いいたします。

【竹下】 御質問ありがとうございました。

御質問は、多岐にわたり、またなかなか難しくお答えしにくいのですが、基本的には、私どもがこの法整備支援作業を始めるときに考えていた、質問票にはワークロードと書いておられますが、それを大幅に修正しなければならなかった、それも何らかの政治的な理由で変更しなければならなかったということはありませんでした。先ほど松尾さんの御質問にお答えしたような部分的な事項で、カンボジアの現実と妥協しなければならなかったものはありましたが、法案の基本的な骨格あるいはこのプロジェクトを始めるに当たって措定した目標を変更しなければならなかったということはありませんでした。それは、一つには、実際にカンボジアの政府部内で、どこまでコンセンサスが成立していたのかは分からないのです

けれども、当初からカンボジア側のチームリーダーという方が言い出されたのは、自分たちは日本に民事訴訟法の起草をお願いしているけれども、それは現在カンボジアで行われている民事訴訟実務を是認するような形の法律を作ってほしいと言っているのではありません。10年後、20年後の国際的な評価に耐えるような、そういう民事訴訟法を作ってもらいたいのですということを、真っ先に言われましたので、我々としても、その点では非常にやりやすかったという事情があります。ですから、基本的な面で路線変更しなければならないということにはなかったと申せると思います。その点は、今日の午前中の司法大臣の話の中にも出てまいりましたが、カンボジア民事訴訟法典では、冒頭の数か条に、日本やドイツでは憲法で定められている「裁判を受ける権利の保障」とか、「審問請求権の保障」とかを定めているのですが、別にそれが問題にされることはありませんでした。その意味では、戒能先生が御懸念されたようなことはなかったと申すことができます。

それから、民法典ができないのに、先に手続法を制定したが、それには訴訟を通じて実体的権利を創造するというような考え方があったのかという御質問ですが、結果的には、近代的な訴訟法に準拠して行われる手続を通じて伝統的なカンボジアの実体法で認められていなかったような権利・利益が保護され、新しい実体的権利が創造されるという機能を果たすことがあるかもしれません。しかし、私どもの意図としては、そこまで考えていたわけではありません。実際に、戒能先生御承知のとおり、実体法より先に手続法ができるという例は世界の歴史では珍しいことではなく、日本自身が明治のときには民事訴訟法の方が先に制定・施行され、民法は、法典論争と絡んで、後から制定されましたし、日本の母法であるドイツにおいても、民事訴訟法は1877年に制定されましたが、民法は1898年ですから、20年ぐらい後で作られたという例があります。ですから、やはり訴訟法は、もちろん、深いところでは国民の法意識や価値観と無関係ではありませんが、直接的には、国民の法意識や価値観に違いがあっても、相対的に意見の一致を得やすい、かなり技術的な面がありますので、民法に先立って制定されたということです。御指摘のようなことを考えていたわけではありません。

それから、御質問票に、法整備支援のノウハウの伝承のための記録化という点が重要ではないか、そのことについて何を考えているのか、との御質問も書かれているようですが、実のところは、今日午前中に申しましたのは、そのような問題意識を持っていると言うのみで、私の方でも具体的なアイデアがあるわけではありません。むしろ戒能先生の方が、法整備支援の実績の蓄積のある国をいろいろ調査をされておられますから、そのような調査を通じて得られた成果のようなものを教えていただければ大変ありがたいと思っております。いずれ別の機会にでも伺いたいと思います。

【戒能】 ありがとうございます。

最後に竹下先生がおっしゃったことは今、名古屋大学で非常に一生懸命法整備支援の各国の理論の比較をやって、最近ではドイツと非常に密接な交流を持っておられますので、その成果が出てくると随分いい意味のインパクトが出てくると思います。

どうもありがとうございました。

総括

竹下守夫 駿河台大学学長

【司会（田中）】 それでは、最後に竹下先生に、本日の総括として、所感を一言いただきたいと思います。

【竹下】 本日は、朝から長時間にわたってこの連絡会に御参加いただき、また御議論をいただいているところで、皆さん相当にお疲れだと思います。そこで、最後に、ごく簡単に感想のようなものを述べて、本日のまとめに代えさせていただきたいと思います。

本日午前中は、カンボジア王国のアン・ヴォンワッタナ司法大臣の御講演がありました。大臣はその御講演の中でカンボジアに対する我が国の法整備支援プロジェクトにかかわるいろいろな点に触れられましたが、これは、被支援国側の意見を尊重しながら共同で起草支援作業を進めるという、日本の法整備支援の方法を、カンボジア側が高く評価してくれたものと素直に受け取ってよろしいのではないかと、私は考えております。今回の民事訴訟法起草支援だけではなく、日本の法整備支援の基本的特色の一つとして、JICAの桑島さんの御報告にもありましたように、相手国のカウンターパートを決めて、そこと対話をしながら法整備支援事業を進めていくという方法論を挙げることができると思いますが、そのような特色のある法整備支援の方法が、少なくともカンボジアでは高く評価されたと受け取りたいと思います。

午後からは、それぞれ非常に大きなテーマでお話を頂きました。まず、国際民商事法センターの原田理事長からは、「我が国の法整備支援の在り方について」との表題の下で、オールジャパンで日本のソフトパワーを結集し、広い文化支援を推し進めていく、その一環として法整備支援をとらえていくべきだというお話がありました。その後、質疑の際に、更にこの文脈の中で、御論旨をパラフレーズされて、その広い文化支援の手法も、円借款であるとか、技術指導であるとか、いろいろな方法をいろいろな局面で駆使しながら開発途上国に支援をしていくことが要請されており、そのうちのの一つとして法整備支援を考えるという視点が提示されました。当会場の多くの皆さんから御質問が寄せられたのは、そのような大きな視点からのお話であったからだと思います。

次に、JICA社会開発部第一グループ長の桑島さんから、「JICAの法制支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」と題して、JICAの法整備支援戦略の基本的枠組みについて御報告を頂きました。私は今まで法整備支援についてのJICAの基本方針を伺った記憶がないのですが、本日は、桑島さんのお話を聞いて、JICAが法整備支援を体系的に位置付けて、様々な法整備支援プロジェクトを立ち上げておられるということがよく分かりました。今日のお話を伺って、もしJICAが初めから今日のお話のような方針で法整備支援事業全体を推進されてこられたのであるとすると、これまで私はどちらかというとJICAに厳しい発言をすることが多かったのですが、それは私の誤解であったのかと思い直させられました。もっとも、逆に、各方面からいろいろな声が寄せられたことを受けて、JICAとしても、ODA全体の中に法整備支援をしっかりと位置付ける必要があるとのお考えになられて、今日のお話になった

という面もあるのかとも思われます。いずれにせよ、JICAも非常に広い視点から法整備支援をとらえてくださっているということが明らかになり、大変有意義であったと思います。

第三の報告として、日本弁護士連合会国際交流委員会の矢吹弁護士から、日弁連の国際司法支援活動の取組について御報告を頂きました。御自身も言っておられましたように、矢吹さんは、日弁連の法整備支援活動について、これまでもいろいろな機会に御発言をされているわけですが、本日は、少しこれまでとは異なる観点から、まず日弁連の法整備支援活動を、国家戦略としての法整備支援とは区別された民間の立場での法整備支援、NGOとしての法整備支援と位置付けて、その理念・目標を日本国憲法の前文及び弁護士法1条の「社会正義の実現と基本的人権の尊重」に求めていると語られました。法整備支援の理念・目的と相手国の国民の人権の保障との関係をどう考えるかの問題は、法整備支援の重要テーマの一つですが、今日のお話は、NGOとしての法整備支援という立場から、この問題を考えるに当たっての一つの示唆を与えるものだと思います。また、本日午前の部で話題となりましたカンボジアとの関係では、矢吹さんを中心とする日弁連の法整備支援活動がカンボジアの弁護士養成の点で、非常に大きな成果を上げられたわけですが、この「社会正義の実現と基本的人権の尊重」という理念は、その活動の基礎にある考え方を示すものであったと思いました。

それから、法務省法務総合研究所の稲葉国際協力部長から、法総研、とりわけ国際協力部の法整備支援に対する取組の全体像についての報告がございました。ODA大綱及び政府の司法制度改革推進計画を踏まえて、法総研としては、人による統治から法の支配への転換、法に基づく行政・司法の実現、つまり「良い統治」の実現を目的として法整備支援を推進していること、法務省の関与している法整備支援活動の具体的展開、そこで採用されている法整備支援の手法を、非常に明快に示していただけたと思います。

お話の中で、法整備支援の目的として「法に基づく行政」を挙げられましたのは、注目に値するように思いました。また、今後の課題として、法整備支援体制の強化として、政府全体としての基本方針の策定・統一的推進が必要であると述べられましたのは、重要な指摘であると思います。

これまでの四つの報告は、現在展開されている我が国の法整備支援活動にかかわっておられる主だった団体・組織の責任ある立場の方々から、法整備支援の基本方針、その在り方についての、いわば総論的なお話でありましたが、その次の一橋大学の布井さんの御報告は、どちらと申しますと各論的なお話で、中国との関係でとりわけ会社法を中心にその周辺の外資法・証券法の関係で、いかなる問題があるのか御指摘を頂きました。現在、企業法以外の分野でも、中国との間で、これは法整備支援というより法整備協力と言った方がよろしいのだと思いますが、そのような法整備協力が話題となっております。もしこの話が現実化したときには、今日の御指摘を十分念頭に置いて、法整備協力作業を進めていかなければならないであろうと思います。その意味で、大変有益な示唆に富む御指摘であったと思います。

最後に、アジア経済研究所開発研究センターの法・制度研究グループ長でいらっしゃる小林さんから、アジア経済研究所の法整備支援に関する調査・研究につき御報告を頂きました。御報告は、アジア経済研究所の研究・調査の実績を踏まえて、「法と開発」の問題を中心に、

その在り方について裾野の広い、法整備支援の理論的考察を伺うことができました。特に、「法と開発」と呼ばれる学問領域は多様であるが、そこに通底するものは、法学者が開発という分野で何ができるかを問うことであるという御指摘は、大変印象的でした。

以上の報告に続く討論も非常に活発で、報告者の意図を、フロアの参加者側がより詳しく、より正確に理解するのに有益であったと評価できると思います。

このような意味で、本日の第8回法整備支援連絡会は、これまでも増してと言う言い過ぎかもしれませんが、これまでと同様に大変充実した内容であったとまとめさせていただきたいと思います。

甚だ雑駁でございますが、これをもって所感とさせていただきます。（拍手）

【司会（田中）】 竹下先生、どうもありがとうございました。

それでは、本日は御講演いただきました各先生方におかれましては、誠にありがとうございました。また、御参加いただきました皆様からも活発な御質問やコメントをいただきまして、充実した会議にさせていただきまして、ありがとうございました。

閉会あいさつ

稲葉一生

【司会（田中）】 それでは最後に、法務総合研究所国際協力部長の稲葉一生から閉会のごあいさつをいたします。

【稲葉】 本連絡会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、皆様御多用の中、このように多数、遠方からも含めまして御参加いただきまして、ありがとうございました。この法整備支援連絡会は、平成11年より毎年開催させていただいておりますが、本日はその第8回目といたしまして、本当に充実した内容の連絡会とすることができました。これも、ひとえに御講演、御報告を頂きました先生方を始め、御参加いただきました皆様、関係各位の御支援と御協力のお陰でございまして、主催者を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

本日の連絡会では、午前の部で、我が国の法整備支援の大きな成果と言えます、昨年成立いたしましたカンボジアの民事訴訟法を取り上げ、カンボジアのアン・ヴォンワッタナ司法大臣と、カンボジア民事訴訟法作業部会長の竹下守夫先生に、それぞれ御講演を賜りまして、民事訴訟法の起草支援を通じて我が国の法整備支援の手法やその意義など、またその課題について、両国それぞれの立場からその経験を踏まえた貴重なお話を伺うことができました。午後からは、財団法人国際民商事法センターの原田理事長から政府の経済協力に関する検討会における検討内容を踏まえ、関係機関の連携強化の必要性など、今後の我が国の法整備支援の在り方を考えるに示唆に富む有益なお話を伺うことができました。有意義な御講演を頂きました竹下先生、原田先生に改めて厚く御礼を申し上げます。

また、今日御報告いただきました各先生の御報告につきましては今、竹下先生の所感で詳しく総括していただきましたので、いちいち繰り返しはいたしません、御報告、ありがと

うございました。また、御報告頂きました機関以外にも、法整備支援には多くの機関が関与しておられますが、時間の関係で発表は、その一部に限らせていただきました。御出席の皆様からも質疑応答やコメント等、積極的に討論に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。貴重な御意見や情報を賜り、これらの報告や意見交換を通じまして、法整備支援にかかわります関係機関、関係者の間で有意義な情報交換、意見交換をさせていただくことができたのではないかと思います。

当連絡会に御参加いただきました皆様、また、この開催に当たりまして御講演を頂きました各種団体諸機関の皆様、この場をお借りいたしまして、改めて深く謝意を述べさせていただきます。また、今回、資料といたしまして、カンボジアの民事訴訟法や附属法令の資料を当部より発行させていただきましたけれども、この発行に際しましては、民事訴訟法部会の先生方や、また現地専門家の方、国際民商事法センターの方々、いちいちお名前を申し上げますが、本当にお忙しい中、無理な作業をお願いいたしました。皆様の御協力のお陰でこのような資料をまとめさせていただきましたことも改めて御礼申し上げます。

この法整備支援には、皆様方の御指摘もございましたように、関係機関の協力、連携を強めていくことが必要であると思います。そのための一助になる機会として、来年以降も皆様方からの御意見を賜りながら、この連絡会を開催し、更に充実したものにしてまいりたいと考えております。今後とも御理解、御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、閉会に際してのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 これをもちまして、第8回法整備支援連絡会を終了いたします。

来年は、先ほど御連絡しましたように、1月18日でございます。

それでは皆様、本日は誠にありがとうございました。



第8回法整備支援連絡会資料

平成19年1月19日（金）
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

	ページ	
1	プログラム	83
2	出席者名簿	86
3	講演レジュメ	
	・竹下守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授， カンボジア民事訴訟法作業部会長	88
	・原田明夫 (財)国際民商事法センター理事長	91
	・桑島京子 独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループ長	93
	・矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長，弁護士	106
	・稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長	110
	・布井千博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	116
	・小林昌之 アジア経済研究所開発研究センター 法・制度研究グループ長	136
	・田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官	145
4	法整備支援活動年表	151

□□ 第8回 □□
法整備支援連絡会

Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field

日 時 2007年1月19日（金）11:00～18:00

会 場 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
〒553-0003
大阪市福島区福島1丁目1番60号

TEL 06-4796-2153, 2154

FAX 06-4796-2157

主 催 法務省法務総合研究所
国際協力機構（JICA）

後 援 最高裁判所
日本弁護士連合会
日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所
財団法人国際民商事法センター

プログラム

11:00～11:10 開会あいさつ

松永 榮治 法務総合研究所長

高橋 嘉行 国際協力機構 (JICA) 大阪国際センター所長

11:15～11:55 特別講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」
(逐語通訳)

H. E. Ang Vong Vathana (アン・ヴォンワッタナ)

カンボジア王国司法大臣

11:55～12:25 基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」



竹下 守夫

駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授
カンボジア民事訴訟法作業部会長

12:25～12:55 質疑応答

12:55～14:00 昼食休憩

14:00～14:30 基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」



原田 明夫

(財) 国際民商事法センター理事長

14:30～14:50 報告「JICA の法整備支援分野における技術協力の在り方・
基本方針について」



桑島 京子

JICA 社会開発部第一グループ長

14:50～15:10 報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組・基本方針について」



矢吹 公敏

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長, 弁護士

15:10～15:30 報 告「法務省の法整備支援に関する取組・基本方針について」



稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

15:30～15:50 報 告「中国経済法・企業法整備プロジェクトについて」



布井 千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

15:50～16:00 報 告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について(調査・研究)」



小林 昌之

アジア経済研究所開発研究センター 法・制度研究グループ長

16:00～16:20 休憩 (講演者への質問票提出)

16:20～16:40 「各機関の法整備支援活動の現状と基本方針に関するアンケート結果の報告」

田中 嘉寿子

法務総合研究所国際協力部教官

16:40～17:40 質疑応答・自由討論

17:40～17:50 所感

竹下 守夫

駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授

17:50～17:55 閉会あいさつ

稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

18:00 閉 会

18:40～ 懇談会(24階レストラン「なごみ」)

第8回法整備支援連絡会出席者名簿

	所 属	役 職 等	氏 名
1	カンボジア王国	司法大臣	アン・ヴォンワッタナ
2	カンボジア王国司法省	次 官	ヒー・ソピア
3	カンボジア王国司法省	官房副長官	ブンヤイ・ナリン
4	在大阪カンボジア王国名誉領事館	渉外部門	アング・ラヴァン
5	駿河台大学	学 長	竹 下 守 夫
6	財団法人 国際民商事法センター	理事長	原 田 明 夫
7	日本弁護士連合会国際交流委員会	副委員長・弁護士	矢 吹 公 敏
8	一橋大学大学院国際企業戦略研究科	教 授	布 井 千 博
9	日本貿易振興機構アジア経済研究所	法・制度研究グループ長	小 林 昌 之
10	財団法人 アジア・太平洋人権情報センター	上席研究員	前 川 実
11	池田崇志法律事務所	弁護士	池 田 崇 志
12	今関貞夫税理士事務所	所 長・税理士	今 関 貞 夫
13	大阪外国語大学	教 授	五 島 文 雄
14	大阪外国語大学外国語学部	助教授	住 村 欣 範
15	大阪外国語大学大学院言語社会研究科	博士前期課程	チャン・ティ・ヒエン
16	大阪刑務所国際対策室	首席矯正処遇官	逢 坂 俊 夫
17	大阪高等検察庁	検事長	佐々木 茂 夫
18	大阪高等裁判所	広報係長	白 井 寛 朗
19	大阪大学	名誉教授	中 野 貞 一 郎
20	大阪大学大学院高等司法研究科	教 授	池 田 辰 夫
21	大阪大学大学院高等司法研究科	教 授・弁護士	出 水 順
22	大阪地方検察庁	検事正	佐 藤 信 昭
23	大阪地方検察庁	次席検事	清 水 治
24	大阪地方検察庁	主任捜査官	戸 根 省 吾
25	大阪弁護士会	副会長(国際担当)	田 積 司
26	大阪弁護士会国際委員会	委員長	村 上 幸 隆
27	大阪弁護士会	弁護士	石 那 田 隆 之
28	大阪弁護士会	弁護士	塚 原 長 秋
29	外務省国際協力局多国間協力課	外務事務官	鬼 頭 恵 美
30	外務省国際協力局無償資金・技術協力課	課長補佐	竹 山 健 一
31	関西大学法科大学院	特別任用教授	井 関 正 裕
32	関東学院大学法学部	教 授	足 立 昌 勝
33	慶応義塾大学法科大学院	教 授	松 尾 弘
34	神戸大学大学院国際協力研究科	教 授	香 川 孝 三
35	神戸大学大学院国際協力研究科	大学院生	木 原 崇 志
36	神戸大学大学院国際協力研究科	大学院生	名 田 真 理 子
37	神戸大学大学院国際協力研究科	大学院生	佐 古 勇 榮
38	神戸大学大学院国際協力研究科	大学院生	山 口 かな 人
39	神戸大学法学部・法学研究科	助 手	河 村 有 教
40	財団法人 国際民商事法センター	理 事	川 口 富 男
41	財団法人 国際民商事法センター	評議員	小 野 昌 延
42	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員	星 野 英 一
43	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員	生 駒 啓
44	財団法人 国際民商事法センター	事務局長	小 林 清 則
45	財団法人 国際民商事法センター	事務局次長	吉 武 雄 二 郎
46	財団法人 国際民商事法センター	大阪事務局協力員	加 藤 武
47	財団法人 国際民商事法センター	研究員	吉 本 篤 人
48	財団法人 国際民商事法センター	専門員	東 村 尚 子
49	最高裁判所秘書課渉外第一係	専門職	林 征 兒
50	高松高等検察庁	検事長	大 塚 清 明
51	東京大学大学院総合文化研究科	教 授	佐 藤 安 信
52	内閣官房司法制度改革推進室	内閣参事官	山 下 輝 年
53	内閣法制局総務課	課長補佐	原 崎 正 志

54	名古屋経済大学法学部	助教授	四本健二
55	名古屋大学大学院法学研究科	教授	杉浦一孝
56	名古屋大学大学院法学研究科	教授	市橋克哉
57	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	副センター長・助教授	宇田川幸則
58	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助教授	姜東局
59	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助教授	コン・テイリ
60	名古屋大学大学院法学研究科	助教授	大屋雄裕
61	名古屋大学大学院法学研究科	マネージメント専門職	加藤武夫
62	名古屋大学大学院国際開発研究科	博士後期課程	砂原美佳
63	名古屋大学大学院国際開発研究科国際協力専攻	修士課程	落原大治
64	株式会社 日本開発サービス(JDS)	主席研究員	三浦克哉
65	日本カンボジア法律家の会	共同代表・弁護士	櫻木和代
66	財団法人 日本国際協力センター研修監理部業務課支援班	シニア研修監理員	西山明美
67	財団法人 日本国際協力センター研修監理部	研修監理員	那須芳恵
68	日本司法書士会連合会	理事	俣野真知郎
69	日本弁護士連合会企画部国際課		奈良田有子
70	日本貿易振興機構アジア経済研究所	研究員	初鹿野直美
71	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター法制度研究グループ	研究員	山田美和
72	日本ローエイシア友好協会	常任理事・弁護士	鈴木正貢
73	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児島あき
74	本間佳子法律事務所	弁護士	本間佳子
75	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	研究員	前村明佳子
76	山口大学経済学部経済法学科	教授	土生瑛里
77	山近・矢作法律事務所	弁護士	石岡修
78	早稲田大学比較法研究所	所長	戒能通厚毅
79			飛
80	国際協力機構大阪国際センター	所長	高橋嘉行
81	国際協力機構社会開発部第一グループ	グループ長	桑島京子
82	国際協力機構社会開発部第一グループ社会制度・平和構築チーム		井上建
83	国際協力機構国際協力総合研修所	国際協力専門員・弁護士	佐藤直史
84	国際協力機構	カンボジア長期派遣専門家	坂野一生
85	国際協力機構インドネシア司法改革支援	前企画調査員	河田宗三郎
86	法務省大臣官房	官房審議官	深山卓也
87	法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	企画第一係長	石塚悟
88	法務省民事局	民事局付	島田英一郎
89	法務総合研究所	所長	松永榮治
90	法務総合研究所総務企画部	副部長	山口幹生
91	法務総合研究所国際連合研修協力部	教官	内藤晋太郎
92	法務総合研究所国際研修事務部門	主任国際研修専門官	岩上悦也
93	法務総合研究所国際協力部	部長	稲葉一生
94	法務総合研究所国際協力部	教官	田中嘉寿子
95	法務総合研究所国際協力部	教官	小林俊彦
96	法務総合研究所国際協力部	教官	関根澄子
97	法務総合研究所国際協力部	教官	伊藤文規
98	法務総合研究所国際協力部	教官	伊藤隆
99	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	樽野晃夫
100	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	泉野智彦

「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

駿河台大学
学長 竹下 守夫

I. はじめに

II. カンボジア王国民事訴訟法起草支援の経緯

1. 民事訴訟法起草支援開始の発端

- (1) 1998年, JICAが「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」プロジェクト(JICA)立上げ。民法・民事訴訟法の起草支援を中核とする。国内支援委員会, 民法作業部会・民事訴訟法作業部会設置。
- (2) 1999年3月, 第1回現地協議をもってフェーズI (1999年3月5日～2002年3月4日, 後に2003年3月4日に延長) 開始 (以下, 民訴法起草支援に限定)。

2. 民訴法作業部会における起草支援作業の経過

(1) 起草支援作業の前提

民訴法作業部会のカウンターパート: カンボジア司法省「立法化準備委員会」(通称ワーキング・グループ)。両者の協議を通じて起草。

(2) 第1回現地協議会における目標設定

「10年後・20年後の国際社会の評価に耐え得る民事訴訟法の制定を目指す」。

これを受けて, 民事訴訟法では, 冒頭に, 「裁判を受ける権利の保障」「審問請求権の保障」「対審審理の原則」などの憲法的手続基本権の保障規定を置く。

全体として, 近代的民訴法の基本原則に適合的な手続構造。

(3) 民事訴訟法起草作業の進め方

- ① 日本側: 毎月1回, 作業部会開催。原案を起草。50条～60条ごとにカンボジア側ワーキング・グループと現地ワークショップを開催。原案の趣旨説明。質疑応答を通じ, カンボジア側の意見聴取。必要に応じ修正又は日本に持ち帰って検討。
- ② カンボジア側: JICAの長期派遣専門家を中心にワークショップの事前準備・事後的検討。
- ③ 民訴作業部会: 81回, 現地ワークショップ: 14回, 日本での国内研修の形式でのワークショップ: 数回, 現地セミナー: 2回開催。

(4) プロジェクトの進行状況

- ① フェーズ1: 1999年3月5日～2002年3月4日。後に2003年3月4日まで延長。
- ② フェーズ2: 2004年4月9日～2007年4月8日。後に一年延長。

3. 支援作業の成果と現状

(1) 民訴法起草支援プロジェクトの成果 [1] ——法令の起草・整備

① 民事訴訟法の制定・施行（全9編588ケ条・逐条解説付き）

2006年6月，成立。同年7月公布，国王の審署済み。憲法院の合憲性審査不要。

2007年7月6日より適用開始予定。

② 執行官法案（全4章29ケ条・逐条解説付き）

③ 人事訴訟法案（全3章25ケ条・逐条解説付き）（民法の制定待ち）

④ 民事非訴訟事件手続法案（全10章54ケ条及び別表・逐条解説付き）（民法の制定待ち）

⑤ 民事過料手続法案（全6ケ条・逐条解説付き）（民法の制定待ち）

⑥ 「カンボジア民事訴訟法要説」（判決手続部分の体系的テキストブック）（A4版171頁。1頁：38字×39行＝1482字）

⑦ 民訴法の適用開始後，民法・人訴法の適用開始に至る期間における「婚姻・家族法」（婚姻・家族に関する実体規定・手続規定を含む現行法）の解釈・運用に関する指針（ガイドライン）案

⑧ 裁判寄託法モデル法試案（少なくとも供託法制定までの期間に必要とされる金銭等の裁判所への寄託制度の骨子を示すもの）

(2) 民訴法起草支援プロジェクトの成果 [2] ——人材の育成

少なくとも司法省ワーキング・グループの構成員については大きな成果。

JICAの長期派遣専門家の助力があったとはいえ，民事訴訟法案に関する閣僚評議会・国会での質疑，他の省庁との折衝は，すべてワーキング・グループ構成員が対応して，乗り切った。

(3) 残された作業

① カンボジアの一般法曹に対する民訴法の普及

② 執行官制度新設のための助言

③ 民法案の審議に応じ必要が生じた場合における，上記(1)③～⑤の各法案の調整及び終局的確定

Ⅲ. 民訴法制定のカンボジア王国にとっての意義

1. 司法制度の中核的内実の確立——国際社会の信頼の獲得

(1) 国の統治作用としての司法権の内実の保障

(2) 法秩序の維持と内外の国民の権利保護制度の確立

2. 国際化した市場経済に参入するための法的インフラの整備

3. 残された課題——自助努力を期待される課題

(1) 執行官法の迅速な制定及び執行官制度の整備

(2) 民訴法の一般法曹への普及

① 民訴法の内容の理解の推進

- ② 従来の裁判実務との相克の克服——法曹の意識改革
- (3) 法曹養成システムの確立——法総研国際協力部のバックアップ(法曹養成支援共同研究会)
 - ① 王立司法官職養成校における教育の計画化・充実化
 - ② 弁護士養成制度の整備・拡充
 - ③ 法学教育の整備・拡充

IV. 我が国の法整備支援についての意義

1. 法整備支援の現代的意義

- (1) 法整備支援の理念・目的
 - ① 法の支配する民主的法治国家の確立，途上国の国民の自由・人権の擁護
 - ② 市場経済体制の法的基盤整備，グローバル化した市場経済への参加の機会の保障
- (2) 国際社会の動向と法整備支援の現代的意義
 - ① 国際社会の流動化・不安定要因
 - ② 国際社会の動向という文脈で見た法整備支援

2. 今回の法整備支援の我が国についての意義

- (1) 東南アジアの地域的安定への寄与
- (2) グローバル経済の下での東南アジア市場拡大のための基盤整備
- (3) 法整備支援の提起する諸問題のトータルな経験

法典整備類型の法整備支援の過程で生じ得る多種多様な問題を経験。
今回の経験は、今後我が国が行う法整備支援一般にとって有用。
伝承のための記録化の必要。

 - ① 必要とされる作業の質と量の把握
 - ② 特に附属法令・関連法令の整備の必要性の認識
 - ③ 必要とされる人材の種類と数の把握

V. 結語——今回の法整備支援活動の経験が示す今後の課題

- 1. 法整備支援に携わる日本側人材の組織的確保
- 2. 支援の成果の定着化のための継続的支援
 - (1) 制定された法令の普及活動支援
 - (2) 法曹養成システム・法学教育システムの確立支援
 - (3) 留学生・実務家・研究者をも対象に取り込んだ日本法研究・教育支援
- 3. 法整備支援の実践的ノウハウ伝承のための記録化
- 4. 法整備支援の実践と理論的研究との交流

「我が国の法整備支援の在り方について」

国際民商事法センター理事長

原田 明夫

第1 「海外経済協力に関する検討会」平成18年2月28日報告について

1 政策金融改革の基本方針

☆ 国際協力銀行JBICについて、「国策たる戦略的援助政策の効果的实施」のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、

- ① ODAの戦略的活用，外国との競争を睨んだ対外経済戦略の効果的实施のための政策金融機能の在り方
- ② 「顔の見えるODA」のための他の援助機関との関係整理
- ③ 戦略的な援助政策を企画立案，実行するための政府内部体制の観点からの検討が必要。→有識者による検討会

2 検討会における議論の過程

☆ H17年12月～H18年2月28日まで9回。

- ① ODAを中心とする海外経済協力の在り方；
 - ・背景となる現状認識
 - ・海外経済協力の目的及び「国益論」からの議論
 - ・ODAとその他の政府資金OOFとの境目・関係→現状分析
- ② 政府内体制の在り方→機能の担い方
我が国の海外経済協力の目的・政策の在り方
→実際にその実施を行う期間の在り方を議論

☆「**海外経済協力**」＝ODAのみならずOOFも議論の対象とし、これと関連する限りにおいて民間資金の活用を含めた広い概念とした。

3 結論

☆政府として「海外経済協力」について関係省庁間の連携強化

→① 内閣に「**海外経済協力会議（仮称）**」を設ける。

常設メンバー（総理大臣，官房長官，外務大臣，財務大臣，経済産業大臣）により機動的に開催すること。

随時，特定分野の海外経済協力に関する閣僚，実施機関の長が参加すること
「司令塔」として省庁の枠，垣根を取り払って，国別に何をなすべきかを考究し，基本戦略を審議する。

② 内閣官房に，「海外経済協力会議」を機動的，戦略的に運営するために必要な事務体制を整備すること。

③ 関係機関の連携強化

「オールジャパンの原則に立ち，我が国の産業・官庁・学界が有する優れた技

術、ノウハウ、人材等を最大限生かせるような包括的協力を進めるべきであること」

「我が国が得意とする分野で、相手国との共同で具体的なプログラムを練り上げ、民間企業やNPO・援助専門家の協力を得つつ、具体的なツールを動員して、より効果的な協力をすること」

「企画・立案に携わる関係省庁間、実施機関との間で、情報共有、人事交流等を通じた連携強化を図るべきであること」

☆ ODA一元化（技術協力・無償資金協力）

→JICAの組織再編 関係実施機関との連携強化

第2 法整備支援の事業は、「海外経済協力」を支えるものとして、その重要な一部と捉えることが重要である。

- ① ODAを直接担当するJICAの事業としての法整備支援
- ② その他の省庁独自の取り組みとしての所管法令に関する整備支援
- ③ 大学の国際化に対応する学術交流の観点からの法整備支援
- ④ 国際的に取り組むべき課題・分野に関する法整備とその運用支援
(例) 環境保全・省エネルギー対策・人間の安全保障・疫病対策等々

第3 法整備支援についても、関係省庁間、実施機関、大学等研究機関、民間団体等の間で情報共有・交換、連携を強化する必要がある。

第4 法整備支援は

- ① 内閣官房における検討課題として、オールジャパンの観点から我が国のソフトパワーとしての文化協力の一例として捉えることができる。
- ② 広く国際的に「法の支配」を確立し、民主主義の理念を共有し、平和のために役立つことが期待される。
- ③ そのようなものとして理解されると、我が国の官民の如何を問わず、若い人々がやり甲斐をもって参加する動機付けにもなる。

以上



第8回 法整備支援連絡会

JICAの法整備支援分野における 技術協力の在り方・基本方針について

2007年1月19日

独立行政法人国際協力機構
社会開発部第一グループ 桑島京子

1

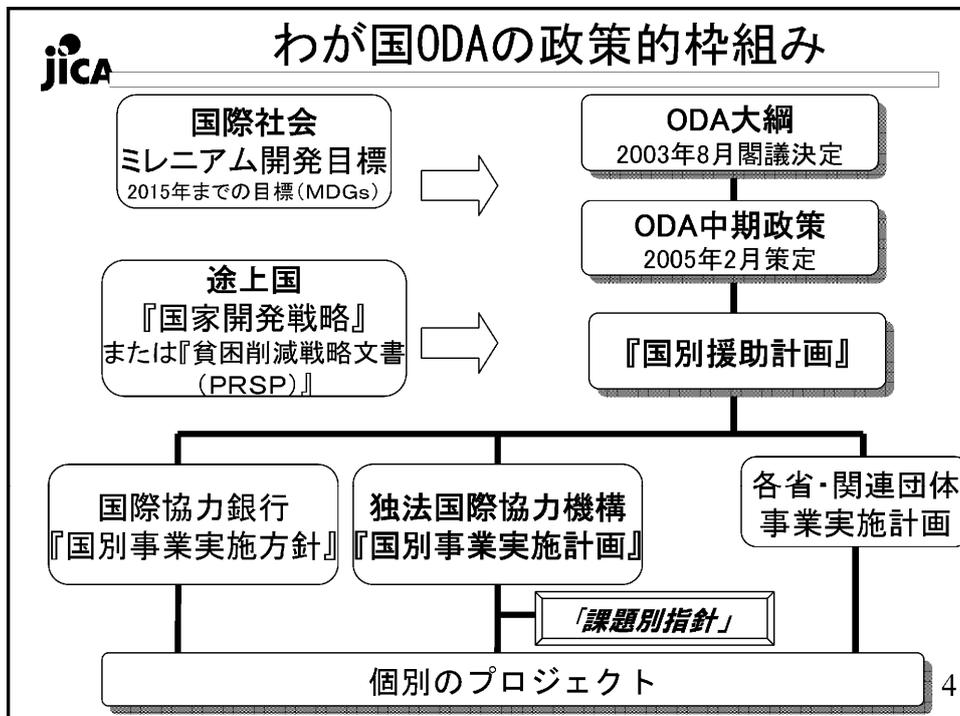


本日のトピック

- 1 日本の政府開発援助(ODA)の基本方針
- 2 JICAの事業の基本方針
- 2 法整備支援の経験及び教訓
- 3 課題別指針の策定

2

1 日本の政府開発援助 (ODA)の基本方針



jica ODA大綱(2003年8月改訂)

1. 理念

1.目的:国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資する。

2.基本方針:(1)自助努力支援 (2)人間の安全保障 (3)公平性の確保(4)わが国の経験と知見の活用 (5)国際社会での協調と連携

3.重点課題:(1)貧困削減、(2)持続的成長、(3)地球規模問題、(4)平和構築

4.重点地域:アジア

5

jica ODA大綱の基本方針 開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

6

jica新ODA中期政策(2005年2月)

- * 大綱の考え方や取組等を国内外に対してより具体的に示すことが特に必要とされる事項を中心に記載
- * 基本方針: 人間の安全保障の視点
- * 重点課題: 貧困削減・持続的成長・平和構築
地球規模の問題への取組
- * 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策
- * 3-5年を念頭
- * 透明性を確保し、積極的に広報

7



2 JICAの 国別事業実施計画

8

援助重点分野

開発課題

プログラム

事業計画

ベトナムの例

制度整備

市場経済化を促進するための
法整備・人材育成

(法整備支援プログラム)

法整備支援プロジェクト
(フェーズ3)

援助重点分野

開発課題

プログラム

事業計画

カンボジアの例

グッドガバナンスの推進

法による統治の強化

基本法整備プログラム

法制度整備プロジェクト(フェーズ2)
裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト
弁護士会司法支援プロジェクト

援助重点分野

開発課題

プログラム

事業計画

ウズベキスタンの例

経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援

民間セクターの活性化に資する行政・法基盤の整備、民間セクター実務人材の育成

経済・産業振興制度改革プログラム

倒産法注釈書プロジェクト
企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト

**3 日本の法整備支援の
経験と教訓**

jica 日本の法整備支援の特色(1)

内発的な変革のプロセスを支援
(自助努力支援)
共同作業型のアプローチ

相手国の文化、風習、制度に配慮し、
長い期間をかけた対話に基づく支援

13

jica 日本の法整備支援の特色(2)

日本の法整備の経験と知識を
活かした支援

日本以外の法体系、法制をも
紹介・検討した上で、相手国の
自発的な選択を尊重する支援

14

jica 日本の法整備支援の特色(3)

- 「共同研究・共同作業」プロセスを通じたカウンターパート機関の能力の向上
- 相手国の法制度全体の整合性を配慮した支援
- 立法化プロセスや法令の運用面への支援を含めた総合的なニーズへの対応

15

jica 法整備支援の経験を踏まえた 教訓(1)

- プロジェクト目標、対象及び活動内容の明確化の必要性
- プロジェクト目標・支援の範囲に関する認識の共有化の必要性（相手国との間のみならず日本側関係者間においても成果の重要性及び成果を評価する基準の明確化の必要性）
- 退出戦略の必要性

16

jica 法整備支援の経験を踏まえた教訓(2)

- 相手国に関する基礎調査の重要性
- 長期的視点とともに、プロジェクト・マネジメントの重要性
- 相手国の持続的な実施体制構築の重要性
- 日本側の実施体制の構築の重要性
- 他ドナーの援助動向の注視と調整

17



4 法整備支援『課題別指針』 の検討

18

- 『課題別指針』とは、開発課題について、その主な概況や援助動向、アプローチや手法を整理した上で、JICA事業実施上の留意点や協力の方向性など、JICAが蓄積してきた経験及び知見を体系的に取りまとめたものであり、JICA事業計画の企画・立案及び案件の審査や実施の際に活用するもの。

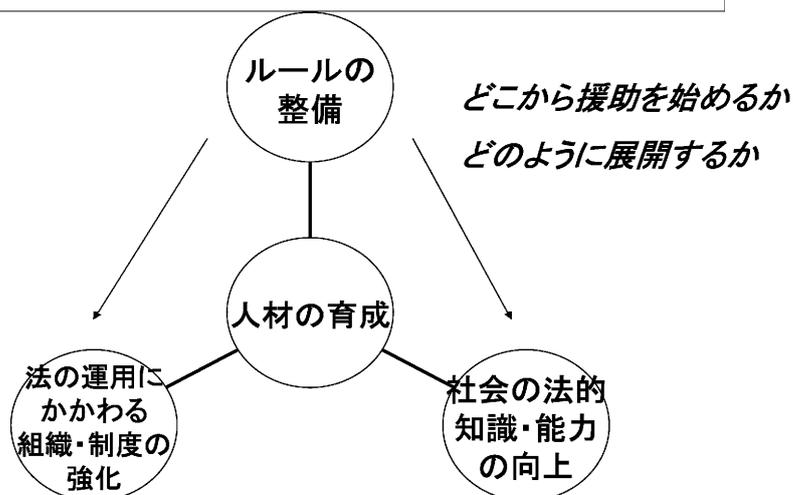
- (1) 法整備支援の現状と援助動向
- (2) 法整備支援の課題(対象領域と援助のメニュー)
- (3) JICAの協力の基本的方向性(意義とアプローチ)
- (4) 事業実施上の特徴と留意点
- (5) その他の留意点

課題別指針の考え方

<援助の対象領域と援助のメニュー>

- 1) ルールの整備
例: 憲法起草支援、個別法案起草支援、立法能力強化支援
- 2) 組織の整備
例: ルールを運用する機関の整備支援、紛争解決機関の整備支援、紛争解決機関の判断を実現する機関の整備支援
- 3) 人材の育成
例: 法律関係者の能力強化支援、法律関係者の養成支援、大学における法学教育に対する支援、法律分野における留学生の受入れ
- 4) 社会の法的知識・能力の向上
例: 司法へのアクセスを保障する制度の整備支援、市民の法意識の改革支援

jica 法整備支援の対象領域と援助のメニューについての考え方(案1)



課題別指針の考え方 ＜JICAの協力の方向性＞

- 法整備支援の意義（市場経済化、ガバナンス、法の支配など）
- 対象領域と援助メニューの選択 - 日本の比較優位性を踏まえて
- 退出戦略の検討

課題別指針の考え方 ＜業務実施上の留意点＞

- プロジェクト形成、実施、評価段階における留意点の整理
(相手国の状況の正確な把握)
(選択したアプローチにおけるプロジェクト目標対象、活動内容の明確化と認識の共有)
- 実施体制(相手国・日本側)、評価指標等

課題別指針の考え方 ＜その他の留意点＞

- 人材の確保
- 他機関との連携
- 情報の蓄積と共有

など

ご静聴ありがとうございました

日本弁護士連合会の国際司法支援活動の取組について

日本弁護士連合会国際交流委員会
国際司法支援センター
弁護士 矢吹 公敏

法整備支援は学問か実践か？： 法整備支援は開発と法という領域に属する学問的な側面と途上国の現場で支援活動を実施するという実践的な側面がある。相互の融合的に機能することが重要である。日弁連は、実践の主体の一つとしてその活動を進化させるように努める。

- ・ 実践（経験）のシステム化
 - ① コンテンツ（支援活動の内容）の充実
 - － 立法支援，法曹養成支援，司法システム構築支援など
 - ② 手法の充実
 - － より多くの法律家（人材バンク）が支援の専門家（養成トレーニング）として参加する仕組み作り
 - － ロジスティックス機能の充実
 - － マニュアル化の試み

NGOとしての日弁連： 日弁連はNGOとしてその使命に基づいて国際司法支援活動に従事する。国家同士のODAについては、可能な限り協力し効率的な支援活動ができるように活動する。

法整備支援の目的と理念： 我が国が、平和を維持し、専従と隷属、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めるために（日本国憲法前文）、司法の分野でも積極的な国際貢献が望まれている。

- ・ 日本国憲法前文の趣旨をどのように戦略的な活動に結びつけるかが課題である。国家の戦略とNGOの戦略は別個であってよい。国家は、相手国の政府との関係や他国との関係を考

慮した国家目的からの戦略作りを求められるが、NGOは独自の戦略を検討する（いずれも、最大の効率を上げる手法の構築）。

- ・ 司法制度改革審議会意見書にも法整備支援の推進が明記されている。
- ・ ODA大綱における司法の役割：
 - ① 「良い統治」（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力
 - ② 個々の人間に着目した人間の安全保障
 - ③ 平和構築の努力
 - ④ 政府開発援助の実施に当たっては、国際連合憲章（特に、主権、平等及び内政不干涉）を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断する。
 - ⑤ 開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払う。
- ・ 日弁連は、憲法前文と弁護士法1条の「社会正義の実現と基本的人権の尊重」を目標に戦略を構築する。①相手国の市民を中心にすえて、安心して暮らせる市民社会作りに貢献すること、②国際社会での人権の尊重を実現し平和を構築する活動に貢献することなどが挙げられる。

日弁連の法整備支援の組織と活動： 我が国の法律家が海外（特に、東アジア諸国）で法整備支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、10年にわたり活動してきた。対象国は、インドネシア、インドシナ3国、モンゴル、ウズベキスタン、中国などである。最近では、カンボディアの弁護士を約180人養成するプロジェクトを実施し、インドネシアではアチェの津波被害後の復興（調停制度の構築）に協力した。

- ・ 日弁連の法整備支援の組織
 - ① 国際交流委員会国際司法支援センター
 - －法整備支援の継続的取組み（研究活動、研修）
 - －事務局体制
 - ② 国際司法支援活動弁護士登録制度－現在約140名の弁護士が登録
 - ③ 国際協力活動基金
 - ④ 国際司法支援に関する研修会・連絡会
- ・ 日弁連の法整備支援の活動
 - (1) 海外での活動
 - ① アジア弁護士会会長会議 (POLA)
アジアの弁護士会の横断的な会議（年1回）。
 - ② カンボディア

カンボディア弁護士養成校で3年間に約180人の弁護士を養成(弁護士の倍増), 国際協力事業団(JICA)長期専門家3名派遣実績(現在1名派遣, 本年度2名追加派遣予定), 短期専門家30名以上派遣。IT・IP調査団の実施(経済産業省PT)。アジア法律扶助会議の実施(プノンペン)。

③ ベトナム

JICA長期専門家4名派遣実績(本年度1名派遣予定)。IT・IP調査団の実施(経済産業省PT)。

④ ラオス

JICA長期専門家1名派遣。IT・IP調査団の実施(経済産業省PT)。

⑤ ミャンマー

IT・IP調査団の実施(経済産業省PT)。

⑥ インドネシア

アチェの津波被害後の復興支援(調停制度の構築)活動。JICA長期専門家1名派遣(本年度1名派遣予定)。

⑦ モンゴル

モンゴル弁護士及び弁護士会の支援。JICA長期専門家2名派遣実績(現在1名派遣)。

⑧ 中国

中国企業法に関する助言プロジェクトに参加。

(2) 国内での活動ー本邦研修

① JICA本邦研修

多くの弁護士が講師として参加。日弁連での受入れ研修の実施。

② 海外技術者研修協会(AOTS)(経済産業省の関係団体)の本邦研修実施ーアジアから毎回研修生を受け入れ(毎年1回)

ー2005年「アジアの競争法」:11カ国から18名が参加。

ー2006年「国際仲裁」:11カ国から22名が参加。

法整備支援の今後のあり方:法整備支援は,各実施機関が情報交流を行い,連携して戦略的に取り組む必要がある。人材バンクとしての弁護士を活用し,民間でも参加できるように財務的な援助体制を構築する必要がある。東アジアで日本法を参考にしてもらうためには,日本法の英語訳化の更なる推進及び日本語による日本法の教育の両面を充実する必要がある。

(1) 法整備に関する国内情報交流の強化

- ・ 縦割りのODA予算の配分及びプロジェクト構築の改善
- ・ 関係省庁間の法整備に関する定期的情報交換会の開催

(2) 情報の蓄積及び発信

- ・ 法整備支援を実施する中心的組織の設立と情報の集約化
 - ・ 英文ホームページ等を利用した広報活動
 - ・ 国際会議への積極的な参加
 - ・ 戦後復興・平和構築の際の法整備支援という今日的な分野に関する積極的研究
- (3) 人材登用制度の充実－法整備活動に従事する弁護士の有効活用の検討
- ・ 任期付公務員制度の利用
 - ・ 資格を有する経験者に応じた給与制度の設定
 - ・ 国際機関からの法律分野の人材派遣要請及び登用情報の公開
 - ・ 法律実務家として弁護士を登用することが有効であるとの意識の改革
- (4) 財政的援助の充実
- ・ 法整備支援（ガバナンス全体）予算の拡充
 - ・ 資金提供機関の存在，活動，資金供与条件などの情報公開
 - ・ 寄付金に対する優遇税制など，民間からの資金の供給がし易い制度の構築
- (5) 日本法の国際化－法整備の現場で日本法に対する理解を得るための日本法の国際化を図るべきである。
- ・ 日本法の英語訳化プロジェクトの推進・強化
 - ・ 大学における英語及び日本語での教授コースと留学制度（資金援助を含む）の充実

以上

法整備支援に関する取組

平成19年1月19日

法務省

法務総合研究所

国際協力部

部長 稲葉一生

法整備支援の必要性

ODA大綱

基本方針

「良い統治に基づく自助努力を支援」
「人作り、法・制度構築整備に協力」

中期政策

「制度構築、法整備、人材育成を含めた
市場経済化支援」

「ガバナンス分野での政府の能力向上支援」

司法制度改革推進計画

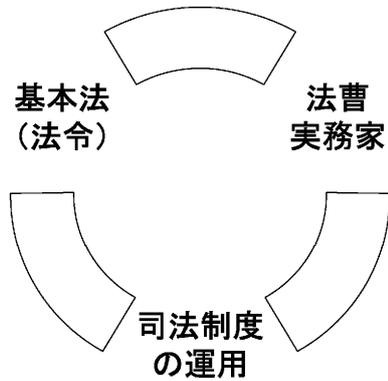
(2002年3月19日閣議決定)

国際化への対応

法整備支援の推進

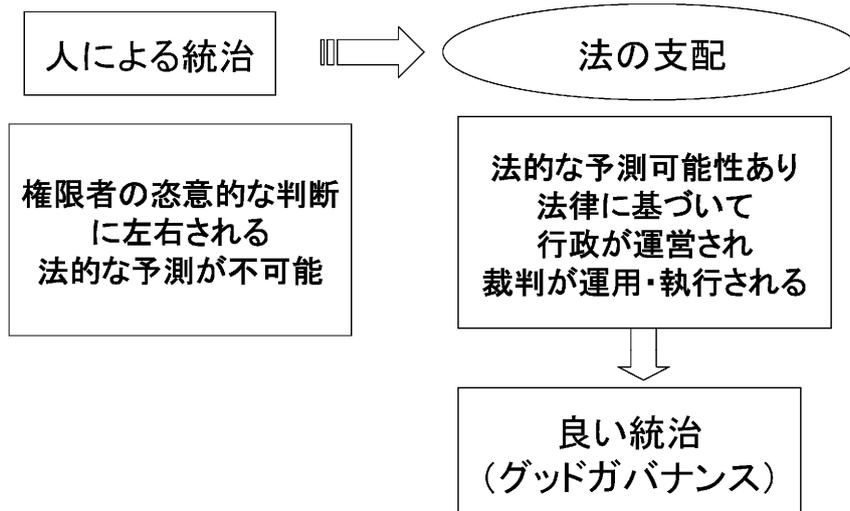
「発展途上国に対する
法整備支援を
引き続き推進する」

法務省による法整備支援とは



- ・ 基本法令の起草支援
- ・ 制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援（キャパシティ・ビルディング）
- ・ 法曹実務家の人材育成

法整備支援の目的



法務省の関与する法整備支援

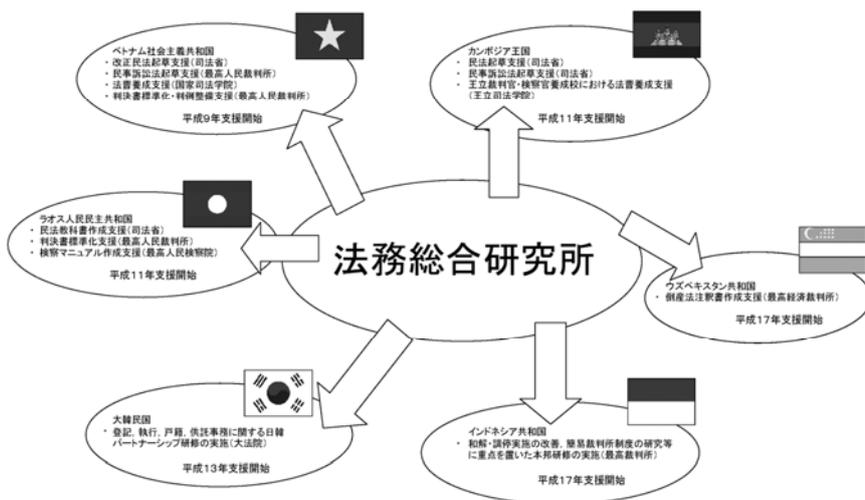
各種支援の基礎インフラ

基本法の整備

司法制度整備

法律家の
人材養成

我が国の法整備支援（法務省関係）



対ベトナム法整備支援

- 民法改正支援→H17改正民法公布
- 民事訴訟法起草支援、破産法改正支援
→H16民訴法・改正破産法公布
- 法曹養成支援
→国家司法学院カリキュラム・教材作成
検察院マニュアルの作成

対カンボジア法整備支援

- 民法起草支援→H15民法草案完成
H19成立見込み
- 民事訴訟法起草支援→H18民事訴訟法公布
附属法令起草
- 法曹養成支援 →司法官職養成学校
カリキュラム・教材作成
教官の訓練（育成）
模擬記録作成支援

対インドネシア法整備支援

◆和解・調停制度強化支援

- 問題点 司法の腐敗, 訴訟未済事件の多さ
- 和解・調停の利点 上訴なし→未済削減
民間調停人の活用・当事者合意
→汚職の機会抑止
簡易・迅速・安価な紛争解決制度

法整備支援の手法について

支援対象国の主体性・自主性の尊重
中長期的視点



自国の法制度を押し付けない。
相手国の担当者と研修や協議を通じて
信頼関係を構築しながら
相手国のニーズを十分踏まえ
真に実務が機能する司法制度の整備を支援

今後の課題

関係省庁の連携強化

情報の共有

支援内容の調整

法整備支援実施体制の強化

政府全体としての基本方針の策定
・統一的推進

中国における法整備プロジェクトの中間的総括

— 次期プロジェクトへの参考のために —

一橋大学大学院

国際企業戦略研究科教授 布井 千博

第1 出発点における基本的考え方

1 法制調和は経済統合のインフラ・ストラクチャー。

経済統合により直接投資が促進されると、法制度の不備がクローズアップされる。

事実上の経済統合が先行している現状では

相互理解 = 法制の相違とその背景を知る。

相互承認 = 重大な相違については溝を埋めつつ、許容範囲を大きくとって、相互間で相違を承認しあう。

調和 = すべての国が一定のスタンダードを満たすべく法制の調和を行う。

というステップを踏むべき。

2 会社法プロジェクトについては、特定の国家機関との協力を重視するのではなく、立法と施行の過程において最も重要な役割を果たす機関との協力関係を構築する。

商務部 窓口・調整・M&A法制・外資法

国务院法制弁公室 会社法草案起草

全人代法制工作委员会 会社法草案の審議

全人代財経委員会 会社法草案審議への協力・破産法の立法担当

最高人民法院 会社法に関する司法解釈

国家工商行政管理総局 会社登記

CF. ドイツのGTZは、全人代財経委員会と長年にわたり1対1のパートナー関係を築いてきたが、2004年からパートナーの多角化を模索し始めた。

3 会社法だけではなく周辺法も対象とする。

外資法

M&A法

証券法

破産法

国有資産法

会社法改正が実現するかは不確実。周辺法を含めることによるリスクヘッジ。

周辺法の整備に対する中国側及び日本側の需要も大きい。

結果的に、周辺法も対象としたため、中国側の需要に柔軟に応じることができた。

特に、会社の清算や破産法に関する研究会・セミナーの実施。M&A法制に関する訪日研修。

第2 会社法プロジェクトの内容

1 〔内容〕

別添資料参照。

2 〔評価〕

(1) 草案作成段階（国务院法制弁公室）

プロジェクトの開始は、草案時点では間に合わなかった。しかし、プロジェクト開始前に会社法の起草を担当した国务院法制弁公室の担当官を日本に招くことができたため、一定の寄与ができた。

(2) 草案審議段階（全人代）

草案審議の直前にプロジェクトは開始したが、実質的にプロジェクトが開始したのは、内部手続の遅延のため、全人代において第1回目の審議が終わった後になった。全人代とのパイプを十分に形成することができないままに、プロジェクトが始まった。

研究会には、全人代からの積極的な参加と議論があり、一定の成果はあった。

(3) 執行段階（最高人民法院・商務部・国家行政管理総局）

最高人民法院とは司法解釈の形成のために訪日研修と共同セミナーを開催した。最高人民法院の見解では、司法解釈は今後時間をかけて形成していく予定である。

商務部とは、会社法と外資法の関係やM&A法制などの面で、引き続き協力している。

第3 全体的評価

1 〔日本側〕

国家の最高機関がパートナーであったため、日中双方間の信頼関係を形成するために、一定の時間が必要であった。この信頼関係の醸成は、公式のプロジェクト説明の場では困難であり、具体的なプロジェクトの実施過程、とりわけ、研究会や訪日研修の場における相互の交流で形成された。信頼関係が形成されて初めて、会社法の立法や施行において抱える問題が明白になるという状況であった。中国における立法関係者や司法関係者との信頼関係の形成という面では、本プロジェクトは成果が上がったといえる。

法律情報の収集という面では、大学との協力関係が不可欠である。中国政法大学、人民大学、清華大学などの教授が本プロジェクトに関与しており、成果を上げた。

本プロジェクトにおける最大の課題は、日本側の実施体制にあった。特に、日本側のプロジェクト実施主体が不明確であった。JICA 中国事務所、企業法国内支援委員会、コンサルタントのそれぞれの役割分担が明確ではなく、プロジェクト実施についてどこが司令塔的な役割を果たすのか明確とはいえない状況であった。いわば、法整備については素人の集団が手探りで活動を開始したのである。法整備支援について専門知識を有する者が全体プロジェクトについてアドバイスを与えるとともに、プロジェクトの実施責任者を任命することが必要であった。

2 〔相手国側〕

本プロジェクトの窓口が商務部であったことは幸いであった。商務部が多くの国家機関と直接連絡を取り、研究会のアレンジや、訪日研修の派遣人員についての調整を行った。商務部の尽力がなければ本プロジェクトは進捗しなかったであろう。

各国家機関は、本プロジェクトに積極的に関与し、日本の知見を吸収することに熱心であった。また、本プロジェクトの実施に関する要望も積極的に寄せられた。中国側から提起された要望は、その後のプロジェクトの実施において非常に参考になった。

プロジェクトの進行については、中国の大学教授も積極的に関与した。大学教授が関与することにより、研究会などでの討論が活発になり、かつ、相互理解の深化と継続性が生み出された。

ただし、援助の現場でよく見られるように、プロジェクトの支援額を競うという傾向がある点は否めない。金額の多寡ではなく、プロジェクトの内容が重要であることを理解してもらう必要がある。

また、中国では、立法段階における秘密主義がみられるところであり、秘密草案の入手について様々な困難があった。草案の提供は、プロジェクト実施の最低限の条件とする必要がある。ただし、これは、相手側との信頼関係の問題でもあり、今後の課題である。

第4 若干の提言

法整備には、相互の信頼関係が必要条件である。しかし、信頼関係の形成には時間がかかる。対象諸機関との信頼関係の形成・維持を図るための仕組みが必要。信頼関係があれば、相手方からの要望にも適切に対処できる。

→相手側国家機関との継続的な関係維持のため、リエゾン・オフィスを設けるか、又は、専属のリエゾン・パーソンを任命する。この者がプロジェクトにおいて司令塔的な役割を果たす。

信頼関係の前提には、相互理解が不可欠。相手側が何を求めておりその背景は何かを理解する必要あり。

相互理解を伴わない性急な法制調和は破綻する。Stiglitz（コロンビア大学教授）が、「世界を不幸にしたグローバリズムの正体」で批判したように、IMF/世銀によるロシア・インドネシア支援は、相手国を理解せずに制度改革を迫ったため、大きな混乱を引き起こした。

→中国の政治・経済・法律の専門家（日本人または中国人）による助言組織の形成が有効。

実施過程においては、相手国側の積極的な関与を引き出す仕組みが必要である。国家最高機関を対象とする活動であるだけに、多忙な官僚を相手に、長時間の研究会を開催することは困難であった。その点で、立法過程に関与する大学関係者を取り込むことは、より詳細な知見の伝達という面で効果的ではないかと思う。日本法を詳細に知りたいという要望は非常に強い。

以上

JICA中国経済法・企業法整備プロジェクト概要

1. 背景

2001年12月のWTO加盟後、中国では経済自由化に向けた外国投資法や会社法、独占禁止法などの法制の制定と改正が緊急な課題となっている。また、中国は2010年をめどに社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、民法典や独禁法、破産法、会社法など、経済法・企業法分野における重要な法律の立法・改正作業が急ピッチで進められている。

日本は中国と法文化（法体系や言語等）が類似しているため、日本の経験や知見を参考に中国が立法・改正作業を進めていくことは効果的であるとの認識により、中国政府の要請を受け、2004年11月に法整備プロジェクトを立ち上げることに合意し、現在JICAがその実施機関としてプロジェクトを実施している。

2. プロジェクト活動内容と目標

本プロジェクトでは、会社法、独占禁止法、市場流通関連法を支援対象の法律とし、各法律の立法、適応、執行を支援する為、日本から中国への専門家派遣、中国での共同研究会の実施、また中国の実務者を日本に招聘して研修や調査を実施している。本プロジェクトは2004年11月にRDを締結し、以後3年間（2007年11月まで）実施される計画である。

プロジェクトの実施により、日本の知見を取り入れた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が中国にて促進され、国際ルールとの調和化が進展することを目標としている。

プロジェクト活動内容

項目	業務内容
研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の法律（細則やガイドラインなどを含む）に、日本の知見が生かされることと立法担当者の能力向上を主眼とし、法案の起草・運用に携わるキーマンをターゲットとして研究会を準備・開催する。 ・中国側行政機関の職員，立案部門，法律を運用する行政機関の職員，法曹関係者等と日本側専門家の20人程度で実施する。
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロジェクトの内容や意義を広く中国社会に知らせるために総括的なセミナーを行う。 ・カウンターパート機関と参与機関を中心に関係者100人程度を対象とする。
本邦研修	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の法律に関する理論的な研修を行うとともに、企業訪問等によって、法律が実際に運営される現場を確認する。法律の背景となる社会状況等に関して中国側の知見を深める。
情報収集・分析・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・三分野の研究会，セミナー，本邦研修に有用な情報を収集・分析する。 ・Webサイトを構築して広くプロジェクトの成果を報告する。 ・さまざまな情報の中から、時期に適したトピックをまとめ、メールニュースを発行する。

3. プロジェクト活動の成果

(1) 公司法の改正

1) 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- ① 投資・起業促進
- ② 会社の健全な経営（会社設立の規範化，コーポレートガバナンス）
- ③ 株主・債権者の合法的權益を保護する健全なメカニズム
- ④ 関連法（証券法，三資法，破産法，M&A関連法，国有資産管理法等）との法的整合性

2) 以下の点で会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。

- ① 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。
- ② 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。

3) 改正公司法の立法趣旨を踏まえ、紛争解決及び違反行為への対処する執行体制の整備が促進される。

(2) 独占禁止法の立法

1) 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- ① 市場の支配的地位の濫用の防止
- ② 過度の経済力集中につながる企業結合の防止

- ③ 価格法，不正競争防止法との調和
 - ④ 独占禁止法の執行体制の独立性
 - ⑤ 内資・外資の無差別な取扱い
- 2) 成果2-1の立法趣旨および以下の諸点を踏まえた執行体制が構築され，透明性が高く，公正かつ実効性のある運用が行われる。
- ① 独占禁止法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調
 - ② 独占禁止法適用除外範囲の極小化
 - ③ 法令及びガイドラインの策定と公開
- (3) 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

4. 日本側・中国側関係機関

サブプロジェクト	日本側関係機関	中国側関係機関
公司法	一橋大学, 名古屋大学	国務院法制弁公室, 商務部
独占禁止法	公正取引委員会	商務部 条約法律司
市場流通関連法	経済産業省	商務部 条約法律司

※ 日本側の業務調整の一部をJICAが(株)日本開発サービス(JDS)に委託して実施する。
中国側の業務調整は商務部条約法律司が実施する。

5. 実績(2006年10月まで)

(1) 公司法サブプロジェクト

	内容	期 間	参加者
第1回公司法立法本邦研修	国務院法制弁公室の公司法起草実務担当者に対する日本法を紹介する研修を実施した。	2004年9月10日～18日	7名
第1回公司法立法研究会	公司法改正草案に対する意見交換と今後の計画策定を実施した	2005年3月1日～2日	4名
第2回立法審議本邦研修	商務省法律条約司, 全人代財経委等からの参加者と改正草案に対する意見交換や日本法に関する研修を実施した。会社の設立・再編・清算, 株主代表訴訟, コーポレートガバナンス, 日本会社法の改正について講義, 企業訪問, 経団連, 日弁連訪問なども行った。	2005年3月27日～4月9日	10名
第2回中国公司法改正研究会	(1) 公司法と証券法の整合性 (2) 独立取締役, 監査役会ほか公司法修正の論点	2005年7月18日	21名
第3回中国公司法改正研究会	(1) 一人会社と法人格否認 (2) 資本制度	2005年9月2日	31名
第4回中国公司法改正研究会	(1) 公司法の論点 a. 中小株主保護, b. 関連当事者取引 (2) 公司法と三資法の整合性	2005年11月1日～3日	28名
第5回中国公司法改正研究会	(1) 日本の会社法現代化の意義(全人代法制工作委員会において法務省令の説明など) (2) 中国の改正公司法に関する意見交換(最高人民法院による司法解釈の説明など)	2005年12月19日	8名
第3回本邦研修	2005年10月27日に公布され, 2006年1月1日より施行される中国改正公司法の法解釈についての日本側有識者との意見交換, 及び関連する日本の会社法・周辺法の説明。	2006年1月17日～25日	10名
第1回改正公司法セミナー	日中公司法の改正 (1) 日本から見た中国公司法改正と日本会社法の進展 (2) 公司法改正の主要論点	2006年2月24日	140名
第1回公司法適用・執行セミナー	大連市において, 商務部, 遼寧省商務庁・国有資産管理委員会等の関係者を対象に, 日中会社法の施行をテーマとして実施した。	2006年7月24日	84名

第1回執行本邦研修	最高人民法院裁判官を対象として、最高人民法院が制定作業中の司法解釈と、関連する日本の判例をテーマとして実施した。	2006年8月27日～9月5日	10名
第2回公司法適用・執行セミナー	最高人民法院、清華大学と共催で、人民法院裁判官、研究者を対象に、会社法の司法解釈・執行をテーマとして開催した。	2006年10月14、15日	160名

(2) 独禁法サブプロジェクト

	内容	期間	参加者
第1回独占禁止法整備支援研修	日本における独占禁止法の立法や執行に関する研修を実施し、公正取引委員会、大学教授が独占禁止法の設立経緯、企業結合、カルテルなどに関する講義を行った。	2004年10月11日～11月6日	9名
第1回研究会	日本の競争政策（独占禁止法施行等）の経験に関する講義、独占禁止法立法に係る意見交換と、今後の協力内容の検討を実施した	2005年3月22日～24日	8名
第2回研究会	①カルテルの適用除外制度、②企業結合の申請手続き（制度の沿革、届出・審査基準の設定根拠）、③行政独占（地方性法規による事業規制法と競争法との関係）、④市場の支配的地位の濫用	2005年6月23日～24日	26名
第2回本邦研修	日本における独占禁止法の立法や執行に関する研修を実施し、公正取引委員会、大学教授が独占禁止法の設立経緯、企業結合、カルテルなどに関する講義を行った	2005年10月11日～11月6日	10名
第3回中国独禁法訪日特別研修	国務院における独禁法審議過程で重点課題となったテーマについて、中国のハイレベルな立法担当者と日本側執行担当者が質疑応答をする。	2005年11月27日～12月3日	6名
第3回研究会	日本の新独禁法の経緯と内容に関する日本側専門家による解説と質疑応答	2006年2月28日	24名
第4回研究会	競争政策と産業振興政策の関係をテーマとし、戦後日本の独占禁止法の運用状況と産業振興政策の関係について紹介する。	2006年8月18日	11名

(3) 市場流通関連法サブプロジェクト

	内容	期間	参加者
第1回研究会	専門家2名により、フランチャイズ、大規模小売店舗立地法に関する講義および質疑応答を実施した。	2005年3月16日～18日	19名
第1回本邦研修	大店法および大店立地法の問題点や運用状況、日本のフランチャイズ規制の基本方針などについて、行政担当者、業界団体、研究者との質疑応答および店舗見学を通して理解を深めた。	2005年8月3日～13日	10名
第2回本邦研修	中国側は、大店法に類似した「商業ネットワーク管理条例」の制定、「商業フランチャイズ管理弁法」の修正作業中である。また独禁法ガイドラインに類似する「商業零細交易管理弁法（仮称）」の制定を検討中であり、これら法案に関する日本側有識者、関連機関との意見交換。	2005年10月23日～29日	5名

第2回研究会	中国の商取引立法関連問題の議論（とりわけ大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為及び不当な販売促進行為に対する規制等）に関する独禁法的考察	2005年12月9日	19名
第3回本邦研修	中国側が制定準備中のファイナンスリース法を対象とし、経済産業省、業界団体、弁護士との質疑応答および企業訪問を通して理解を深めた。	2006年9月18日～9月26日	10名

6. 今年度の予定（2006年12月～2007年3月）

(1) 公司法サブプロジェクト

	内容	期 間
第1回適用・執行研究会	中国商務部が制定した「外国投資者による国内企業買収に関する規定」、証券管理監督委員会が制定した「上場会社買収規則」を対象として、M&A、三角合併、上場企業買収をテーマに実施する。	2006年12月18日
第2回公司法適用・執行本邦研修	主に商務部、証券管理監督委員会、国務院法制弁公室を対象として、公司法とM&A法制の整合性、外資による企業買収、株式交換による合併、外資による三角合併・買収などを含む会社の組織再編・変更などの問題について、事例・判例研究も含めて検討する	2007年1月30日～2月8日
第2回適用・執行研究会	工商総局を対象として、登記制度に関する検討を行う。	2007年3月

(2) 独禁法サブプロジェクト

	内容	期 間
中国独占禁止法立法・審議訪日特別研修	商務部、全人代常務委員会法制工作委員会、国務院法制弁公室等の法案の立法・審議担当者を対象として、競争政策と産業政策との関連をテーマにして実施する。	2006年12月3日～13日
第5回中国独占禁止法研究会	企業結合をテーマにして検討を行う	2007年1月29日

(3) 市場流通関連法サブプロジェクト

	内容	期 間
第3回研究会	ファイナンスリース草案に対する日本側専門家によるコメントと意見交換	2007年1月17日
第2回訪日研修	通信販売を規制する「無店舗販売管理弁法（仮称）」の制定に資するために、経産省、業界団体、企業からのヒアリングを行う。	2007年1月21日～30日

中国側参加者構成と人数

(公司法)

	所属先	職位	延べ人数	
第1回研究会	商務部条約法律司	処長 官員	1 1	
	國務院法制弁公室工業交通商事法制司	処長	1	
	中国政法大学民商經濟法学院	副院長・教授	1	
第2回研究会	商務部条約法律司	処長 幹部	1 1	
	商務部國際貿易經濟合作研究院外資研究部	主任	1	
	商務部國際貿易經濟合作研究院アジア太平洋研究センター		1	
	全人代常務委員会法制工作委员会經濟法室	処長 処級調研員 幹部	1 1 1	
	全人代財經委員会法案室	処長	1	
	國務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1	
	中国証券監督管理委員会法律部	副処長	1	
	商務部条約法律司	司長 処長 幹部	1 2 2	
第3回研究会	商務部國際貿易經濟合作研究院外資研究部	主任	1	
	商務部國際貿易經濟合作研究		1	
	全人代常務委員会法制工作委员会經濟法室	主任 処級調研員 処長 幹部	1 1 1 1	
	全人代財經委員会法案室	主任	1	
	國務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1	
	中国証券監督管理委員会法律部	副主任 副処長	1 1	
	中国人民銀行条約法律司	副司長 副処長 幹部	1 1 1	
	第4回研究会	商務部条約法律司	処長 幹部	2 2
		商務部政策研究室室	幹部	1
商務部外国投資管理司		幹部	2	
全人代常務委員会法制工作委员会經濟法室		処長	3	
全人代財經委員会法案室		幹部	2	
國務院法制弁公室工業交通商事法制司		幹部	1	
中国証券監督管理委員会法律部		処長	2	
中国人民銀行条約法律		幹部	2	
国有資産監督管理委員会		法規司	2	
中国銀行監督管理委員会			1	
第5回研究会	最高人民法院民事審判第二庭	庭長	1	
	最高人民法院 外事局		1	
	全人代常務委員会法制工作委员会經濟法室	処長 幹部	2 2	
第1回本邦研修	商務部条約法律司	係員	1	
	國務院法制弁公室	司長助理 処長 係員	1 3 2	

	所属先	職位	延べ人数
第2回本邦研修	商務部条約法律司	副主任科員	2
	全人代財政經濟委員会法案室	副主任	1
	全人代法制工作委員会經濟法室	主任科員	1
	国務院法制弁公室工交商事法制司	処長	1
		副処長	1
			1
	国家工商行政管理総局法規司	科員	1
	浙江省對外經濟貿易庁	副主任科員	1
	江西省對外經濟貿易庁	主任科員	1
雲南省商務庁	副処長クラス	1	
第3回本邦研修	国家工商行政管理総局		1
	国務院法制弁公室工業交通商事法制司		1
	商務部条約法律司		1
		副幹部	1
	最高人民法院民事審判第二庭	裁判官	1
	全人代常務委員会法制工作委員会經濟法室	幹部	1
	青海省商務庁	副処長	1
	天津市商務委員会法規処	処長	1
	寧夏商務庁政策法規処	処長	1
中国政法大学民商經濟法学院	副院長	1	
第1回セミナー	商務部条約法律司	司長	1
		処長	2
		副処長	1
		幹部	1
	商務部外国投資管理司製造業処	幹部	1
	商務部外国投資管理司	幹部	1
	全人代常務委員会法制工作委員会經濟法室	処級調研員	1
		処長	1
	最高人民法院民事審判第二庭	庭長	1
	全人代財經委員会法案室	幹部	
	中国証券監督管理委員会法律部	幹部	1
副主任		1	
国務院法制弁公室工業交通商事法制司	副主任	1	
上海市政府駐北京事務所	幹部	1	

(独禁法)

	所属先	職位	延べ人数	
第1回研究会	商務部条約法律司反独占調査弁公室	処長	1	
			1	
		調研員	1	
	全人代財政經濟委員會	全人代財政經濟委員會經濟法室	法学修士	1
		全人代財政經濟委員會調研室		1
		國務院法制弁公室工業交通商事法制司	副処長	1
		國家工商行政管理總局公平交易局反独占処	副処長	1
第2回研究会	商務部条約法律司	処長	2	
		幹部	2	
		副幹部	1	
	全人代財經委員會法案室	処長	1	
		幹部	2	
	全人代常務委員會法制工作委員會經濟法室	処級調研員	1	
		幹部	1	
	國務院法制弁公室工業交通商事法制司	副処長	1	
幹部		1		
國家工商行政管理總局法規司	処長	1		
國家工商行政管理總局公平取引局	助理調研員	1		
對外經濟貿易大学	教授	1		
中国政法大学民商經濟法学院	教授	1		
第3回研究会	商務部条約法律司	処長	1	
		処級調研員	1	
		幹部	1	
		副幹部	1	
	全人代常務委員會法制工作委員會經濟法室	副主任	1	
		幹部	2	
	全人代財經委員會法案室	幹部	1	
		國務院法制弁公室工交商事法制司	幹部	1
	國家工商總局公平取引局	副処長	1	
對外經濟貿易大学	教授	1		
對外經濟貿易大学	教授	1		
中国政法大学民商經濟法学院	教授	1		
第1回本邦研修	商務部条約法律司	副処長	1	
		官員	1	
	商務部國際經貿關係司	官員	1	
	全人代法制工作委員會經濟法室	処長	1	
	國務院法制弁公室工交商事法制司	副司長	1	
	國家工商行政管理總局法規司	官員	1	
	國家工商行政管理總局公平取引局	副処長	1	
	上海市對外經濟貿易委員會	官員	1	
遼寧省對外經濟貿易庁	副処長	1		
第2回本邦研修	商務部条約法律司	幹部	2	
	商務部外国投資管理司	幹部	1	
	全人代常務委員會法制工作委員會經濟法室	処級調研員	1	
	全人代財經委員會法案室	幹部	1	
	國務院法制弁公室工業交通商事法制司	幹部	1	
	國家工商行政管理總局公正取引局	副処長	1	
	吉林省商務庁	処長	1	
	河北省商務庁	処長	1	
広東省外經貿庁	処長	1		
第3回本邦研修	商務部条約法律司	司長	1	
		処長	1	
		副幹部	1	
	國務院法制弁公室工交商事法制司	副局長	1	
全人代常務委員會法制工作委員會經濟法室	副主任	1		
對外經濟貿易大学	教授	1		

(市場流通法)

	所属先	職位	延べ人数
第1回研究会	商務部条約法律司	巡視員	1
		副処長	1
		官員	6
		処長	1
	商務部市場建設司	処長	2
	商務部商業改革司	官員	1
	商務部外国投資管理司	官員	1
	商務部国際司	処長	1
	国务院法制办公室	処長	1
	首商城市规划研究院	院長	1
第2回研究会	商務部条約法律司	副処長	1
		幹部	4
		処級調研員	1
	商務部商業改革發展司	副処長	1
	商務部市場建設司	処長	1
	商務部市場運行調節司	処長	1
	全人代常務委員会法制工作委員会經濟法室	副主任	1
	全人代財経委員会法案室	幹部	1
	国务院法制办公室工業交通商事法制司	副処長 幹部	1 1
全国整頓和規範市場經濟秩序領導小組办公室 (全国市場經濟秩序の整頓・規範指導グループ 事務室 宣伝研修責任者)		1	
全国整頓和規範市場經濟秩序領導小組办公室 信用組	組長	1	
全国整頓和規範市場經濟秩序領導小組办公室	幹部	1	
中国商業連合会	処長	1	
中国チェーン式経営協会	会長	1	
北京大学 法学院	教授	1	
中国人民大学 商学院	助教授	1	
第1回本邦研修	商務部条約法律司	副処長	1
		副幹部	1
		幹部	1
	商務部市場運行調節司	調研員	1
	商務部市場体系建設司	係長	1
	商務部商業改革發展局	係長	1
	国务院法制办公室工交商事法制司	副処長	1
	遼寧省商業庁	紀檢組長	1
湖南省商務庁	処長	1	
四川省商務庁	処長	1	
第2回本邦研修	商務部条約法律司	巡視員	1
		副処長	1
		副幹部	1
商務部条約法律司市場建設司	処長	1	
国务院法制办公室工交商事法制司	処長	1	

講師発表テーマ（研究会、セミナー）

（公司法）

	講義名	講師名
第1回研究会	・ 改正公司法草案についての意見交換	布井千博 （一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）
第2回研究会	・ 中国における会社法と証券法との整合性問題について	陳甦 （中国社会科学院法学研究所副所長）
	・ 日本における会社法と証券取引法との整合性問題について	浜田道代 （JICA 専門家/名古屋大学法学研究科教授）
	・ 会社の内部監督メカニズム	趙旭東 （中国政法大学民商経済法学院副院長、教授）
	・ 独立取締役人材確保に関する法的思考	徐曉松 （中国政法大学民商経済法学院教授）
	・ 会社法と証券取引法 コーポレート・ガバナンスを中心として	布井千博 （JICA 専門家/一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）
第3回研究会	・ 我が国公司法は法人格否認の法理を定めなければならない	朱慈蘊 （清華大学法学院教授）
	・ 一人会社と法人格否認	江頭憲治郎 （JICA 専門家、東京大学教授）
	・ 中国公司法資本制度の改革	趙旭東 （中国政法大学民商経済法学院副院長教授）
	・ 日本における会社最低資本金制度の最新動向	周劍龍（独協大学教授）
	・ 授権資本制度に関する若干の考察	布井千博 （JICA 専門家 一橋大学教授）
第4回研究会	・ 改正公司法の三資企業法への適用問題について	馬宇馳（商務部条約法律司幹部）
	・ 外国投資企業法と会社法の関係	王保樹（清華大学法学院教授）
	・ 会社法の外商投資企業への適用問題について	射手矢好雄 （JICA 専門家、森・濱田松本法律事務所パートナー、弁護士、一橋大学法科大学院特任教授）
	・ 関連会社関連取引の法律責任	金劍鋒 （最高人民法院民事審判第二庭裁判官）
	・ 会社法の統一性及び外商投資企業法との整合	趙旭東 （中国政法大学・民商経済法学院副院長 商法研究所所長教授）
	・ 企業結合における株主保護 — 関連当事者取引（親子会社取引）等における株主保護 —	前田重行 （JICA 専門家、学習院大学法科大学院教授）
	・ 株式相互保有と関連当事者取引	布井千博 （JICA 専門家、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）
第5回研究会	・ 日本の会社法現代化の意義	相澤哲 （JICA 専門家、法務省大臣官房参事官）
	・ 中国の改正公司法の立法・審議への感想	相澤哲 （JICA 専門家、法務省大臣官房参事官）

	講義名	講師名
第6回研究会	・ 中国の清算法制度の概況	劉敏 (最高人民法院民事審判二庭裁判官)
	・ 外商投資企業の清算の問題について	李明 (商務部条約法律司)
	・ 中国新破産法立法の重要問題について	王欣新 (中国人民大学教授)
	・ 日本倒産法制の概要と特別清算手続の意義 - 特別清算の紹介において、他の破産制度 (民事再生、会社更生、破産) との比較分析 (例えば利便性、実際の利用度合い)	山本和彦 (一橋大学大学院法学研究科教授)
・ 日本とドイツの倒産法制の国際比較 (労働債権の保護を中心として) - 日本とドイツの倒産法制の比較分析 - 弁済順位における労働債権と担保債権の扱いに関し、日本とドイツのそれぞれの制度・運用等の比較	近藤隆司 (白鷗大学法学部法律学科助教授)	
第1回セミナー	・ 中国の会社法制定とその改正	王柏 (全人代常務委員会法制工作委員会経済法室処長)
	・ 日本から見た中国公司法改正と日本会社法の進展	相澤哲 (法務省大臣官房参事官)
	・ 中国新会社法に対する評価及び今後の課題	江平 (中国政法大学教授)
	・ 日本会社法改正の主要論点と中国公司法との相違	浜田道代 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
	・ 各論を始めるにあたって (主要論点を整理する) - 支配株主の責任、株主代表訴訟、法人格否認の法理、一人会社-	布井千博 (一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
	・ 中国のコーポレート・ガバナンスに関する制度・規則は、公司法改正によってどのように変化したのか (要綱)	王保樹 (清華大学法学院教授)
	・ 法人格否認の原則の司法適用について	石少侠 (中国検察官学院院長教授)
	・ 会社法の関連取引に対する法律規制 (摘要)	葉林 (中国人民大学法学院教授 中国商法研究会副会長)
・ 会社紛争案件訴訟における若干問題について	宋曉明 (最高人民法院民事審判第二庭庭長)	
・ 中国会社法改正と日本企業への影響	射手矢好雄 (森・濱田松本法律事務所パートナー、弁護士)	
・ 会社法の統一性及び外商投資企業法との整合	趙旭東 (中国政法大学・民商経済法学院副院長、商法研究所所長、教授)	
第2回セミナー	・ 日中会社法の新展開	細川充 (JICA 専門家/法務省民事局付検事)
		管曉峰 (中国政法大学・民商経済法学院商法研究所副所長、教授)
	・ 中国の新会社法の外商投資企業への適用	鮑治 (商務部条約法律司)
		射手矢好雄 (JICA 専門家/森・濱田松本法律事務所、パートナー、弁護士、一橋大学特任教授)

	講義名	講師名
第3回セミナー	・ 基調講演	黄建初 (全国人民代表大会法制工作委员会 会経済法室)
	・ 基調講演	森本滋 (JICA 専門家/京都大学大学院法学 研究科長)
	・ 基調講演	Thomas Raiser (フンボルト大学法学院)
	・ 基調講演	宋晓明 (最高人民法院民二庭)
	・ 基調講演	王保樹 (清華大学商法研究センター主任)
	・ 「持分の確認」論	石少侠 (国家検察官学院)
	・ 株主資格認定に関するいくつかの 問題の研究	周友蘇 (四川社会科学院法学所)
	・ 裁判実務における持分譲渡について のいくつかの問題	古錫麟 (広東省高級人民法院二庭庭長)
	・ 「株主資格の確認」論	劉俊海 (中国人民大学法学院)
	・ 会社設立における現物出資手続き 回避策の探求	高旭軍 (同濟大学法政学院)
	・ 法人格否認——世界共通の問題で あるのか?	Helmut Kohl (フランクフルト大学法学院)
	・ 会社法人格否認の法理	森本滋 (JICA 専門家/京都大学大学院法学 研究科長)
	・ 台湾の実務における法人格否認の運用	劉連煜 (台湾政治大学法学院)
	・ 韓国における法人格否認の適用事例	鄭璨亨 (高麗大学法学院)
	・ Application of Piercing the Corporate Veil	Angus Corbett (ニューサウスウェールズ大学法 学院)
	・ 会社法人格否認の適用についての考え	朱慈瀟 (清華大学法学院)
	・ 会社高級管理職員の責任	張勇健 (最高人民法院民二庭副庭長)
	・ “PRC Co Law Article 148”	Nicholas C. Howson (ミシガン大学法学院)
	・ “The French theory on fault inseparable from duties. What does this entail”	Alain Couret (パリ第一大学)
	・ “Some Comments on the Director Liability Provisions in the Company Law 2006 from a Dutch Perspective”	Loes Lennarts (グローニンゲン大学法学院)
	・ 支配株主の民事責任の法理基礎	王志誠 (台湾国立中正大学法学院財經法 律学系)
	・ “Litigation by Shareholders and Directors: An Empirical Study of the Australian Statutory Derivative Action”	Ian M Ramsay (メルボルン大学会社法証券法研 究センター主任)
	・ 取締役の責任と株主代表訴訟	関俊彦 (JICA 専門家/法政大学法科大学院)
・ 株主代表訴訟と二重代表訴訟	崔竣璇 (成均館大学校法科大学)	
・ 株主代表訴訟：アメリカ、日本、韓国の 経験を参考に——中国にとっての意味	Curtis Mihaupt (コロンビア大学法学院)	

	講義名	講師名
	・ 株主派生訴訟制度研究	金劍鋒 (最高人民法院民二庭審判長)
	・ “The Statutory Derivative Action in China”	黃輝 (サウスウェールズ大学法学院)
	・ コーポレートガバナンスにおける 裁判官の役割：韓国の経験	金建植 (国立ソウル大学法学院)
	・ 活動的株主による株主訴訟の利用に ついて	布井千博 (JICA 専門家/一橋大学国際企業戦 略研究科)
	・ 非営利組織主導による証券団体訴訟 ——論台湾投資者保護センター	王文宇 (台湾大学法律学院)
	・ 会社株主の利益配当請求権について の司法救済	王世華 (江蘇省高級人民法院民二庭副庭長)
	・ 関連取引規制の原則について	呉弘 (華東政法学院経済法学院)
	・ “Legal Control of Related Business”	李炯珪 (漢陽大学法科大学)
	・ 関連取引規制について	鄒碧華 (上海高級人民法院民二庭庭長)
	・ 会社の実質支配者認定の基準に 関する分析	朱炎生 (アモイ大学法学院)
	・ 関連取引に存在する問題と法的対策	郭峰 (中央財經大学法学院)
	・ 会社の任意清算と株主弁済承諾	葉林 (中国人民大学法学院)
	・ 日本会社法における会社解散の訴えに ついて	周劍龍 (JICA 専門家/獨協大学法科大学院)
	・ 会社解散、清算の訴えにおける法的問題	劉蘭芳 (北京高級人民法院民二庭庭長)
	・ 証券会社の信託管理、民事再生と破産問 題に関する分析	陸文山 (上海証券取引所法律部総監)
	・ 新会社法清算制度整備に関する考え	王欣新 (中国人民大学法学院)

(独占禁止法)

	講義名	講師名
第1回研究会	・ 独占禁止法 (執行機関) ・ 独占禁止法 (立法支援)	和田恭 (公正取引委員会官房国際課 課 長補佐) 酒井享平 (東京都立大学法学部・法科大学院 教授)
第2回研究会	・ カルテルの適用除外制度 ・ 企業結合 ・ 独禁法と業種別の監督・管理法との関係	酒井享平 (首都大学東京法科大学院教授) 岩成博夫 (公正取引委員会経済取引局企業 結合課上席企業結合調査官)
	・ 市場の支配的地位の濫用	土佐和生 (甲南大学法学部教授)
第3回研究会	・ 改正独占禁止法について ・ 不公正な取引方法について ・ 独占禁止法の執行と違反事業者の 法的責任	岩成博夫 (公正取引委員会事務総局経済取 引局総務課企画室長) 酒井享平 (首都大学東京都市教養学部法学 系・法科大学院教授) 村上政博 (一橋大学大学院国際企業戦略研 究科教授 (経営法務専攻長))

	講義名	講師名
第4回研究会	<ul style="list-style-type: none"> 戦後日本の独占禁止政策と産業政策の関係について－1960年代を中心として－（経済学者の立場から） 日本の独占禁止法の運用に現れる競争政策と産業政策との関係 	小西唯雄 （大阪学院大学経済学部教授・関西学院大学名誉教授） 酒井享平 （首都大学東京都市教養学部法学系・法科大学院教授）
	<ul style="list-style-type: none"> 競争政策と産業振興政策の関係についての主要な論点の整理 	酒井享平 （首都大学東京都市教養学部法学系・法科大学院教授）

(市場流通関連法)

	講義名	講師名
第1回研究会	<ul style="list-style-type: none"> 市場流通関連法（フランチャイズ） 市場流通関連法（大店立地法） 	石崎 隆 （経済産業省貿易経済協力局技術協力課 課長補佐） 渡辺 達朗 （専修大学商学部 教授）
第2回研究会	<ul style="list-style-type: none"> 商取引関連法（「小売業者の販売促進行為の管理弁法」および「小売業者と卸売業者の仕入れ取引の管理弁法」）の立法背景、立法目的及び主要内容に関する説明 商取引関連法ドラフトへのコメント（流通政策の観点から） 	張晨陽 （商務部条約法律司 副処長） 渡辺達朗 （JICA 専門家／専修大学商学部教授）
	<ul style="list-style-type: none"> 商取引関連法ドラフトへのコメント（独禁法の観点から） 	酒井享平 （JICA 専門家／首都大学東京都市教養学部法学系・法科大学院教授）

第8回法整備支援連絡会

アジア経済研究所の法整備支援に関する 取組について(調査・研究)

日本貿易振興機構
アジア経済研究所
小林昌之

1

アジア経済研究所の理念

- 日本における開発途上国研究の拠点として、世界への知的貢献をなすこと。
- そのために、
 - 地域に密着した知識を収集・蓄積
 - 開発途上国の実態と課題を解明
 - 開発途上国に対する深い理解を広く国内外に提供。
- 国際理解を深め、日本と国際社会との望ましい連携を促進するための知的基盤となる。

2

調査研究の3つのミッション

- 持続的な成長と発展
- 貧困削減
- 平和と安全

3

① 持続的な成長と発展に資する研究

- 持続的な成長と発展とは、経済が安定的に成長を続けるとともに、人々がより良い生活を送ることができるように経済社会の制度や構造が変化していくことを指す。
- 経済活動、法制度、人的資源、環境などをめぐる諸問題の研究に取り組む。

4

② 貧困削減に資する研究

- 貧困削減とは、生活における最低限の必要を満たしていない人々の数を減らし、彼らの生活水準を向上させること、さらには不平等を是正して公正な社会を実現することを指す。
- ミレニアム開発目標に代表される貧困と飢餓、教育、ジェンダー、保健、環境などの貧困問題の研究に取り組む。

5

③ 平和と安全に資する研究

- 平和と安全とは、武力を伴う紛争が起きていないだけでなく、国家間、国家、地域、さらには個人に至るまでの多様なレベルで安全が保障され、人権が侵害されていない状態を指す。
- 紛争問題、民族・宗教問題、国家の統治をめぐる諸問題、人間の安全保障などの研に取り組む。

6

開発途上国の法制度研究

- ミッション達成に向けて、調査研究課題を設定し、1～2年の研究会を実施。
- 現地主義(現地滞在、現地資料、現地語)に基づき、現地に根ざした基礎的総合的研究を行う。
 - 関係法令や判例集の収集・分析に基づく、当該国法の規範の意味内容の解明。
 - 法がその社会でどのように存在し、運用されているか、司法制度および個別法分野などの法制度の解明。
 - 法規範・法制度と法意識や実態との乖離の究明。
 - 法制度をめぐる問題点の摘出とその解決の方向の探求。

7

研究課題①

- 開発途上国の法制度研究を進める上では、以下の文脈に留意または焦点を当てて研究：
 - 法制度の発展の基底には、当該国の経済発展の状況や固有の社会・文化のあり方などが存在すること(内的要因)。
 - 法改革は、グローバリゼーションや国際社会の動向などの影響も受けながら進行していること(外的要因)。

8

研究課題②

- 経済のグローバル化、体制移行、地域協力、開発援助などの文脈における開発途上国の法制度の分析。
- 環境、消費者、労働など国内的国際的な社会問題の究明。
- 開発途上国における民主化、人権、法の支配。
- 開発過程における法の役割の解明。

9

平成16－17年度

「開発途上国における経済法制改革とグローバル化」①

- 開発途上国の経済法制に対する影響力を強めている国際的なルール・規範形成の特徴とその変化を分析。
- 仮説：
 - ① 開発途上国の経済法制改革における国際的なルール・規範の影響が、1990年代以降においてより顕著であること。その背景として、
 - ② 国際的なルール・規範の形成が開発途上国をより広く包摂する方向に進んでいること。
 - ③ 開発途上国側でもかかるルール・規範に対してより積極的な対応を取る傾向が強まっていること。

10

平成16-17年度

「開発途上国における経済法制改革とグローバル化」②

- 経済活動に関係する法分野を選び、その分野における国際ルール・規範形成の特徴とその変化や、それらの開発途上国の経済法制に対する影響について分析。
 - 知的財産権、競争法、契約法、仲裁法、マネーロンダリング規制、企業統治、海賊規制等
 - WTO、ワシントン・コンセンサス等

11

平成16-17年度

「開発途上国における経済法制改革とグローバル化」③

- 各分野で形成された国際的・地域的なフォーラムへの開発途上国の参加が進みつつある。
- 開発途上国の制度の脆弱性は正がルール形成における重要な課題となっている。
- 条約のほか非拘束的文書が各国の法制に影響を与えている。

12

平成16-17年度

「アジア諸国の環境アセスメント制度と その課題」①

- アジア諸国で導入されつつある環境アセスメント制度の実態を明らかにし、直面している問題の分析をとおして、制度構築に貢献。
- ①環境アセスメントの基本的仕組みについての国別の調査(10カ国・地域):
法令上の根拠、制度的枠組み、行政機関の権限、対象事業の範囲、手続きの流れ、公衆参加等。
- ②環境アセスメントの基本的課題に関する調査:
(1)国際社会における環境アセスメントの実施・展開とアジア諸国への影響;(2)アジア諸国内における環境アセスメントの状況とその課題;(3)日本のアジア諸国への開発援助と環境社会配慮。

13

平成16-17年度

「アジア諸国の環境アセスメント制度と その課題」②

- 先進国では環境アセスメントを考える場合、民主性と科学性に重点をおいて理解するが、途上国ではこの2つの条件だけでは機能しない。
- 環境アセスメントに求められているのは断片的な機能ではなく、総合的な環境管理の機能である。したがって、環境アセスメントを実質化するためには、途上国の行政能力や法制度の執行能力の向上を加えて検討する必要がある。
- 民主性、科学性、ガバナンス能力の3つの条件が、途上国における環境アセスメントの制度的発展を支える上での重要な要素。これらの有効な組み合わせの上に、効率的かつ効果的な環境管理が実施できる。

14

平成18年度

「法と開発」基礎研究

- 「法と開発」と呼ばれる学問領域は多様で、比較法学的アプローチによる開発途上国の法制度研究、社会学や経済学との学際的研究、個別の法分野における法政策研究など多岐にわたる。
- 通底するものは、法学者が開発という分野において何が出来るかを問うこと。
- 研究会では、経済発展と法や法の支配など「法と開発」にかかわる諸理論、援助実務の基盤となっている理論的背景および実態のサーベイなどをとらえて、「法と開発」研究の方法論および今後の研究課題を探る。

15

平成17-18年度

「開発問題と福祉問題の相互接近 — 障害を中心に」

- 「障害者の司法へのアクセス—中国の障害者法律扶助制度」(論文)
- 障害者: 総人口の10%(約5億人); 80%が開発途上国に居住; 貧困人口の17%。
- 「開発と障害」: 開発過程に障害者がその主体的な一員として関わる視点での開発アプローチ。エンパワメントとメインストリーミングという複線的アプローチでの取り組み。
- 開発におけるイマージング・イシューとして、経済学、法学、社会学、および当事者から見た実態およびその課題を分析。

16

「障害者の司法へのアクセス －中国の障害者法律扶助制度」

- 「開発と障害」における、法や司法の役割を検討。
- 「障害者の完全参加と機会均等」を理念に、
 - 差別禁止、権利実現のための実定法の整備
 - 実効性あるものとするための手続きと諸制度
- 開発途上国では障害者が司法へアクセスすることが困難であり、その保障が課題となっている。
- 司法へのアクセスを実現する手段として、法律扶助制度があるが、障害者の司法へのアクセスを保障するものとなっているか。
- 中国の障害者法律扶助制度の実態とその課題を分析。

17

各機関の法整備支援活動 の現状等に関する アンケート結果報告

法務省 法務総合研究所
国際協力部
教官 田中嘉寿子

現状 1 政府・各省庁

- JICA 技術協力プロジェクト等の枠組で各種法整備・人材育成等
- 日本貿易振興会アジア経済研究所 調査研究等
- 公正取引委員会 独禁法等の研修等
- 内閣法制局 H17年度JICAモンゴル法令立案基礎技能育成のための指導者育成研修での見学受入・講義等

現状 2 法曹関係

- 最高裁判所 裁判官をベトナム長期専門家派遣, 短期専門家派遣, 国内共同研究会への委員参加, 裁判所の見学受入等
- 日本弁護士連合会 カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト, アチ被災民のための遠隔セミナー等
- 日本・カンボジア法律家の会 カンボジア弁護士会・王立法経大学等に対する法学教育支援

現状 3 大学・学術機関

- 東京大学 大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム インドにおける商事紛争処理に関する研修への講師派遣
- 慶應義塾大学 大学院法務研究科 開発法学(法整備支援論), 開発法学WSプログラムを開講。各教員がJICAカンボジア/ラオス法整備支援プロジェクトに参加
- 早稲田大学 比較法研究所 法整備支援の基礎理論の継続的研究・講演会
- 名古屋大学 法政国際教育協力研究センター(CALE) JICAウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトへの協力等
- 神戸大学 国際協力研究科で国際法・開発法学プログラム開講
- 山口大学 経済学部経済法学科 留学生受入
- 九州大学 大学院法学研究院 タイ司法省環境部裁判官研修プロジェクト, YLP等での留学生受入

現状 4 民間

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済・社会政策部
ベトナム競争法施行に係るキャパシティ・ビルディング計
画支援調査(公正取引委員会等と協力)ほか
- (株)日本開発サービス JICA中国経済法・企業法整
備プロジェクト(業務実施コンサルタント)
- (株)パデコ JICAアチエ被災民のための調停遠隔セ
ミナー(業務実施コンサルタント)
- (株)CDCインターナショナル JICAラオス法制度整備プロジェ
クト(業務調整長期専門家派遣), JICAカンボジア終
了時評価調査団参加(評価コンサルタント)

各機関の支援方針 1

- JICA ODA大綱
- 日弁連 「基本的人権擁護」, 「弁護士会との連
携」等
- 日・カ法律家の会 「NGOでできる範囲」, 「市民
感覚」
- アジア経済研究所 「現地主義」(現地に根ざし
た基礎的総合的研究を行う。)

各機関の支援方針 2

- 早稲田大学 「双方向主義」→日本法自体のアイデンティティ解明
- 東京大学 「人間の安全保障」
- 慶應義塾大学 「国際平和への寄与, 国家安全保障の確保」
- 三菱UFJ 学者・政府職員では提供し難い模擬審査や市場調査指導等法の履行を確保する支援を提供していく。
- (株)CDCインターナショナル 対象国の法制度・文化に関する理解を有しながら業務調整や評価分析等の側面支援をしていく。

指摘された問題点 1

- 人材 法整備支援の人材不足, 供給が不安定
人材バンクとして弁護士の活用が必要(日弁連)
- 予算 弁護士の参加には財政的援助体制構築が必要
(日弁連)
関与する個人の善意に頼りすぎ(日カ法律家の会)
- 成果 費やし資金(国税)・労力に見合う成果があるか?
(日カ法律家の会)
- 言語 日本法の英訳化の一層の促進が必要(日弁連)
日本語による日本法の教育の充実(日弁連)
- 情報 支援機関の相互交流・連携・統合性が必要(日弁連, 慶大, 早大等), 省庁間の横断的連携が必要(特に経済産業省と)(山口大学)

指摘された問題点 2

- 範囲 経済開発分野のみならず, 社会開発分野 (労働, 教育等) への拡大が必要 (アジ研)
- 手法 相手国の社会経済文化調査を踏まえた
テーラーメイドの支援が必要 (アジ研)
- 広報 相手国市民・他ドナーへの広報不足 (日・カ法律家の会)
- 展望 大学による長期的展望の必要性 (東大)
- 機会 実施機関が特定の大学・機関に偏重し, 全国的事業となっていない (早大)

主な関係機関一覧 1

- 最高裁判所 (<http://www.courts.go.jp>)
- 日本弁護士連合会
(<http://www.nichibenren.or.jp>)
- JICA (<http://www.jica.or.id>)
- アジア経済研究所 (<http://www.ida.go.jp>)
- (財)国際民商事法センター
(<http://www.ida.go.jp>)
- 日本ローエイシア友好協会
- 日本・カンボジア法律家の会

主な関係機関一覧 2

- 東京大学大学院総合文化研究科
(<http://www.human-security.c.u-tokyo.ac.jp>)
- 慶應義塾大学大学院法務研究科
(<http://www.keio.ac.jp>)
- 早稲田大学比較法研究所
(<http://www.waseda.jp/hiken/index-j.html>)
- 九州大学大学院法学研究院
(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/>)
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
(<http://www.murc.jp>)
- (株)日本開発サービス (<http://www.jds21.com>)
- (株)CDCインターナショナル

来年度の法整備支援連絡会

- 日程 平成20年1月18日(金)
- 場所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成19年1月19日現在

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他
1992	総司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	森島昭夫教授(当時名古屋大学)が文化交渉プロジェクトで視察訪問し、日本民法紹介						
1994	法務省で越司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催					
1995	上記本邦研修継続	法務省・最高検・日弁連合同で本邦研修開始(年1回) 上記本邦研修継続					
1996	・上記本邦研修継続 ・1996.3～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	上記本邦研修継続					・財団法人国民商法センター(ICCLC)設立 ・ICCLC が日中民商法シンポジウム開始(年1回) ・ICCLC が国民商法シンポジウムを2回開催 ・法務省で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1997	・JICA フェーズ1開始(3年間) 【本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回) ・越司法省に長期専門家1名(弁護士)を派遣(JICA)】	上記本邦研修継続					・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 ・国民商法シンポジウム(制度法制)開催 ・ICCLC が日中民商法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1998	前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICA、カンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法、民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所技術アドバイザーからの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士)を実施				・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 ・モンゴル不動産登記庁の講習員に対し、登記セミナーを開催(JICA 短期専門家は司法書士他)
1999	・前年と同様 ＜ヘノイにて国民商法セミナー開催(の備後)＞開始(3年間) 【越司法省に共同研究員1名を派遣 ・法務省共同研究員1名を派遣 ・対等機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・越司法省に長期専門家3名(JICA、法務省、日弁連)】	JICA フェーズ1開始 カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 上記本邦研修継続 日本、現地でワークショップを開催	前年と同様				・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 ・ICCLC がベトナムにて、国民商法シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2000	・JICA フェーズ2継続 【現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・越司法省に長期専門家3名 ・民法改正共同研究会開始	・JICA フェーズ1継続 本邦研修も併せて実施 心(年2回) ・日弁連が司法制度調査団を派遣 連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法制度調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がイノベーション振興基金を派遣 ・JETRO 等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大企業と交流協定 ・カンボジア現地セミナーを開催	・法務省がADB と共催でフォービシン開催 ・法務省で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)	・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 ・法務省支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・JICA フェーズ2継続 ・越司法省に長期専門家4名(上記3名に加えて最高検から1名) ・JICA フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA フェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 小規模開発)プロジェクトを開始 ・日弁連が非国連国連教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお、これは、カンボジア弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民商法シンポジウムと刑事法セミナーの2回開催とするにとともに、民商法セミナーをシリーズ化	・JICA 調査団派遣	・JICA 調査団派遣	・モンゴル法整備支援準備調査 ・法務省が日本、モンゴル司法制度比較セミナーを実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援 ・法務省で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)	・法務省に国際協力新設、同部が大阪へ移転 ・ADB 会議(イリビシ)出席 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・ICCLC が日中民商法シンポジウム開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国民商法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)

～ 特 集 ～

カンボジア王国司法大臣招へい

国際協力部教官

田中 嘉寿子

はじめに

平成19年1月、法務省は、カンボジア王国アン・ヴォンワッタナ司法大臣を招へいしました。ここでは、招へいの趣旨及び日程、法務大臣への表敬の模様などを紹介させていただきます。なお、同大臣の法整備支援連絡会での御講演につきましては、本号の同連絡会特集を御覧ください。

第1 招へい専門家

- 1 カンボジア王国司法大臣アン・ヴォンワッタナ
(H. E. Ang Vong Vathana, Minister of Justice)
- 2 随行
同司法省次官ヒー・ソピア(H. E. Hy Sophea : Secretary of State, MOJ)
同省大臣官房副長官ブンヤイ・ナリン(Mr. Bunyay Narin : Deputy Chief of Cabinet, MOJ)

第2 招へい日程

平成19年1月18日(木)～25日(木) 8日間

当部が開催した第8回法整備支援連絡会で講演された後、長勢甚遠法務大臣、大林宏事務次官、但木敬一検事総長、宮原賢次財団法人国際民商事法センター会長、原田明夫同理事長、今井功最高裁判所判事、麻生太郎外務大臣、平山正剛日本弁護士連合会会長、国際協力機構本部など同国への法整備支援関係各機関の代表に表敬訪問されたほか、同国支援関係者との意見交換、カンボジア民事執行制度の在り方に関する民事訴訟法作業部会との意見交換、民事執行センター見学など、関係機関を精力的に訪問・視察されました。日程の詳細は別添日程表を参照ください。

第3 招へい趣旨

カンボジア王国は、1991年パリ和平協定以後、内戦時代に崩壊した司法制度の構築のため、各国の支援を受けているところ、日本政府は、同国からの要請を受け、平成8年以来支援を始め、平成11年、同国に対し、政府開発援助(ODA)の一環である技術協力事業として、独立行政法人国際協力機構(JICA)を実施機関として民法及び民事訴訟法の起草支援プロジェクトを開始し、法務省も、両法の作業部会に委員を派遣するとともに、同国の起草担当者に対する本邦研修を実施するなどしてこれに協力してきました。その結果、民事訴訟法は平成18年7月に公布され、民法もカンボジア閣僚評議会での審議を終え、平成19年には成立する見込みです。

また、平成17年から、同国の王立司法官職養成校(新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関。)からの支援要請を受け、民事科目についてのカリキュラム策定、教材作成等に関する支援を行う法曹養成プロジェクトを実施し、法務省は、国際協力部教官をJICA長期専門家として同校に派遣し、同校の教官候補生、司法省若手職員、弁護士で構成する模擬記録作成ワーキング・グループに対する本邦研修を実施するなどの協力を行っています。

このように、カンボジア法整備支援は、民事訴訟制度の根幹をなす重要な法律の起草

支援がほぼ終了し、今後は、これを普及し、適切に運用するための制度整備や人材育成が重要となるという節目を迎えています。

法整備支援連絡会は、より効果的な支援手法を模索している関係各機関における情報交換の場ではありますが、プロジェクトの成功要因や問題点についてカンボジア側から報告してもらうことにより、今後の法整備支援活動の在り方を検討する好個の参考となると思われました。また、アン・ヴォンワッタナ司法大臣は、民事訴訟法の適用準備として民事執行制度を整備するため、日本の民事執行制度を視察して参考にしたいとの強い希望を表明しておられたこともあり、同大臣を招へいして法整備支援連絡会で講演をしていただくとともに意見交換等を行うこととしたものです。

第4 記念出版物

カンボジア民事訴訟法は、在カンボジア司法省内のプロジェクト・オフィスにおいて、クメール語版計7,000冊を印刷して配布中であるところ、同国内外の多方面の支援関係者からは英訳版のニーズも高かったことから、当部において英訳し、また、同作業部会において同法の附属法案及び同法の要説（教科書）をも起草していたことから、同法の今後の更なる普及活動及び附属法案の速やかな立法化の一助とすべく、同法、附属法案及び要説の日本語版及び英訳版をまとめ、平成19年1月、当部から「**カンボジア王国民事訴訟法、同附属法案集（各逐条解説付）、民事訴訟法要説**」として発行し、主として日本語版を法整備支援連絡会及び関係機関へ、英語版500冊をカンボジア現地で関係機関に配布しました。

第5 法務大臣表敬

1 日時・場所 平成19年1月22日午前10時～10時25分、法務大臣室

2 進行

- (1) 法総研所長による司法大臣一行紹介
- (2) 長勢法務大臣あいさつ
- (3) ワッタナ司法大臣あいさつ
- (4) 懇談
- (5) 長勢大臣から法令集英語版の贈呈
- (6) ワッタナ司法大臣から記念品贈呈

3 長勢甚遠法務大臣 あいさつ内容

カンボジア王国アン・ヴォンワッタナ司法大臣閣下、本日はようこそ法務省へいらっしゃいました、心から歓迎申し上げます。アン・ヴォンワッタナ司法大臣御一行を当省にお迎えすることができ、誠に光栄に存じます。

貴省と当省は、1996年（平成8年）以来、毎年人的な交流を続けており、特に、当省の法務総合研究所が実施する国別研修等には、貴省職員も含め貴国からこれまで延べ150名余の司法関係者に参加していただいております。

現在貴省におかれましては、我が国が支援し、昨年成立した民事訴訟法及び、国会審議を控えた民法を始め、各種法整備や人材育成などの司法制度改革に取り組んでおられるとお聞きしております。

当省といたしましても、独立行政法人国際協力機構(JICA)を始めとする関係諸機関と連携を図りつつ、今後とも貴省への協力を続けてまいりたいと考えております。

また、我が国が支援してまいりました貴国の新民事訴訟法とその附属法案や教科書を一冊にまとめた法令集の英訳版を当省が発行いたしましたので、後ほど当省を代表して

大臣閣下に御贈呈したいと思えます。今後の新民事訴訟法の普及活動などにお役立ていただきたく存じます。

法務総合研究所からも、本年2月には新民事訴訟法の運用に関する研修を実施する予定と聞いておりますが、私どもの活動が、貴国の司法制度改革、ひいては、社会・経済の更なる進展に寄与できるものとなることを期待しております。

大臣閣下の今回の御訪問が、実り多いものとなること、そして、貴国と我が国の司法・法務分野での友好協力関係の発展を心から願っております。

4 ワッタナ司法大臣 あいさつ内容

カンボジアは、日本による法整備支援を長年受け、重要法案である民事訴訟法を制定できて非常に嬉しく思っています。カンボジアでは、クメール・ルージュ時代に法令を廃止したため、司法制度の構築が国家の重要課題です。

民法・民事訴訟法は、人々の生活にかかわる基本中の基本法です。

2つの大きな法案につき、日本は最初から非常にきめ細かい支援をしてくださいました。この機会をお借りして法務省・日本政府に民事訴訟法が昨年制定された御報告と感謝を表します。

民事訴訟法が成立した後の我々の課題は、普及と適用のための人材育成です。

そのための人材育成（新たな世代の法律家の育成）への我々の努力を日本にも御支援いただきたく思っています。

今回、このような機会を設けていただき、改めて感謝いたします。

今後の日本カンボジアの協力関係のますますの促進を祈念しています。

今回同行しているヒー・ソピア次官は、法案起草の責任者です。カンボジア民事訴訟法作業部会には、法務総合研究所教官も御参加いただき、ありがとうございました。



平成19年1月22日法務大臣室にて

(向かって左：長勢法務大臣，右：アン・ヴォンワッタナ司法大臣)

カンボジア王国司法大臣招へい日程表

月日	曜日	内 容						
1 / 木 18	来日						16:30～ ICD訪問, 日程ブリーフィング, 会議室下見 国際協力部	18:00～18:30 所長表敬 国際協力部長室
1 / 金 19	9:40～10:00 大阪高等検察庁 検事長・次席検事 表敬	10:20～11:00 法整備支援連絡会講 演者との打合せ	11:00～18:00 法整備支援連絡会 国際会議室					
1 / 土 20	休 日							
1 / 日 21	大 阪 から 東 京 へ 移 動							
1 / 月 22	10:00～10:30 法務大臣表敬 法務省	10:35-11:00 法務省表敬 (事務次官, 官房長, 民事局長, 司法法制 部長)	11:05～11:30 検事総長表敬 最高検	11:40～12:00 記者インタ ビュー 法務省19階記者 会見室	12:00～12:30 法総研所長室訪問 赤レンガ	14:30～15:00 財団表敬 新霞ヶ関ビル 灘尾ホール	15:00～17:30 財団法人国際民事法センター 設立10周年記念行事 講演 新霞ヶ関ビル 灘尾ホール	
1 / 火 23	9:30～10:30 最高裁判所表敬, 見学 最高裁	外務省表敬 外務省		12:00～13:30 外務副大臣との意見 交換会 外務省麻布台別館	14:00～15:30 カンボジア法整備支援関係者との意見交 換会 法曹会館「富士の間」	16:00～17:30 カンボジア民事執行制 度の在り方についての 意見交換会 法曹会館「梅の間」	17:30～18:30 奥野政務官と会談 法曹会館「松の間」	
1 / 水 24	10:00～10:50 日本弁護士連合会表敬 日弁連	11:30～12:00 JICA表敬 JICA本部			14:00～17:00 民事執行センター見学・ブリーフィング 東京地方裁判所民事執行センター(目黒区)			
1 / 木 25	離日							



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

マルチリンガル気取り

日本に生まれ育った人で日本語がわからないという人は稀だと思われませんが、タシュケントでは、国語である「ウズベク語は話せません」というウズベキスタンの人は少なくありません。ロシア人、朝鮮人がその例ですが、ウズベク人でも、特に、20代後半以降は、ウズベク語よりもロシア語の方が得意だという人がいます。ソ連時代にはウズベキスタンでもロシア語が広く公的言語とされ、非ウズベク人だけではなくウズベク人もロシア語で教育を受けていたからです。タシュケントにいる30歳前後より上のウズベク人は、ロシア語とウズベク語を同程度に操り、彼らの会話は、単語ないし一文単位で両言語が混ざっています。これを聞いていると、言語というものが意思を伝える手段にすぎないことを痛感します。私の場合、英語とロシア語が両方とも不得意ゆえに混ぜて話さざるを得ないというのが実情ではありますが、ウズベク人にならって言いたいことが伝われば良いと聞き直っています。

(J I C A ウズベキスタン長期派遣専門家 松嶋 希会)

～ 国際研修 ～

第2回カンボジア法曹養成支援研修

東京地方裁判所判事
(前国際協力部教官)

関根 澄子

1 はじめに

国際協力部では、2007年2月19日から3月2日までの間、カンボジアからの研修員16名に対し、第2回法曹養成支援研修を実施した(研修日程は資料1:日程表,研修員は資料2:研修員名簿のとおり)。

本稿では、この研修の概要を御紹介する。カンボジア法曹養成支援の現状や今後の課題について、御参考になれば幸いである。

2 研修実施の背景

既に本誌でも度々紹介してきたとおり¹、我が国は、カンボジアからの要請を受け、JICAの技術協力プロジェクトの枠組みの下、2005年11月から、同国の王立司法学院(RAJP)をカウンターパートとして、同学院傘下の王立司法官職養成校(RSJP)の新規裁判官・検察官養成過程における民事裁判教育改善プロジェクトを実施している。

国際協力部は、プロジェクトが正式に開始する以前の準備フェーズの段階から、教官を順次派遣して教材作成やカリキュラム策定等を支援してきたが、2006年2月からは、同プロジェクトの長期専門家(法曹養成アドバイザー)として柴田紀子教官を派遣し、同専門家がRSJPの講義に関する助言指導等の活動を行っている。また、2005年5月には、法曹養成やカンボジアの法律に造けいの深い元・現裁判官、弁護士等をメンバーとするカンボジア法曹養成研究会(日本側研究会)が発足し、現地での活動方針や助言指導の内容等につき検討していく体制が整備された。

このプロジェクトでは、法曹養成のノウハウそのものをカンボジアに移転するため、カンボジア側にRSJP教官やRSJP幹部からなるワーキング・グループを結成し、このワーキング・グループメンバーが主体的に教材作成等の作業を行うことを基本方針とした。ところが、実際にワーキング・グループメンバー(その多くは日本が起草を支援してきた民法・民事訴訟法のカンボジア側起草メンバーでもある。)の作成した教材等には、誤解ないし理解が不十分と思われる点が見られ、彼らが民法・民事訴訟法に基づく実務の在り方を具体的にイメージすることに困難を覚えていることが明らかになった。新しい法律に基づく

¹ 三澤あずみ「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」(ICD NEWS18号1頁)、三澤あずみ、関根澄子、柴田紀子「国際協力部教官座談会・私たちのカンボジア法整備支援」(ICD NEWS25号3頁)、柴田紀子「カンボジアの法曹養成に向けて～民事模擬裁判～」(同号33頁)、木内秀行「カンボジア王国王立司法官職養成校民事模擬裁判に参加しての感想」(同号56頁)

実務を行っていくためには、どのような助言指導を行っていくべきかということが課題として浮上してきた。

また、カンボジアを代表する法律家であるワーキング・グループメンバーは多忙を極めており、RSJPの講義やその準備に費やすことのできる時間が限られているという現実を踏まえ、RAJPに働きかけて教官候補生を7名選び、第4期以降教壇に立つ新しい教官を育成すべく、柴田専門家の着任直後から、これら教官候補生に対する勉強会を行うようになった。

ところで、このプロジェクトでは、民事訴訟法の教材として民事第一審手続を解説するマニュアルを作成してきたが、日本側研究会から、文章で説明するマニュアルだけではなく、模擬記録も必要であるとの助言を受けたこともあり、手続を理解するのに資する簡単な模擬記録を作成することとなった。しかし、上記のとおり、ワーキング・グループメンバーは多忙で、模擬記録作成作業を行うことは困難であったことから、上記の教官候補生7名に、弁護士5名、司法省の職員5名を加えた17名からなる模擬記録作成チームを新たに結成した。このメンバーは、従前からのワーキング・グループとは異なり、民法・民事訴訟法についてほとんど知識もないことから、模擬記録作成作業を通じて新法を学習していく必要があり、柴田専門家を中心にインプットを行いながら作業を進めることとなった（なお、このチームで作成する模擬記録の位置づけは基本的にはRSJPの教材であり、これが直ちにカンボジアにおける各種書式として承認されるとは限らない。しかし、他に書式を作成できる者はいないという現状からすると、ここで作成されるものが各種書式の原案として影響力を持つことが予想される。）。

このように、このプロジェクトでは、模擬記録の作成と、その作成チームメンバーに対する新法のインプットが大きなウェイトを占めるようになってきており、第2回法曹養成支援研修は、このような実情に対応する形で実施されることとなった。

3 第2回法曹養成支援研修までの活動

カンボジアの法曹が、カンボジア民事訴訟法を理解し、これにのっとった実務を実践していくためには、カンボジア民事訴訟法の採用した当事者主義の理論を学ぶことに加えて、実際の手続を模擬体験するなどの方法を通じて、従前の手続との違いを具体的にイメージすることが必要と考えられた。そこで、模擬記録作成チームのメンバーに、簡単な事例に基づき、訴えの提起から判決言渡しまでの手続を模擬体験させ、かつ、その過程で作成される書面を模擬記録の原案にするという、一石二鳥をねらった活動をしていくこととなった。そこで、まずカンボジア側に事例を与えて訴状を作成させ、第2回法曹養成研修では、弁論準備手続のロールプレイをさせて、その手続調書を作成させることとした²。

事例は、カンボジアの実際の貸金返還請求事件の記録を参考に、日本側が、原告の言い分と被告の言い分をまとめたものを作成した（資料3）。2006年8月に、現地セミナ

² カンボジア民事訴訟法では、訴えが提起されたときは速やかに弁論準備手続の期日を指定しなければならないとされており（80条1項）、必ず弁論準備手続を行う構造になっている。

一の一環として、日本側から、カンボジア民事訴訟法の規定する訴状の記載事項等についての講義を実施し、同年10月、模擬記録作成チームに「原告の言い分」を渡し、訴状案を作成させた。具体的には、模擬記録作成チームを3グループに分け、グループごとに訴状案を作成させた。これらの訴状案のうち、2つは、カンボジアの従前の様式にのっとっており、1つは日本式を模したものであったが、いずれも、請求レベルと主張レベルについて混乱していた。日本側からは、JICA-netを通じて問題点を指摘するとともに、参考訴状案を示し、カンボジア側において、民事訴訟法の適用開始後の訴状の様式をどのようにしていくべきかを検討してもらい、研修までに訴状の改訂案を提出してもらうこととした。カンボジア側からは、日本式の訴状は本人訴訟の場合に本人が作成することは困難ではないかとの意見も出たが、最終的には、模擬記録の訴状としては、日本の様式に類する形にしたいとの意向であった。

また、模擬記録作成チームのメンバーは、民事訴訟法について体系的に学習する機会がなく、断片的な知識しかないことから、本邦研修の効果を上げるため、このJICA-netセミナーの際に、民事訴訟法の基本原則や訴えの提起から口頭弁論までの手続の流れについて、日本側から講義を行った。

その後「被告の言い分」についても示し、答弁の案を検討させた。ただ、時間的制約もあり、答弁書を準備させることまではできなかった。

以上の準備を踏まえて、本邦研修に臨んだ。

4 第2回法曹養成支援研修の概要

(1) ロールプレイの前提条件

今回の研修のメインは、研修員による弁論準備手続のロールプレイである。なお、当初は、この研修において、弁論準備手続だけではなく、その後の第1回口頭弁論期日における弁論準備手続の結果陳述等も、模擬体験させることを予定していたが、研修員が消化不良を起こすことが懸念されたため、研修の開始後、急きよ、弁論準備手続のみに絞ることに変更した。3つのグループに分けた研修員を、それぞれ原告代理人役、被告代理人役、裁判官役とし、冒頭の和解勧告から、弁論準備手続終了までの手続を行うこととした。期日の回数制限はなく、争点が整理されるまで手続を行うこととし、必要に応じて期日を続行し、期日間に追加の準備を行うこととした。原告、被告双方の本人は、日本側が担当することとした。

手続調書については、各グループがそれぞれ案を作成することとした。

(2) 事前講義等

今回の研修員は、その多くが来日が初めてであったことから、研修の最初の2日間は、日本の司法制度概要についての説明を行ったほか、大阪地方裁判所において、口頭弁論期日（証拠調べ）及び弁論準備手続期日を傍聴した。傍聴の際には逐語的通訳はできなかったものの、裁判官の御協力により、期日終了後、直ちにどのような手続を行ったのか御説明いただき、さらに研修員からの質疑のため時間をとっていただいたことから、

研修員にとって、実際の手続をイメージするよい契機となった。

3日目と4日目午前は、弁論準備手続のロールプレイに向けてのインプットを行った。

まず、原告・被告の言い分がどのような構造になっているのかについて、説明を行った。具体的には、設例の原告の言い分について、訴訟物は何か、どのような事実により特定されているか、すなわち、訴状の必要的記載事項とされる「請求を特定するのに必要な事実」（民事訴訟法75条2項2号）は何か、また、任意的記載事項とされる「請求を理由づける事実」（同条3項）は何かを検討した上で、請求を理由付ける事実について、相手方が認める場合と否認する場合とに分けて手続がどうなるかを検討した。被告の言い分については、原告の主張する事実を認めるのか否認するのか、抗弁事実の主張があるのかを検討した。そして、抗弁事実についても、相手方が認める場合と否認する場合に分けてどうなるかを検討し、否認した場合、どのようにして立証するのか、直接証拠はあるのか、抗弁事実を推認させる間接事実はあるのか、さらに、間接事実があるとすれば、その事実について、相手方が認めるのか否か、証拠があるのか否かが問題となることを説明した。

次に、弁論準備手続の進行手順について、設例を基に具体的な説明を行った。

さらに、弁論準備手続調書について、法律上の記載事項（民事訴訟法111条）は何か、設例ではどのような内容を記載することになるかを説明した。

(3) ロールプレイ事前準備

以上の説明を踏まえて、4日目午後は、研修員がそれぞれの役ごとに、ロールプレイに向けた準備を行った。

原告代理人役、被告代理人役の研修員は、それぞれ自分の主張すべき内容を検討した後、原告本人役、被告本人役に事実関係を確認した。設例では、原告が一部弁済の抗弁を否認することとし、この事実の存在を推認させる間接事実として、被告が弁済日に一部弁済額である6,000ドルを調達している事実や、原告が弁済日の後、約5,000ドルの中古車を購入している事実を想定していたところ、原告代理人役、被告代理人役は、それぞれの本人役に一部弁済の詳細な状況や証拠の有無について聴取した。その結果を踏まえて、証拠申請書、尋問事項書を作成した。

裁判官役の研修員は、手続を主宰するに当たってのシナリオを作った。また、手続調書をスムーズに作成できるよう、ひな型を準備した。

(4) 弁論準備手続のロールプレイ

◎ 第1回弁論準備手続期日

まず、冒頭に、裁判官役が原告代理人役に対し、和解の意思があるかを確認し³（正確には、訴えを取り下げる意思があるかと確認していた。）、原告代理人役が訴えを取り下げるつもりはないと答えた。被告代理人役に対しては、何も聞かなかった。

³ カンボジア民事訴訟法では、弁論準備手続において、裁判所は、相当でないと認める場合を除き、まず和解を試みなければならないとされている（104条）。

次に、裁判官役が原告代理人役に対し、どのような判決が欲しいのか説明するよう促し、原告代理人役は、請求内容を述べ、次に、請求原因事実を述べた。裁判官役は、契約書があるかと尋ね、原告代理人役はあると答えた。

裁判官役は、被告代理人役に対し、請求についてどう思うかと尋ね、被告代理人役は、8,000ドルの借入れの事実は認めるが、6,000ドルは弁済しており、その支払原資の証拠がある、また残額については免除を受けた旨述べた。

裁判官役は、被告代理人役に、証拠の有無を確認し、被告代理人役は、書証、人証の双方を申請した。すると、裁判官役は、採否を留保したまま、争点は弁済の有無であり、双方代理人に対し、次回期日に書面を出してほしいと述べ、期日を続行する旨を述べた。これに対し、原告代理人役が、反論があると述べ、原告は6,000ドルを受け取っていないと述べた。そこで被告代理人役は、原告が弁済金で車を購入したとの間接事実を主張し、原告代理人役は、原告には別途購入資金があった旨を主張した。しかし、裁判官役は、この点については何も述べず、再度、本件の争点は弁済の有無であると述べ、次回期日の指定に移った。次回期日までに双方代理人がどのような準備をすべきかという指示はなされなかった。

◎ 期日間準備

第1回弁論準備手続期日では、被告の一部弁済の抗弁を推認させる間接事実として、弁済の直後に原告が車を購入したという事実の主張が一応なされた。そこで、第2回弁論準備手続期日に向け、原告代理人役は、原告本人役に対し、車の購入原資は別にあるのではないかということを確認していた。他方、被告代理人役は、原告の車購入の原資が弁済金であることを裏付けるための証拠を再検討した。原告に車を売った中古車販売業者を証人申請し、原告が車を購入するときに支払った紙幣の種類を調べたいとの意見も出た。

裁判官役は、第2回期日の進行手順を検討した。

◎ 第2回弁論準備手続期日

裁判官役が、冒頭、これまでに申出がされた証人全員を採用し、原告が申請している証拠を採用すると述べた。そして、本件の争点は、①6,000ドルの弁済の有無、②残額免除の有無、③2006年6月1日に被告が原告に対し、4,000ドルの追加融資を申し出たか否かの3点であると述べた。

これに対し、原告代理人役が、③は独立の争点ではないから争点から外してほしいと発言し、被告代理人役は、③も争点であると述べ、③が争点か否かという論争になってしまった。その中で、本件では車の購入資金についても争いがあることを指摘した研修員もいたが、争点との関係はうまく整理できなかった。議論の收拾がつかなくなったため、期日を続行することとした。

◎ 中間フォローと期日間準備

日本側から、本件の主張立証の構造、主要事実と間接事実の関係について改めて説明し、本件において、一部弁済の存在を推認させる事実、不存在を推認させる事実として、

それぞれどのようなものがあるかを検討したところ、研修員からは、おおむね、本件の間接事実として想定されている事実が指摘された。主要事実レベルでどの点に争いがあるのか、間接事実レベルではどの点に争いがあるのかを検討する必要があることを説明し、各グループで、何が争点かを再検討した。

◎ 第3回弁論準備手続期日

第3回弁論準備手続期日では、冒頭、裁判官役が、本件の争点を確認しようとして、日本側からの中間フォローの際の議論で出てきた間接事実を整理した（もっとも、これまでにいずれの当事者からも主張されていない事実もあった。）。その上で、争点の確認を行い、一部弁済の事実と免除の事実の2点が争点であるということになった。

弁論準備手続を終結することとなったが、人証で調べるべき事実が何かの確認はなされなかった。

(5) 答弁書・準備書面の起案と弁論準備手続調書の作成

以上の弁論準備手続ロールプレイについて、各グループに期日調書を作成させたが、結局、逐語的な手控えがほとんどそのままの形で出てきた。このようなものを作ったのは、どのようなことを記載するのかわからないからであるとのことであった。

また、ロールプレイの中で、原告・被告双方の主張内容が明らかとなったことから、それぞれの主張内容を記載した答弁書と原告第一準備書面を各グループに起案させた。すると、なぜか、原告の第一準備書面が「原告の答弁書」というタイトルになっており、「請求の趣旨に対する答弁」として、「原告の請求を認めるとの判決を求める」あるいは「被告の請求を棄却するととの判決を求める」などと書かれていた。後に尋ねたところ、原告と被告の双方が最初に作成する準備書面をいずれも答弁書という誤解していたようであった。とはいえ、日本の書式（研修員は、日本の司法研修所で用いられている「民事第一審手続解説」及び2005年6月に現地で実施した模擬裁判の際に用いた司法研修所教材のクメール語訳されたものを持っている。）を見て、これを模倣しながら起案を試みたこと自体は進歩であろう。

(6) ロールプレイ以外

日本側研究会の委員である礪川剛志弁護士が、ロールプレイの指導に当たったほか、被告代理人としてすべきことについて、講義を行った⁴。

また、従前よりカンボジア側から質問されることの多かった、訴訟費用と事件の自動的配てんのやり方について、説明した。これらの事項は、本年7月から民事訴訟法が適用されるとすぐに直面する問題であり、カンボジア側は相当懸念しているようであった。民事訴訟法の適用開始に向けて、当事者主義の理解という本質的な問題だけではなく、事務的な事項についても、検討・準備が必要であることを痛感した。

⁴ これは、2006年8月の現地セミナーの際に礪川弁護士が行った原告代理人としてすべきことについての講義と対をなすものである。

5 分析と検討

ロールプレイについて、研修員からは、ロールプレイをやって初めて自分のわかっている点、わからない点に気付いた、文字で読むだけでは理解できなかったことが自分で体験してみて理解できたなどと、非常に肯定的な感想が寄せられた。

研修員にとって、新しい民事訴訟法で導入された弁論準備手続を初めて経験する機会であり、当然のことながら、完ぺきにはできなかった。しかし、一部弁済と免除の抗弁が主要事実レベルの争点となることについては、おおむね理解されていた上、一部弁済の抗弁を推認させる間接事実についても、一応の主張立証が試みられており、大筋では、この模擬ケースにおいて何が問題とされるのかをとらえていたと思われる。ひいき目もあるが、初めての経験としては、随分健闘したといえよう。

もっとも、研修員の理解が不十分な点や今回の研修では解決できなかったことも多くあった。問題点として、以下の事項を指摘できよう。

- ・ 事実の主張があいまいだった。被告代理人役は、第1回弁論準備手続期日において、一部弁済の間接事実である弁済資金調達の事実についてきちんと主張しないまま、資金を銀行から出金したことの証拠である銀行通帳等を提出したり、同じく間接事実である弁済直後に原告が車を購入した事実についても主張していないのに、車の写真を証拠として出そうとするなどしていた。
- ・ 認否の確認があいまいだった。特に間接事実については認否の確認がきちんと行われなかった。
- ・ 証拠の採否等の手続が明りょうに行われなかった。
- ・ 裁判官役は、次回期日までに当事者がどのような準備をすべきかを指示するなどせず、漫然と期日を続行していた。
- ・ 双方代理人役は、いずれも証拠申出書を作成していたが、書証と人証を一括して最初から請求していた。書証については早期に申出・取調べをすべき一方、人証により立証すべき事項は争点を詰めてから検討するということが理解されていなかった。
- ・ 主要事実レベルの争点については、三者間で認識に齟齬はなく、間接事実レベルの争点をどうするかを検討しなくてはならなかったのに、間接事実レベルの議論が十分できなかった。
- ・ 争点整理終結時には、人証により立証すべき事実を確認しなくてはならなかったのに、なされなかった。

総じて、弁論準備手続においては、事実を主張し、その事実についての争いの有無を確認することが必要であることや、争いのある事実を認定するために間接事実が問題となること、間接事実の存否について争いのある場合には、その存否が争点となること、争点について人証調べを要するか、人証によって具体的に何を立証するのかを考える必要があること、最後に人証により立証する事項を確認する必要があることといった、弁論準備手続の大きな流れについてイメージを持ってないまま、「争点」を整理するというフレーズが一人歩きしていたように思われる。これまでは職権主義の下、当事者が事実を主張するとい

う経験がなかったのであるから、最初から正しくできないのは当然であろう⁵。研修員も、うまくできなかったという実感を持ったようである。この「うまくできなかった」という経験を踏まえ、日本側の示す模範演技を見たり、再度ロールプレイに挑戦するなどして、次のステップにつなげることができれば、理解が向上することが期待される⁶。

また、今回、答弁書や準備書面については、記載すべき内容について理解が進んだため、一応のものを起案することができたのに対し、弁論準備手続調書は逐語的速記録になってしまった。これについても、模範演技等を通じてあるべき手続の姿を理解させるとともに、その手続をどのように記録するのかについても、見本を示すなどする必要があろう。もっとも、どのような「見本」を示すべきなのかは、難しい問題である。日本での長年にわたる実務上の工夫を反映させてできあがってきた日本の調書を、事情の異なるカンボジア側に示しても、そのままでは使えないと思われるからである。手続についての理解促進と並行して、書式についても、カンボジア側と議論を深めていく必要がある。このように、カンボジア側が手続を理解しながら書式を検討するというやり方は、どうしても時間がかかるが、新しい民事訴訟法に基づく実務が真に定着するためには、必要なプロセスだと思われる。

今後は、本年7月から民事訴訟法適用が始まることに向け、口頭弁論のロールプレイを早期に実施することが予定されている。カンボジアにおいて民事訴訟法に基づいた裁判が実現していくためには、まだまだ課題が多いが、今回の本邦研修を通じて、少しずつ前進



していることが感じられた。これまでの起草メンバーだけではなく、優秀で意欲的な若手が台頭しつつあること自体も、大きな進展といえよう。

カンボジアにおける民事訴訟法及びこれから成立する民法の普及・定着と、その担い手となる法曹養成が、今後発展していくことを大いに期待する次第である。

(第2回カンボジア法曹養成支援研修風景 (法務総合研究所国際協力部))

⁵ もっとも、もう少しうまくできるよう、日本側から誘導すべきところもあったかもしれない。

⁶ 本年5月2日に日本側から JICA-net を通じて模範演技を示し、翌3日に、今回の研修員が再度のロールプレイを行った。

第2回 カンボジア法曹養成支援研修日程表案

[主任教官: 小林教官, 関根教官 事務担当: 西林主任専門官, 尾世専門官]

研修実施場所 : 法務省法務総合研究所国際協力部

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 19	月	JICAオリエンテーション JICA大阪	オリエンテーション(13:30～) 国際協力部教官 小林俊彦 OSIC(セミナールーム13)	
2 / 20	火	日本の司法制度の概要 国際協力部教官 小林 俊彦 4FSR	国際協力部長 あいさつ 11:30～ 4FSR 部内 見学 11:45～ 法廷傍聴 大阪地方裁判所	
2 / 21	水	原告、被告の言い分整理、認否の確認(訴状とReplyに基づく検討) 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	弁論準備手続の流れ・調書記載事項の説明 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	
2 / 22	木	研修員作業(立証方法の検討、手続の流れの確認) 4F教室(0406)		
2 / 23	金	第1回弁論準備手続、調書作成 研修員 4F教室(0406)	講評・質疑応答(又は第2回弁論準備手続) 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)	
2 / 24	土	休み		
2 / 25	日	休み		
2 / 26	月	口頭弁論手続の流れ、研修員作業(弁論準備の結果陳述の検討) 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	講義(被告代理人の役割) 弁護士 磯川剛志 4F教室(0406)	
2 / 27	火	第1回口頭弁論、調書作成 研修員 4F教室(0406)	講評・質疑応答(訴訟活動中心) 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)	
2 / 28	水	講評・質疑応答(調書中心) 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)	今後作成すべき記録についての検討 研修員 国際協力部教官 関根澄子 4F教室(0406)	
3 / 1	木	総括質疑、重要事項の復習、今後の作業手順の確認 研修員 進行:国際協力部教官 小林俊彦 4F教室(0406)		
3 / 2	金	評価会・閉講式 OSIC(評価会:セミナールーム14) (閉講式:セミナールーム13)	資料整理等	
3 / 3	土	帰国		

第2回カンボジア法曹養成支援研修 研修員

1		イン・ヴァンビボル Mr. IN Vanvibol Judge, Kampong Chhnang Court コンボンチュナン州裁判所判事	37 歳
2		チャン・シナ Ms. CHAING Sinath Judge, Municipal Court of Phnom Penh プノンペン市裁判所判事	30 歳
3		セム・サコラ Ms. SEM Sakola Judge, Kandal Provincial Court カンダル州裁判所判事	30 歳
4		ユー・ブンナー Mr. YOU Bunna Judge, Kandal Provincial Court カンダル州裁判所判事	26 歳
5		タン・スンライ Mr. TAING Sunlay Judge, Court of Sihanouk Ville シアヌークビル市裁判所判事	35 歳
6		プラン・サムナン Mr. PLANG Samnang Judge, Sihanouk ville court シアヌークビル市裁判所判事	27 歳
7		セン・ニエン Mr. SENG Neang Judge, Kampot Provincial Court カンポット州裁判所判事	31 歳
8		サー・プムラー Mr. SAR Phoumra Vice Chief of Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局次長	35 歳
9		カエウ・セター Mr. KEO SETHA Vice chief Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局次長	33 歳
10		パン・チャンリー Ms. PHAN Chanly Chief of Asian Affairs Office, Ministry of Justice 司法省アジア部門担当部門長	29 歳
11		セン・プティ Mr. SENG Puthy Secretary to H.E.H.Y Sophea Secretary of State, Ministry of Justice 司法省ヒー・ソピア次官秘書	24 歳
12		イム・サリー Mr. YIM Sary Director of the legal clinic, The center for Lawyers Training and Legal Professional Improvement 弁護士養成校・法律クリニック長	32 歳
13		イッ・ブーム Mr. ITH Phum Lawyer, Legal Aid of Cambodia 弁護士(カンボジア法律援助会)	32 歳
14		ヌオン・ソツチェア Ms. NUON Sokchea Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	25 歳
15		セン・ソキム Mr. SENG Sokhim Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	36 歳
16		イッ・メアトゥラ Ms. ITH Mathoura Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	26 歳

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Attorney 小林 俊彦 (Toshihiko KOBAYASHI), 教官 / Attorney 関根 澄子 (Sumiko SEKINE)

主任国際協力専門官 / Administrative Staff 西林 秀隆 (Hidetaka NISHIBAYASHI), 国際協力専門官 / Administrative Staff 尾世 智浩 (Tomohiro OSE)

1 原告（A）の言い分

私とBとは長年の友人です。

私は、2004年の4月ころ、Bから、自宅を改築したいと思っているが、お金がないと相談されました。私がどのくらい必要なかと聞くと、8,000ドルというのです。そして、返済は、すぐにはお金ができないので、2年後にしてほしいと頼まれました。

私は、そのころ商売がうまくいっていたので、まとまったお金は持っていました。Bは、私に結婚式の費用として1,000ドルを貸してくれたことがありました。そこで、私は恩義もあり、友人であるBを助けてあげたいと考えて、お金を貸すことにしました。ただ、金額が大きく、返済も2年後とちょっと先だったので、利息と万が一期日に支払えなかったときの遅延利息を払ってほしいと言いました。Bはそれでいいからとにかくお金を貸してほしいと言いました。

そこで、私はBに対し、2004年6月1日、8,000ドルを、返済期日2006年6月1日、利息を年10パーセント、遅延利息を年20パーセントという約束で貸すこととし、私とBの双方が契約書にちゃんとサインもして、Bに8,000ドルを渡しました。

ところが、Bは2006年6月1日の夕方に私の家には来たのですが、お父さんが病気になったなどあれこれ言い訳をするのです。

私はお金を返してくれるよう求めましたが、Bは、もうすぐまとまったお金が入るので、もう少し待ってほしい、俺とお前の仲じゃないか、などと言って、一銭も払ってくれないのです。それどころか、お前は金持ちなのだから、4,000ドル追加で貸してほしいなどと、言うのです。

Bがこのような不誠実な男であることを見抜けなかった私も愚かでしたが、借りたお金を返さないBを許すことはできません。お金は返してもらいたいですし、約束した利息や遅延利息も全額ちゃんともらわなくては、気が済みません。Bは最初からお金を踏み倒すつもりだったのではないのでしょうか。私を馬鹿にしたBを懲らしめたい気持ちでいっぱいです。

2 被告（B）の言い分

私が、友人のAから、2004年6月1日に、8,000ドルを借りたことは間違いありません。借りたお金で自宅を改装しました。利息や遅延利息については、利率が高いので、本当は嫌でしたが、あの時はどうしてもお金が必要だったので、嫌とはいえませんでした。

私は、返済期日の2006年6月1日の夕方、Aの家に行って、6,000ドルを返済しています。本当は全額支払いをしようと思って、生活費を切り詰めてお金を作り、銀行に預けていたのですが、今年の3月が過ぎたころに父親が病気になったのです。父の病気は難病で、有名な祈祷師に祈祷をしてもらっても治らず、今年5月に外国で手術を受けることになったのです。手術や渡航の費用が必要となったので、そのころ預金を引き出し、5,000ドル使ってしまいました。6月1日には、残りの預金は5,000ドルで、親戚から何とか1,000ドル借りることができましたが、6,000ドルしか払えなかったのです。Aは、全額支払うまでは領収証は出さないと言って、6,000ドルを受け取ったとの領収証をくれませんでした。

2006年6月上旬ころからAの息子が、トヨタカムリを乗り回すようになりました。中古のカムリは大体4,000ドルから5,000ドルくらいしますから、私が返したお金でその車を買ったのではないのでしょうか。

残額については、父の病気のこともあるが、どうしても払うことができませんでした。そこで、私は、事情を察してほしいと頼んだところ、Aはわかったから残りはもういいと言ってくれたのです。このことは、その場にいた私の妻も聞いていました。

ところが、Aは、7月ころから毎日のように私の家に押しかけてきて、金返せ、うそつき、泥棒などとわめいたり、家のドアを蹴ったりするのです。いったい、Aはどういうつもりなのでしょう。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

二輪車のない風景

法整備支援を行っている国のイメージは、ベトナムのハノイのように、入り組んだ通りは自転車やバイクで渋滞し、歩行者はその間を縫って歩くというもので、シルクロードの国ウズベキスタンの街も同様に想像していました。しかし、タシュケントは少し異なっていました。1966年の大地震で街が壊滅し、その後、ソ連式に作り直された街が現在のタシュケントで、味気のない巨大な四角い建物が並び、道路は片側三車線と大変広く、空洞のような街とも感じます。また、ハノイといった街と決定的に異なるのは、二輪車を見かけないことです。これは、2005年から街の中心地への二輪車の乗入れが禁止されているからです。世界でも首都への二輪車乗入を禁止している国はウズベキスタンだけと聞きましたが、2005年は、3月に隣国キルギス共和国で政変が、5月にはウズベキスタン東部の街アンディジャンで暴動が発生しており、これらの情勢を受けて、このような禁止が引かれたと思われます。問題は、乗入禁止という政策よりも、乗入禁止区域とされる「タシュケントの中心地」が分からないことです。交通規則内にも「中心部」としか定められておらず、具体的な地域が特定されていないそうです。したがって、運が悪いと警官につかまり、「中心部」に二輪車で入ってきたとの理由で、免許停止ないし私的「罰金」を取られることとなります。

(JICAウズベキスタン長期派遣専門家 松嶋 希会)

～国際協力の現場から～

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して

日本国際協力センター研修監理員

岡林 直子

私がウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト¹に関わる通訳・翻訳の仕事をさせていただくようになったのは、2005年2月に、このプロジェクトにおいて実施されたウズベキスタンへの短期専門家派遣にロシア語²通訳として同行したことがきっかけでした。

研修監理員として登録している日本国際協力センターからこの出張に配置されたときは、このプロジェクトの成り立ちや経緯、今後の予定といった諸事情については余り理解しておらず、また、関心があったわけでもなく、何より、これまで経験のなかった民事法の分野で、何かよく分からない倒産法の話を通訳しなければならない、しかも、現地セミナーの通訳業務までであるというので、予習に必死だったことを覚えています。幸い、このときは早めに配置が決定していたので、出発前の1か月半を、参考書や資料を読み、用語の仕込みに充てることができ、それはよかったのですが、その一方で「準備に1か月以上かかっても、実際、配置期間（給与が支払われる期間）は2週間だし…」といった、我ながらけちくさい考えが頭をかすめたりもしたものです。ところが、この出張が縁となって、結局、このプロジェクトとは2週間どころか、気がつけば、ほぼ2年に渡るお付き合いとなったわけで、人生、ぼんやり流されるまま生きていても、といたしますか、むしろ、ぼんやり生きているからこそでしょうか、たまに思いがけない展開を見せることもあるものだと感慨にふけております。



2005年9月のウズベキスタン派遣時の同行者との一コマ。左から国際協力部相澤部長（当時）、国際協力部伊藤教官、大阪大学大学院下村教授、松嶋 JICA 長期専門家、当職

¹ ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトについては、「特集 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」ICD NEWS 第24号(2005年11)月号を参照。

²ウズベキスタンの公用語はウズベク語ですが、旧ソ連邦から独立した現在でも、民族間交流語としてロシア語が使用されています。

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトは JICA の法整備支援事業で、法務総合研究所国際協力部が実施主体となったものですが、私はこのプロジェクトで、ウズベキスタン側ワーキンググループが執筆した注釈書草案の和訳、それに対して日本側が出す質問、提言、改訂文案などの露訳、関連法令の和訳、協議の通訳などを担当していました。

司法分野の通訳、翻訳は概して専門性が高く、難しいとされていますし、また、私自身の能力や経験の問題も当然あり、このプロジェクトでの業務にもそれなりの苦労はありましたが（既に喉元を過ぎたので熱さを忘れた感はありますが）、一方で、案件自体の難易度を別とすれば、随分と恵まれた条件で参加させていただき、他の仕事に比べてもやりやすいことの方が多かったように思います。

多くの場合、外部から呼ばれる通訳者は門外漢で部外者であり、通訳する話題を専門に学んだことがあるとか、その分野で仕事をした経験があるとは限りません（むしろ、ないことの方が多いと思います。）。また、当該案件の当事者でもありませんから、周辺事情に通じているわけでもありません。いづれどこで誰に何を言われても 100%理解して訳せるだけの語学力や知識があればよいのですが、実際問題として、まずそれはあり得ませんので、通訳は仕事に来る度に関連分野の勉強をし、専門用語を覚え、通訳の場面でどのような話が出そうかという当たりをつけるために役立ちそうな各種情報を収集して備えるわけです。

そういった意味では、このプロジェクトのように、関連のある翻訳や通訳を継続的にやっていく場合は、楽になる部分が多いと思います。前回の仕事で得た知識を次の仕事にそのまま役立てることが出来ますから、準備作業の効率もよくなりますし、必要な語彙や知識も自然と増えて定着します。このプロジェクトでは、海外出張時の通訳だけでなく、関連文書の翻訳もさせていただけたのがよかったと思います。ウズベキスタン側が執筆した注釈書草案を和訳し、それに対する日本側のコメント類を露訳する、それらを反映して改訂された注釈書草案をまた和訳する、この繰り返しによって、倒産法のどの規定、注釈書草案のどの記述が問題となっているのかを常にフォローできましたし、また、この作業自体が、そのまま次の合同協議の通訳のための予習にもなったわけです。

また、出張の同行や、業務に関する各種のやり取り、このプロジェクトの国内支援委員会の定例会議への出席などを通じて、比較的早い時期からプロジェクト関係者と知り合いになれたことも、仕事をやりやすくしていたと思います。例えば、翻訳で分からない部分があった場合や、資料が必要になったときなど、既にお付き合いのある方が相手であれば、問合せやお願いが気軽にしやすいということがあります。このプロジェクトでは、私が法律の素人であるということを理解していただいた上で、用語に関する質問や、文意の確認、訳語の決め方、場合によっては「この原文の表現ではロシア語の文章になりにくいので、こういう言い換えをしても大丈夫ですか」といった辺りまで含めて、様々な質問や相談をさせていただきました。通訳者としては、いささか甘えた姿勢をとっていた嫌いはあると思うのですが、これを許していただいたおかげで、どんな原稿が来てもストレスなく翻訳にとりかかることができました。こういった面で、何かとお世話になりましたプロジェクト担当の伊藤隆教官始め事務局の皆様、国内支援委員会の先生方には、この場を借りて、改めてお礼を申し上げます。

る次第です。

専門用語の収集についても、国際協力部には資料が豊富にありましたし、ロシア語の法律用語は、国内支援委員の伊藤知義中央大学法科大学院教授やこのプロジェクトの JICA 長期専門家の松嶋希会氏³にも相談できましたので、何かにつけ一人で無駄に悩まずに済んだ点でも、とても恵まれていたと思います。倒産法及び注釈書草案に頻出する用語については、お二方を中心に関係者が数回協議して訳語表を作成し、日本語の定訳を決めるという作業も行いました。これによって、私個人も訳語で悩むことが減り、翻訳のスピードが上がりましたし、また、翻訳を外部の業者に出す場合も、訳語表を参考に訳を統一してもらえるので、和文の訳語の違いで協議が無駄に混乱するということが少なくなりました。



ウズベキスタン側ワーキンググループメンバー（後列）とともに。

前列は日本側ワーキンググループメンバー（右端：当職）。

左に映し出されているのは、注釈書草案（2006年7月、タシケントにて）

このような恵まれた条件下であれば、さぞかしよい仕事ができただろうと思われそうですが、そこはこちらの実力の問題もあり、やはり、どうしても難しい部分はありました。それでも、まだ翻訳の方は時間がかけられますから、ある程度何とかなっていたのではないかと思います。協議の通訳の方は難しいと思うことが多かったです。

通訳の難しさについては、注釈書協議に特有の要因もあるとは思いますが、私個人の知識や通訳スキルの問題もありますので、正直、お話ししづらいところでもあります。強いて言えば、この手の協議では書き言葉を口頭で発言されることが多いということが一つ挙げられるかと思います（当たり前といえば当たり前ですが）。これは通訳にとって最も嫌なタイプの発話です。構文が複雑で、従属節が多く、列挙が長くなりがちで、注意していないと係り受け関係が分からなくなる法令調の文章は、口頭で一息に言われてもとても記憶できたもので

³ ICD NEWS 第 27 号（2006 年 6 月号）87 ページ参照

はなく、協議中にあたふたすることがよくありました。

しかし、持って回った言い回しが多いとはいえ、この種の文章にもそれなりの定型文言や典型的な構文はあるわけですし、そもそも、基本的には倒産法という限られたテーマで協議をしていたのですから、この種の言い回しに口や耳を慣らすという意味で、また、通訳時の記憶負担を軽減するという意味でも、せめて倒産法の条文を暗記してみるとか、全文暗記は無理としても、たまに部分部分を暗唱してみるぐらいの努力はしてみたらよかったのかもしれないと、今さらですが思ったりもします（実際、協議に参加していたウズベキスタン側・日本側メンバーの中には、主要条文を、条番号も含め、空で覚えているらしき人もいました。）。

さて、私の個人的な反省はこのぐらいにして、このプロジェクト全体についての感想も、簡単にですが、振り返ってみたいと思います。

このプロジェクトでは、前述のとおり、ウズベキスタン側が倒産法の注釈書の草案を書き、日本側がその内容を改善するための様々な提言をしていきました。こう書いてしまうと随分シンプルな話に見えなくもないのですが、実際には、日本側とウズベキスタン側が持つ注釈書のイメージにずれがある部分もあり、色々と難しい場面もありました。

例えば、日本で作られる注釈書類は、見出しやインデントを多用し、時には囲みや背景色をつけたりして、どこに何が書いてあるか、どこが重要なポイントかが一目で分かるようにできています。また、初めに条全体としての趣旨を説明した後で、各項の規定を詳解するという形式もできていますし、章単位でもまとまった解説をしたり、各手続の比較を別表にしてみたりといったこともします。これに対し、ウズベキスタンの注釈書は、伝統的に項目分けをせず、ベタ書きしていく傾向があります。また、条文のすべての項を解説することには必ずしもこだわりませんし、項の順番に沿って解説をすることにもこだわりません。

このような体裁・記述スタイルの問題については、現地セミナーや本邦研修の際に、日本の注釈書の一部を露訳してみたり、ウズベキ倒産法の注釈を日本式に作ってみたりしたものをウズベキスタン側に提示して、ウズベキスタン側の反応を見たのですが、評価は様々で、「整理されていてわかりやすい」「見やすい」という人がいる一方で、「見出しがごちゃごちゃしてかえって読みにくい」「細かすぎる」という意見も出ました。

また、注釈書にどのような事項がどの程度書かれるべきかという部分についても、かなりギャップがあったように思います。ある本邦研修でウズベキスタン側メンバーが「日本側が出すコメントや草案に対する修正案は、研究論文のように詳しい」と言ったときに、日本側の先生が「いや、注釈書とはそもそもそういうものです。日本では、本格的な注釈書を一冊書くということは、学術論文を書いたのと同等の実績として認められ評価されますよ」と答えられたことがあり、双方の認識の違いの一端を見た思いがしました。

そういった中で、プロジェクトの初期には、日本側のコメントの意図がウズベキスタン側になかなか通じないとか、コメントや質問に対する回答はあっても、それが注釈草案の改訂に反映されないことがよくありましたが、これも、日本側が求める注釈書のイメージと、ウズベキスタン側が持つ注釈書のイメージに差があれば、仕方のないことだったのかもしれない

せん。

しかし、そうは言っても、ウズベキスタン側が注釈書草案を改訂してくれないことにはプロジェクトが進みませんので、日本側は「改訂につながるコメントの出し方」を常に工夫し、様々な方法を試みました。そのすべてはとても書き切れませんが、いくつか例を挙げると、コメントには「この問いに対する答えを○条×項の注釈として書くように」とか、「この問題を整理し、結果を○条×項と△条×項の注釈に反映させよ」というように、くどいぐらい具体的な指示を入れるようになりましたし、コメントの中に「ここはこう書いてみたらどうでしょうか」という改訂文案をさりげなく織り込み、内容に誤りがなければその文章をそのまま注釈書草案として使ってもらおうという誘導策もとりました。また、紙コメントの最終進化形として、ウズベキスタン側が作成した注釈書草案を丸ごと引用し、そこへ日本側が直接アンダーラインや矢印などを書き入れ、余白に吹き出しを入れてコメントを入れる形式が出現しました。まるで通信添削の答案のようでしたが、この方式ですと、大きな論点だけでなく、表現の細部に関することでもコメントしやすいですし、「この文はこの段落の後に移動させる」といった文章構成上の指示も入れやすく、様々なレベルの問題を一挙に片付けなければならない改訂の最終段階で大いに活用されました。

「書いてもらうための工夫」は、紙コメントの作り方だけではなく、合同協議の場にも及び、プロジェクターを使用して注釈書草案をスクリーンに映し出して協議参加者全員が注釈書草案を見ることができるようにした上で、ウズベキスタン側メンバーの前にパソコンを用意し、双方が協議して合意した事項については、その時点ですぐに注釈書草案を書き直してもらおうようにしました。



注釈書協議風景。注釈書草案をスクリーンに映し出し、協議結果に基づき、その場で草案改訂作業を行うようにしました（2006年11月、国際協力部にて）。

こうした努力の甲斐あって（ウズベキスタン側が根負けした部分もあると思いますが）、プロジェクト後半では日本側の提言が草案に反映されることが格段に増えたと思います。それにしても、法整備支援というものはその形態に関わらず、いずれの場合も、このように制度や伝統、考え方を異にする国を相手に行うわけであり、もちろん、だからこそ相手国には従来にない発想や手法を役立ててもらえるのですが、一方で、相互理解に達するまでの苦労は並大抵ではないということを、こ

のプロジェクトを通じて改めて思い知った次第です。

さて、そんなこんなで2006年末で草案改訂作業を終えたウズベキスタン倒産法注釈書ですが、先日、無事にロシア語版が出版されたそうです⁴。恐らく、世界でもあまり例のないウズ・日ハイブリッドの注釈書、お読みいただければ、一見ウズベキチックな文体の中にほのかな日本風味が香るのに気付かれる……こともあるかもしれません。私自身は、この注釈書は、目が滑ってしまって、もう読めないと思うのですが、かの地の法曹関係者、実務家、研究者、学生の皆様、あるいはウズベキスタンの倒産制度に関心をお持ちの日本の皆様にご愛読いただければ、このプロジェクトに関わった者としても嬉しい限りです。

⁴岡林氏に御紹介いただいているとおり、ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトにおいては、2007年3月に注釈書ロシア語版を発刊するに至りました。この注釈書ロシア語版の電子データについては、同プロジェクトの紹介記事とともに、法務省法務総合研究所のホームページ (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>) に掲載されています。また、現在、注釈書ウズベク語版、日本語版及び英語版についても作成中であり、これらの電子データについても、掲載の準備が整い次第、法務省法務総合研究所のホームページに掲載する予定です。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

月並みの話題～ウズベク料理～

ウズベク料理は数が多くありません。ラグマン（中央アジア風うどん）、シュルパ（羊肉、ジャガイモ、ニンジンのスープ）、マンティ（肉饅頭）、プロフ（中央アジア風ピラフ）、シャシリク（串焼き肉）、ナン（丸くて平らなパン）を食べれば、ウズベク料理を制覇したといっても過言ではありません。これらの料理は、中央アジア諸国に共通のもですが、「プロフといえばウズベク料理」と感じます。プロフとは、わかりやすく説明すると、米、羊肉やニンジンといった野菜を「油」で炊き込んだ米料理です。使用する油は、綿実油です。出来立てのプロフはさして脂っこいとは感じないので、さくさくとどんぶり一杯ほどを食べてしまいますが、日本人は綿実油を分解する酵素を持っていないとのことで、食後しばらくして胃が重くなり、この油が原因でお腹をこわす日本人旅行者が少なくありません。自宅の鍋を持って近所の食堂にプロフを買いに行ったことがありますが、食後、その鍋には白い油の塊がこびりつき、数時間洗剤につけた後こすり落とすよう洗うこと数回、やっと、この塊を落とすことができました。この塊が胃や腸にこびりついているのであれば、お腹がおかしくなるのもおかしくないと納得しました。

（JICAウズベキスタン長期派遣専門家 松嶋 希会）

～国際協力の現場から～

拝啓， N先輩

国際協力専門官 九 鬼 隆 史

先輩， お元気ですか？

昨年4月に、大阪にある「法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門！」なんて少し長い名前の所に異動になってから、ロクに連絡もしないで、すみません。

先輩には、僕が看守を拝命し、刑務官として名古屋刑務所で勤務し始めた当初から、何かと声をかけていただき、今でも心からうれしく思っています。あんな厳しい環境で、僕のよなヤツが9年も何とか勤務し続けることができたのは、先輩のおかげです。

今日は、御無沙汰のお詫びと言ってはまた怒られそうですが、今の職場がどんな所で、何をやっているのか、僕はどう感じているのか、なんてことを（甚だ御迷惑とは思いますが）ほんのサワリだけでも、書きたいと思います。

この職場への異動を内示されたのは、府中市の矯正研修所で研修を受けているときでした。刑務官も法務省の一員なのに、「法務総合研究所」なんて告知を受けても、恥ずかしながら、どこのことだかわかりませんでした。

以前から英語に興味があり、矯正職員を対象とした語学研修に参加させてもらったり、現場でも外国人受刑者にかかわる仕事をしたりしているうち、「語学力を生かせる業務に就きたい！」などと、たいした力もないのに甘く大それた希望を抱いていたので、「国際協力事務部門」に配属だということがわかったときには、緊張と不安の中にも、うれしさを感じたことは確かです。

しかし、どこの職場でも言えることですが、多少の語学力よりも大切なのは、仕事の能力です。そして、両方ともすこぶる不足している僕にとって、この職場はなかなか大変です！ 矯正の現場とはまた違った意味で、厳しいところです。

ここの業務内容は、一言で言えば、法整備支援、です。

法整備支援というのは、開発途上国が行う法整備のための努力を支援すること、です。（あっ！ 先輩， 起きてください！）

具体的には、ベトナム、カンボジアなどの国々が、社会生活に影響のある法律を作る支援、そしてそれだけではなく、法律があってもそれを運用する専門家がいなければ回っていかないので、そのための人材育成の支援もやっています。

そして、このようなプロジェクトのためには、外部の様々な機関・大学教授や法律専門家

の諸先生と協力・調整をはかって業務を行う必要があります。

刑務所の、受刑者の処遇にあたる部門で、専ら「塀の中」だけで完結する業務をやってきた僕には、外部の多数の機関、多数の人たちへの連絡・調整業務は、何がなんだかかわからず、ただただ不安の連続でした。仕事のことで外部にメールを出すことすら初めてのことで、しばらく考え込んでしまう有様でした（今でも、そう改善しているとは思えません・・・）。

しかし逆に、このようないろいろな世界のスゴイ方々と、仕事を通してお近づきになれるというのも、以前とは180度違うことだと思います。

先輩は、ベトナム、カンボジアと聞いて、どういうイメージを描きますか？ 僕はこの職場に異動してくるまでは、ベトナムといえば、映画「地獄の黙示録」と、愛知万博のベトナム館で見た民族楽器の演奏、カンボジアといえばアンコールワット、なんていうところしかありませんでした。ましてや「ウズベキスタン」なんて、一回も聞いたことがなかったと、自信を持って言えるぐらい縁遠い国でした。

しかしこの職場では、外国といえばこれらの国々なのです。アメリカやヨーロッパ諸国といった国々のほうが、ここにいるとむしろ縁遠く感じてしまいます。

このような国の政府の高い地位にある方々や、法律の専門家が、研修や協議のために訪日し、ウチの職場にお越しになります。

研修・協議中は、専門的用語を駆使して議論をする彼らですが、フリータイムの買い物などの場面では、ニヤツとしてしまうような一面を見せてくれることもあります。

先日、来日されたベトナムの検察官の方は、日本製の「爪切り」を大量に買っていかれ、裁判官の方は、「シャワートイレ」を10個近く購入していかれました。どちらも職場や家族の方に頼まれたんだろうなあと、微笑ましく感じられました。また、どの国の方も、特に電気製品については日本製にこだわり、「Made in Japan」表示のステレオを探して何軒も店を探し回ったこともあります。

法整備支援という業務は、例えば、親戚のおばちゃんとかに話しても、ただ、「なーんか、難しいことをやっとなのやね。」と言われるだけで、なかなか聞いたことがない、なじみがない仕事かもしれません（僕の説明が下手なだけかもしれませんが）。

ただ、刑務官として勤務していた際も、「治安の最後の砦」で勤務していることへの誇りがあったのと同様に、現在の法整備支援という仕事に関しても、その組織の一員であるということに、大きな誇りを感じています。

犯罪者を刑事施設に収容して、矯正教育等の処遇を行うことにより改善更生と社会復帰を図るという仕事と、途上国の法整備支援活動とは、一国の法にかかわる行政の、重要な車の両輪ではないだろうかという気がしてなりません。

先輩、矯正の現場の方は、いかがですか？

矯正の世界では、明治以来の「監獄法」が全面改正され、「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」が施行されたばかりという、歴史的な大転換期にあります。僕はその直前に異動になり、法律改正による現場の大変さを肌で感じる事ができないもどかしさと、矯正に戻った後、まるで「浦島太郎」のように何もわからなくなってしまうのではないかと、いう不安を常に感じています。

しかし、「今はそんなこと心配せんと、今の仕事をやらなあかんよ。」という先輩の言葉が聞こえてきそうです。今の仕事がすべて矯正の世界でも役に立つかは分かりませんが、自分で何か一つでも身につけて、矯正の嵐の中に戻りたいと思っています。

それでは、珍しく手紙なんかと思ったら、長々とつまらない話をしてすみませんでした。先輩、お体を大切に、（聞いちゃいけないでしょうが）酒はほどほどにしてください。で、近いうちに久々に遊びに行きますので、ごちそうしてください！

敬具



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

四季～43度を超えない夏～

ウズベキスタンには四季があります。内陸の国らしく、冬は寒く、夏は非常に暑くなります。冬はタシュケントでもマイナス 10 度になり、昨冬は雪も多く、冬中、街に雪が残っていました。西のカラカルパクスタン自治共和国では、マイナス 30 度までにもなるそうです。乾燥地域ではありますが、3月中旬（イスラムの新年ナウルーズ前後）や10月には、雨が降ります。夏は突然やってきて、4月には日中は30度まで気温が上昇します。7月、8月が、日差しも強く、一年で一番暑い時期です。50度を越えているのではないかと思う日もありますが、どんな猛暑も43度を越えることは絶対にはないそうです。とある法令によれば、43度を越える日の勤務には特別手当をつけなければならないそうで、そのために、政府発表の気温は、絶対に43度を越えることがないとのこと。

（JICAウズベキスタン長期派遣専門家 松嶋 希会）

～国際協力部からのお知らせ～

司法事業記念賞の受賞について

法務総合研究所が現在の独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して実施してきたベトナム社会主義共和国に対する法整備支援は、1996年に初めて正式にプロジェクト化されてから、すでに10年以上が経過し、その間、活発な活動が展開されてきました。この中で、法整備支援プロジェクトのため2004年5月から2007年3月まで長期専門家としてハノイ市に派遣されていた法務総合研究所国際協力部の森永太郎教官(現・東京地方検察庁検事)が、現地業務を終了し帰国する直前の本年3月28日、ベトナム司法大臣から、ベトナムの法整備活動に功績のあった者に授与される「司法事業記念賞」を受賞しました。本人の報告によれば、この受賞は、司法省の諮問委員会の議決に基づいたウオン・チュー・リュウ司法大臣の決定によるもので、日本人では初めての受賞であり、決定書と徽章の授与式は、司法省において、ホアン・テー・リエン司法省副大臣により執り行われたとのことです。

賞の趣旨は、森永教官がベトナム法整備支援プロジェクト事務所のチーフアドバイザーとして、日越間の協力によるベトナムの法整備活動における功績が顕著であったとのことのように、森永教官の活躍が、歴代の現地専門家の努力と、国内関係者の支援の下に初めて可能であったことなどに鑑みれば、これはひとり森永教官に与えられた賞ではなく、これまでの各法整備支援プロジェクトがベトナムにもたらした成果が評価されたもの、そして、本年4月1日から活動を始めた新たなベトナム法整備支援プロジェクトに対する大きな期待を込めたものと考えられるでしょう。その意味で、今回の「司法事業記念賞」は、これまでベトナム法整備支援に携わってきた日本側の全関係者に向けられたものと理解し、関係者の皆様と共に喜びたいと思います。

この賞の受賞が、日本とベトナムの法律・司法の分野における相互の信頼と友好・協力関係をさらに発展させる機運を盛り上げることは疑いのないところでしょう。このような良好な環境の下、裁判官・検察官・弁護士出身のそれぞれ5代目の長期専門家が派遣され始動した新たな法整備支援プロジェクトが、より一層の成果を達成することができるよう国際協力部としても支援活動を推進してまいります。



2007年3月28日ベトナム司法省にて

(向かって左：森永太郎氏)

ICD NEWS — LAW FOR DEVELOPMENT —

創刊号～30号 掲載記事索引

(筆者の肩書は掲載時のものによる)

ベトナム関係

ヴェトナム国法整備支援研修の概要

	国際協力部教官 黒川 裕正	創刊号	P. 104
第14回ヴェトナム研修カントリーレポート発表会 (民事における検察官の役割)		創刊号	P. 107
第15回ヴェトナム研修カントリーレポート発表会 (ヴェトナムにおける司法職務と弁護システム)		創刊号	P. 113
ヴェトナム司法改革の動向～現在と未来～			
	ヴェトナム司法省次官 Ms. Le Thi Thu Ba	第2号	P. 99
ヴェトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革(概要)			
	国際協力部教官 丸山 毅	第2号	P. 120
ヴェトナムの弁護士制度について			
	JICA 長期専門家 柳原 克哉	第2号	P. 156
ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較			
	ヴェトナム最高人民検察院検察理論研究所副所長 Mr. Vu Van Moc		
	編集及び注釈 国際協力部教官 山下 輝年	第2号	P. 179
ヴェトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について			
	JICA 長期派遣専門家 竹内 努	第3号	P. 99
ヴェトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について			
	JICA 長期派遣専門家 竹内 努	第3号	P. 109
第16回ヴェトナム国法整備支援研修 カントリーレポート発表会 (ヴェトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題)		第3号	P. 173 P. 175
ベトナムにおける法的紛争の解決 ～民事執行手続とその実情を中心として			
	JICA 長期専門家 竹内 努	第4号	P. 4
ベトナムにおける担保権の実行			
	JICA 長期専門家 塚原 長秋	第5号	P. 84
ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察			
	国際協力部教官 山下 輝年	第5号	P. 125
カントリーレポート：ヴェトナムの経済犯罪(英・日)		第5号	P. 139
カントリーレポート：人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正(英・日)		第5号	P. 151
ヴェトナム(1999年改正)刑法抜粋(仮訳)		第5号	P. 166

<p>ヴェトナムの証券市場</p>			
<p>第19回ヴェトナム国法整備支援研修結果の概要</p>			
<p>～ヴェトナム証券取引に関するデクリーの検討会を中心として～</p>			
	国際協力部教官	黒川 裕正	第6号 P.7
<p>ヴェトナムの証券市場及び制度について</p>			
	JICA 長期専門家	河津 慎介	第6号 P.23
<p>ヴェトナムの証券市場に関する犯罪と行政罰について</p>			
	JICA 長期専門家	柳原 克哉	第6号 P.38
<p>ベトナム証券および証券市場に関する制令</p>			
	(和訳：日本経済交流センター)		第6号 P.54
<p>ヴェトナム民事訴訟法セミナーの結果について</p>			
	前 JICA 長期専門家 (現東京高等裁判所判事補)	竹内 努	第6号 P.74
<p>第17回ヴェトナム国法整備支援研修 (民法改正共同研究) 結果の概要</p>			
<p>～ヴェトナム民法改正第一次草案の主な内容～</p>			
	国際協力部教官	黒川 裕正	第6号 P.161
<p>日越 MOJ 元大臣対談 ― 明日の司法の担い手を求めて</p>			
	元日本国法務大臣, 現法務省特別顧問	三ヶ月 章	
	元ヴェトナム社会主義共和国司法大臣, 現国会議員	グエン・ティン・ロク	第8号 P.1
<p>ヴェトナムにおける立法制度とその限界について</p>			
	在ハノイ JICA 長期派遣専門家	河津 慎介	第8号 P.19
<p>第4回法整備支援連絡会 (2003.1.15 開催)</p>			
	講演	ヴェトナム社会主義共和国グエン・ティン・ロク前司法大臣	第9号 P.20
	基調講演	ヴェトナムにおける法整備支援	
	地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授	森島 昭夫	第9号 P.33
<p>ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動について</p>			
	国際協力部教官	森永 太郎	第12号 P.202
<p>ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナーについて</p>			
	JICA 長期派遣専門家	森永 太郎	第13号 P.5
		ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナー記録	第13号 P.7
<p>法整備支援状況 (ベトナム)</p>			
	国際協力部教官	丸山 毅	第16号 P.4
<p>ベトナム民事訴訟法制定について</p>			
	JICA 長期派遣専門家	森永 太郎	第16号 P.34
<p>ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について</p>			
	国際協力部教官	廣上 克洋	第16号 P.40
	講演	ベトナムの司法制度改革の現状と課題	
	ベトナム最高人民検察院次長検事	クア・ヴァン・ガー	第16号 P.42

講演 ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題				
	ベトナム最高人民検察院次長検事	クア・ヴァン・カー	第 16 号	P. 66
ベトナム破産法の成立				
	国際協力部教官	丸山 毅	第 17 号	P. 4
第 22 回ベトナム国法整備支援研修概要				
	JICA 長期専門家（前国際協力部教官）	森永 太郎	第 18 号	P. 40
ベトナム破産法（仮訳）			第 18 号	P. 74
第 6 回法整備支援連絡会（2005. 1. 14 開催）				
ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割				
	ベトナム最高人民裁判所副長官	タン・クアン・フオン	第 20 号	P. 32
ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価				
	九州大学名誉教授・弁護士	吉村 徳重		
	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士	井関 正裕	第 20 号	P. 39
ベトナム民事訴訟法制定				
ー我が国の起草支援ー				
	法務総合研究所国際協力部教官	丸山 毅	第 21 号	P. 5
ー成立の背景と特徴（第一審における審理手続を中心として）ー				
九州大学名誉教授・弁護士・ベトナム民事訴訟法共同研究会座長		吉村 徳重	第 21 号	P. 10
ー日本法と比較しての特徴ー				
	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士			
	ベトナム民事訴訟法共同研究会委員	井関 正裕	第 21 号	P. 58
ー非訟，国際民事訴訟及び判決執行手続の概説ー				
	立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士			
	ベトナム民事訴訟法共同研究会委員	酒井 一	第 21 号	P. 106
第 13 回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録				
～ベトナム最高人民裁判所副長官 タン・クアン・フオン氏を迎えて～			第 21 号	P. 106
ベトナム民事訴訟法和訳（仮訳）			第 21 号	P. 126
ベトナムの 2003 年改正刑事訴訟法と新捜査体制				
	国際協力部教官	丸山 毅	第 23 号	P. 1
講演録「ベトナム刑事捜査機関組織令」（2005. 7. 8&11 開催）				
講演者	ベトナム最高人民検察院検察理論研究所長	ゴ・クアン・リエン		
	ベトナム最高人民検察院検察部副部長	ウ・チョン・トク	第 23 号	P. 19
ベトナム刑事訴訟法（仮訳）			第 23 号	P. 42
ベトナム刑事捜査組織令（仮訳）			第 23 号	P. 107
ベトナム刑法（仮訳）			第 23 号	P. 117
ベトナム民事訴訟法の今後の課題				
	国際協力部教官	丸山 毅	第 26 号	P. 1

ベトナム民事訴訟法の今後の課題 -日本民事訴訟法との比較法的視点から-	広島修道大学法科大学院・弁護士 吉村 徳重	第 26 号	P. 2
ベトナム民事訴訟法の将来の問題	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関 正裕	第 26 号	P. 13
ベトナム民事訴訟法の将来の改正課題	立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士 酒井 一	第 26 号	P. 27
第 7 回法整備支援連絡会 (2006. 3. 17 開催)			
基調講演「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」	ベトナム司法省次官 ホアン・テェ・リエン	第 27 号	P. 11
基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」	財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授 森脇 昭夫	第 27 号	P. 16
講演「ベトナム民法典の主要な改正点」	学習院大学法学部教授 野村 豊弘	第 27 号	P. 21
ベトナムの統治機構, 司法制度の概観	国際協力部教官 伊藤 文規	第 28 号	P. 4
資料 政治局決議-2010 年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略 及び 2020 年までの方針について		第 28 号	P. 22
政治局決議-2020 年までの司法改革戦略について		第 28 号	P. 33
ベトナムの司法改革と人民検察院 ～ベトナムにおける司法改革の変遷と人民検察院の地位, 組織, 役割等～	国際協力部教官 伊藤 文規	第 29 号	P. 1
ベトナムの司法制度改革と改正刑事訴訟法の運用等について	国際協力部教官 伊藤 文規	第 29 号	P. 23
講演録「ベトナム司法制度改革の現状と問題点について」	最高人民検察院検察理論研究所 所長 レ・フー・テー	第 29 号	P. 24
講演録「ベトナム改正刑事訴訟法の運用状況について」	最高人民検察院検察理論研究所 副所長 ド・ヴァン・トゥオン	第 29 号	P. 61

カンボジア関係

カンボディア民事訴訟法起草支援 カンボディア王国民事訴訟法起草支援について	駿河台大学学長 竹下 守夫	第 2 号	P. 1
カンボディア民事訴訟法 (判決手続編) 起草支援の課程	国際協力部教官 黒川 裕正	第 2 号	P. 4

日本弁護士連合会の法整備支援活動

日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要			
日弁連国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏	第 5 号	P. 4	
「報告書—カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために」について			
日本弁護士連合会国際室長 上柳 敏郎	第 5 号	P. 29	
報告書—カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために			
日本弁護士連合会 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト法律扶助チーム	第 5 号	P. 31	
ロジ担より愛をこめて～事務監理奮闘記～			
弁護士 田中みどり	第 5 号	P. 72	
カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて			
統括国際協力専門官 植田廉太郎	第 6 号	P. 1	
カンボディア民法・民事訴訟法起草支援			
カンボディア民法・民事訴訟法起草支援, その画期的な成果			
国際協力部長 尾崎 道明	第 7 号	P. 17	
カンボディア記念セミナーにおける講演・スピーチ集	第 7 号	P. 22	
カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって			
元 JICA 長期専門家 坂野 一生	第 7 号	P. 91	
カンボディア王国民法典草案 (優先 8 分野)	第 7 号	P. 100	
第 4 回法整備支援連絡会 (2003. 1. 15 開催)			
基調講演 カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題			
駿河台大学学長・一橋大学名誉教授 竹下 守夫	第 9 号	P. 25	
カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって			
地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授 森嶋 昭夫	第 11 号	P. 4	
カンボジア王国民法典草案 (2003 年 6 月 30 日現在日本語草案)	第 11 号	P. 9	
カンボジア研修 (2003 年 3 月) における新たな試み			
国際協力部教官 黒川 裕正	第 11 号	P. 133	
「民法典草案編」	第 11 号	P. 140	
「民事訴訟法典草案編」	第 11 号	P. 154	
カンボジア王国民事訴訟法典草案 (2003 年 6 月 30 日現在日本語草案)	第 12 号	P. 5	
第 5 回法整備支援連絡会 (2004. 1. 23 開催)			
基調講演 「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」			
駿河台大学学長 竹下 守夫	第 14 号	P. 24	
法整備支援状況 (カンボジア)			
国際協力部教官 (JICA 短期専門家) 三澤あずみ	第 16 号	P. 7	
カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援			
国際協力部教官 三澤あずみ	第 18 号	P. 1	

第6回法整備支援連絡会(2005.1.14開催)

カンボジアにおける法曹養成支援

日本弁護士連合会国際室長・弁護士 矢吹 公敏

国際協力部教官 三澤あずみ 第20号 P.62

国際協力部教官座談会 ～私たちのカンボジア法整備支援～

国際協力部教官 三澤あずみ

同 関根 澄子

同 柴田 紀子 第25号 P.3

カンボジア現地セミナー報告

カンボジアの法曹養成に向けて ―民事模擬裁判―

国際協力部教官 柴田 紀子 第25号 P.33

カンボジア王国王立司法官職養成校民事模擬裁判に参加しての感想

弁護士 木内 秀行 第25号 P.56

カンボジア王立司法学院長招へい

国際協力部教官 柴田 紀子 第26号 P.187

カンボジアの統治機構の概観

国際協力部教官 小林 俊彦 第29号 P.101

資料

第29号 P.128

ラオス関係

ラオス法制度の概要

国際協力部教官 工藤恭裕 ほか 第3号 P.5

ラオス人民民主共和国憲法(英日対訳)

第3号 P.61

ラオスにおける法学教育

名古屋大学大学院博士課程 瀬戸 裕之 第4号 P.34

第8回ラオス国法整備支援研修の概要

国際協力部教官 三澤あずみ 第13号 P.124

カントリーレポート発表会

第13号 P.128

第5回法整備支援連絡会(2004.1.23開催)

講演「ラオスの司法改革と日本の支援」

ラオス最高人民裁判所副長官 タヴォン・ワンウァイェット 第14号 P.34

法整備支援状況(ラオス)

JICA長期派遣専門家 小宮 由美 第16号 P.11

ラオス人民民主共和国「サワン・セノ経済特区」首相令

神戸大学大学院国際協力研究科教授 松永 宣明 第22号 P.92

ラオス法制度整備プロジェクト

第30号 P.4

事前事前評価表（技術協力プロジェクト）			第 30 号	P. 6
ラオス法整備支援プロジェクトの概要とその成果について	国際協力部教官	田中嘉寿子	第 30 号	P. 10
ラオス民法教科書作成支援について				
1 回顧と展望	慶應義塾大学法科大学院教授	松尾 弘	第 30 号	P. 40
2 債権法について	立教大学大学院法務研究科教授	野澤 正充	第 30 号	P. 57
3 担保法について	中央大学教授	古積健三郎	第 30 号	P. 67
ラオス商法教科書作成支援について－企業法注釈書の作成と人材育成－	名古屋大学大学院法学研究科	中東 正文 松浦 好治 今井 克典	第 30 号	P. 71
ラオス検察院マニュアル作成支援	弁護士	小口 光	第 30 号	P. 74
ラオス検察院マニュアル和訳(仮訳)			第 30 号	P. 81

ウズベキスタン関係

現地レポート

	国際協力部教官	丸山 毅	創刊号	P. 135
ウズベキスタン共和国の司法制度について	国際協力部教官	丸山 毅	第 4 号	P. 62
ウズベキスタン共和国憲法和訳	名古屋大学教授	杉浦 一孝	第 4 号	P. 81
ウズベキスタン共和国司法高官による発表会記録			第 4 号	P. 91
第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修（2002）結果の概要	国際協力部教官	丸山 毅	第 9 号	P. 139
カントリーレポート発表				
刑事司法手続			第 9 号	P. 149
経済裁判所の訴訟手続			第 9 号	P. 152
司法省の組織／弁護士の監督			第 9 号	P. 155
中小企業の活動に対する干渉の防止			第 9 号	P. 160
民法の基本構造			第 9 号	P. 164
民法改正・商法制定の動向			第 9 号	P. 169
民事訴訟手続			第 9 号	P. 175

経済裁判所の役割		第 9 号	P. 179
ウズベキスタン司法調査報告			
	日本弁護士連合会国際交流委員会	第 10 号	P. 3
弁護士会タシケント支部		第 10 号	P. 9
最高経済裁判所		第 10 号	P. 13
世界経済外交大学国際法学部リーガルクリニック		第 10 号	P. 18
タシケント法科大学・同リーガルクリニック		第 10 号	P. 22
外国系法律事務所		第 10 号	P. 25
法律事務所		第 10 号	P. 27
タシケント市刑事裁判所		第 10 号	P. 29
司法省		第 10 号	P. 31
事務監理報告		第 10 号	P. 33
ウズベキスタン共和国基礎知識		第 10 号	P. 38
表敬・対談 ウズベキスタン共和国司法大臣来日 (2003. 12)		第 14 号	P. 6
中央アジア司法制度			
ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観			
前国際協力部教官 (現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官)	黒川 裕正		
法務総合研究所国際協力事務部門主任国際協力専門官	小山田 実	第 15 号	P. 4
ウズベキスタン共和国経済訴訟法典 (1998 年 1 月 1 日施行) 和訳			
	香取 潤	第 15 号	P. 23
中央アジア諸国刑事司法制度調査報告-(上)-			
-ウズベキスタン共和国, キルギス共和国, タジキスタン共和国-		第 15 号	P. 59
総説		第 15 号	P. 61
犯罪情勢		第 15 号	P. 64
刑事法に関する現状とその改革		第 15 号	P. 74
刑事司法に関する知識と人的基盤		第 15 号	P. 81
法整備支援状況 (ウズベキスタン)			
	国際協力部教官 工藤 恭裕	第 16 号	P. 20
中央アジア諸国刑事司法制度調査報告-(下)-		第 16 号	P. 97
-ウズベキスタン共和国, キルギス共和国, タジキスタン共和国-			
刑事司法制度と運用の実際		第 16 号	P. 99
少年非行		第 16 号	P. 144
コミュニティの関わり		第 16 号	P. 149
課題と所感		第 16 号	P. 155
ウズベキスタン共和国担保法 (仮訳)		第 16 号	P. 161
ウズベキスタン招へい専門家報告			
	国際協力部教官 丸山 毅	第 18 号	P. 95

ウズベキスタン共和国と日本間の司法分野における協力の枠組みの中で行われた研修コースの結果についての報告書

ウズベキスタン最高裁判所裁判官	ハルキハエハ・Ж・И	第18号	P.96
日本とウズベキスタン共和国の立法及び立法プロセス			
タシケント法科大学講師	サテイヤ・S・グリヤモフ	第10号	P.102
第3回ウズベキスタン国法整備支援研修概要			
国際協力部教官	工藤 恭裕	第19号	P.3
カントリーレポート発表会 ～ウズベキスタン経済裁判所と倒産制度～			
最高経済裁判所副長官	アシモフ・ムラト・カリモウイッチ	第19号	P.10
ウズベキスタン共和国倒産法（仮訳）		第19号	P.14
ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト			
ウズベキスタン倒産法注釈書支援プロジェクトの紹介			
国際協力部教官	伊藤 隆	第24号	P.1
カントリーレポート発表会（2005年5月27日開催）			
ウズベキスタン倒産法－再建型倒産処理手続を中心に－ ～ウズベキスタン共和国倒産法の概要について～			
大阪大学大学院高等司法研究科教授	池田 辰夫	第24号	P.13
～裁判上の再生支援手続について～			
ウズベキスタン最高経済裁判所判事	リエフ・I・ロミウイッチ	第24号	P.16
～外部管財手続について～			
タシケント法科大学講師・弁護士	ハエハ・N・ウァシエウァナ	第24号	P.20
現地フォローアップセミナー（2005年9月6日開催）			
～日本の倒産実体法について－否認権と双方未履行契約の処理を中心に～			
大阪大学大学院高等司法研究科教授	下村 眞美	第24号	P.41
～裁判上の再生支援と外部管財との比較について～			
タシケント州経済裁判所判事	タジエフ・I・イコウイッチ	第24号	P.52
～日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式との比較について～			
ウズベキスタン最高検察庁上席検事	ホシロフ・E・テイルムトウイッチ	第24号	P.61

インドネシア関係

インドネシア司法制度と司法改革の状況

国際協力部教官	山下 輝年	第3号	P.117
インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第3次改正を含む）			
東邦学園短期大学非常勤講師	島田 弦	第3号	P.157

インドネシアにおける司法改革の動向				
— 2002年度インドネシア司法制度比較研究セミナーから —				
	国際協力部教官	丸山 毅	第8号	P. 103
インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第4次改正を含む）				
	日本学術振興会特別研究員	島田 弦	第10号	P. 49
インドネシア司法事情				
	国際協力部教官	山下 輝年	第12号	P. 157
2003年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー				
	国際協力部教官	森永 太郎	第12号	P. 191
日本人から学ぶ				
	インドネシア最高裁判所判事	リファル・カハール	第12号	P. 198
法整備支援状況（インドネシア）				
	JICA 企画調査員	平石 努	第16号	P. 17
日本・インドネシア法制度比較研究セミナー				
セミナー概要，実施要領，日程表，参加者名簿				
	国際協力部教官	関根 澄子	第17号	P. 28
カンントリーレポート発表会			第17号	P. 35
第9回国際民商事法金沢セミナー（2005. 2. 17開催）				
講演録「インドネシアの海外投資環境」				
	インドネシア大学法学部長	ヒクマント・ユリ	第22号	P. 82
2005年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー				
—インドネシア最高裁判所規則2003年2号によるメディエーション制度の考察を中心に—				
	国際協力部教官	関根 澄子	第26号	P. 32
セミナー参加者プレゼンテーション			第26号	P. 45
プレゼンテーション資料一覧			第26号	P. 103
政策提言のためのディスカッション			第26号	P. 165
2006年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー				
—政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで—				
	国際協力部教官	田中嘉寿子	第30号	P. 114
政策提言書案			第30号	P. 125
インドネシア司法改革支援中間報告				
	前 JICA インドネシア司法改革支援企画調査員	河田宗三郎	第30号	P. 135

モンゴル関係

モンゴルの司法制度と司法改革の状況				
	国際協力部教官	田中嘉寿子	第5号	P. 95

韓国関係

日韓パートナーシップ研修の概要		創刊号	P. 129
第 4 回日韓パートナーシップ研修講演会（平成 14 年 10 月 21 日開催）			
	国際協力部教官 黒川 裕正	第 10 号	P. 66
講演会資料		第 10 号	P. 104
報告書— 第 5 回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）に参加して			
	東京高等裁判所判事（前大阪法務局長） 小池 信行	第 13 号	P. 118
「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会（2004. 11. 27, 28 開催）			
	前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官） 黒川 裕正	第 15 号	P. 103
講演会資料		第 15 号	P. 147
第 6 回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）報告			
—日韓両国における登記業務電算化の状況について—			
	国際協力部教官 伊藤 隆	第 19 号	P. 94
資料 1 韓国における登記業務電算化事業の概要とインターネットサービスの主な内容		第 19 号	P. 104
資料 2 不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスの施行案内		第 19 号	P. 111
資料 3 実務研究報告書			
～外国法人の不動産登記能力について～			
	千葉地方法務局不動産登記部門登記相談官 荒井 義明	第 19 号	P. 115
～親子間における利益相反行為と不動産登記について～			
	和歌山地方法務局登記部門登記相談官 金子 牧恵	第 19 号	P. 124
～本人申請にこたえる登記所の取組について～			
	徳島地方法務局登記部門登記官 佐藤 典明	第 19 号	P. 140
～支店所在地における登記をめぐる一考察～			
	法務省民事局商事課供託係主任 服部 弘幸	第 19 号	P. 149
～不動産執行事件の配当において、共同担保が設定されている物件のうち一部の物件が先に配当された場合の後順位担保権者の代位権行使の要件～			
	最高裁判所事務総局民事局第一課課長補佐 関口 良正	第 19 号	P. 157

中国関係

日中知的財産権の保護に関する法制度の比較研究について			
	国際協力部教官 伊藤 隆	第 22 号	P. 5

講演録 日中知的財産法制度の比較と展望 (2004. 12. 8, 10 開催)

北京林達劉知識産権代理事務所シニアパートナー 魏 啓学 第 22 号 P. 9

研究報告書 日中知的財産法制度の比較と展望

北京林達劉知識産権代理事務所シニアパートナー 魏 啓学 第 22 号 P. 48

国際民商事法研修

国際民商事法研修について

国際協力部教官 山下 輝年 第 4 号 P. 116

第 5 回国際民商事法研修に参加して

関西電力株式会社 辰田 淳 第 4 号 P. 182

第 4 回国際民商事法研修結果の概要～研修員カントリーレポート～

～不動産に対する所有権及び法人格形態の比較研究～

国際協力部教官 丸山 毅 第 6 号 P. 175

第 9 回国際民商事法金沢セミナー (2005. 2. 17 開催)

国際協力部教官 伊藤 隆 第 22 号 P. 72

講演録「家族法のグローバル化と日本の民法」

弁護士・元札幌高等裁判所長官 野田 愛子 第 22 号 P. 75

講演録「インドネシアの海外投資環境」

インドネシア大学法学部長 ヒクマント・ユリ 第 22 号 P. 82

講演録「タイにおける海外投資を取り巻く環境—投資紛争解決制度—」

タイ最高裁判所長官府判事 ソライット・リンパランシー 第 22 号 P. 82

第 10 回国際民商事法金沢セミナー (2006. 2. 22 開催)

国際協力部教官 伊藤 隆 第 28 号 P. 42

講演録「日本における敵対的買収とその防衛策」

東京地方検察庁検事 (前法務省民事局付) 葉玉 匡美 第 28 号 P. 46

講演録「タイの企業動向について」

タイ弁護士 タグラス・マンシル 第 28 号 P. 58

講演録「フィリピンの企業動向について」

フィリピン弁護士 ルイス・ホセ・フェー 第 28 号 P. 66

講義録「法によるアジアの平和のために」

財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫 第 28 号 P. 73

法整備支援連絡会

第 3 回法整備支援連絡会 (2002. 9. 13 開催)

創刊号 P. 11

第4回法整備支援連絡会（2003. 1. 15 開催）

第4回法整備支援連絡会（2003. 1. 15）結果の概要

	国際協力部教官 黒川 裕正	第9号	P. 4
講演	ヴェトナム社会主義共和国グエン・ティン・ロック前司法大臣	第9号	P. 20
基調講演	カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題 駿河台大学学長・一橋大学名誉教授 竹下 守夫	第9号	P. 25
基調講演	ヴェトナムにおける法整備支援 地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授 森嶋 昭夫	第9号	P. 33
	クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起 東京地方検察庁検事 田中加寿子	第9号	P. 42
パネルディスカッション第一部			
	アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題 ― 法整備支援の現場から	第9号	P. 47
パネルディスカッション第二部			
	法整備支援の新たな展開 ― その理想像と戦略	第9号	P. 69
	同連絡会資料	第9号	P. 99

第5回法整備支援連絡会（2004. 1. 23 開催）

	国際協力部教官 山下 輝年	第14号	P. 13
基調講演	「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」 駿河台大学学長 竹下 守夫	第14号	P. 24
報告	「アジア諸国における ADB の法整備支援活動とその連携について」 アジア開発銀行（ADB）法務局長 アーサー M. ミッチェル ほか	第14号	P. 30
講演	「ラオスの司法改革と日本の支援」 ラオス最高人民裁判所副長官 タウオン・ワンウイット	第14号	P. 34
法整備支援現場レポート			
	弁護士 平石 努	第14号	P. 37
基調講演	「ドナー間における支援の相克と日本の支援の整備」 地球環境戦略研究機関理事長 森嶋 昭夫	第14号	P. 40
報告	「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」 名古屋大学教授 松浦 好治	第14号	P. 45
報告	「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」 関西大学教授 北川 俊光	第14号	P. 48
報告	「中国支援に向けた調査研究の現状」 一橋大学教授 布井 千博	第14号	P. 51
	資料	第14号	P. 68

第6回法整備支援連絡会（2005. 1. 14 開催）

	国際協力部教官 廣上 克洋	第20号	P. 21
講演	「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」		

	ベトナム最高人民裁判所副長官	ダン・クアン・フオン	第 20 号	P. 32
基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」				
	九州大学名誉教授・弁護士	吉村 徳重		
	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士	井関 正裕	第 20 号	P. 39
報告「カンボジアにおける法曹養成支援」				
	日本弁護士連合会国際室長・弁護士	矢吹 公敏		
	国際協力部教官	三澤あずみ	第 20 号	P. 62
資料			第 20 号	P. 77
第 7 回法整備支援連絡会 (2006. 3. 17 開催)				
	国際協力部教官	関根 澄子	第 27 号	P. 1
基調講演「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」				
	ベトナム司法省次官	ホアン・テ・リエン	第 27 号	P. 11
基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」				
	財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授	森脇 昭夫	第 27 号	P. 16
講演「ベトナム民法典の主要な改正点」				
	学習院大学法学部教授	野村 豊弘	第 27 号	P. 21
報告「名古屋大学による法整備支援活動の概要」				
	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長	杉浦 一孝	第 27 号	P. 31
報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」				
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	第 27 号	P. 36
資料			第 27 号	P. 51

外国法令等

ベトナム

ヴェトナム (1999 年改正) 刑法抜粋 (仮訳)	第 5 号	P. 166
ベトナム破産法 (仮訳)	第 18 号	P. 74
ベトナム民事訴訟法和訳 (仮訳)	第 21 号	P. 126
ベトナム刑事訴訟法 (仮訳)	第 23 号	P. 42
ベトナム刑事捜査組織令 (仮訳)	第 23 号	P. 107
ベトナム刑法 (仮訳)	第 23 号	P. 117

カンボジア

カンボディア王国民法典草案 (優先 8 分野)	第 7 号	P. 100
カンボジア王国民法典草案 (2003 年 6 月 30 日現在日本語草案)	第 11 号	P. 9
カンボジア王国民事訴訟法典草案 (2003 年 6 月 30 日現在日本語草案)	第 12 号	P. 5

ラオス

ラオス人民民主共和国憲法（英日対訳）		第3号	P. 61
ラオス検察院マニュアル和訳（仮訳）		第30号	P. 81

ウズベキスタン

ウズベキスタン共和国憲法和訳	名古屋大学教授 杉浦 一孝	第4号	P. 81
ウズベキスタン共和国経済訴訟法典（1998年1月1日施行）和訳	香取 潤	第15号	P. 23
ウズベキスタン共和国担保法（仮訳）		第16号	P. 161
ウズベキスタン共和国倒産法（仮訳）		第19号	P. 14

巻頭言等

私にとっての「国際」とは	法務総合研究所長 坂井 一郎	創刊号	P. 1
ICD NEWS 発刊によせて	国際協力部長 尾崎 道明	創刊号	P. 6
法律家の叡知結集の新たな場	法務省特別顧問 三ヶ月 章	第3号	P. 1
130年前の法整備支援事業	大阪弁護士会会長 佐伯 照道	第5号	P. 1
巻頭インタビュー 財団法人国際民商事法センター伊藤正会長に聞く 法整備支援の目指すもの	国際協力部長 田内 正宏	第7号	P. 1
国境なき法律家	日本弁護士連合会国際交流委員会委員長 吉野 正	第9号	P. 1
海外協力事業に参加して思うこと	神戸大学名誉教授・日本学士院会員・弁護士 河本 一郎	第10号	P. 1
新しいODA 大綱と法整備支援	駿河台大学学長 竹下 守夫	第11号	P. 1
法整備支援活動に参加して	九州大学名誉教授・弁護士 吉村 徳重	第12号	P. 1
ベトナム・カンボジア両国を訪ねて	法務総合研究所長 鶴田 六郎	第13号	P. 1
経済のグローバル化と法律家の協働	大阪弁護士会副会長 小原 正敏	第14号	P. 1
		第15号	P. 1

デジタル型法整備支援かアナログ型法整備支援か - レジスタン広場の風に当たれば -

大阪大学大学院教授 池田 辰夫 第 17 号 P. 1

法整備支援の更なる発展を目指して

法務総合研究所国際協力部長 相澤 恵一 第 19 号 P. 1

大阪へ、そして大阪から

法務総合研究所長 大塚 清明 第 20 号 P. 1

財団事務局長の仕事振り返って

財団法人国際民商事法センター理事 金子 浩之 第 21 号 P. 1

カンボジアに行ってきました

法務総合研究所長 大塚 清明 第 22 号 P. 1

東アジアの発展と我が国の関わり方

財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫 第 25 号 P. 1

「法の支配」確立に向けた「心」のこもった法整備支援

国際協力部長 稲葉 一生 第 28 号 P. 1

法整備支援における「日本のスタイル」

法務総合研究所長 松永 榮治 第 30 号 P. 1

国際協力の現場から

「外国人」になってみて

国際協力専門官 外尾 健一 創刊号 P. 141

国際協力専門官のすすめ

国際協力専門官 中濱 妙子 第 2 号 P. 199

カンボディアに行ってきました

前法務総合研究所教官 山川 景逸 第 3 号 P. 191

縁がありまして再び

国際協力専門官 田中 正博 第 3 号 P. 197

真心で接するということ

国際協力専門官 中川 浩徳 第 4 号 P. 188

“百聞は一見に如かず”

主任国際協力専門官 戸根 省吾 第 5 号 P. 190

カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて

統括国際協力専門官 植田廉太郎 第 6 号 P. 1

ウズベキスタン見聞録

主任国際協力専門官 小宮 由美 第 7 号 P. 178

ご存じですか？日韓パートナーシップ研修

主任国際協力専門官 三宅 義寛 第 8 号 P. 187

私の国際協力	神戸地方検察庁主任捜査官 上谷 智子	第9号	P. 184
早く一人前の国際協力専門官になりた～い	主任国際協力専門官 小山田 実	第10号	P. 152
JICA 専門家養成研修に参加して	主任国際協力専門官 土出 一美	第11号	P. 195
名誉ある地位…の端くれ	国際協力専門官 窪田 浩尚	第12号	P. 206
“法整備支援の修行	国際協力部 語学アドバイザー 枝木 晃子	第13号	P. 189
“私と国際協力”	統括国際協力専門官 平川 貴洋	第14号	P. 179
“You are my best friend in Japan	国際協力専門官 外尾 健一	第15号	P. 178
日韓パートナーシップ研修 一日韓友好の架け橋～	国際協力専門官 窪田 浩尚	第16号	P. 179
『ありがとう』 ～Thank you, С п а с и б о, Rakhmat～	主任国際協力専門官 中川 浩徳	第17号	P. 129
初めて外国人研修を担当して	国際協力専門官 松村 幸治	第18号	P. 150
ゴトンロヨンの精神に触れて	主任国際協力専門官 土出 一美	第19号	P. 166
世界を見る目, 感じる心	国際協力専門官 石田 岳史	第21号	P. 196
私の国際協力日記 (石の上にも7年?)	武蔵野区検統括検務官 (前統括国際協力専門官) 植田廉太郎	第22号	P. 126
JICA 事務所業務を通じて見たベトナム	独立行政法人国際協力機構(JICA) 調達部コンサルタントグループ コンサルタント契約第一チーム 相馬 厚	第23号	P. 187
初めて国際協力に携わって	国際協力専門官 小岩憲一郎	第24号	P. 101
韓国から…そして, カンボジアから…	主任国際協力専門官 土屋 佳代	第25号	P. 59
初めてベトナム・カンボジアを訪れて	統括国際協力専門官 泉野 智彦	第26号	P. 193
国際協力部所属民間人のススメ	JICA ウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会	第27号	P. 87

今後とも国際協力専門官をよろしく申し上げます

大阪地方検察庁統括捜査官（前統括国際協力専門官）	吉川 勉	第 28 号	P. 80
ウズベキスタン出張を通して			
	国際協力専門官 尾世 智浩	第 29 号	P. 146
ようこそ！国際協力部へ			
	国際協力専門官 西林 秀隆	第 30 号	P. 142

その他

新庁舎紹介		創刊号	P. 8
大阪中之島合同庁舎落成記念講演会		第 2 号	P. 79
開会あいさつ ー法務総合研究所の国際協力活動を振り返ってー			
	法務総合研究所長 坂井 一郎	第 2 号	P. 80
国際組織犯罪、汚職及びテロとの闘いにおける国連の役割			
	国連麻薬統制犯罪防止局国際犯罪防止センター所長 Mr. Eduardo Vetere	第 2 号	P. 84
ヴェトナム司法改革の動向～現在と未来～			
	ヴェトナム司法省次官 Ms. Le Thi Thu Ba	第 2 号	P. 99
時々小論 実践あるのみ			
	国際協力部教官 山下 輝年	第 4 号	P. 1
時々小論 国際主義と国際人			
	法務省秘書課国際室語学アドバイザー 柴原 美奈	第 7 号	P. 167
アジア知的財産権法制シンポジウムー(上)ー			
	国際協力部教官 黒川 裕正	第 13 号	P. 155
第 4 回国際民商事法シンポジウム (2004. 3. 12 開催)			
～アジア諸国における知的財産権の行使 (エンフォースメント) の現状と課題～			
	国際協力部教官 黒川 裕正	第 14 号	P. 152
アジア知的財産権法制シンポジウムー(下)ー (2003. 1. 30 開催)			
	国際協力部教官 黒川 裕正	第 14 号	P. 155
時々小論 “魚釣り”と国際協力”			
	国際協力部長 田内 正宏	第 15 号	P. 99
各国法整備支援の状況			
法整備支援の課題と今後の発展			
	国際協力部長 田内 正宏	第 16 号	P. 1
国別状況			
～ベトナム～			
	国際協力部教官 丸山 毅	第 16 号	P. 4

～カンボジア～	国際協力部教官（JICA 短期専門家）	三澤あずみ	第 16 号	P. 7
～ラオス～	JICA 長期派遣専門家	小宮 由美	第 16 号	P. 11
～インドネシア～	JICA 企画調査員	平石 努	第 16 号	P. 17
～ウズベキスタン～	国際協力部教官	工藤 恭裕	第 16 号	P. 20
～モンゴル～	JICA 長期派遣専門家	田邊 正紀	第 16 号	P. 23
不動産登記プロジェクト報告				
	前国際協力部教官（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官）	黒川 裕正		
	法務総合研究所国際協力事務部門主任国際協力専門官	小山田 実		
	国際協力専門官	窪田 浩尚	第 17 号	P. 8
財団法人国際民商事法センター特別顧問・前会長 伊藤 正氏追悼				
	財団法人国際民商事法センター理事長・元検事総長	岡村 泰孝	第 20 号	P. 6
同	特別顧問・法務総合研究所参与	三ヶ月 章	第 20 号	P. 8
同	理 事	日野 正晴	第 20 号	P. 11
同	評議員	本江 威憲	第 20 号	P. 13
	東京高等検察庁次席検事	栃木庄太郎	第 20 号	P. 15
	法務総合研究所長	大塚 清明	第 20 号	P. 17

－ 編 集 後 記 －

長かった梅雨もようやく明け、夏本番となりました。

当部では、今年度の異動に伴い、当部の法整備支援の中核を担って来られた森永太郎、関根澄子及び小林俊彦の3名の教官、樽野晃夫及び松村幸治の2名の専門官が異動され、新たに、亀卦川健一、建元亮太及び宮崎朋紀の3名の教官、西村人司及び馬野卓也の2名の専門官をお迎えし、より充実した法整備支援活動を実施すべく活動しております。

さて、ICD NEWS 31号では、「第8回法整備支援連絡会」と「カンボジア司法大臣招へい」を特集いたしました。

特集1は、本年1月21日に開催いたしました第8回法整備支援連絡会の記録です。午前の部では、2006年7月に成立したカンボジア民事訴訟法を取り上げ、カンボジアのアン・ヴォンワッタナ司法大臣とカンボジア民事訴訟法作業部会竹下守夫部会長にそれぞれ御講演を賜り、民事訴訟法の起草支援を通じて我が国の法整備支援の手法やその意義など、またその課題について両国それぞれの立場からその経験を踏まえた貴重なお話を伺いました。さらに、午後の部では（財）国際民商事法センターの原田理事長の御講演を始め、法整備支援に携わっておられる関係者及び関係機関から御報告いただきました。午前・午後の部どちらにおきましても今後の我が国の法整備支援の在り方を考えるに示唆に富む内容をなっておりますので、是非御一読いただければ幸いです。特集2は、上記連絡会での御講演に合わせて来日されましたカンボジア司法大臣訪日の記録です。私はこの訪日に同行いたしましたが、過密な日程にもかかわらず、精力的に行事をこなしておられた大臣のお姿が大変印象に残っております。大臣のますますの御活躍を祈念いたします。

また、今号では「第2回カンボジア法曹養成支援研修」を特集いたしました。本文でも触れられておりますが、本年7月カンボジア全土で新民事訴訟法が適用され、それに向けて第3回カンボジア法曹養成支援研修が7月に実施されました。優秀で意欲的な若手が前回よりも成長している姿を見て大変頼もしく思うと同時に、彼らの真剣なひとみからは、自分たちが民事訴訟法の普及・定着の担い手となっていくんだという気持ちがひしひしと伝わってきました。今後、カンボジアで多くの法曹が育っていくことを期待したいと思います。

「国際協力の現場から」では、日本国際協力センターの岡林直子研修監理員から御寄稿いただきました。「法律用語」の通訳や翻訳は大変な作業だとは頭では分かっているつもりですが、その御苦勞が並大抵のものではないことが紙面を通じて伝わってまいります。その御苦勞や御努力に感謝申し上げるとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私が当部に来てから早いもので2年がたちましたが、今号の編集を通じ、法整備支援がいかに息の長いものか、どれだけ多くの人々がかかわっているのかを改めて感じさせられました。今後とも、法整備支援活動に関係各所の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

主任国際協力専門官 土屋 佳代